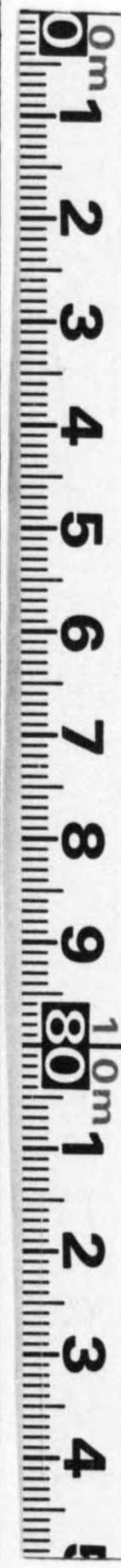


14. 4-1081
1200501209953

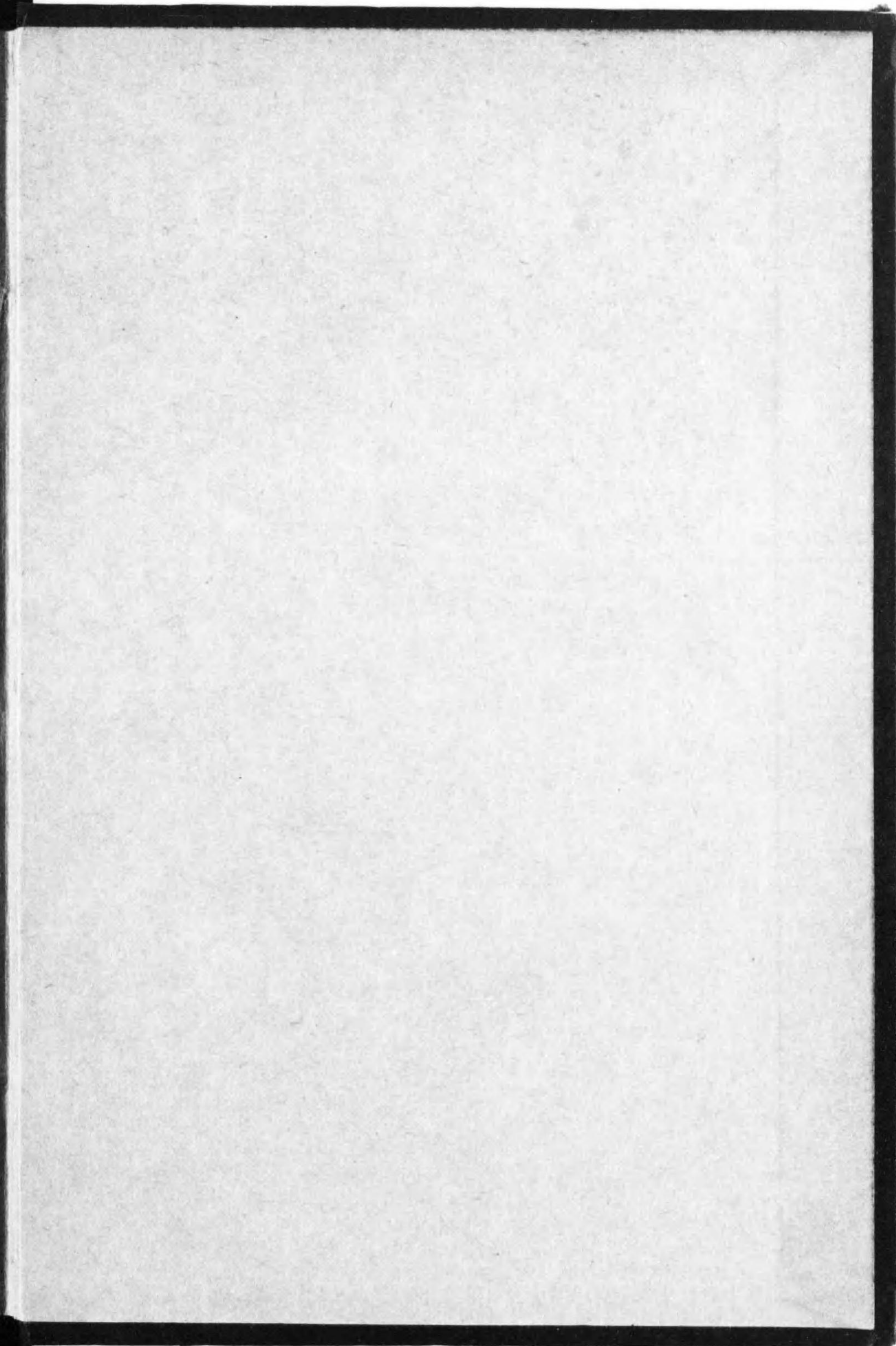
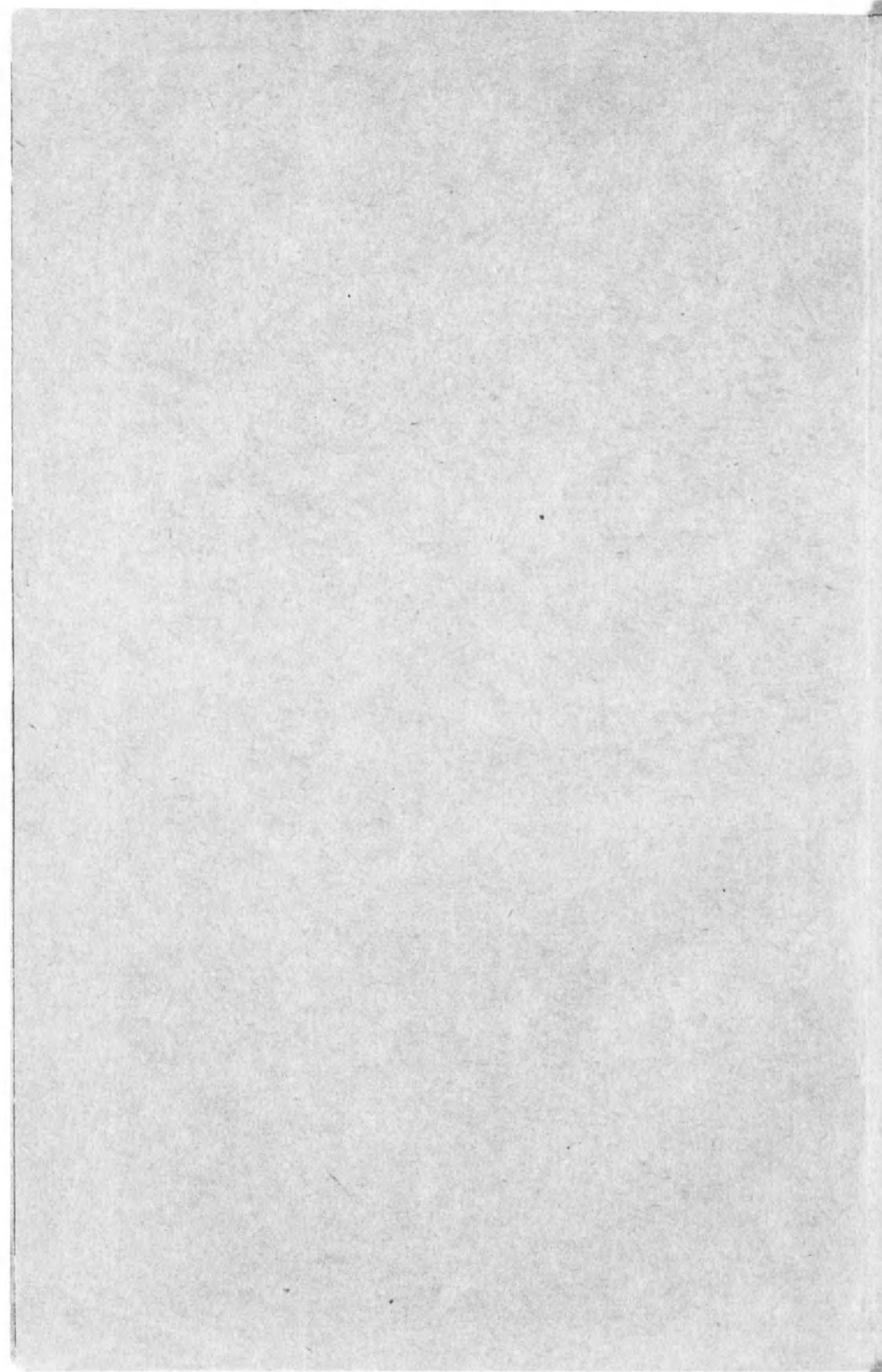
4.4
081

X
複写



始



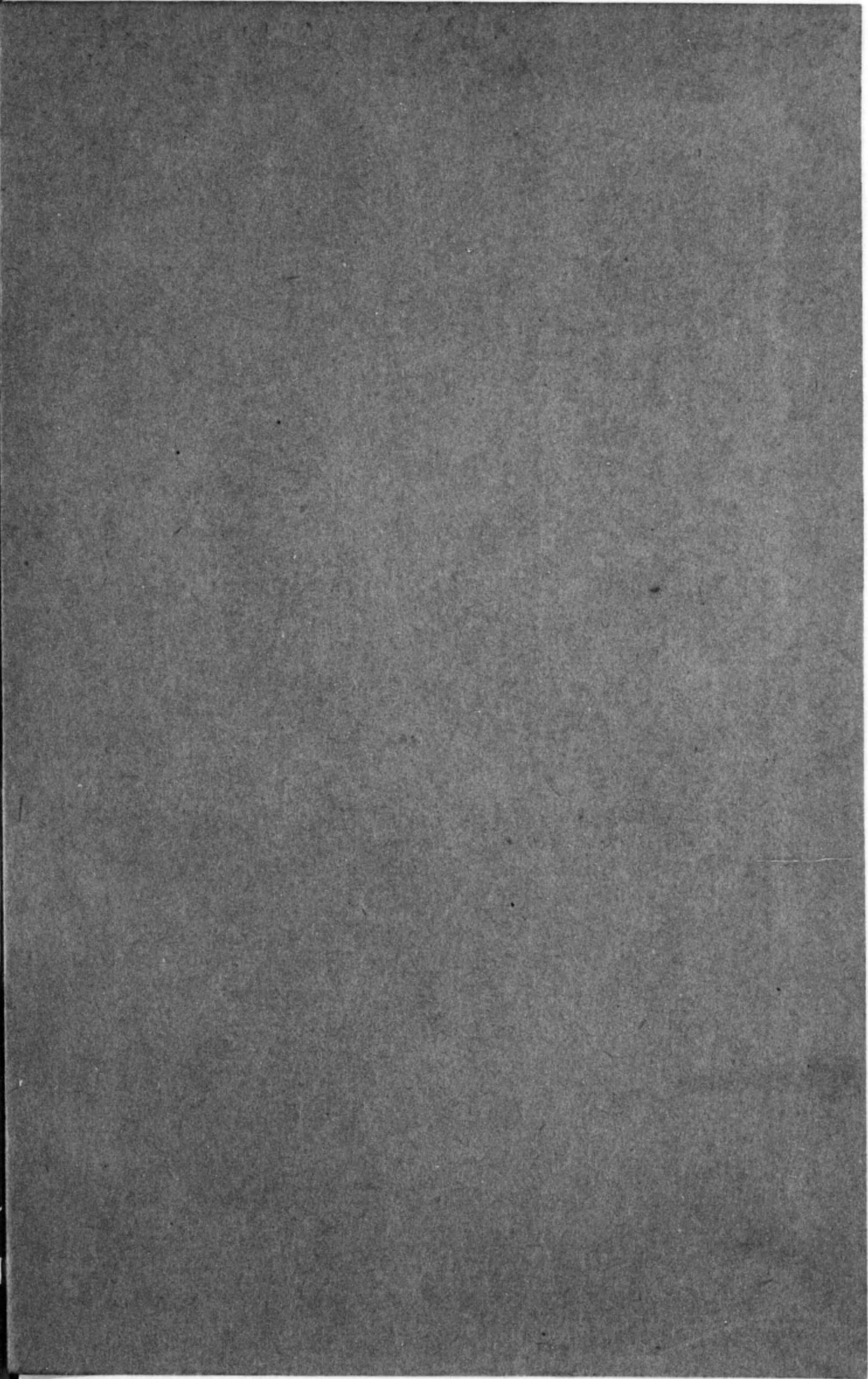


露光量違いの為重複撮影

河北年鑑

14.4

1081



露光量違いの為重複撮影

河北年鑑

11.1

1081

十三年版

河北新報社

資本金壹億五千萬圓
積立金七千二百餘萬圓



株式會社
安田銀行

本店 東京麹町區大手町一丁目
支店 全國百貳拾八個所

福島市本町支店	郡山市中町支店	若松市大町支店	仙臺市大町支店	盛岡市吳服町支店	青森市大町支店
福島市支店	郡山市支店	若松市支店	仙臺市支店	盛岡市支店	青森市支店
秋田市本町支店	酒田市上中町支店	鶴岡市三日町支店	山形市旅籠町支店	米澤市立町支店	
秋田支店	酒田支店	鶴岡支店	山形支店	米澤支店	
秋田支店	酒田支店	鶴岡支店	山形支店	米澤支店	

前付 一

昭 和 生 命

時代は昭和

保險も昭和

本社 東京市京橋

昭 和 生 命 保 險 相 互 會 社

仙臺支部 仙臺市南町三一
秋田支部 秋田市龜ノ丁西土手町三二
山形支部 山形市十日町五〇一
福島支部 福島市新町四八
新潟支部 新潟市東仲通二番町二七八



明日の備へに
千代田の保険

基礎鞏固

業績優秀

信用絶大

一案内書贈呈

千代田生命

橋京・京東

前付 二

本場 仙臺平織元



仙臺平機業株式会社

仙臺市琵琶首丁三十二番地
電話 八五五番

資本金 壹百萬圓
年産額 四拾萬圓
創立 大正元年九月



仙臺染織製綿株式会社

營業 各種製綿
各種染物一式
まるせん英ネル
仙臺地織
電話 一、一〇番
一、六五番
振替仙臺四六三番

仙臺市十橋通二〇

俸給生活の方に信用で月賦償還の金融を致します

小口
金融



株式
會社

宮城銀行

頭取 大庭經之輔
専務取締役 山田勇太郎

晝夜營業

本店 仙臺市元寺小路 (電話 三、六五二番)
仙臺市東一番丁出張所 (電話 二、五七四番)

支店 (刈田郡白石町、宮城郡七北田村) 出張所 (仙臺市東一番、刈田郡宮村、宮城郡根白石村)

資本金 壹千百五拾六萬圓

(電話 七八九番)



株式
會社

常陽銀行

仙臺支店 仙臺市元寺小路
南町通出張所 同市南町通

(電話 一一二〇番)

本店 水戸市 支店 六拾參ヶ所

前付 三

創立 明治三十年十月

資本金 壹千貳百五十萬圓

營業科目 積立金 九百八拾五萬圓

創立以來 壹億參拾六萬圓

支拂保險金 總保險契約高參拾七億參千參百貳拾八萬圓

社長 井坂孝
專務取締役 吉井桃磨 呂

横濱市中區本町五丁目四拾八番地



横濱火災海上保險株式會社

火災保險
海上保險
運送保險
信用保險
傷害保險
盜難保險

東京支店
神戸支店
大阪支店
京都支店
名古屋支店
金澤支店
仙台支店
福岡支店
京城支店

東京市日本橋區三丁目七
神戸市神戶區榮町通四丁目三
大阪市西區江戶堀北通一丁目三八
京都市中區區烏丸通通葉餅角
名古屋市中區御幸本町六丁目四
金澤市上堤町 三〇
仙台市南町 五五
福岡市大名町 一〇〇
京城府鐘路一丁目 三六

火災保險
海上保險

傷害保險
自動車保險
運送保險

本社 大阪市北區堂島濱通二丁目

最近二十一年間の
收入保險料 二億四千六百餘萬圓
支拂保險料 一億六千九十餘萬圓



大阪海上保險株式會社

仙臺市國分町一番地 仙臺出張所

電話長 一八三番

明治二十六年創業

支店・出張所
代理店
歐洲總代理店

東京・横濱・仙臺・金澤・名古屋・京都・神戸・福岡・京城・新京
内國外國船隻ノ地三千九百餘店
セドウィック・コリンズ商賣(ロンドン市)



創業明治十三年

安田生命 保險株式會社
仙臺支店

仙臺市大町四、電話四四五番



東京火災

仙臺支店

仙臺市國分町二番地
電話 三五九番



帝國海上保險株式會社

仙臺支部 仙臺市大町一ノ九三
電話 三〇四二番
秋田駐在所 秋田市橋山本新町上町一四
電話 五九七番



東洋火災

仙臺出張所

仙臺市國分町二番地
電話 一、二三四番



第一火災

仙臺出張所

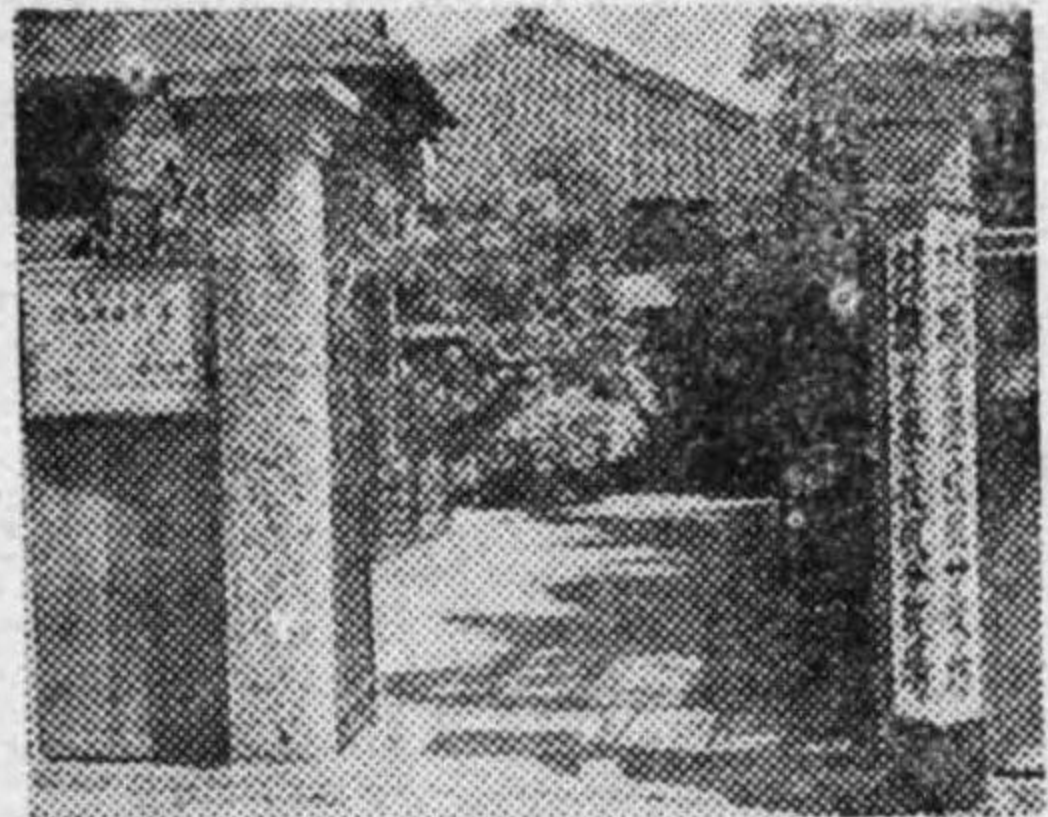
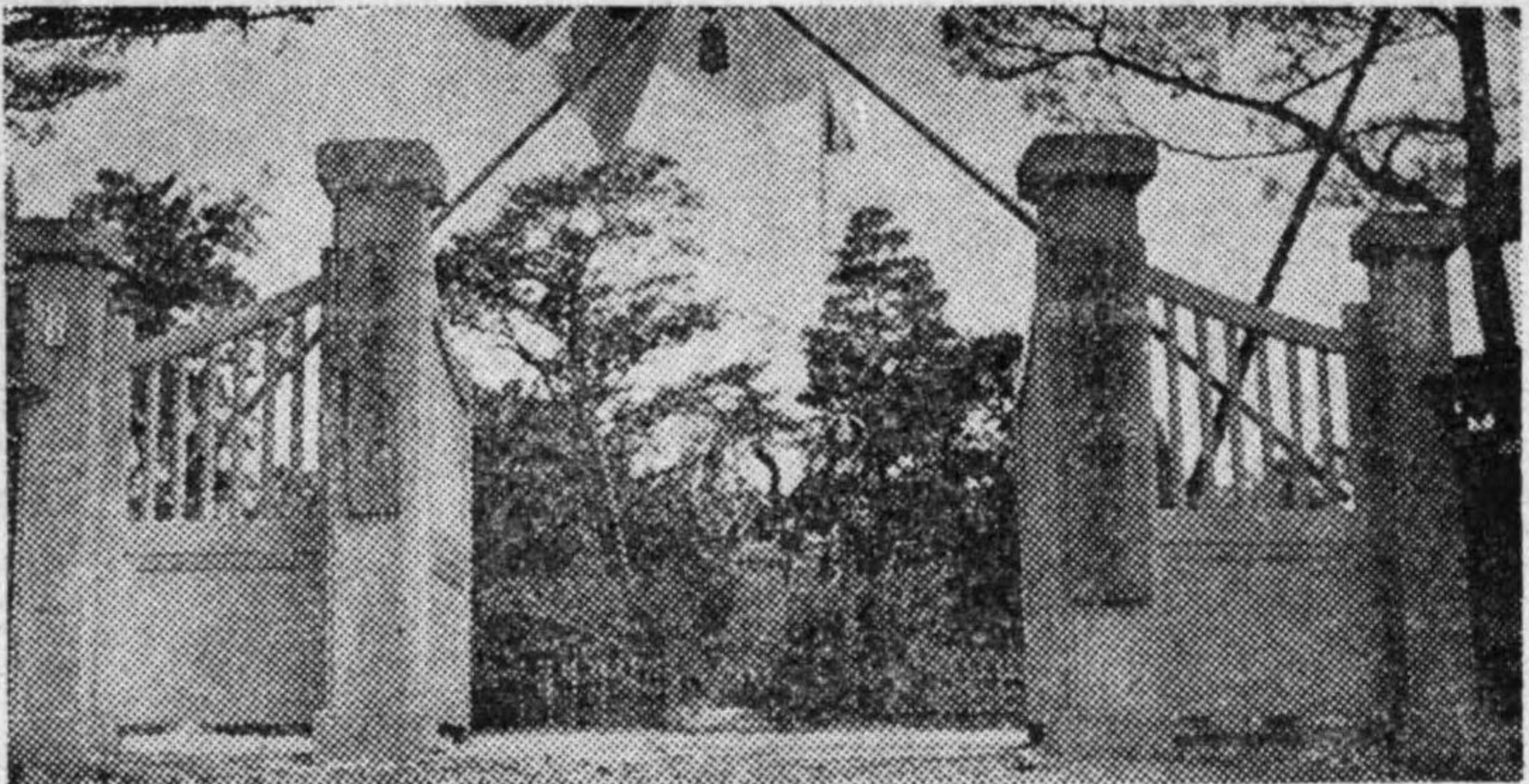
仙臺市國分町一二二
電話 二、九一〇番



太平火災海上

仙臺出張所

仙臺市國分町二番地
電話 四七八番



△洋裁速成教授▽

創立 明治三十六年十月廿七日
創立以降三十五年 卒業生八千餘名
特典 縫裁科、中等教員無試驗檢定(高師卒業百八專正)
中等教員免許狀受領者三百三十餘名(自高等師範科第一回卒業生)
文部大臣認可 校長三島よし

東北女子職業學校

仙臺市清水小路

電話 六八五番

各科募集人員

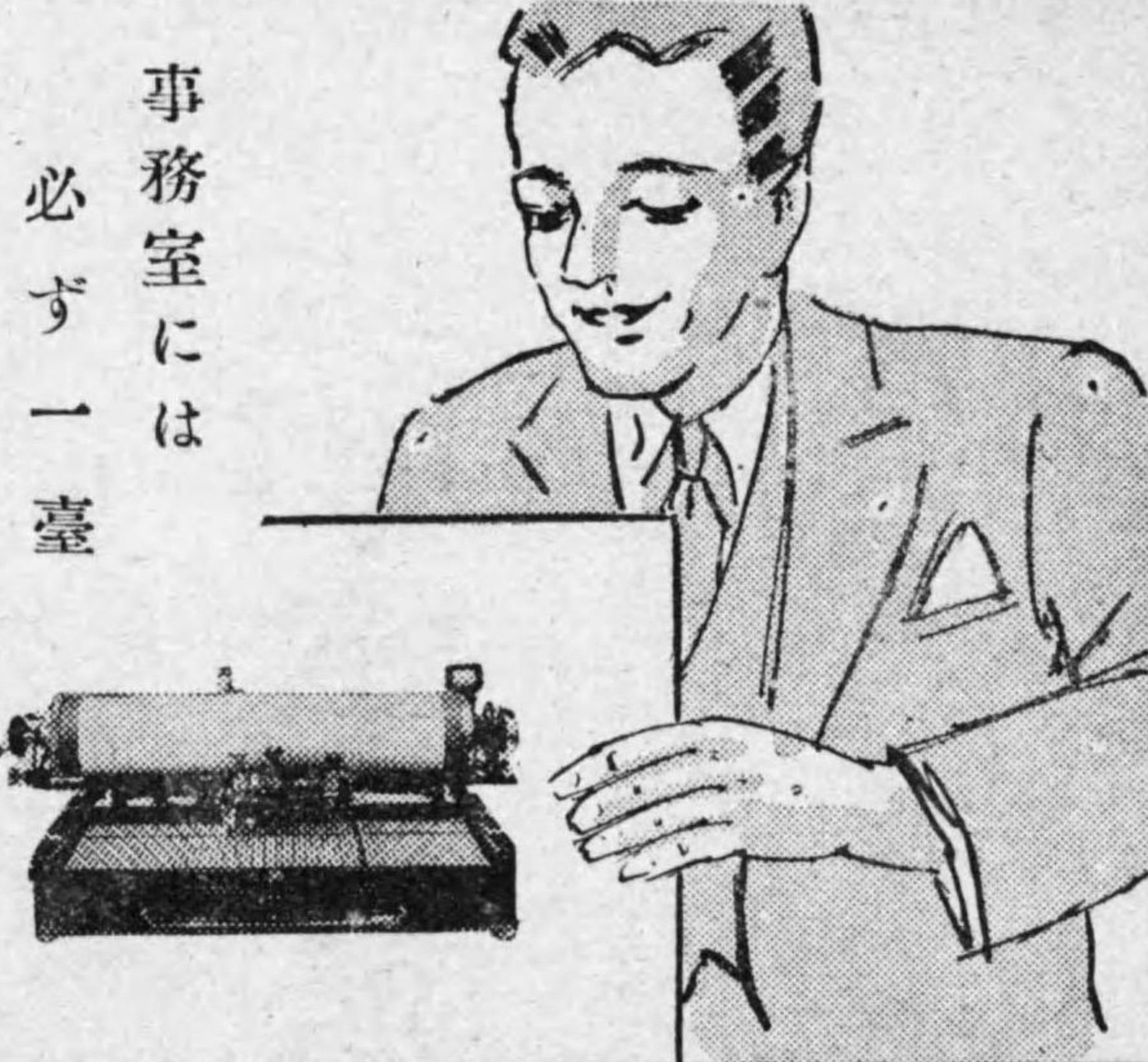
- ◎本科 一學年 一〇〇名
- ◎商業本科 一五五名
- ◎二學年 若干名
- ◎商業學修科 二五五名
- ◎三學年 五〇名
- ◎裁縫學修科 五〇名
- ◎四學年 若干名
- ◎專攻科 一〇〇名
- ◎師範科 一二〇名
- ◎高等師範科 八〇名
- ◎洋裁科 五〇名

昭和十三年度生徒募集人員約六百五十名

假分教場 清水小路九番地
電話 三〇五番

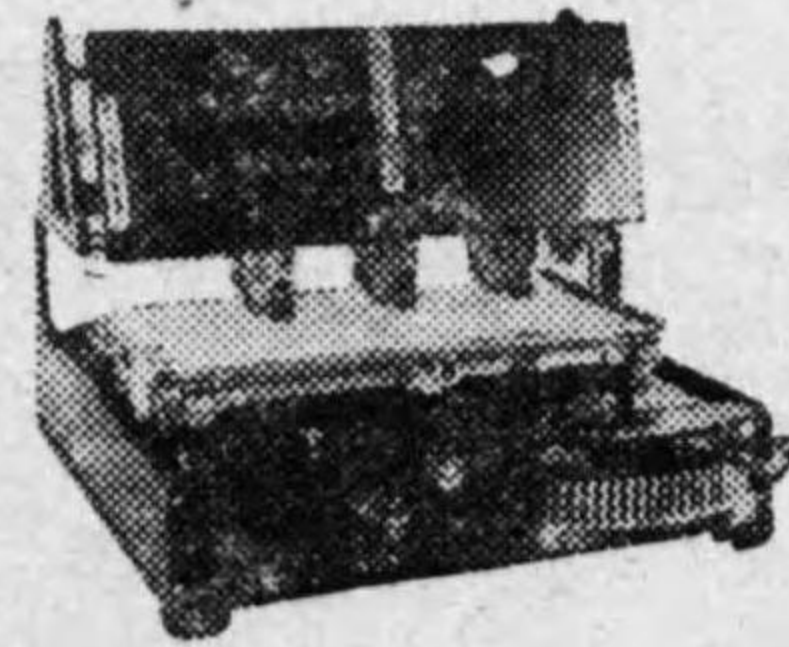
邦文タイプライター

タイプライターを單なる淨書機とする時代は過ぎました、卓越した機能を有する本機は如何に複雑な文書も迅速に整然と處理することが出来ます。



事務室には
必ず一臺

複式金額タイプライター



金額記入は
迅速に！
正確に！
本機は誰が使用しても
各行絶対に相違しない
金額を一度に印書しま
す。
用途、納税告知書徵税
令書支拂通知書
支拂小切手

(型録拜呈)

前付 九

日本タイプライター株式會社

本社 東京市京橋區寶町一ノ二 電話 東京橋自一六一四至一四一六番 一五六一番 一七五四番
仙臺出張所 仙臺市一丁目九番 電話 二四二九番

郡山市

橋本萬右衛門

前付 八

日東肥料株式會社鹽釜工場

宮城縣鹽釜港

電話 八四〇番

鹽釜魚市場

經營者

鹽釜水產市場株式會社

附設鹽釜小賣市場
電話 三〇五五六九番

宮城縣鹽釜町役場

養蠶家の製糸家の共同管理
資蠶の協調共存の榮主義

盛岡

岩手縣是製糸株式會社

盛岡工場 高岡工場

創立 明治十二年
資本金 壹千八拾萬圓

弘前市大字親方町

株式會社 第五十九銀行

支店 青森、鰻ヶ澤、黒石、五所川原、田名部、七戸、八戸、大館、板柳、浪岡、函館、藤崎、三本木、大鰐、油川、湊、土手町、鷹ノ巣、大湊、野邊地、川内、大間、能代、木造、深浦

出張所 和徳町、浦町、新町、鶴田、大畑、佐井、脇ノ澤、鮫

◇縣是蠶糸の本質は!!官民一致蠶種養蠶製糸の三業者共存同榮の組合主義
◇縣是蠶糸の特徴は!!養蠶家に利益配當をなす日本唯一の新機構

宮城縣是共榮蠶糸株式會社

社長 今井 五介
當務取締役 野崎 熊次郎
同 二瓶 泰治郎

營業科目
船舶代理業 海陸運送業
回漕業 倉庫業
保險代理業

稅關貨物取扱人

宮城縣鹽釜港



株式會社 白石商會

營業用

電話 一五・八

臨港出張所

電話 六五

日本食鹽回送株式會社
住友鑛業株式會社
淺野セメント株式會社
明治鑛業株式會社
日滿商事株式會社

專屬荷扱店

三菱鑛業株式會社專屬荷扱店



鹽釜海運合資會社

宮城縣鹽釜港築港中埠頭
電話 三〇三

日本 松島遊覽ト

三景 鹽釜神社 參拜ハ

奥ノ宮 金華山

宮城電鐵デ

風光 觀光バス

鹽釜、松島間ドライブウェイ運轉

日本一ノ臨海電車トバスデ短時間ニ經濟的ニ御愉快ニ御見物御參拜方出來マス

仙臺市裏五番丁一九

宮城電氣鐵道會社

電話一五〇一・三二七番

金華山

宮電 石巻

松島 公園

本塩釜

仙台

華客本位の料亭

割松竹

主 本 田 三 代 之 助

仙 台 市 虎 屋 横 丁
電 話 五 六 一 〇 七 二 六 〇 三 番 番

大廣間新築落成

前付 一四

送配電線路工事並電氣一般工事請負
電氣、電話、通信用諸材料販賣



佐藤電氣工業所
仙臺市驛前 電話四六一・三三四六

H K 型受信機配給元
一般ラヂオ高級品卸小賣

福島電燈株式會社

創立 明治二十八年十月
資本金 壹千四百貳拾七萬貳千五百圓

供給區域
福島縣・山形縣・栃木縣・茨城縣
二市三町 一六二村
電氣供給 電燈實點灯數 三六、〇四六燈
電熱其他力 二一、五六三KW
瓦斯供給 福島市 一圓 七四二KW

取締役社長 西形吉次郎
專務取締役 鈴木文七
支配人 宮村義一

前付 一五

銘茶

よまろづ園

灰火 茶 木

創業
文政十二年

御茶處



よまろづ園

仙臺市大町四丁目
電話 八四〇
振替口座仙臺六〇三八番
振替口座東京一〇、八四九

株式會社

日本興業銀行



東北支店

福島市大町

電話福島 一、二八二番

仙臺駐在事務所

仙臺市商工獎勵館内

電話仙臺 三、九三三番



ほまれや
化学染工場

仙臺市東七番丁

電話 三、四八六番
振替仙臺 三、四九五番

東京支店 東京市下谷區南稻荷一丁目
電話 二、四八七番

高級洋服調製

浅野洋服店

仙臺市南町
電話二〇二番

岩手縣一關町廣街

林 婦產科病院

電話三六八番

貯蓄トシテ有利確實
金融トシテ信用月賦償還

東北無盡株式會社

本社 仙臺市大町三丁目
出張所 宮城縣下十八ヶ所

紀念品、贈答品ニ最適
金属材料研究所、工藝指導所御指導

仙臺特産

專賣特許

K・S磁石鋼・玉蟲塗工藝品

東北工藝製作所

菅沼タイプライター營業所

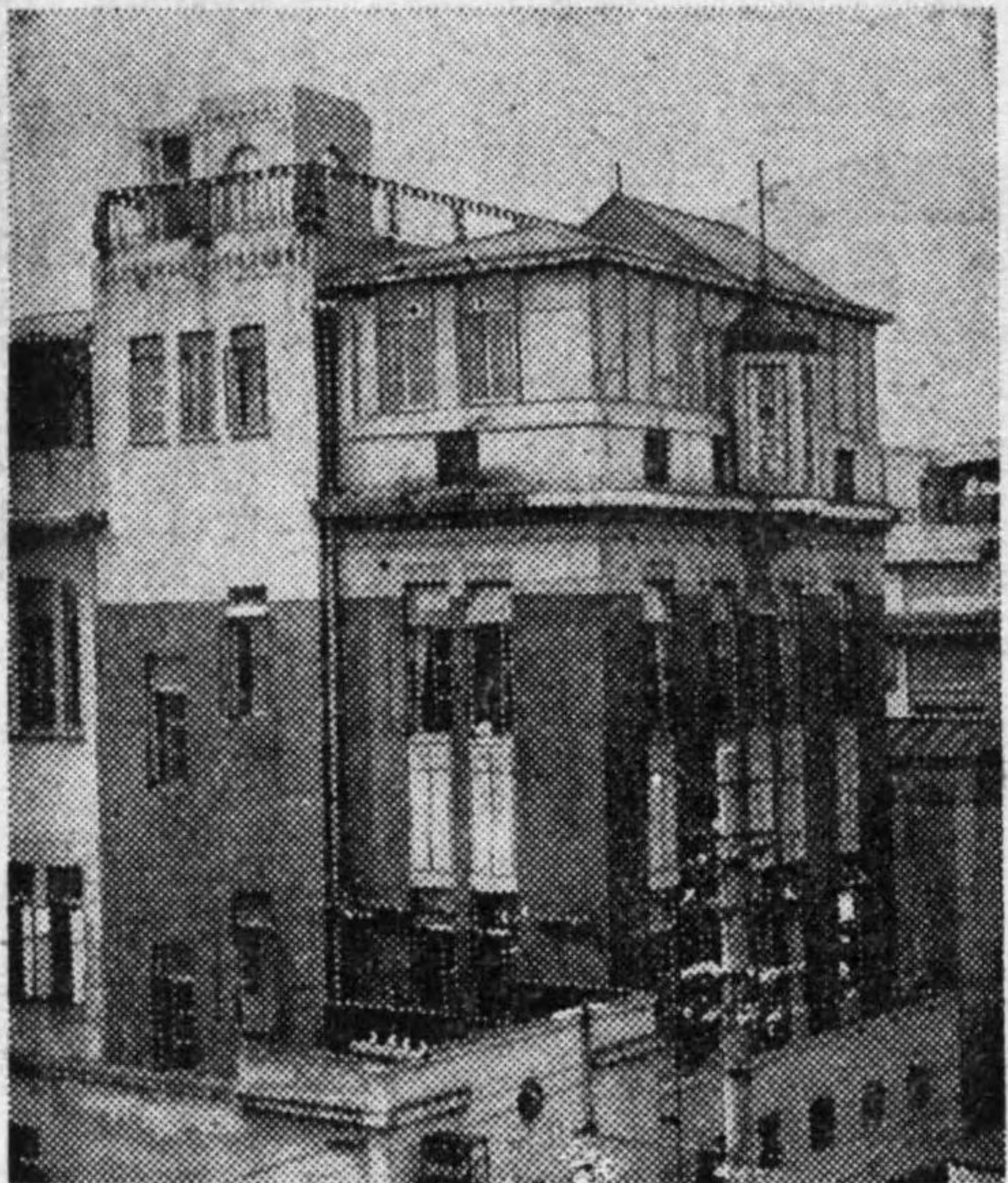
仙臺出張所

電四七五〇番

電柱、電車、仙臺市公報廣告一切

仙臺廣告事業部

案内書呈 電話四七五〇番



株式會社 仙臺商エビル

仙臺大町五丁目

河北年鑑目次

皇室、宮廷	(一一一)	土地、人口	(三四一四七)
大日本帝國皇室	一	帝國の位置	三四
皇族	二	東北の位置	三五
皇族及公族	三	帝國の面積	三四
皇族臣籍降下	四	東北の面積	三五
皇族、王族婚嫁	五	東北の主なる山岳	三五
皇族、王族婚嫁	五	東北の温泉	三五
御歴代帝號、年號、皇紀、皇居	六	東北の主なる瀑布	三五
		東北の主なる湖沼	三五
		東北の主なる河川	三六
		東北の山脈	三七
		東北の海岸と港灣	三七
		東北の原野	三七
		東北の島嶼	三七
		東北の有租地	三九
		東北の有租地種類別	三九
		東北の無租地	三九
		東北の無租地種類別	三九
		帝國版圖内の世帯及人口	三九
		東北の現在人口趨勢	四〇
		職業別戸數	四〇
		最近十ヶ年自然人口增加率	四二
		最近十ヶ年出生率	四二
		出生數及出生率	四三
		最近十ヶ年死亡率	四三
		最近十ヶ年婚姻率	四三
		婚姻並離婚千分比	四三
		六縣別世帯數と人口並密度	四三
		都市人口の増加數及比率	四三
		農村人口の増加數及比率	四三
		一世帯當人口別	四四
		男女別人口	四四
		人口密度	四四
		乳兒死亡數及率	四四
		死産數と對出生率	四四
		全國府縣別世帯及人口	四六
		全國各市人口	四六
		昭和十年國勢調査後の新市	四七
		外地各主要都市人口	四七
		アイヌ人口増減累年表	四七
		政治	(四八—八八)
		一、猫眼の政局	四八
		廣田内閣總辭職	四八
		宇垣流産内閣	四八
		林内閣成立	四八
		林内閣施政大綱	四八
		二、波瀾の第七十議會會解	四九
		敢奏請理由書	四九
		第七十議會成績一覽	五〇
		第七十議會通過の新法律	五〇
		議會解散史	五〇
		三、第二十回總選舉	五〇
		A、肅選運動	五〇
		內務省指示事項	五〇
		中央に於ける肅選運動	五〇
		地方に於ける肅選運動	五〇
		B、各政黨選舉對策	五〇
		C、政戰々況	五〇
		全國候補者黨派別表	五七
		東北地方候補者數	五七
		四、第二十回總選舉結果	五九
		當選者増減表	五九
		各派當落成績表	六〇
		東北地方總選舉結果	六〇
		五、總選舉種々相	六二
		A、投票、棄權	六二
		全國一般棄權率	六三
		東北地方棄權率	六三
		全國投票情況	六三
		各派得票内譯並増減比較表	六三
		東北地方黨派別得票表	六三
		B、違反	六四
		一	六四

目次	
皇室、宮廷	(一一一)
大日本帝國皇室	一
皇族	二
皇族及公族	三
皇族臣籍降下	四
皇族、王族婚嫁	五
皇族、王族婚嫁	五
御歴代帝號、年號、皇紀、皇居	六
昭和十一年九月	一一
同	一二
同	一三
同	一四
同	一五
同	一六
同	一七
昭和十二年一月	一八
同	一九
同	二〇
同	二一
同	二二
同	二三
同	二四
同	二五
同	二六
同	二七
同	二八
同	二九
同	三〇

選舉違反比較表…………… 六四
 全國的違反數…………… 六四
 全國選舉違反被疑者別調…………… 六四
 東北地方選舉違反處分別表…………… 六四
 東北地方違反被告人資格別表…………… 六四
 東北地方違反調…………… 六四
 東北地方代議士異動…………… 六四
 東北選舉後の政局…………… 六五
 A、林内閣居残り聲明…………… 六五
 B、政、民聯携、その他…………… 六六
 七、近衛内閣の成立…………… 六六
 近衛内閣施政大綱…………… 六六
 近衛内閣に對する各方面の批評…………… 六九
 八、第七十一議會…………… 七〇
 議會開會直前の兩院各派勢力…………… 七一
 議會通過法案…………… 七一
 九、新審議機關…………… 七二
 貴族院制度調査會…………… 七二
 臨時物價對策委員會…………… 七二
 企劃廳…………… 七二
 文教審議會…………… 七二
 帝國藝術院…………… 七二
 中央經濟會議…………… 七二

臨時地財委員會…………… 六八
 附、臨時地財補給金道府縣交付金六縣割當額…………… 六八
 地方制度調査會…………… 六八
 十、政黨…………… 六八
 立憲民政黨…………… 六八
 立憲政友會…………… 六八
 社會大衆黨…………… 六八
 國民同盟…………… 六八
 十一、歴代内閣一覽…………… 六八
 附、最近内閣書記官長並法制局長官…………… 六八
 新法令…………… 六八
 (八九一九六)
 稅及財政…………… 六八
 (九七一—一六)
 稅制改革案と地方稅及財政…………… 九七
 馬場案修正と地方稅…………… 一〇三
 賀屋財政…………… 一〇五
 昭和十二年度成立豫算…………… 一〇七
 北支事變費追加豫算…………… 一〇七
 北支事變臨時特別稅…………… 一〇八
 昭和十三年度豫算編成方針…………… 一〇九
 地方財政統計…………… 一〇九
 1、地方歳入一覽表…………… 一〇九
 2、地方歳出一覽表…………… 一一〇
 3、市歳入科目別一覽表…………… 一一〇
 4、市歳出科目別一覽表…………… 一一〇
 5、町村歳出科目別一覽表…………… 一一一
 6、地方債一覽表…………… 一一一

7、市稅課率調…………… 一一三
 8、町村稅課率平均調…………… 一一三
 9、地方債目的別金額一覽表…………… 一一三
 10、法人所得稅調…………… 一一三
 11、資本利子稅調…………… 一一三
 12、所得稅額別人員表…………… 一一三
 13、地租納額別人員表…………… 一一四
 14、營業收益稅納額別人員表…………… 一一四
 15、國稅滯納調…………… 一一四
 1、北支事變特別稅關係表…………… 一一五
 2、北支特別稅施行前後の負擔額調…………… 一一五
 3、第三種の所得金額別村別賦課額表…………… 一一六
 4、物品特別稅課稅品目別消費價額調…………… 一一六
 產業、經濟…………… 一一七—一二六
 農業…………… 一二七—一四〇
 農地法案…………… 一二七
 負擔特種法…………… 一二七
 災禍に喘ぐ農村…………… 一二七
 農村振興の施設と運動…………… 一二七
 農村經濟更生運動…………… 一二七

農民道場…………… 一二三
 (農民道場所在地)…………… 一二三
 凶作防止施設…………… 一二三
 農村工業と下請工業…………… 一二三
 產業組合…………… 一二三
 產業組合と反產運動…………… 一二三
 產組販賣農家手取金配給所要經費比較…………… 一二三
 小作爭議…………… 一二三
 農民組合運動…………… 一二三
 農村的財政、經濟…………… 一二三
 巨救されざる農村…………… 一二三
 農家所得、家計費、負擔額の比較…………… 一二三
 農業だけでは食へぬ農家經營狀態…………… 一二三
 一ヶ年間農業總收入…………… 一二三
 農家の生産品販賣額…………… 一二三
 農家經營費…………… 一二三
 農家收入と家計費…………… 一二三
 農村財政を重壓する教育費、役場費…………… 一二三
 農村財政…………… 一二三
 農村と都市財政の比較…………… 一二三
 負擔六縣別狀況…………… 一二三
 農產物騰貴は地主富農層にのみ偏在…………… 一二三
 米、藁、大麥の推定販

賣價格…………… 一一三
 物價騰貴と農村經濟の將來…………… 一一三
 一般物價並農產食料品農家購入品價指數の變化…………… 一一三
 自作農十ヶ年の成績…………… 一一三
 自作農維持創設累年成績表…………… 一一三
 自作農の米生産費…………… 一一三
 各縣別反富生産額生産費及取得…………… 一一三
 農產物作付段別の増加…………… 一一三
 食料農產物作付反別及收穫高…………… 一一三
 種高…………… 一一三
 米作農家戸數(一表、二表)…………… 一一三
 耕作地別農家戸數…………… 一一三
 米作付段別表…………… 一一三
 米收穫高…………… 一一三
 府縣別米收穫高…………… 一一三
 米累年收穫高並水稻作況…………… 一一三
 自作農創設維持成績表…………… 一一三
 麥豫想收穫高(昭和十二年度)…………… 一一三
 大麥收穫高…………… 一一三
 小麥收穫高…………… 一一三
 裸麥收穫高…………… 一一三
 燕麥收穫高…………… 一一三
 工藝農產物收穫高…………… 一一三

食用農產物收穫高…………… 一一九
 園藝農產物收穫高(果實)…………… 一二〇
 同(蔬菜)…………… 一二〇
 六縣農業氣象概要…………… 一二二
 蠶絲業…………… 一二四—一二九
 絲價安定施設法要綱…………… 一二四
 絲價安定施設法の成立…………… 一二四
 產繭處理統制法の實施と再吟味…………… 一二四
 繭生産費低減と共同施設助成…………… 一二五
 繭檢定制と品質の向上…………… 一二五
 製絲業法施行狀況…………… 一二五
 好況の昭和十二年…………… 一二五
 春繭初取引…………… 一二五
 今年の繭生産費…………… 一二五
 春繭繭立豫想數量…………… 一二五
 收繭高の豫想…………… 一二五
 十一年を顧る…………… 一二五
 繭額…………… 一二五
 產繭處理狀況…………… 一二五
 東北蠶絲業特殊事情並官廳縣是共築蠶絲の創立…………… 一二五
 蠶絲生産各種統計…………… 一二五
 養蠶戸數表…………… 一二五
 桑園反別表…………… 一二五
 繭立數量…………… 一二五
 收繭量…………… 一二五

收繭量累年表…………… 一二五
 生絲生産高…………… 一二五
 眞綿生産高…………… 一二五
 屑物生産高…………… 一二五
 規模別製絲場數…………… 一二五
 規模別製絲場數…………… 一二五
 規模別從業員數…………… 一二五
 種類別從業員數…………… 一二五
 畜產業…………… 一二六—一二九
 畜產經濟の調査…………… 一二六
 牛の飼育並生産狀況…………… 一二六
 馬政第二次計畫の實施…………… 一二六
 東北地方種馬牧場種馬育成所及種馬所在地…………… 一二六
 東北地方種畜場所所在地…………… 一二六
 綿羊の増殖計畫…………… 一二六
 兔毛皮の輸出並生産狀況…………… 一二六
 狸の飼育狀況と國立毛皮獸養殖所の設置…………… 一二六
 家畜保險組合設立狀況…………… 一二六
 家畜保險事業成績…………… 一二六
 畜產統計…………… 一二六
 林野放牧地並放牧頭數…………… 一二六
 牛飼養頭數…………… 一二六
 牛飼養頭數…………… 一二六
 牛屠殺數並牛肉產額…………… 一二六
 搾乳場數…………… 一二六

牛乳生産額…………… 一二六
 乳製品生産額並製造場數…………… 一二六
 馬飼養頭數…………… 一二六
 馬飼養頭數…………… 一二六
 馬屠殺頭數並馬肉生産額…………… 一二六
 豚飼養頭數…………… 一二六
 豚屠殺頭數並豚肉生産額…………… 一二六
 豚飼養頭數…………… 一二六
 豚屠殺頭數…………… 一二六
 綿羊飼養頭數…………… 一二六
 綿羊飼養頭數…………… 一二六
 羊毛生産額…………… 一二六
 山羊飼養頭數…………… 一二六
 鷺飼養頭數並產卵額…………… 一二六
 家兔飼養頭數…………… 一二六
 兔肉並兔毛皮生産額…………… 一二六
 鶏飼養頭數並產卵額…………… 一二六
 蜜蜂飼養箱數…………… 一二六
 蜂蜜及蜜蠟生産額…………… 一二六
 内製品生産高並製造場數…………… 一二六
 家畜市場並賣買頭數…………… 一二六
 鑛業…………… 一二七—一二八
 東北地方鑛物分布狀況と事業概況…………… 一二七
 東北の主要鑛山…………… 一二七
 最近の鑛物資源開發狀況…………… 一二七
 昭和十一年度鑛產物數量及

價額……………一七三
 金銀産額と大製鍊所設置の必要……………一七四
 物理的探鑛研究所の設置……………一七五
 退職積立金及退職手當法制の實施……………一七六
 尾去澤鑛山ダム決潰事件……………一七九
 田老鑛山鑛毒問題……………一八〇
 鑛山の監督權問題……………一八〇
 鑛業統計……………一八一
 鑛業會社表(一)(二)……………一八一
 試掘、探掘、砂鑛出願件數累年表……………一八二
 稼行鑛山現在數……………一八二
 稼行鑛山累年表……………一八二
 各縣別鑛區數及面積延長表……………一八三
 鑛區數及坪數延長表……………一八三
 全國鑛山監督局別鑛産總價額……………一八三
 各縣別鑛産表……………一八三
 主要鑛産額累年表……………一八三
 金産出高、販賣高、及價額……………一八三
 鑛山別鑛夫員數……………一八三
 鑛山坑夫災害件數及人員……………一八三

換獎勵規則の實施……………一八八
 機船底曳網漁業整理狀況……………一九一
 漁業費低下計畫……………一九一
 漁村經濟更生對策……………一九一
 東北振興水産株式會社の設立……………一九一
 漁船の建造貸付……………一九一
 東北地方漁業概観……………一九一
 漁獲物水揚概況……………一九一
 東北六縣合同の生産的漁業組合運動……………一九一
 三陸鮪の販賣統制問題……………一九一
 水産統計……………一九一
 水産業者總數並内譯……………一九一
 水産業者本業副業並雇傭別調……………一九一
 動力非動力別漁船調……………一九一
 遭難漁船數並損害高……………一九一
 沿岸漁獲數量並價格表……………一九一
 遠洋漁業漁獲高……………一九一
 遠洋漁業漁獲高累年表……………一九一
 遠洋漁業船三ヶ年推移表……………一九一
 水産品生産高……………一九一
 水産製造物種類別生産高……………一九一
 水産食料品製造高……………一九一
 罐詰生産數量並價格……………一九一
 加工水産物調(一)……………一九一
 素乾類……………一九一
 鹽乾類……………一九一

煮乾類……………二〇〇
 雜類……………二〇〇
 加工水産物調(二)……………二〇〇
 節類……………二〇〇
 罐詰類……………二〇〇
 魚油及魚粕類……………二〇〇
 其他……………二〇〇
 沿岸水産物調……………二〇〇
 魚介類……………二〇〇
 藻類……………二〇〇
 肥料製造高……………二〇〇
 肥料製造高累年表……………二〇〇
 魚油製造高……………二〇〇
 魚油製造高累年表……………二〇〇
 捕鯨數量並價格……………二〇〇
 養殖水産物調……………二〇〇
 養殖水産物……………二〇〇
 養殖場數並面積調……………二〇〇
 漁業組合及同聯合會調……………二〇〇

林野所有別面積……………二二一
 保安林面積……………二二一
 總面積に對する山林耕地其他の割合……………二二一
 竹林伐採數量並價額……………二二一
 林野被害面積並被害高……………二二一
 林野產物……………二二一
 木炭生産高……………二二一
 國有林原料供給木炭生産高……………二二一

工業……………二二四
 概況……………二二四
 東北工業の地位……………二二四
 工業別生産總額……………二二四
 主要工業二十三品目縣別生産額……………二二四
 熟練工業成要綱……………二二五
 工場數及従業員數……………二二五
 東北主要工業……………二二五
 1 清酒釀造……………二二五
 東北清酒釀成藏出高……………二二五
 品評會成績……………二二五
 濁酒密造……………二二五
 米酒交換統計……………二二五
 廉價酒供給統計……………二二五
 2 織物……………二二五
 種類別六縣織物査定數……………二二五
 地域別六縣織物査定數……………二二五

水産業

林業

工業

漁船保險法の實施……………一八四
機船底曳網漁業整理並に轉……………一八四

鹽乾類……………二〇〇

林産業統計……………二二一

地域別六縣織物査定數……………二二五

六縣別織物種類……………二二九
 3 漆器……………二二九
 川連漆器……………二二九
 會津漆器……………二二九
 仙臺漆器……………二二九
 4 その他……………二二九
 醬油と味噌……………二二九
 セメント……………二二九
 機械及金屬製品……………二二九
 藥品類……………二二九
 東北振興物産宣傳大會……………二二九
 木工品……………二二九
 工藝品……………二二九
 食料品……………二二九
 工藝の積極的指導……………二二九
 工作機械増産計畫……………二二九
 新設各種工場……………二二九
 石灰窯工業……………二二九
 酒田紡績……………二二九
 魚油加工精製……………二二九
 東北振興織物……………二二九
 石綿製造……………二二九
 石鹼グリセリン……………二二九
 國産輕銀……………二二九
 日本水素工業……………二二九
 工業組合……………二二九
 六縣別工業組合數……………二二九
 工業組合表……………二二九

商業……………二二八
 概要……………二二八
 東北の貿易……………二二八
 本邦總貿易……………二二八
 東北の貿易……………二二八
 砂糖の移出入……………二二八
 酒田米穀取引所……………二二八
 鶴岡米穀取引所……………二二八
 商業會社……………二二八
 商業會社數……………二二八
 商業會社表……………二二八
 商業會社一社當金額……………二二八
 物品販賣營業營業收益……………二二八
 無盡會社……………二二八
 東北六縣無盡概要……………二二八
 商工會議所……………二二八
 商工會議所所在地……………二二八
 商工會議所聯合會……………二二八
 會議所議員、役員、顧問及選舉關係一覽……………二二八
 商工會議所選舉有權者數……………二二八
 商工會議所經費豫算……………二二八
 商工會議所議員……………二二八
 仙臺會議所……………二二八
 福島同……………二二八
 郡山同……………二二八
 盛岡同……………二二八

青森同……………二二八
 弘前同……………二二八
 山形同……………二二八
 鶴岡同……………二二八
 酒田同……………二二八
 秋田同……………二二八
 各縣東京販賣斡旋所……………二二八
 商業組合……………二二八
 商業組合設立狀況……………二二八
 商業組合表……………二二八

金融資金……………二二九
 東北地方昭和十一年、十二年主要都市金融概要……………二二九
 農村負債整理資金……………二二九
 金融資金統計……………二二九
 金融會社……………二二九
 金融會社組織別調……………二二九
 一社當金額……………二二九
 普通銀行及貯蓄銀行營業調……………二二九
 普通銀行資産負債表……………二二九
 普通銀行預金、所有々價證券、貯蓄銀行預金、所有々價證券、諸貸付金、所有々價證券……………二二九
 貯蓄銀行預金、所有々價證券……………二二九
 貯蓄銀行資産負債表……………二二九
 農工銀行調……………二二九
 日本勸業銀行支店調……………二二九
 日銀貸出金、職業並擔保額……………二二九

金利概況調(一)、證書貸付日步、二、手形貸付日步、三、一流商業手形割引日步……………二二八
 手形交換高……………二二八
 不渡手形累年表……………二二八
 信託會社信託勘定表……………二二八
 産業組合中央金庫預り金表……………二二八
 信用組合聯合會調……………二二八
 市街地信託組合調……………二二八
 地方別産業組合調……………二二八
 預金部仙臺支部融資額年度別表……………二二八
 簡易生命保險郵便年金積立金貸付調……………二二八
 郵便貯金調……………二二八
 保險……………二二八
 死亡保險被保險者現住地方別調……………二二八
 火災保險契約地方別調……………二二八
 生存保險被保險者現住地方別調……………二二八
 徵兵保險被保險者現住地方別調……………二二八
 傷害保險契約地方別調……………二二八
 自動車保險契約地方別調……………二二八
 一、外國保險……………二二八
 死亡保險被保險者現住地方別調……………二二八

目次

五

生存保險被保險者現住
 地方別調……………二五三
 火災保險契約地方別調……………二五四
 小兒保險事業概況……………二五四
 小兒保險契約件數割合及
 一件平均死亡失効解
 約率……………二五四
 簡易生命保險契約件數割合
 平均及死亡失効解約率……………二五五
 簡易生命保險事業概況……………二五五
 郵便年金事業概況……………二五六

交通 (二五七—二六二)
鐵道 (二五七—二六一)
 新潟鐵道局……………二五七
 仙臺鐵道局……………二五七
 仙臺鐵道局の貨物輸送概況……………二五七
 鐵道旅客運送規則改正……………二五九
 管内に於ける建設線路概況……………二六〇
 乘車人員並旅客收入……………二六〇
 各運事別出貨總數並收入……………二六〇
 各運事別主要貨切貨物發送
 總數……………二六〇
 主要貨物發送總數並收入……………二六一
諸車 (二六一—二六二)
 省營自動車……………二六一
 局別省營自動車營業狀況……………二六一
 仙臺管内路線別營業狀況……………二六一
 仙臺管内豫定線……………二六一

諸車數調……………二六二
航路・水路・港灣 (二六二—二六四)
通信 (二六四—二七四)
 郵便料値上げ……………二六四
 三等局制度改正……………二六四
 仙臺局擴充五ヶ年計畫……………二六四
 局所の増設……………二六四
 電信電話網擴張……………二六五
 窓口事務の向上……………二六五
 郵便物速達化……………二六五
 待遇改善問題……………二六六
統計 (二六六—二七七)
 仙臺通信局管内局所數……………二六六
 管内面積郡市町村世帯數……………二六七
 管内通信機關累年比較……………二六七
 郵便局所並郵便函一に對す
 る面積、世帯數、人口……………二六七
 引受通常郵便物數……………二六七
 引受通常郵便物數……………二六七
 引受小包郵便物數……………二六七
 配達小包郵便物數……………二六七
 電信線路里程……………二六七
 電信、電話局所一に對す
 る面積、世帯數並人口……………二六八
 電信電話取扱局所數……………二六八
 電信電話局未設置町村數……………二六八
 電信取扱局所普及狀況……………二六九

電話取扱局所普及狀況……………二六九
 電話加入者普及狀況……………二六九
 電報發信通數及料金……………二六九
 電報着信通數……………二六九
 市内電話線路里程……………二六九
 市外電話線路里程……………二六九
 電話加入者及通話時數……………二七〇
 無線電信電話……………二七〇
 官廳用の部……………二七〇
 氣象報時受信用無線……………二七〇
 鐵道事業用無線……………二七〇
 航空標識用無線電信……………二七〇
 私設用の部……………二七〇
 漁業用無線電信……………二七〇
 實験用無線電信……………二七〇
 仙臺管内無線電信、電話
 施設數……………二七〇
 船……………二七〇
 登録船舶數……………二七〇
 船舶職員、試驗事務成績……………二七〇
 船舶登録件數……………二七〇
 造船所並新造船數……………二七〇
 全國通信事業概況……………二七〇

航空 (二七五—二八七)
 空の一年……………二七五
 伸び行く航空路……………二七六
 拓かれた北方コース……………二七六
 航空無線局の設置……………二七六

旅客貨銀表……………二八〇
 貨物運賃表……………二八一
 航空券發賣所……………二八二
 本邦飛行場一覽……………二八二
 神風機の制覇成る……………二八三
 航研機の完成……………二八三
 航空學科新設……………二八三
 航空標識所在地……………二八三
 航空無線局所在地……………二八三
 民間航空機乘員免狀所有者……………二八三
 民間航空成績累年表……………二八三
 航空標識燈所在地……………二八三

軍事 (二九三—三〇九)
 列國新兵器整備一覽表……………二九三
 列國陸軍軍備一覽表……………二九三
 兵 役……………二九三
 帝國武官現役年限年齡……………二九三
 帝國武官俸給……………二九三
 帝國軍人恩給……………二九三
 帝國軍人死亡賜金……………二九三
 帝國軍人特別賜金……………二九三
 帝國武官恩給、並扶助料趨
 勢……………二九三
 帝國軍費趨勢……………二九三
 在郷軍人職業輔導……………二九三
 防空法……………二九三
陸軍 (二九三—三〇七)
 陸軍管區表……………二九三

陸軍常備團體配備表……………三〇〇
 昭和十二年陸軍豫算額……………三〇一
 壯丁の教育狀況……………三〇一
 壯丁の教育狀況……………三〇一
 壯丁の體格……………三〇一
 現有陸軍兵力……………三〇一
 第二師團……………三〇一
 第八師團……………三〇一
 仙臺幼年學校……………三〇一
 附陸軍幼年學校沿革……………三〇一
 陸軍特別大演習……………三〇一
 附昭和十一年北海道に於
 ける陸軍特別大演習……………三〇一
 戰時給與規則……………三〇一
海軍 (三〇八—三〇九)
 海軍無條約時代の帝國海軍……………三〇八
 三強國の海軍々費趨勢……………三〇八
 帝國海軍艦艇數……………三〇八
 帝國海軍區……………三〇八
 附軍港、鎮守府、要港……………三〇八
 大湊海軍部所屬艦艇一覽……………三〇八
 大湊海軍航空隊所屬機一
 覽……………三〇八
 帝國海軍志願兵徵募區……………三〇九
 帝國海軍兵種……………三〇九
 東北地方海軍募兵數……………三〇九

概 觀……………三〇〇
 義務教育年限延長問題……………三〇〇
 東北帝大農業研究所……………三〇一
 第七回世界教育會議……………三〇一
 工業技術員養成……………三〇一
 教育ニユース……………三〇一
 教育諸統計……………三〇一
 東北小學校學校並教員兒
 童數……………三〇一
 同 中等學校高等女學校
 教員生徒數……………三〇一
 同 師範學校教員生徒數……………三〇一
 同 青年學校數及生徒數……………三〇一
 同 盲學校並聾啞學校……………三〇一
 同 盲、聾啞學校教員、生
 徒數……………三〇一
 同 圖書館……………三〇一
 同 高等學校……………三〇一
 同 高等專門學校……………三〇一
 同 東北帝國大學……………三〇一
宗教 (三一五—三一八)
 東北地方官國幣社……………三一五
 同 神社數……………三一五
 同 神道教會所……………三一五
 同 佛教々會所……………三一五
 同 寺院及住職數……………三一五
 同 基督教會堂講議所……………三一五
 同 基督教信徒數……………三一五

勞働 (三一九—三三三)
 國際勞働會議……………三一九
 總 會……………三一九
 條約と勸告……………三一九
 勞働理事會……………三一九
 國際勞働局……………三一九
 帝國事務局……………三一九
 東北地方勞働者數……………三一九
 勞働者賃銀指數(年度別)……………三一九
 工場勞働者賃銀指數……………三一九
 交通勞働者賃銀指數……………三一九
 礦山勞働者賃銀指數……………三一九
 勞働時間數(年度別)……………三一九
 工場勞働者勞働時間數……………三一九
 交通勞働者勞働時間數……………三一九
 礦山勞働者勞働時間數……………三一九
 東北地方勞働者勞働時間數……………三一九
 (産業別)
 東北地方工場勞働者勞働
 時間數……………三一九
 東北地方交通勞働者勞働
 時間數……………三一九
 仙臺礦山監督局管内礦山
 勞働者勞働時間……………三一九
 東北地方勞働者勞働賃銀
 (産業別)……………三一九
 東北地方工場勞働者勞働
 賃銀……………三一九
 別一日平均賃銀諸手當……………三一九

賞與……………三三三
 東北地方交通勞働者産業
 別一日平均賃銀、諸手
 當賞與……………三三三
 仙臺礦山監督局管内礦山
 勞働者産業別一日平均
 諸手當、賞與額……………三三三
 失業者數……………三三三
 組 合……………三三三
 全國組合別及種類別勞働
 組合並組合員數……………三三三
 全國産業別勞働組合並組
 合員數……………三三三
 東北地方諸組合並組合員
 數……………三三三
 争 議……………三三三
 勞働爭議原因別表……………三三三
 勞働爭議結果別表……………三三三
 勞働爭議結果別表……………三三三
 東北地方勞働爭議……………三三三
 東北地方小作爭議……………三三三
 主要勞働團體……………三三三
社會事業・衛生 (三三三—三四三)
 社會事業概観……………三三三
 (一) 低下する勞銀……………三三三
 (二) 溢れる貧困者……………三三三
 (三) 我が國の社會事業……………三三三
 (四) 社會事業の精神……………三三三

(五) 東北の社會事業……………三三四

方面委員會……………三三五

母子保護法……………三三六

(一) 母子保護法制定まで……………三三六

(二) 概要……………三三七

一、扶助を受ける者……………三三七

1 資格要件……………三三七

2 缺格事項……………三三七

3 受ける者と扶養義務者の關係……………三三八

4 注意及制裁……………三三八

イ、注意……………三三八

ロ、制裁……………三三八

二、扶助機關……………三三八

1 扶助の執行機關……………三三八

2 扶助の補助機關……………三三八

三、扶助の種類及方法……………三三八

1 扶助の種類……………三三八

イ、生活扶助……………三三八

ロ、養育扶助……………三三八

ハ、生業扶助……………三三八

ニ、醫療……………三三八

2 扶助の方法……………三三八

3 埋葬……………三三八

四、保護施設……………三三八

五、費用の負擔關係……………三三八

六、各種統計……………三三八

司法・警察……………(三四四―三五一)

地方裁判所及區裁判所……………三四四

戶籍事務取扱の役場……………三四四

宮城控訴院管内民事事件判事一人擔當件數累年表……………三四四

支部設置の區裁判所……………三四四

地方裁判所及支部刑事取扱件數……………三四五

地方裁判所及支部民事取扱件數……………三四六

地方裁判所及支部豫審取扱件數……………三四六

地方裁判所陪審取扱件數……………三四六

小作調停……………三四七

調停委員及陪審員候補者數……………三四七

登記掛員、執達吏、辯護士、公證人、司法書士調……………三四七

宮城控訴院管内陪審取扱件數……………三四八

治安維持法違反起訴總人員……………三四八

少年に對する刑事處分罪名別刑年表……………三四八

刑務所作業の現況……………三四八

東北各縣警察署數……………三四九

同警察官配置數……………三四九

市部各縣巡查受持調……………三四九

郡部各縣巡查受持調……………三四九

東北各縣警察署重要設備調……………三四九

警察費豫算……………三四九

東北各縣警察共濟組合調……………三五〇

東北各縣取締營業調……………三五〇

東北各縣消防組重要機械器具調……………三五〇

東北各縣消防組調……………三五〇

東北各縣火災原因調……………三五〇

東北各縣刑法檢舉數……………三五〇

學藝……………(三五二―三五六)

文化勸章の制定……………三五二

九氏の略歴……………三五三

學部仙臺に開催された四つの學會……………三五三

齊藤報恩會の昭和十二年度補助……………三五三

服部報公會の學術研究補助……………三五三

精神、自然科學研究補助……………三五三

重要美術品認定……………三五三

東北美術展覽會……………三五三

文部省指定史蹟名勝天然記念物……………三五三

國寶……………三五三

名勝天然記念物指定……………三五三

學術ニユース一東……………三五三

新博士……………三五三

概観……………(三六〇―三六六)

仙臺中央放送局……………三六〇

秋田放送局……………三六〇

山形放送局……………三六一

新設放送局……………三六一

各局の項目別放送回数及時間……………三六一

職業別許可廢止數……………三六一

管内許可廢止增加現在數……………三六一

全國許可廢止增加現在數……………三六一

ラヂオ體操の會參加人員全年度別聽取許可廢止増減數調……………三六一

ラヂオ商工組合員數……………三六一

放送日記……………三六一

特輯番組……………三六一

講演講座……………三六一

學校放送……………三六一

慰安……………三六一

スタヂオ外實況放送……………三六一

オリムピック……………(三六七―三七四)

スポーツ……………(三七五―三九六)

陸上競技……………三七五

水上競技……………三七六

スキー……………三七七

ゴルフ……………三七九

ラゲビー……………三九〇

排球……………三八〇

卓球……………三八三

射撃……………三八五

馬術……………三八五

相撲……………三八五

柔道……………三八八

弓道……………三八八

劍道……………三九〇

蹴球……………三九〇

庭球……………三九〇

軟球……………三九〇

硬球……………三九〇

水上競技……………三九〇

野球……………三九〇

東北振興……………(三九七―四一七)

東北振興ニユース……………三九七

一、東北振興事業費……………四〇一

二、東北振興兩會社……………四〇一

三、東北振興株式會社……………四〇一

A、東北振興株式會社……………四〇一

B、東北振興株式會社……………四〇一

1 已に成立せるもの並に近く成立の見込みのもの……………四〇一

東北振興水産株式會社……………四〇一

肥料製造工業……………四〇一

大體の成案を得たもの……………四〇一

アルミニウム製造事業……………四〇一

食鹽電解及硬化油工業……………四〇一

研究中のもの……………四〇一

合成アンモニア製造工業……………四〇一

業……………四〇五

亞炭利用工業……………四〇五

鑛山業及製鍊業……………四〇五

その他……………四〇五

一、東北興業助成事業……………四〇五

已に成立せるもの、近く成立の見込みのもの……………四〇五

宮城縣是共榮株式會社……………四〇五

物販販賣株式會社……………四〇五

漁船貸付事業……………四〇五

蠶養殖事業……………四〇五

飼料製造工業……………四〇五

飼料貸付事業……………四〇五

綿羊貸付事業……………四〇五

アルコール製造事業……………四〇五

大體の成案を得たもの……………四〇五

米糠油搾油事業……………四〇五

研究中の諸事業……………四〇五

四、東北振興電力株式會社……………四〇五

A、東北振興電力……………四〇五

B、東北振興電力……………四〇五

C、東北振興電力水利計畫表(政府計畫並會社開發豫定表)……………四〇五

發電所その他……………四〇五

蓬萊發電所(福島縣)……………四〇五

信夫發電所(福島縣)……………四〇五

古田發電所(岩手縣)……………四〇五

立石發電所(青森縣)……………四〇五

山形縣北部供給發電所……………四〇五

(山形縣)……………四二二

田澤湖の開発(秋田縣)……………四二二

送電線……………四二二

仙臺送電線……………四二二

郡山送電線……………四二二

安古送電線……………四二二

八戸送電線……………四二二

酒田發電所……………四二二

電力消化豫想……………四二二

五、東北振興調査會……………四二二

A、第十回東北振興調査會……………四二二

B、東北振興調査會特別委員會……………四二二

C、東北振興調査會答申案……………四二二

六、東北六縣振興調査會職員會役員聯合會(第二十回)……………四二二

七、東北六縣縣會聯盟……………四二二

東北十六大都市……………(四二九―四六三)

仙臺……………四二九

石巻……………四三〇

福島……………四三〇

郡山……………四三〇

平山……………四三〇

盛岡……………四三〇

釜石……………四三〇

東北六縣銀行會社一覽……………(四六四―四八四)

會社……………四六四

1 宮城……………四六四

2 福島……………四六四

3 青森……………四六四

4 岩手……………四六四

5 山形……………四六四

6 秋田……………四六四

東北六縣產業組合一覽……………(四九一―五一七)

1 宮城……………四九一

2 福島……………四九一

3 青森……………四九一

4 岩手……………四九一

5 山形……………四九一

6 秋田……………四九一

九……………五一七

附 録

(五一八―五七四)

支那事變 附其の一

一、北支概観…………… 五二八

1 北支の土地人口・氣象…………… 五二八

2 北支の資源…………… 五二九

3 北支の交通…………… 五二九

4 北支の政情…………… 五三〇

A 冀察自治政府…………… 五三一

B 冀東防共自治政府…………… 五三一

二、支那事變發生、關係條約、協定その他…………… 五三二

1 北清事變に關する最終議定書並に天津還付日清交換公文に就て…………… 五三三

2 塘沽停戰協定…………… 五三三

3 梅津・何應欽協定…………… 五三三

4 土肥原・秦德純協定…………… 五三三

借款に基く權益に就て…………… 五三三

三、支那軍概観…………… 五三四

A、陸軍…………… 五三四

イ、正規軍…………… 五三四

ロ、不正規軍…………… 五三五

ハ、共産軍…………… 五三六

B、空軍…………… 五三七

イ、中央空軍…………… 五三七

ロ、地方空軍…………… 五三七

四、毎日、抗日運動に就て…………… 五三七

五、在支那人と

その引揚狀況…………… 五三六

1 在支邦人領事館管内別表…………… 五三六

2 支那主要都市在留邦人々口數表、附香港總領事館管内在留邦人々口表…………… 五三九

3 邦人引揚概況…………… 五三九

六、支那事變經過…………… 五三九

1 蘆溝橋事件…………… 五三九

馮治安の約定…………… 五三九

關東軍聲明…………… 五三九

龍王廟の夜襲…………… 五三九

2 帝國政府の重大決意…………… 五三九

派兵に關する帝國政府聲明…………… 五三九

支那側「現地解決辦法」…………… 五三九

3 支那側の暴舉…………… 五三九

附陸軍省派兵決定發表…………… 五三九

4 支那駐屯軍の態度…………… 五三九

A、大城戸大佐の警告…………… 五三九

B、支那駐屯軍重大聲明…………… 五三九

5 日支外交折衝…………… 五三九

A、帝國政府覺書…………… 五三九

B、支那側の覺書…………… 五三九

6 事變解決要件…………… 五三九

A、支那側の「現地解決具體案」…………… 五三九

B、蔣介石聲明要旨…………… 五三九

C、宋哲元の聲明…………… 五三九

7 抗日擴大と水兵事件…………… 五三九

8 郎坊事件…………… 五三九

A、支那駐屯軍最後の通告…………… 五三九

B、支那駐屯軍意志發表…………… 五三九

9 廣安門事件…………… 五三九

A、支那駐屯軍膺懲聲明…………… 五三九

明…………… 五三九

10 A、大日本布告第一號…………… 五三九

C、帝國政府決意聲明…………… 五三九

我軍独自の行動開始…………… 五三九

A、支那駐屯軍天津爆發聲明…………… 五三九

B、北平市民に對する我傳單…………… 五三九

七、事變と帝國海軍…………… 五三九

附支那沿岸各地警備艦隊その他…………… 五三九

八、支那は語る…………… 五三九

A、蔣介石「敗北並に抗日」言明…………… 五三九

一〇 B、汪精衛の「最後の關頭」…………… 五三九

九、通州事件…………… 五三九

我等の戰績並に宋の戰團報告…………… 五三九

平・津兩治安維持會の成立…………… 五三九

A、北平地方維持會成立宣言…………… 五三九

B、天津治安維持會布告…………… 五三九

C、天津治安維持會決議並に陣容…………… 五三九

皇軍の北平入城附日本軍入城指令聲明…………… 五三九

全國々防會議…………… 五三九

A 抗日戰時編成…………… 五三九

B 上海中心配備狀況…………… 五三九

支那の全面的挑戰…………… 五三九

A、南口の戰(北支)…………… 五三九

B、大山事件(上海)…………… 五三九

我れ自衛の爲の必要の措置を執る…………… 五三九

A、現地憲兵隊總領事、警察の在留邦人に對する傳單…………… 五三九

B、内閣書記官長談話…………… 五三九

C、帝國政府「支那覺醒」聲明…………… 五三九

昭和十三年版 河北年鑑掲載廣告 目次

D、海軍省應戰聲明…………… 五二六

E、長谷川第三艦隊司令長官勸告…………… 五二七

F、國民政府聲明要旨…………… 五二七

戰團狀況…………… 五二七

(八月三十日迄)…………… 五二七

列國の動き…………… 五二七

A、狂奔する英國…………… 五二七

B、英國の和平勸告…………… 五二七

C、米國動かず…………… 五二七

D、ソ・支不可侵條約…………… 五二七

乾念子島事件 附其の二

一、事件の概要…………… 五二七

二、兩國の決意…………… 五二七

A、帝國外務省の聲明…………… 五二七

B、滿洲國外務局の警告…………… 五二七

C、關東軍の聲明…………… 五二七

D、ソ聯外務人民委員部聲明…………… 五二七

三、列國の批判…………… 五二七

四、歸屬問題に關する帝國の意向…………… 五二七

國境線確定條約考…………… 五二七

國境に於けるソ聯不法行為件數表…………… 五二七

岡村部隊討匪錄 附其の三五七

昭和生命株式會社…………… 表紙裏

安田銀行…………… 前二

千代田生命保險相互會社…………… 前二

仙臺染織製綿株式會社…………… 前二

仙臺平機業株式會社…………… 前二

常陽銀行…………… 前二

宮城銀行…………… 前二

橫濱火災海上保險株式會社…………… 前四

大阪海上火災保險株式會社…………… 前五

安田生命仙臺支店…………… 前六

帝國海上火災保險仙臺支部…………… 前六

第一火災仙臺出張所…………… 前六

東京火災仙臺支店…………… 前六

東京火災仙臺出張所…………… 前六

太平洋海上火災仙臺出張所…………… 前六

東北女子職業學校…………… 前七

橋本萬右衛門…………… 前八

日本タイプライター株式會社…………… 前九

日東肥料株式會社…………… 前〇

鹽釜水産市場株式會社…………… 前〇

鹽釜町役場…………… 前〇

岩手縣製絲株式會社…………… 前二

第五十九銀行…………… 前二

宮城縣是共榮製絲株式會社…………… 前二

白石商會…………… 前二

鹽釜海運合資會社…………… 前二

宮城電氣鐵道株式會社…………… 前二

松竹…………… 前二

佐藤電氣工業所…………… 前二

福島電燈株式會社…………… 前二

よろづ園…………… 前二

日本興業銀行…………… 前二

ほまれや化學染工場…………… 前二

東北無盡株式會社…………… 前二

淺野洋服店…………… 前二

林産婦人科病院…………… 前二

仙臺商工ビル…………… 前二

東北工藝製作所…………… 前二

菅沼タイプライター營業所…………… 前二

仙臺廣告事業部…………… 前二

三越仙臺支店…………… 前二

仙臺の酒勝山…………… 前二

トミヤ洋品店…………… 前二

大阪屋…………… 前二

高津洋服店…………… 前二

鹽釜合同運送株式會社…………… 前二

キリンビール…………… 中三

フタミ藥局…………… 中四

白松が最中…………… 中四

仙臺市街自動車會社…………… 中四

岩手山信販勝利組合…………… 中四

仙臺中央放送局…………… 中五

境屋旅館…………… 中六

及川旅館…………… 中六

鈴木浩文藥局…………… 中六

阿部旗店…………… 中六

大崎醫療勝利組合聯合會…………… 中六

志田郡農會…………… 中六

日本油脂株式會社…………… 中七

森永東北販賣株式會社…………… 中八

仙臺瓦斯株式會社…………… 中八

仙臺鐵道株式會社…………… 中八

阿久津崎…………… 中九

鹽水港製糖株式會社…………… 後一

帝國秘密探偵社…………… 後一

仙臺味噌醬油株式會社…………… 後二

エビスビール…………… 後二

三陸汽船株式會社…………… 後三

秋保溫泉…………… 後四

秋保電氣鐵道株式會社…………… 後五

佐勘旅館…………… 後五

石城銀行組合…………… 後六

平市長…………… 後六

入山採炭湯本鑛業所	後六	凸版印刷株式會社	後一五
磐城炭鑛業所	後六	東洋琥珀塗料株式會社	後一六
小名濱町長	後六	仙臺著名商店連名	後一七
四倉工業所	後六	岩崎吳服店	後一六
釜屋商店	後六	繁田園茶舖	後一六
昭和人絹錦工場	後七	鳳山酒造店	後一六
高島屋	後八	本田食料品店	後一六
青森縣電氣局	後九	大原屋吳服店	後一六
在青森市仙臺藩人會有志	後一〇	若生金物店	後一六
旅館太陽	後一〇	藤崎	後一六
郡山腦病院	後一〇	よろづ園茶舖	後一六
小野良組	後一〇	永樂屋家具店	後一六
佐々木旅館	後一〇	永樂園茶舖	後一六
丸伊吳服店	後一〇	政岡豆本店	後一六
内海屋旅館	後一〇	文化キネマ	後一六
岩手殖産銀行	後一一	佐々重商店	後一六
安積疎水普通水利組合	後一一	三文字屋吳服店	後一六
釜石製鐵所	後一二	森永製菓東北販賣會社	後一六
岩手無盡株式會社	後一二	鈴喜陶器店	後一六
盛岡無盡株式會社	後一二	七七銀行	後一八
三陸汽船本社營業部	後一三	日本勸業銀行	裏表紙裏
釜石魚市場會社	後一三		
大洋製氷株式會社	後一三		
盛岡電燈釜石營業所	後一三		
日本水産釜石冷凍工場	後一三		
鐵道工業株式會社	後一四		
日本鑛業會社	後一四		
大谷鐵山事務所	後一四		
盛岡電燈株式會社	後一四		

大日本帝國皇室

天皇陛下 第二百二十四代天皇 大正天皇第一皇子。御名 裕仁

明治三十四年四月二十九日御降誕。

明治四十一年四月十一日學習院初等科に御入學。同四十五年七月三十日儲位に登らせらる。大正元年九月九日任陸軍少尉任海軍少尉叙大勳位。同三年四月二日學習院初等科御卒業。同日御學問所御開始。同年十月三十一日任陸軍中尉任海軍中尉。同五年十月三十一日任陸軍大尉任海軍大尉。同八年五月七日御成年式御舉行。同九年十月三十一日任陸軍少佐任海軍少佐。同十年二月二十八日御學問所御終業。同年三月三日御外遊。同年九月三日御歸朝。同年十一月二十五日攝政御就任。同十二年十月三十一日任陸軍中佐任海軍中佐。同十三年一月二十六日故久邇宮邦彥王第一女良子女王を妃と爲し給ふ。同十四年十月三十一日任陸軍大佐任海軍大佐。同十五年十二月二十五日大正天皇崩御即日御踐祚。昭和元年十二月二十八日朝見式。同三年十一月十日御即位禮御舉行。同十四日十五日大嘗祭御親祭。

皇后陛下 故久邇宮邦彥王第一女。御名 良子

明治三十六年三月六日御誕生。同四十二年四月十一日學習院女學部に御入學。大正七年一月十七日東宮妃に御豫定の御沙汰あり。同四月御學問所御開始。同十一年六月二十日御婚嫁勅許。同年九月二十八日

大日本帝國皇室

御納采。同日叙勳一等。同十三年一月二十六日御入宮。同日皇太子妃とならせ給ふ。

大正十五年十二月二十五日皇后に登らせらる。

皇太后陛下 故公壽九條道孝第四女。御名 節子

明治十七年六月二十五日御誕生。同二十三年九月華族女學校に御入學。同三十二年七月十八日華族女學校初等中學校御修了。同三十三年五月十日御入宮。同日皇太子妃とならせ給ふ。明治四十五年七月三十日皇后に登らせらる。

大正十五年十二月二十五日皇太后とならせ給ふ。

皇太子 明仁親王 今上天皇第一皇子。

昭和八年十二月二十三日御誕生。繼宮と稱し奉る。

皇男子 正仁親王 今上天皇第二皇子。

昭和十年十一月二十八日御誕生。繼宮と稱し奉る。

皇女子 成子内親王 今上天皇第一皇女。

大正十四年十二月六日御誕生。照宮と稱し奉る。目下女子學習院御在學中。

和子内親王 今上天皇第三皇女。

昭和四年九月三十日御誕生。孝宮と稱し奉る。目下學習院御在學中。

厚子内親王 今上天皇第四皇女。

昭和六年三月七日御誕生。順宮と稱し奉る。目下學習院御在學中。

皇族

秩父宮

東京市赤坂區一番ノ一表町御殿
大正十一年六月二十五日秩父宮の
稱號を賜はる。

陸軍歩兵少佐大勳位。雅仁親王 大正天皇
第二皇子。明治三十五年六月二十五日御誕生
昭和三年九月二十八日御結婚。
雅仁親王妃勳一等。勢津子 子爵松平保男
姪(松平恒雄第一女) 明治四十二年九月九日
御誕生。同右。

高松宮

東京市芝區高輪西臺町一番
大正二年七月六日高松宮の稱號を
賜はる。

海軍少佐大勳位。宣仁親王 大正天皇第三
皇子。明治三十八年一月三日御誕生。昭和五
年二月四日御結婚。
宣仁親王妃勳一等。喜久子 故公爵徳川慶
久第二女。明治四十四年十二月二十六日御誕
生。同右。

三笠宮

東京市赤坂區一番ノ一青山東御
殿
昭和十年十二月二日三笠宮の稱
號を賜はる。

陸軍騎兵少尉大勳位。崇仁親王 大正天皇
第四皇子。大正四年十二月二日御誕生。
閑院宮 東京市麹町區永田町二丁目二十
番地

東山天皇第六皇子直仁親王に始る
享保三年初めて閑院宮と稱さる。

元帥陸軍大將大勳位功二級。戴仁親王 故
邦家親王第十六子。慶應元年十一月十日御誕
生。明治二十四年十二月十九日御結婚。
戴仁親王妃勳一等。智恵子 故公爵三條實
美第二女。明治五年六月三十日御誕生。同右。
陸軍騎兵少佐大勳位。春仁親王 戴仁親王第
二子。明治三十五年八月三日御誕生。大正十
五年七月十四日御結婚。
春仁親王妃勳二等。直子 故公爵一條實輝第
四女。明治四十一年十一月七日御誕生。同右。

東伏見宮

東京市澁谷區常盤松町百一番地
伏見宮邦家親王第十七子依仁親王
明治三十六年小松宮彰仁親王御靈
廟を止められ東伏見宮と稱さる。

故依仁親王妃勳一等。周子 故公爵岩倉具
定第一女。明治九年八月二十九日御誕生。明
治三十一年二月十日御結婚。
伏見宮 東京市麹町區尾井町四番地
崇光天皇第一皇子榮仁親王を祖と
す。親王初め有極川宮を稱せられ
後伏見宮と改め給ふ。
元帥海軍大將大勳位功四級。博恭王 故貞
愛親王第一子。明治八年十月十六日御誕生。
明治三十年一月九日御結婚。
博恭王妃勳一等。經子 故公爵徳川慶喜第
九女。明治十五年九月二十三日御誕生。同右。
海軍中佐大勳位。博義王 博恭王第一子。

伏見宮

故邦彦王勳一等。俱子 故公爵島津忠義
第七女。明治十二年十月十九日御誕生。明治
三十二年十二月十三日御結婚。
海軍少佐大勳位。朝融王 故邦彦王第一子
明治三十四年二月二日御誕生。大正十四年一
月二十六日御結婚。
朝融王妃勳一等。知子女王 博恭王第三女
明治四十年五月十八日御誕生。同右。
邦昭王 朝融王第一子。昭和四年三月二十
五日御誕生。
正子女王 朝融王第一女。大正十五年十二
月八日御誕生。
朝子女王 朝融王第二女。昭和二年十月二
十三日御誕生。
通子女王 朝融王第三女。昭和八年九月四
日御誕生。
英子女王 朝融王第四女。昭和十二年七月
二十一日御誕生。
故多嘉王勳一等。靜子 故子爵水無瀬忠
輔第一女。明治十七年九月二十五日御誕生。
明治四十年三月九日御結婚。
家彦王 故多嘉王第二子。大正九年三月十
七日御誕生。
德彦王 故多嘉王第三子。大正十一年十一
月十九日御誕生。
恭仁子女王 故多嘉王第三女。大正六年五
月十八日御誕生。

明治三十年十二月八日御誕生。大正八年十二
月二十三日御結婚。
博義王妃勳一等。朝子 故公爵一條實輝第
三女。明治三十五年六月二十日御誕生。同右。
博明王 博義王第一子。昭和七年一月二十
六日御誕生。
光子女王 博義王第一女。昭和四年七月二
十八日御誕生。
令子女王 博義王第二女。昭和八年二月十
四日御誕生。
章子女王 博義王第三女。昭和九年二月十
一日御誕生。

山階宮

東京市麹町區富士見町二丁目五
番地ノ一
伏見宮邦家親王第一子是親王を祖
とす。親王初め濟範法親王と申上
げしも元治元年復飾して山階宮を
創めらる。

故菊麿王妃勳一等。常子 故公爵島津忠義
第三女。明治七年二月七日御誕生。明治三十
五年十一月二十六日御結婚。
海軍少佐勳一等。武彦王 故菊麿王第一子
明治三十一年二月十三日御誕生。大正十一年
七月十九日御結婚。

賀陽宮

東京市麹町區三番町二番地ノ五
初め久通宮朝彦親王賀陽宮と稱さ
れしも明治八年久通宮と改稱さる

梨本宮

東京市澁谷區美竹町四十一番地
伏見宮貞敬親王第七子守備親王
(初昌仁法親王)慶應四年復飾。明
治三年梨本宮を初めて稱さる。

元帥陸軍大將大勳位功四級。守正王 故朝
彦親王第四子。明治七年三月九日御誕生。明
治三十三年十一月二十八日御結婚。
守正王妃勳一等。伊都子 故侯爵島重
大第二女。明治十五年二月二日御誕生。同右。

朝香宮

東京市芝區白金臺町二丁目二十
六番地
明治三十九年三月初朝香宮の稱號を
賜はる。

陸軍中將大勳位。鳩彦王 故朝彦親王第八
子。明治二十年十月二日御誕生。明治四十三年
五月六日御結婚。
陸軍歩兵中尉勳一等。宇彦王 鳩彦王第一
子。大正元年十月八日御誕生。
湛子女王 鳩彦王第二女。大正八年八月二
日御誕生。

東久邇宮

東京市麻布區市兵衛町一丁目十
三番地
明治三十九年十一月東久邇宮の稱
號を賜はる。

陸軍中將大勳位。稔彦王 故朝彦親王第九
子。明治二十年十二月三日御誕生。大正四年
五月十八日御結婚。
稔彦王妃勳一等。聰子内親王 明治天皇第

久邇宮

東京市澁谷區宮代町一番地(東
京邸)京都市上京區東櫻町二十
七番地(京都邸)
伏見宮邦家親王第四子朝彦親王を
祖と爲す。親王初め青蓮院宮中川
宮賀陽宮と稱せられ明治八年久邇
宮と改めらる。

よつて第二子故邦憲王襲きて同二
十五年十二月賀陽宮を稱さる。
故邦憲王妃勳一等。好子 故侯爵藤田忠順
第一女。慶應元年十二月七日御誕生。明治二
十五年十一月二十六日御結婚。
陸軍騎兵中佐大勳位。恒憲王 故邦憲王第
一子。明治三十三年一月二十七日御誕生。大
正十年五月三日御結婚。
恒憲王妃勳一等。敏子 故公爵九條道實第
五女。明治三十六年五月十六日御誕生。同右。
邦壽王 恒憲王第一子。大正十一年四月二
十一日御誕生。
治憲王 恒憲王第二子。大正十五年七月三
日御誕生。
章憲王 恒憲王第三子。昭和四年八月十七
日御誕生。
文憲王 恒憲王第四子。昭和六年七月十二
日御誕生。
宗憲王 恒憲王第五子。昭和十年十一月二
十四日御誕生。
美智子女王 恒憲王第一女。大正十二年七
月二十九日御誕生。

九皇女 (御稱號泰宮) 明治二十九年五月十一日御誕生。同右。
盛厚王 陸軍少尉第一子。大正五年五月六日御誕生。
彰常王 陸軍少尉第三子。大正九年五月十三日御誕生。
俊彦王 陸軍少尉第四子。昭和四年三月二十四日御誕生。

北白川宮

東京市芝區高輪南町十七番地
 伏見宮邦家親王第十三子智成親王を祖と爲す。親王初め照高院宮と稱せられ明治三年十一月北白川宮と改めらる。

故成久王妃勳一等 房子内親王 明治天皇第七皇女 (御稱號周宮) 明治二十三年一月二十八日御誕生。明治四十二年四月二十九日御結婚。
 陸軍砲兵大尉勳一等 永久王 故成久王第一子。明治四十三年二月十九日御誕生。昭和十年四月二十六日御結婚。
 永久王妃勳二等 祥子 男爵徳川義親第二女。大正五年八月二十六日御誕生。同右。
 多惠子女王 故成久王第三女。大正九年四月十五日御誕生。
 道久王 永久王第一子。昭和十二年五月二日御誕生。

竹田宮

東京市芝區高輪南町十七番地
 明治三十九年三月竹田宮の稱號を賜はる。

王族及公族

故恒久王妃勳一等 昌子内親王 明治天皇第六皇女 (御稱號常宮) 明治二十一年九月三十日御誕生。明治四十一年四月三十日御結婚。
 陸軍砲兵大尉勳一等 恒德王 故恒久王第一子。明治四十二年三月四日御誕生。昭和九年五月十二日御結婚。
 恒德王妃勳二等 光子 公爵三條公輝第二女。大正四年十一月六日御誕生。同右。

昌德宮

京都市西區堀川二番地 (御本邸)
 東京市麹町區紀尾井町一 (東京邸)

陸軍歩兵大佐大勳位 李王根 故李太王第七子。明治三十年十月二十日御誕生。大正九年四月二十八日御結婚。
 李王妃勳一等 方子女王 梨本宮守正王第一女。明治三十四年十一月四日御誕生。同右。
 王世子 李玖 李王根第二子。昭和六年十二月二十九日御誕生。
 故李王根妃勳一等 尹氏 侯爵尹澤榮第一女。明治二十七年九月十九日御誕生。明治四十年一月二十四日御結婚。

李鍵公

京都市左區船場百九十六番地 (御本邸) 京都市東區東山町百九十六番地 (御別邸)

陸軍砲兵大尉勳一等 李鍵公 李王根第一子。明治四十二年十月二十八日御誕生。昭和六年十月五日御結婚。

李鍋公

京都市西區堀川百十四番地 (御本邸) 京都市左區船場百一 (御別邸)

陸軍砲兵中尉勳一等 李鍋公 李鍵公第二子。大正元年十一月十五日御誕生。昭和十年五月三日御結婚。
 李鍋公妃勳二等 養珠 侯爵朴泳孝孫。大正三年十二月十一日御誕生。同右。
 故李鍋公妃勳一等 李氏 故李鍋九第一女。明治十六年七月十日御誕生。明治三十五年一月十九日御結婚。
 故李鍋公妃勳一等 金氏 故金在鼎第一女。明治十一年七月十八日御誕生。明治二十八年一月十九日御結婚。
 李清 李鍋公第一子。昭和十一年四月二十三日御誕生。

皇族臣籍降下

海軍大佐正三位勳一等侯爵 小松輝久 故北白川宮能久親王第四子。明治二十一年八月十二日御誕生。明治四十三年七月二十日降下。
 陸軍砲兵中尉從三位勳一等侯爵 山階芳麿 故山階宮菊麿王第二子。明治三十三年七月五日御誕生。大正九年七月二十四日降下。
 海軍大尉從三位勳一等侯爵 華頂博信 伏見宮博恭王第三子。明治三十八年五月二十二日御誕生。大正十五年十二月七日降下。
 正四位勳一等侯爵 筑波藤麿 故山階宮菊麿王第三子。明治三十八年二月二十五日御誕生。昭和三年七月二十日降下。
 陸軍歩兵中尉正四位勳一等伯爵 葛城茂麿 故山階宮菊麿王第五子。明治四十一年四月二十九日御誕生。昭和四年十二月二十四日降下。
 從四位勳一等伯爵 東伏見邦英 故久邇宮邦彥王第三子。明治四十三年五月十六日御誕生。昭和六年四月四日降下。
 海軍少尉從四位勳一等伯爵 伏見博英 伏見宮博恭王第四子。大正元年十月四日御誕生。昭和十一年四月一日降下。
 海軍少尉從四位勳一等侯爵 香羽正彦 朝香宮鳩彦王第二子。大正三年一月五日御誕生。昭和十一年四月一日降下。

皇族臣籍婚嫁

絢子女王 故久邇宮朝彥親王第五女。明治五年五月三十一日御誕生。明治二十五年十二月二十六日子爵竹内惟忠に婚嫁。
 榮子女王 故久邇宮朝彥親王第二女。明治

皇族臣籍降下、皇族及王族臣籍婚嫁

元年二月十八日御誕生。明治三十二年九月二十六日子爵東園基愛に婚嫁。
 禎子女王 故伏見宮貞愛親王第一女。明治十八年六月二十七日御誕生。明治三十四年四月六日侯爵山内豐榮に婚嫁。
 貞子女王 故北白川宮能久親王第二女。明治十八年八月六日御誕生。明治三十六年二月六日伯爵有馬頼寧に婚嫁。
 滿子女王 故北白川宮能久親王第一女。明治十八年十月十九日御誕生。明治三十七年十一月十四日伯爵甘藷寺受長に婚嫁。
 篤子女王 故久邇宮朝彥親王第八子。明治二十一年十月十六日御誕生。明治三十九年十月二十八日伯爵壬生基義に婚嫁。
 勳二等 武子女王 故北白川宮能久親王第三女。明治二十三年三月二十八日御誕生。明治四十四年四月十七日子爵保科正昭に婚嫁。
 勳二等 茂子女王 閤院宮載仁親王第二女。明治三十年五月二十九日御誕生。大正三年一月二十一日伯爵黒田長成嗣子長禮に婚嫁。
 勳二等 由紀子女王 故實隆宮那彦王第一女。明治二十八年十一月二十三日御誕生。大正四年四月三十日子爵町尻量弘嗣子量基に婚嫁。
 勳二等 擴子女王 故北白川宮能久親王第五女。明治二十八年五月二十八日御誕生。大正四年七月二十日伯爵二荒芳徳に婚嫁。
 勳二等 恭子女王 閤院宮載仁親王第一女。明治二十九年五月十三日御誕生。大正四年九月三日子爵安藤信昭に婚嫁。
 勳二等 安子女王 故山階宮菊麿王第一女。明治三十四年十月三十一日御誕生。大正九年十一月九日伯爵淺野長勳孫長武に婚嫁。
 勳二等 智子女王 故久邇宮朝彥王第三女。明治三十九年九月一日御誕生。大正十三年五月

王族臣籍婚嫁

李德惠 故李太王第四女。明治四十五年五月二十五日御誕生。昭和六年五月八日伯爵泉武志に婚嫁。
 李辰瑛 故李煥公第一女。大正五年五月十八日御誕生。昭和九年十二月二十日尹源善に婚嫁。

御歷代帝號・年號・皇紀・皇居

代御	帝號	年號(年數)	皇紀	皇居	西紀
一	神武	年號ナシ	一七六	畝傍橿原宮	前六〇一五五
二	綏靖	同	一〇一	葛城高丘宮	五八一五五九
三	安寧	同	一〇一	片鹽浮穴(孔)宮	五四九一五二
四	懿德	同	一五二	輕曲峽宮	五〇一四七七
五	孝昭	同	一八六	披上池心宮	四七五二五九
六	孝安	同	二六九	室秋津島宮	三九二二九一
七	孝靈	同	三七七	黑田廬戶宮	二九〇二二五
八	孝元	同	四〇七	輕原宮	二六六一一五
九	開化	同	五〇三	春日率川宮	一五九一九
一〇	崇神	同	五六一	磯城瑞籬宮	九七三〇
一一	垂仁	同	六三三	經向珠城宮	二九一七〇
一二	景行	同	七三一	經向日代宮	七一三〇
一三	成務	同	七九一	志賀高穴穗宮	一三一一九〇
一四	仲哀	同	八五一	穴門豐浦宮	一九二二〇〇
一五	應神	同	八六〇	輕島三豐明宮	二〇〇三三〇

一六	仁德	年號ナシ	九七三	難波高津宮	三三三三九九
一七	履中	同	一〇〇一	磐余稚櫻宮	四〇〇四四五
一八	反正	同	一〇六六	丹比柴籬宮	四〇六四四〇
一九	允恭	同	一〇七二	遠飛鳥宮	四二一四四三
二〇	安康	同	一一三三	石上穴穗宮	四三二四四六
二一	雄略	同	一二二六	泊瀬朝倉宮	四四一四四九
二二	清寧	同	一二四〇	磐余廻栗宮	四四八四四四
二三	顯宗	同	一二四七	近飛鳥八鈎宮	四八五四八七
二四	仁賢	同	一二五八	石上廣高宮	四八八四八八
二五	武烈	同	一二六八	泊瀬列城宮	四九八四九六
二六	繼體	同	一二七二	磐余玉穗宮	五〇七五〇一
二七	安閑	同	一二九二	勾金橋宮	五三一五三三
二八	宣化	同	一三九五	檜隈廬入野宮	五三三五三九
二九	欽明	同	一三九二	磯城島金刺宮	五三九一七一
三〇	敏達	同	一四三三	譯語田幸玉宮	五七二一五九五
三一	用明	同	一四七五	磐余池邊双槻宮	五八五二五八七

三	崇峻	年號ナシ	一三三七	倉梯柴垣宮	五八七五九三
三〇	推古	同	一三五二	豐浦宮、小墾田宮	五九三二六八
三一	舒明	同	一三八九	百濟宮	六〇九一六四二
三二	皇極	同	一四〇一	飛鳥板蓋宮	六四三二六四五
三三	孝德	大化一	一六二〇	難波長柄豐碕宮	六四三二六四五
三四	齊明	年號ナシ	一六三〇	飛鳥板蓋宮、後飛鳥岡本宮、朝倉穗積宮	六四三二六四五
三五	天智	同	一六三九	志賀大津宮	六四三二六七一
三六	天武	同	一六四二	志賀大津宮	六四三二六七一
三七	弘文	同	一六四六	飛鳥淨御原宮	六四三二六七一
三八	天武	同	一六四六	飛鳥淨御原宮	六四三二六七一
三九	持統	朱鳥一	一六四六	藤原宮	六四三二六七一
四〇	文武	年號ナシ	一六四六	藤原宮	六四三二六七一
四一	文武	大寶一	一六四六	藤原宮	六四三二六七一
四二	元明	慶雲一	一六四六	平城宮	七〇七七一五
四三	元正	和銅一	一六四六	平城宮	七〇七七一五
四四	聖武	神龜一	一六四六	平城宮	七〇七七一五
四五	孝謙	天平勝寶一	一六四六	平城宮	七〇七七一五
四六	孝謙	天平勝寶一	一六四六	平城宮	七〇七七一五

四七	淳仁	天平二	一六四六	同	七五八七六四
四八	稱徳	天平神護	一六四六	平城宮	七〇七七一五
四九	光仁	神護景雲一	一六四六	同	七〇七七一五
五〇	桓武	天應一	一六四六	平城宮、長岡宮、平安宮	七〇七七一五
五一	平城	延暦一	一六四六	平安宮	七〇七七一五
五二	嵯峨	大同一	一六四六	同	七〇七七一五
五三	淳和	弘仁一	一六四六	同	七〇七七一五
五四	仁明	長安一	一六四六	同	七〇七七一五
五五	文徳	嘉祥一	一六四六	同	七〇七七一五
五六	清和	天安一	一六四六	同	七〇七七一五
五七	陽成	貞觀一	一六四六	同	七〇七七一五
五八	光孝	元慶一	一六四六	同	七〇七七一五
五九	宇多	仁和	一六四六	同	七〇七七一五
六〇	醍醐	昌泰一	一六四六	同	七〇七七一五

御歷代帝號・年號・皇紀・皇居

昭和十一年、二年日録

自十一年九月一日 至十二年八月卅一日

九月

一日 △仙臺逕信局管内郵便局、所七十五新たに増置さる。△勅選補充、今井田清徳氏以下四氏貴族院議員に任ぜらる。△新設新潟鐵道局長に森本義夫氏任命さる。△東北振興電力株式會社業務開始準備進む、發電所建設工事測量並設計の爲櫻井勇氏外五氏を會社設立委員付技術員として囑託す。△成都事件に關し須磨總領事我が強硬決意を外交部長張群氏に傳達す。

三日 △成都事件に關し我第三艦隊警備に就き、旗艦出雲上海に急航す。△陸軍特別大演習統監部職員決定。△スペイン動亂死傷者十五萬と傳へらる。△河川協議會常設の件政務次官會議に決す。

四日 △秩父大隊長官邸下八甲田山に御行軍あそばさる。

△東北振興同盟總會に於て振興問題に關し政府の善處を促す決議文可決さる。△山形縣加茂港灣改修工事施行の件許可さる。△スペイン

工會議所幹部頼母木選相に民有國營反對の建議書を手交す。

十日 △陸軍關係の工場労働者の組合加入禁止さる。

十二日 △政友會頼母木總裁指名に依り常務七部制の新陣容決定す。△東北六縣北海道小作調停事務官協議會宮城縣廳に開かる。△白石上山間鐵道實現に向ひ兩縣期成同盟會結成され、活潑な活動を開始す。△第八回ナチス黨大會に於けるヒトラーの演説傳へらる。コンミニズム、デモクラシー排撃。植民地問題、新經濟四ヶ年計畫等々各國に衝動を與ふ。

△米穀關係三法案施行規則閣議の承認を得、二十日から實施と決す

△北海事件調査妨害を慮り警備陣強化さる。△電相統制強化具體案作製に關する四相會議開會さる。

十三日 △不祥事件解決の爲に川越、張の初會議南京に行はれ日支交渉序に就く。北海地方に戰時戒嚴令施行の報傳へらる。

十四日 △天皇、皇后兩陛下五十二日振りに葉山御用邸より宮城に還幸啓あらせらる。

△義務教育年限延長に關し平生文相 廣田首相にその強行協力を希

望す。△宮城縣女川線工事始まる

△ナチス黨大會閉會さる。△世界ペンクラブ大會次回東京開催決定

十五日 △電力國營法律案及び他の法律案特別會計の收支計算概要を逕信省非公式に發表す。△永野海相北海事件に關し海軍側の重大決意を披瀝す。

十六日 △買収逃避の元鐵相秘書高橋邦夫候補達に收容さる。

十八日 △滿洲事變第五周年記念防空演習仙臺市に舉行さる。△滿洲國協和會の根本精神を闡明する植田軍司令官の布告發表せらる。△廣田内閣七大政綱の根幹稅制整理案の大綱大藏省議で決定す。△東北振興事務局を廢し東北局と改め内閣直屬の恒久機關化する旨閣議の決定を見る。△北海道東北六縣度量衡協議會仙臺市に開會。

十九日 △豐臺事件は支那全部隊の撤退に依り圓滿解決を見る。△議會振肅委員會の議會召集期日の議題は十一月十五日に意見の一致を見る。△東北振興會社總裁に商工次官吉野信次氏内定す。△東北關係社會事業資金第一回割當額決定す。△關門海底隧道起工式門司市に舉行さる。△小川元鐵相等の

昭和私鐵疑獄大審院判決言渡さる

二十日 △閉院參謀總長宮殿下帝國軍人後援會宮城支會御親授式に總裁の御資格を以て臺臨の爲御來仙遊ばさる。

△菅生事件の犯人王振聲兇行を自白す。△支那に於ける事態の緊迫に鑑み我陸戰隊漢口に急派さる。△支那側獨立第九旅を設置海南島防備強化。

二十二日 △中央地方兩稅制整理案の大綱公表。△夏秋養蠶應急資金八百萬圓融通當決定す。

二十三日 △豐年對策協議會宮城縣會議堂に開會。△社大黨東北大會仙臺に開催さる。△神兵隊一味安田鐵之助中佐等二十五名檢擧さる。△我陸戰隊員三名上海に於て警備中狙撃さる。

二十四日 △北海道に展開さる、陸軍特別大演習御統裁の爲大元帥陛下東京御發聲

△上海に於ける我陸戰隊大日本帝國特別陸戰隊非常警戒布告を公布す。△第二十六回滿洲事變論功行賞發表さる。

二十五日 △内務省指定府縣道選定發表さる。△英米佛通貨安定協定締結さる。△佛國政府金本位停

十月

一日 天皇陛下大本營地たる札幌市に著御あらせらる。

△三笠宮殿下陸軍騎兵少尉に御任官遊ばさる。

△河北機 簡保二十周年郵便年金十周年の仙遊局の壯舉「東北一周都市訪問飛行」の途に就く。△尾去澤村は阿仁合線の全通に依り躍進しつゝあつたが、本日より町制施行さる。△スペイン革命政府確立、總統にフランコ將軍就任。

二日 △中山兵曹暗殺犯人揚文道、葉海生に死刑の判決言渡さる。△我オリソビツク本部隊神戸に凱旋△江合川上流改修起工式岩出山町に舉行さる。

三日 △東北局の桑原、角替兩書記官振興兩會社創立打合せの爲來仙。△陸軍特別大演習の火蓋、石狩の野に切つて落さる。

四日 △北日本颶風に襲はる。

五日 △「東北一周都市訪問」の河北機、使命を果し無事歸還。

六日 △陸軍特別大演習終り、札幌飛行場に其最後を飾る大觀兵式舉行さる。△東北振興兩會社の幹部就任と關係ある人事異動發表、即山形縣知事に武井群嗣、商工次官に竹内可吉の兩氏任命さる。吉野信次(商工次官)金森太郎(山形縣知事)兩氏は依願免本官。△海軍條約失効を前に英國政府存續を企圖し、日米に交渉の旨傳へらる。

七日 △東北振興兩會社創立總會日本俱樂部に開催さる。△東北振興兩會社役員正式決定す。△廣田首相札幌の大本營に何候對支方針その他に關し奏上。△島田農相秋田縣下を視察す。△稅制整理案要綱大藏省第一次發表あり。△事務次官會議に議會十一月召集に反對論續出。△東北振興電力會社電氣事業經營許可申請書許可さる。

八日 △東北振興事務局官制改正に伴ひ内閣資源局長官松井春生氏内閣東北局長兼任の旨發令さる。△東北振興兩會社職制機構決定す。△商工中央金庫設立許可さる。△政友會東北大會青森市に開催さる

△川越・蔭介石第一次會議開かる

九日 △聖上陛下小樽市に行幸あらせらる。

△明年度第二次肥料資金府縣割當決定す。東北六縣分は二百五十五萬圓。

十日 △聖上陛下御下宿館に行幸あらせられ午後四時官民多数の奉送裡に同港御出港あらせらる。
十一日 平生文相仙臺市教員總會に出席 義務教育延長問題に關し論ず。
十二日 △天皇陛下には御十九日振りに宮城に御還幸あらせらる。
△滿ソ國境二ヶ所でソ聯兵突如不法射撃我増援隊直に急行應戰。△文部省の教學刷新評議會特別委員會文相官邸に開催さる。
十三日 △昭和十二年宮中歌會初の御題「田家雪」と仰出さる。
△滿ソ國境事件に富永中尉戦死。尙朝鮮軍司令部より同事件に關する發表あり。△一道六縣關係者を集め田中内務省庶務課長「稅制改革」を宮城縣廳に於て説明。△全國町村長會議東京に開催、稅制改革問題を議題とし、町村特別稅の設定其他を決議す。△一道六縣衛生課長會議福島署に開催さる。△宮城縣本吉郡大谷村金山(日滿鐵業)泥水进出抗夫五名行方不明。
十四日 △ベルギー中立宣言、即從來佛國と軍事同盟を結んで居たベルギーはこれを破棄して自力獨立で國防を行ひ六に軍備を起す旨

國務會議に於て皇帝レオポール三世宣言す。
十五日 △吉野總裁以下振興兩會社首腦部本社入り。△十月二十九日大阪灣に於て行はせらるる十一月年度海軍特別大演習觀艦式御次第書海軍省より公表さる。△南米ペルーにフアツショ革命起る。
十六日 △天皇陛下御風氣につき神嘗祭御親祭御取止の旨宮内省より發表あり。
△立教登山隊は五日午後二時五十分ナンダゴットの頂上を極めた旨入電あり。△貴族院制度調査會官制開議の決定を見る。
十七日 △本社並北海タイムス主催、東北對北海道樺太柔道試合札幌市中島公園に開催さる。北軍大戦五名を獲して勝つ。△東北北道創立二十五周年記念式舉行さる。
十八日 △本社主催第五回學童オリンピック大會開催され、仙臺市片平(尋常)五橋(高等)兩校連覇成る。△宗教團争尖鋭化してポソベイ市に軍事警備令宣布さる。
十九日 △明年五月十二日英國皇帝陛下戴冠式に天皇陛下御名代として秩父宮雅仁親王殿下をイギリスに差遣はされ且つ妃殿下御同伴相成る可き旨御沙汰の趣、宮内省より發表さる。
△水道協會總會仙臺市に開催さる。△振興關係起債福島縣分認可さる。△川越、張第四次會談行はる。△支那の作家魯迅逝く。
二十日 △電力國營案は十八日馬場藏相、小川商相、前田鐵相、の三相會議。翌十九日には頼母木選相を加へた四相會議で審議され採擇に決定、更に二十日の閣議で採擇と決した。△臨時町村財政補助金審査會創設に關議の決定を見る。
△伊國外相チアノ伯ベルリン訪問の途に就く。
二十一日 △皇太后陛下御十二年振り東京女高師に行啓あらせらる。
二十二日 △大元帥陛下には海軍特別大演習御統裁の爲二十一日宮城御發聲御召艦に召され錦旗を大平洋上に進め給ふ。
△青森市外北部保養院全焼す。△山形縣防空演習舉行。△樺太、北海道、東北六縣國幣社官司事務打合會水澤胸形神社に開催、國體明徴に關する宣言可決さる。

二十三日 △行政機構改革案に關し其審議方を次の如く委嘱する事に閣議決定 即中央制度改革に關する事項(馬場藏相、前田鐵相、頼母木選相、平生文相以上四相) 地方制度改革及び議會制度改革に關する事項(林法相、潮内相、島田農相、小川商相、永田拓相以上五相) △スペイン、ポルトガル國交斷絶、△ペルー、フアツショ分子蜂起大統領を追出し軍部獨裁内閣樹立さる。
二十四日 △伊國のエチオピア併合獨政府承認。
二十六日 △秩父宮同妃兩殿下岩手縣御成り。
△第十一回陸羽經濟會山形市に開催さる。△川越・張第六次會談尙我大使館發表のコムミニケには「尙未だ意見の交換を要するものあるに付更に近く會談の筈」とある。交渉の困難は須磨總領事が一度外務省の訓令を仰ぐ爲歸朝した(二十二日)事に依るも知り得る。
二十七日 △秩父宮同妃兩殿下山形縣に御成り。
△地方調整交付金一般會計で取扱ふ事に大藏省議で方針決定。△第七回一道六縣畜産共進會は福島競馬場にて開會式舉行さる。

二十八日 △皇太后陛下東京盲啞學校に行啓あらせらる。
二十九日 △昭和十一年度海軍特別大演習觀艦式阪神沖で舉行 参加艦艇百八隻。△革命軍の總攻撃を前にスペイン首相カヴァリエル氏一切の手段を傾けて首都を死守する旨宣言す。
△四年後のオリンピック大會、萬國博覽會と並んで皇紀二千六百年を奉祝する記念事業を實行する財團法人奉祝會設立決定す。
三十日 △天皇陛下横須賀御入港御十日振りで宮城に還幸あらせらる。
△北海道東北自作農事務主任官會議青森市に開催さる。△五私鐵疑獄の巨頭元鐵相小川平吉氏市ヶ谷刑務所に收容さる。
三十一日 △元鐵相内田信也氏檢事局に召喚取調べを受く。

十一月

一日 △本日より米穀年度は昭和十二年に入るが昭和十一年産内地米格下げは行はざる旨農林省より發表あり。
二日 △岩手輕鐵の買收價格百六十二萬七千三百五十圓と正式決定

五日 △天皇陛下新議事堂に行幸遊ばさる。
六日 △皇后陛下の臺臨を仰ぎ日赤・愛婦通常總會憲法記念館に開催さる。
△寺内陸相會議制度に關する根本的觀念を明かにする趣旨並聲明を發表。△一九三〇年のロンドン海軍々縮條約潜水艦制限條項存続に決定。日、英、米、佛、伊及イギリス自治領代表英國外相室にて正式訓印、直に訓書正文發表さる。
七日 新議事堂落成式盛大に舉行さる。△蠶網許可制に關し宮城岩手兩縣の協定成立す。△スペイン政府首都を放棄ヴァレンシアに遷都、△第二師團對抗演習始まる。
九日 △第七十回通常議會召集期日十二月二十四日と決定詔書公布さる。△スペイン軍事委員指揮の政府軍首都防衛實況傳へらる。△第二師團旅團對抗演習終る。
十日 △吉野總裁一行秋田縣視察。△川越・張第七次會談行はれ意見幾分接近の旨我大使館よりコムミニケ發表さる。△ソ聯外務人民委員長リトヴィノフ氏に依り明かにされた外交方針傳へらる。

す。△教育總監兼軍事參議官杉山元中將、陸軍大將に親任せらる。
△福島縣若松地方に強震あり。△支那長沙にて邦人白晝兇漢に襲はれ瀕死の重傷を負ふ。△閩錫山暴力の侵入には死を賭して抗爭、外交交渉内容公表」等々強硬聲明發表。
三日 △東北・關東地方一帯に強震あり。△我軍艦二隻長沙に急航
四日 △行政機構改革に關する四相會議並五相會議は夫々第一回會議を開く。△行政機構並議會制度刷新に關する陸海軍部共同案發表さる。△ルーズベルト大統領再選さる。民主黨候補ルーズベルト氏は五十九票對三百一十一票の大差で共和黨候補ランドンに勝ち見事再選さる。ニュー・デールの勝利。
△鹽釜町、仙臺市、宮城縣各當局の積極的活動に依り港シホガマ、國際港として進出。△内田前鐵相再召喚を受けると共に、起訴、市ヶ谷刑務所に收容さる。尙此前召喚一時歸宅の彼が「僕は明郎だ」と語りし事思ひ出され、識者暗い氣持ちになる。△吳淞、無錫以下十二商埠地を閉鎖し我經濟進出を阻止せんとする國府の新布令傳へ

十一日 △煙草一齊値上げ實施さる。尙これに依る増收全國にて二千五百乃至三千萬圓、仙臺地方專賣局管内として約二百萬圓を豫想さる。△第二師團假設敵演習吉野川一帯に展開さる。
十二日 △東北振興關係豫算金額通過運動の爲振興同盟動く。△第二師團秋季演習の最終を飾る觀兵式玉城寺原頭に舉行さる。△ムツソリニ首相憲法修正を決議しフアシスト黨大會に議會全廢を提議せる由傳へらる。
十三日 △支那側に誠意なく我關係當局交渉打切りの強硬意見傳へらる。△東北振興計畫豫算査定當局の大削減に會ひ松井局長等復活運動に起つ。△臨時町村財政補助金配分額正式に決定、東北關係二百七十萬圓と決す。△戦況好轉してスペイン政府再びマドリットに移る。
十四日 △獨國、現行國際河川條項廢棄を宣明。△民政黨東北北海道大會仙臺市に開催さる。
十六日 △東北各縣會、十六日の宮城を筆頭に二十七日の岩手を殿に開會さる。尙各縣とも東北振興計畫と關連して豫算面は非常な膨

服を示して居る。
 十七日 △仙山線開通を記念して仙臺に大博覽會の議あり、澁谷市長決意を表明す。△青森に東北北海道青年學校振興協議會開催さる。△六縣業者に依り「映畫演劇觀覽稅課稅反對東北大會」仙臺市に開催さる。
 十八日 △獨伊兩國政府スペイン革命政權を承認。△六縣知事振興豫算全額復活の重要協議を東京に於て遂ぐ。尙松井局長の情勢説明あり。
 十九日 △パリ・東京間飛行を決定した佛國鳥人ジャビー氏は飛行七十餘時間、其完成を前に濃霧にばまれ十九日午後四時二十分九州佐賀久保山に墜落、全治一ヶ月の重傷を負ふ。
 二十日 △廣田首相 東北振興同盟の菅原委員長以下の振興問題に關する陳情に對し極めて同情ある見解を披瀝す。
 △秋田縣三釜尾去澤鐵山中澤鐵毒水沈澱池決潰 死者一千と傳へらる。△鈴木侍從長辭任に伴ひ海軍大將百武三郎氏侍從長に親任さる。尙鈴木侍從長に男爵親授の御沙汰あり。

二十一 日 △外務省「綏遠事件」に就き帝國の關知せざる旨中外に宣明す。△尾去澤事件に關し鐵山當局の無責任なる態度傳へらる。△最近の險惡な國際形勢を指摘してソ聯、日ソ漁業條約調印延期を聲明。△明年度豫算査定額三十億四千萬圓 大藏省議の最後の決定を見る。
 二十二日 △イタリヤ王國をイタリヤ帝國と改稱する旨同國下院の決議を見る。
 二十三日 △尾去澤の罹災者一千六百名。所在不明四百三十四名。発見死體男百二十二名 女百六名と現地警戒本部より發表 三菱の措置重視さる。
 二十四日 △冀東防共自治政府共和政體に改組。△大博覽會開設實現第一歩として、仙臺市會會員協議會開かれ、準備委員會設置決定す。△内務省土木局中小河川改良助成費割當決定。△尾去澤鐵山事件に關し三菱鐵業會社では見舞弔慰金百萬圓を贈る旨發表した。△冀東保安隊叛亂事件に關し、山海關守備隊長古田龍三少佐責任自殺の報至る。
 二十五日 △聖慮を奉體して小倉侍從尾去澤に向ふ。△日獨防共協定締結さる。
 二十六日 △六縣々議振興豫算復活運動の爲中央に活躍
 二十七日 △秩父宮殿下第三十一聯隊除隊兵に親しく御訓示賜ふ。
 二十八日 △振興豫算の正味二千二百五十萬圓程度と判明す。△三十億四千萬圓の十二年度豫算閣議で決定、即日大藏省内容發表。△滿洲國、エチオピア、我國と相互的に承認の旨伊國政府當局確言。
 二十九日 △英支經濟提携具體化し廣東省經濟開發に長期クレヂツト賦與の由傳へらる。△岩手輕鐵買収に關する清算株主總會開會され、混亂裡に原案可決。△英・白軍事同盟に關しイーデン英外相の重要口約傳へらる。

十二月

一日 △陸海軍定期異動發表さる。△資源局長官兼東北局長松井春生依願兼官を免ぜられ、内閣調査局調査官原幹根氏專任東北局長に任ぜらる。
 二日 △我既得權益尊重並領事館設立に關する日伊兩國間の諒解に關し、日伊同時にコムニケ發表
 三日 △仙臺市主催仙山鐵道開通記念東北振興大博覽會の大綱決す。△帝人事件百八十六回公判愈々高潮に達し、元商相中島久萬吉男の審理に入る。△ハル米國國務長官の武裝平和機構提唱傳へらる。
 六日 △皇帝御結婚問題に關し、英政府非公式聲明發表、尙問題のシンブソン夫人はカンヌに旅行中
 八日 △參謀本部附御榮轉の秩父

△議院制に關する懇談會廣田首相主催で開催され、寺内陸相の重大言明行はる。△英佛軍事同盟の成立傳へらる。
 三日 △參謀本部附に御榮轉の秩父宮殿下奉送式三十一聯隊營庭に舉行。
 △我聯合艦隊の編成海軍當局より發表さる。△我陸戰隊青島紡績罷業惡化に對處、工場警備にあたる尙權益保護を期す旨の海軍省副官談發表さる。
 四日 △英國皇帝陛下の御結婚問題世界の視聽を集む。△内閣調査局長官吉田茂氏突如辭任。東北振興事業の前途に一抹の寂寥をもたらす。△振興兩會社重役會開會(仙臺本社)され社務規定並細則に關し協議す。
 五日 △仙臺市主催仙山鐵道開通記念東北振興大博覽會の大綱決す。△帝人事件百八十六回公判愈々高潮に達し、元商相中島久萬吉男の審理に入る。△ハル米國國務長官の武裝平和機構提唱傳へらる。
 六日 △皇帝御結婚問題に關し、英政府非公式聲明發表、尙問題のシンブソン夫人はカンヌに旅行中
 八日 △參謀本部附御榮轉の秩父

宮殿下御赴任の途次、妃殿下御同伴仙臺市に寄せ給ふ。
 九日 阿武隈川發電所第一期工事完了年度は振興兩會社の事業着手を控へ三ヶ年の豫定を繰り上げて二ヶ年で竣功の段取決まる。
 十日 △外務省我對支根本方針閣明の重大聲明發表。△東北地方工業振興機關設立整備費の商工省に要求の四萬圓承認さる。△東北北海道農村工業品販賣協議會仙臺市に開催さる。△八月港修築計畫土木會議で決定す。
 十二日 △英皇帝エドワード八世御退位、皇弟ヨーク公即位、ジョージ六世とならせらる。△西安に兵變起る。張學良蔣介石を監禁し南京政府張學良の一切の職を剝奪す。
 十四日 △二・二六事件關係で軍法會議の取調べを受けつゝあつた久原房之助氏は證據不十分で不起訴となり出所す。△内務省土木局十二年度東北關係の經費割當決まる。
 十五日 △帝人事件第九十回公判、元鐵相三土忠造氏と元商相中島久萬吉氏の回答注目さる。
 △蔣介石生存確實となる。
 十六日 國民政府張學良討伐令を

出す。何應欽總司令に任ぜらる。
 十七日 △昭和十一年産内地米公定標準米價農林省より發表さる。
 ①標準最低價格二十四圓九十錢(十錢上) ②標準最高價格三十三圓九十錢(十錢上)、△郵便料金の値上逡信省議で正式決定。施行は昭和十二年四月一日より。△埼玉縣會計課長百二十萬圓横領事件記事解禁さる。△神兵隊事件一被告五十四名の豫審終決し、内亂陰謀罪として大審院の特別裁判に附す旨決す。
 十八日 △檢事總長更迭 光行檢事總長の辭職に伴ひ泉二新藤氏任命さる。
 十九日 △蔣介石の釋放を先決條件として若し容れられなければ、學良を武力攻撃すると言ふ最後通牒國府より發せらる。尙他方宋子文が主となり學良との間に妥協工作進めらる。
 二十一日 △宮城縣五十の漁業組合聯合會を結成。
 二十二日 △尾去澤屍のダム第二回の決潰を見る。死者七名行方不明十一名を算す。鐵山當局の態度に非難の聲高し。△宮城縣蠶絲業調査特別委員會開かる。△滿洲國

軍々備強化を計り康徳五年より徴兵制度實施を傳へらる。
 二十三日 △東北興業會社金森委員長以下會合事業促進委員會開催さる。△六縣知事會議東北局に開催され、東北振興十二年度經費所管別桑原局長より内示さる。
 二十四日 △第七十議會召集さる。△樞密顧問官補充、田中隆三南弘の二氏親任さる。△阿武隈川第二發電所の入札並其關係事業具體化して、東北興業、電力事業一段落。吉野社長歸仙。△振興博覽會關係諸案仙臺市會で可決さる。
 二十五日 △天皇陛下の行幸を仰ぎ、貴族院の開院式滞りなく取り行はせらる。
 △滿洲國 國境地帶法制定。△學良、蔣介石を釋放、西安兵變一段落。
 二十七日 △英國皇帝戴冠式(明年五月十二日)に天皇陛下御名代として秩父宮殿下御差遣の旨、更めて御沙汰あらせらる。
 △學良無條件に屈伏 蔣介石宛の謝罪文發表さる。
 二十八日 △日ソ漁業條約の暫定協定樞密院に於て可決さる。△伊豆新島の大地震の報至る。△第五

次四相會議に於て内閣總務廳新設の假申合せ行はる。△米穀自治管理法寄託規程農林省より發表さる。
 二十九日 △秋田縣能代港大火、全燒百餘戸、罹災者七百。△臺灣高雄の現職警官の瀆職事件の記事解禁され、衝動を與ふ。
 一 月 (昭和十二年)
 四日 △地中海現狀維持の英・伊紳士協定の全文公表さる。△張學良はさきに十年の有期徒刑に處せられし所、國民政府は本日附を以て「張學良特赦の件」を發表す。
 △英國前皇帝ウインザー公は來る五月シンブソン夫人と御結婚の由傳へらる。
 五日 △スペイン、ドイツの關係緊張す。△三橫綱三大關鼎立の豪華春場所大相撲新番發表さる。
 七日 △爲替管理法強化の大藏省令公布さる。△獨逸、スペイン領モロッコに軍隊を上陸せしむ。爲に歐洲の風雲頻に動く。
 八日 △警視總監更迭 石田警視總監の突然の辭任に依り、廣島縣知事早川三郎氏新任せらる。△

電力問題調査東北地方委員会は仙臺市役所に開會され討議の結果電力國營管理案反體の態度を採る事に一決す。△六縣方面委員聯盟聯合會結成の件は、宮城縣廳に於ける六縣關係者の協議會に於て満場一致可決する。△ルーズベルト大統領豫算教書發表する。尙明年度國防費に九億九千萬計上。

六縣知事會議宮城縣廳に開催さる。△鐵道省地方局長會議に於て減俸復活要求の聲揚る。△西安の叛將楊虎城、共產黨首領毛澤東と結び毛は西安にあつて軍事指揮に當つて居る旨傳へらる。

二十三日 △廣田内閣總辭職。議會停會中局面の打開を策すも、閣内に寺内陸相の議會解散論と永野海相の反對論の對立あり。閣内不統一、終に總辭職となる。△政局は變轉するも東北振興問題は恒久なりと東北振興町村長聯盟大會活潑なる運動を續く、△林頼三郎(法相)勅選に決す。

府興津に西園寺公を訪問、△林統十郎大將に大命降下。二日 △林内閣成立。内閣總理大臣兼外務大臣兼文部大臣林統十郎内務大臣河原田稼吉、大藏大臣兼拓務大臣結城豊太郎、陸軍大臣中村孝太郎、海軍大臣米内光政、司法大臣鹽野季彦、商工大臣兼鐵道大臣伍堂卓雄、農林大臣兼逓信大臣山崎達之輔の八氏親任さる。

異ならず。堂々所信に邁進の旨言明更に、刻下の重要問題に關してもその方針を明にす。△ルーズベルト大統領、司法制度の改革を提案す。△特別市町村義務教育費國庫補助の交付額決定す。△滿洲國皇帝陛下御弟溥儀中尉と嵯峨侯令孫浩子姫との御婚儀、正式に發表さる。尙媒約は本庄大將、△大陸丸無事と判明。

閣の拓相たりし貴族院の兒王秀雄伯親任さる。十一日 △私設社會事業團體に對し紀元の佳節に當り十九萬五千圓御下賜の有難き御沙汰あり。△内田元鐵相十九日振りに保釋出所△警視總監異動。早川三郎氏に代り東京府知事横山助成氏任ぜらる

か。尙吉野總裁「材料は手當濟み更に計畫は着々實施」の旨説明す。十五日 △議會再會さる。△中國三中全会開會さる。△鈴木政友會總裁引退の決意を表明。十七日 △東北振興同盟會開會され東北問題の解決の爲各關係當局に陳情の方針を決定す。△尾崎行雄氏老軀をひつきけて起ち、軍部に關し質問の矢を放つ。△昨日の閣議で議會提出決定を見た「絲價安定法案要綱」發表さる。△「死なう團」帝都の各所で人騒がせをする。△軍事豫算成立を急ぎ政府隱忍自重に努む。

二十日 △國民大會を今秋十一月十二日召集の旨、三中全会に於て決議採擇さる。二十一日 △勞農無産協議會では社會大衆黨に對立して芝協調會館に全國大會開會「日本無産黨」と黨名改正の件其他を協議す。二十三日 △東京オリムピック大會々場外苑競技場と決定。△在郷軍人會々長は鈴木大將の後を受け、井上幾太郎大將に決定。二十五日 △陸軍定期大異動。移動の主なる者參謀次長(今井中將)教育總監本部長(香月少將)參謀本部第一部長(石原少將)第五師團團長(板垣中將)等々。中央に人材を集め陣容強化を圖つた等との批評あり。△東北興業會社本社に東北六縣經濟部長會議開催、會社側より振興十一事業遂行に當り地方の協力を求め、其具體化を圖る。二十六日 △血の思出。二・二六事件一週年の日。△明年年度修正豫算案衆議院に提出さる。

鳥田、中島の四氏が總裁代行委員として鈴木總裁から任命されて落着。△滿洲國、帝位繼承法發布さる。△宮城縣廳に縣是共榮蠶絲會社の發企人會開催され、片倉製絲の今井五介氏設立委員長に推さる。△日本郵船に爭議勃發。△内務省、臨時地方財政補給金七千萬圓の配分標準の大要發表。△内務省、商工兩大臣、社大黨の質問に對し三菱蠶業株式會社の蠶業權を取消意思無き旨明にす。△天皇陛下には親しく三月十日陸軍記念日祝賀會に行幸あらせらる。旨昨日仰せ出ださる。△林仙之大將の裁判長で植村中將事件更新第一回公判開廷さる。△外務大臣にフランス大使佐藤尙武氏就任。△臨時地方財政補給金七千萬圓に對し更に三千萬圓増額を宣明す。△地久の佳節、皇后陛下畏くも不遇の乳幼児の爲に榮養品料金御下賜あらせらる。△ソ聯、軍事教練新法令公布。△秋田縣振興計畫、東北興業會社の指導の效果現れ漸次實現に向ふ。△新任外交部長王寵惠氏外

交方針を闡明す、△瀋陽植村中將懲役三年、追徴金四萬五千七十圓を求刑、△幼年學校誘致豫定地仙臺市三ヶ峯高臺と決定。△内務省、中小河川改良補助關係各縣の割當決定す。△二十八億一千五百萬圓の十二年度豫算案衆議院通過。△「郵貯利下げ」閣議の決定を見る。普通は二分七厘六毛に「据置」は三分三厘六毛に。△社大黨、議會解散要請を林首相に迫る。△臨時地方財政補給金一億圓配分の根本原則を内務省明にす。△興業會社に大縣水産課長參集、水産關係事業を協議す。△川越、五の公式會談行はる。△關東北關係府縣第七回家畜防疫會議仙臺市に開催、△日運國際電話初開通。△問題の國民健康保險法案の醫療組合代行の勅、省令規定要綱を内務省發表。△東北興業會社事業の水産漁業會社の事業打合せ、青森縣廳に開催さる。△青森飛行場長に航空官飯塚二郎、札幌飛行場長に大庭哲夫の兩氏任命さる。△衆議院「五ヶ條御誓文

奉戴七十年記念決議案」可決。△女川鐵道、難工、大和田、根岸間陸道完成。△一宮道六縣副業主任會議若松市に開かる。△福島縣下烈風に襲はる。△英帝國、ジョージ六世陛下並皇后陛下の戴冠式に天皇陛下御名代として參列の秩父宮殿下には妃殿下御同伴、晴の御鹿島立ち遊ばさる。△三笠宮殿下騎兵第二聯隊御祝祭の爲御來仙遊ばさる。△十和田湖、奥入瀬川水利開發に關する東北局第一回打合せ開かる。△貴族院豫算總會に於て淺田良逸男の質問に對し結城藏相「振興豫算分離を好意的に研究」の旨言明す。△宮城縣の釧路、鹽釜間定期補助航路は三陸汽船株式會社受命と決定、△大藏省が貴族院豫算總會に提出した東北振興特別經費(十二年度)千七百餘萬圓。總經費二千餘萬圓。△英米兩國の永代借地制度解消案、樞府本會議で可決。△日緬通商協定、倫敦東京、蘭貢に於て同時に細目公表

△第七十議會、三月三十一日迄六日間會期延長の詔書下さる。△郵便料金値上(郵便法中改正法律案)の内容一括發表さる。△林首相、議會十一月召集實現の意圖を貴院にて表明。△振興教科書「東北讀本」編輯計畫具體化し、文部省で右編纂委員及同委員會規定決定を見る。△日本電氣會社廣田工場職工七百名、待遇改善を叫んでゼネ・スト敢行。△十二年度豫算案貴院通過、△東北讀本編纂初委員會文相官邸に開催さる。△日電爭議解決、△東北振興博豫算七十一萬三千圓、參與會議で可決さる。△第七十議會、突如解散さる。四月 △東京・札幌間定期航空路開始さる。△郵便料改正、葉書は五厘、封書は一錢の値上、△四月三十日施行の總選舉の詔書公布さる。△米内光政、百武源吾の兩海軍中將、海軍大將に任ぜらる。△石巻市お名残り市會に於て反市長

派議員十三名突如不明朗市會に席を同くするを欲せずとして辭表提出。△滿洲國皇帝陛下御弟溥傑中尉と嵯峨公勝侯令孫浩子姫の御婚儀九段軍人會館に舉行さる。△英國皇帝戴冠式觀禮式に參列の後獨國防問の任務を負ふて我海軍の精銳「足柄」横須賀拔錨。△天皇、皇后兩陛下靖國神社大祭に行幸啓仰せ出さる。△首相官邸に地方長官會議開かる。△檢察長、檢事正總選舉取締對策協議の爲會合。△「ひとの道」教團前教祖御木徳一不敬罪で追起訴され更に現教祖御木徳近も檢擧さる。△内務省に全國警察部長會議開催さる。△陸軍省に陸軍恒例師團長會議開かる。△東北興業株式會社の重役會議に於て興業事業五件の具體的決定を見る。△内務省に全國刑事課長會議開催さる。△第二師團管下諸部隊の渡滿行動開始さる。△東朝社主催亞歐連絡の大飛行は九日午後三時二十六分(日本時間十日午前零時二

十六分)ロンドン安著 輝く新記録を樹立して覇業を完成した。△林内閣獨自の新政策 三大原則に立脚した八項目、中外に闡明發表さる。△「メーデー」今年も禁止、内務省の方針決まり、各府縣に指令を發す。△秩父御名代宮殿紀殿下英本土に御上陸遊ばさる。△林首相、河原田内相、泉二檢事總長街頭進出、日比谷公會堂で肅選演説を行ふ。△「鐵」の輸入税免除に關する緊急勅令案、金子伯の絕對反對裡に樞府本會議で可決、同案は翌十五日公布即日効力發生。△七十戸を焼いて宮古の大火午後一時鎮火。△「ひとの道」教團大阪本部取消の通牒、文部省より發せらる。△控訴院長會議法相官邸に行はる。△日ソ國交調整再檢討佐藤・ムレニユフ會談行はる。△通信省後援「日電工業會社」正式に設立、△北海道西海岸に大暴風雨襲來、被害甚大の報あり。△植村中將事件「陸軍高等軍法會議判決下り、瀆職罪の植村東彦中將は懲役二年半、追徴金四萬三

千七十圓の刑確定す。△「三重苦」の聖女(レン・ケラー)女史入京。△三年振りで新宿御苑に觀櫻會の御盛儀、天皇、皇后兩陛下幸啓の下に取り行はせらる。△天皇、皇后兩陛下四月二十七日靖國神社臨時大祭御親拜遊ばさる。旨仰出ださる。△天皇、皇后兩陛下明治神宮御親拜、聖德記念繪畫館に行幸啓遊ばさる。△内閣企画廳要綱發表さる。△張滿洲國總理正式に朝鮮訪問。△ソ聯駐日大使と我外相の第二次會見行はる。△第二次米國向け金現送五千萬圓の第一回分の積込み行はる。△第二十回總選舉、普選第五次、肅選第二次選舉の届出締切らる。立候補數八百二十六名。△東京市從業員の賃銀値上運動爆發して、早曉より市電全線に亘りサボに入る。△結城藏相、伍堂商相の提唱で「物價對策委員會」設置の事、閣議の決定を見る。△二十四日 稅關長會議、中央會議所に開催さる。△靖國神社臨時大祭。△榮えの文化勳章の初

の拜受者九名決定發表され 光榮長岡半太郎、本多光太郎、木村榮佐々木信綱、幸田成行、岡田三郎助、藤島武二、竹内恒吉、横山秀磨の九氏に輝く。△天長の佳節。△ひとの道教團、結社禁止令、教會所認可取消命令と共に下り遂に壊滅。△第二十回總選舉、投票日。五月 △國民の總意現る。特に社大黨の躍進注目さる。△大相撲夏場所番附發表さる。△例に依りソ聯の盛大なメーデー・デモ。△新選良四百六十六名揃ふ。△政府は時局に對する政府の態度を林首相談の形式で中外に聲明す。△宮城縣北上川増水二十尺、登米地方冠水甚だし。△政府の聲明に對し既成政黨、社大黨等猛烈な反駁聲明を發す。△志津川町大火(宮城)三百四十戸焼け、罹災千五百名。町の中心地全滅。△物價昂騰の時局緊急對策下級官吏並に勞働者賃銀値上要請

の爲、社大黨代表首相訪問す。△高物價抑制の爲政府が今回設置する事になつた物價對策委員會の規定發表さる。△國鐵從業員會、高物價の待遇改善を叫んでの籠城騒ぎ解決す。平均一割増俸の見込。△逓信局從業員、六月一日から賃銀一割値上げの發表に不滿二割増給を要求して動く。△第五回東北美術展の蓋あく。△岩手縣釜石に市制施行さる。

六日 △獨國の豪華航空船ヒンデンプルグ號、米國レックハーストで爆破し乗客三十九名乗組員六十一名即死。

七日 △大相撲夏場所初日。△東交に彈壓下り幹部十一名檢束さる。△民政黨本部に百七十九名新代議士會開催、陣容強化と共に林内閣打倒の氣勢を擧ぐ。新幹事長は小泉又三郎。△滿洲國政府三大臣、二參議の依願免に依り新陣容成る。△廿九軍逃亡兵と保安隊と合流、四月三十日滿洲國大庄事警察署襲撃占領、日滿警官十一名殺傷の報至る。

八日 △待遇改善 特別手當二割要求の逓信從業員會同盟大會淺草公會堂に開催さる。△社大黨新代

議士會、九の内帝國農會に開かる。△明春の東北振興博覽會名譽總裁に東久通宮裕彦殿下を奉戴に決す。△滿洲國政府新機構發表さる。同國第二期飛躍に備へ全面的に部局改廢斷行、國務總理の權限を擴張す尙同改革案は七月一日より實施と決す。△英、伊關係悪化、在ロンドン伊國新聞記者に引揚命令下る。

九日 △十六回當選の菅原傳代議士(政友)長逝。宮城縣第一區宮澤清作氏(政友前)繰上當選す。△全日本素人圍棋選手權大會、第二次豫選東北地方代表選手決定戦、仙臺市境屋に舉行さる。

十日 △臨時物價對策委員會委員十五名、同特別委員十四名正式決定を見る。

十一日 △政友會本部に初議員總會開催、倒閣の氣勢を擧ぐ。

十二日 △英皇帝戴冠式。△東北六縣信聯協會對東北振興兩會社問題に關する協議會、仙臺中金支所(東京火災ビル)に開催さる。△山形市交通労働者罷業に入る。△東北振興水産會社設立準備の爲、田坂興業理事青森へ向ふ。

十三日 △企劃廳設置に伴ふ人事

異動に於て桑原東北局長は専任となる(即内閣調査官を被免)、△東北振興水産株式會社の發起人準備打合せ會、青森縣廳に開催さる。△第十三回東北々海道各市會議長會、議福島市に開かる。△儀仗兵二ヶ中隊警衛裡に菅原傳政友會支部葬仙臺市に執行さる。

十四日 △政府金の買上値引上げ一匁十四圓十三錢(一圓一錢二厘上げ)一匁三圓七十七錢(二十七錢上げ)十五日より實施。滿洲國も同時に日本側と同値に引上げ。

△企劃廳店開き。△樞密院顧問官四名缺員中陸軍大將奈良武次、醫學博士荒木寅三郎の二氏親任補充せらる。△小泉民政、松野政友、兩幹事長議長官會に會合、林内閣打倒を目標に兩黨共同戦線結成に就き協議。△第一回東北々海道會計主任官會議盛岡市に開催さる。

十五日 △青岩振興鐵道豫定線實測開始さる。△帝國發明協會第十回地方發明表彰式仙臺市に舉行さる。

十六日 △盛岡市に一家三人殺しの慘劇行はる。被害者は元農林技師堀江繁氏一家。

十七日 △林内閣第二次地方長官

會議東京に開催する。△伊國ムツソリニ首相バヴァリアに趣きベルヒスカーデンに獨逸ヒットラー總統を訪問ベルリン、ローマ樞軸強化策を中心としての重要協議を遂げる旨傳へる。

十八日 △美濃部博士短銃狙撃事件(昭和十一年二月二十一日)記事解禁さる。△臨時物價對策委員會第一回會合首相官邸に開催さる。△政、民兩黨夫々本部に幹部會開催倒閣聯繫に關し協議す。

十九日 △林内閣打倒に直進する政民兩黨第一回代表委員會、帝國ホテルに開催さる。△樞府物價騰貴と財界の現状に關し政府の責任ある説明を聴取する事になり、結城藏相以下を招致説明を求む。△地方長官會議第三日、陸海兩相より軍の所信に關し重要訓示あり。△北日本六縣(石川、富山、新潟、山形、秋田、青森)聯合水産大會青森市に開かる。△大相撲夏場所千秋樂、双葉山三場所連続優勝の偉業完成。

二十日 △英皇帝戴冠式記念大觀禮式、ポーツマス軍港スピッツヘット沖に舉行さる。△双葉山開番附會議の結果横綱に推さる。△冀

察政務委員會二十日附を以て、外人の土地所有禁止の一般布告を發す。

二十一日 △昭和會突如解散斷行す。△北日本六縣水産技術官會議青森市に開催さる。△ソ聯、オツト・シニミット博士を首班とする北極探險飛行隊無事北極に到達す。

二十二日 △神風號東京凱旋。△地方長官會議終る。△結城藏相郷里山形縣赤湯に歸る。△福島縣平町及平窪村を廢し、その區域を以て六月一日より平市を置く旨内務省より告示さる。

二十三日 △本社並北海タイムス主催第二回東北北海道、樺太柔道大試合仙臺に開催。好天に恵まれ觀衆二萬。不運南軍(東北軍)惨敗す。△政府第三次金現送第一回分神戸出帆の天城丸でサンフランシスコに向け輸送さる。

二十四日 △皇后宮濟生會二十五周年記念日に御歌を賜ふ。尙同事業に對し金一封御下賜の御沙汰あらせらる。

△第六次集團移民拓務省募集要綱決定。

二十五日 △我海軍の偉容足柄下

イツ訪問伯林に於て盛大な觀迎を受く。△全國高等學校長會議文部省に開催、四日に亘る豫定、△全國警察部長會議内務省に三日間に亘る豫定を以て開催さる。

二十六日 △皇后陛下の行啓を仰ぎ恩賜財團濟生會創立二十五周年記念式憲法記念館に盛大に舉行さる。尙皇后陛下には優渥なる令旨を賜はり、更に同會經營全國十九病院に收容の患者千餘名に御菓子料下賜の御沙汰せらる。

△石井勲銀總裁東北視察の途次來仙「振興兩會社の方針誤る」との車中談をなし視聽をあつむ。△文教審議會委員、樞密顧問官原嘉道氏以下十一氏正式任命さる。△結城藏相母校第二高等學校(仙臺)を訪問、學生に訓話す。△パリ・東京間連絡のドレ機壯舉完成を目前に高知縣戸原海岸に不時着す。搭乗者は二名共輕傷。

二十七日 △聖上臨御の下に海軍記念祝賀會、芝水交社に盛大に舉行さる。尙恒例の天覽相撲行はる。

△内閣資源局創立十周年記念、林首相重大訓令を發す。△林首相東北振興會長の資格を以て桑原東北局長を招致、振興問題に關し相

當の熱意を示す。△東北振興兩會社、東京支社に臨時役員會開催す。△日本航空線送會社の飛行艇墜で煙霧の爲工場煙突に激突、濃過池に墜落、搭乗の研究所首腦部五名惨死。△世界一金門鐵橋開通。

二十八日 △英國首相ボールドウィン氏桂冠、後繼内閣組織をチェンバレン藏相に御委嘱、同日三分の二の留任に依る新内閣組織完了す。△政・民聯携、林内閣打倒兩黨懇親會を東京會館に開催し、倒閣の氣勢を擧げ同時に共同聲明を發す。△右翼諸團體、赤坂三會堂に全日本維新團體協同聖戰政黨排撃同盟結成準備會を待つ。尙此れは既成政黨聯携に對抗したものと注目さる。△中央氣象臺仙臺出張所の副島伯オリンピック東京大會場神宮外苑變更案を開き「國際信義上もつての外、場合に依つては辭職」と憤慨。

二十九日 △民政黨、政友會夫本部に臨時全國支部長會議開催。△第三次第二回金現送、約一千七百萬圓神戸出帆聖川丸で米國に向ふ。△松井(石根)大島(健一)兩將軍首相を激勵す。最近右翼諸勢力

の代表將軍連の首相訪問激動は大いに視聽を惹く。△蔣介石、健康回復して行政院長に復職。△スペイン革命軍爆撃機隊バルセロナ大空襲。一方政府軍爆撃機イビサ島沖で、獨艦に爆撃を加ふ。

三十日 △紛糾を續けて居た日本救世軍、安倍磯雄、田川大吉郎、鳩山秀夫、志立鐵次郎四氏に調停依頼す。△佛國政府自國のパリイ東京間百時間飛行禁止。△ヒットラー、スペイン政府軍の爆撃に憤慨、強硬對策決定。

三十一日 △政、民聯携實行委員會初顔合會九の内會館に開かる。△林内閣倒閣本部九の内會館に設置さる。△林内閣總辭職△後繼内閣首班に付き、御下問を拜し湯淺内府、平沼樞相訪問。△廣田弘毅、伍堂卓雄、結城豐太郎、三氏勅選に任せらる。△道府縣學務部長會議内務省に開催さる。△獨伊兩國スペイン不干涉委員會脱退、△獨艦隊アルメリヤ港砲撃。

六月

一日 △湯淺内府與津に西園寺公と會見、歸京して御下問に奉答(後繼首相奏薦に新例)組閣の大命近

衛文府公に降る。公謹みて拜受、直に組閣に着手す。△漁船保険施行規則改正。△鐵道旅客運送規則改正。△鐵道局長會議。鐵道官邸に開催。△東北六縣庶務課長會議東北局に開催。△東北振興水産株式會社、發企人總會を経て成立を見る、本社は仙臺、支店は八戸、△日滿兩首都及び東京、天津、東京、臺灣間、日本空輸會社の定期航空の超特急便開始。△愛國航空週間、全國一齊に豪華な翼の大饗宴。△民間パイロット十一氏兒玉選相より航空章授與。△「滑空機規則」及び「滑空士免狀」の新規則施行。△近衛内閣、組閣工作進む。△前英皇帝と前シンプソン夫人カンデ城で目出度結婚式舉行。ウインザー侯夫妻として蜜月旅行。△スペイン反政府軍總帥モラ將軍偵察飛行中に墜死。△近衛内閣成立、總理大臣(貴族院議長)近衛文麿、外務大臣(元首相)廣田弘毅、内務大臣(元藏相)馬場鐵一、大藏大臣(前大藏次官)賀屋興宣、陸軍大臣(留任)杉山元、海軍大臣(留任)米

内光政、司法大臣(留任)鹽野季彦、文部大臣(大阪府知事)安井英二、農林大臣(貴族院議員)伯野有馬頼寧、商工大臣(東北振興會社總裁)吉野信次、逓信大臣(代議士民政黨總務)永井柳太郎、鐵道大臣(代議士政友會總裁代行委員)中島知久平、拓務大臣(貴族議員)大谷尊由、十三氏親任。△代議士風見章氏内閣書記官長に、又同じく瀧正雄氏法制局長官に夫任せらる。△近衛内閣初閣議後新首相内閣の政綱を談話の形式で發表。同時にラヂオを通じ全國民に挨拶。△新聞傍夫々抱負を語る。△林内閣閣本部並實行委員解散。△吉野總裁の人間に伴ふ東北振興會社總裁後任に關し桑原東北局長重大談話を發表す。△ソ聯政府反對派へ最後の彈壓の大檢舉。カラハン駐支大使等の逮捕傳へらる。△皇太后宮關西行啓の御日程は三十六日に亘らせらる。△地方長官異動閣議正式決定、石黒英彦(岩手縣知事)北海道長官に榮轉、△雪澤千代治(内務省都計課長)岩手縣知事に榮轉、△滿洲國行政院機構改革公布さる。△尾

去津、小真木支山選礦場のダム決潰、負傷者なし。△齊藤樹(静岡縣知事)警視總監に任ぜらる。△早慶戦初まる。△ロンドンに金融動起り市場混亂す。△ソ聯北極探險長シュミット博士らの四機歸途に就く(四年は北極で越冬)。△近衛内閣の政策新方針中外に開明さる。△政友會革新派會合(赤坂錦水)、新黨待望の意向を含め難局打開を期す旨申合はす。△李玉王殿下、陸士中華民國募債勤務演習本部長として會津に御成り、演習御視察の後十二日御歸朝。△本年度定例司法官會同。四日間。△東北六縣知事會議。△東北六縣知事會議。△東北振興會社、臨時役員會を東京支社に開き、前總裁社長吉野信次氏退職慰勞金贈呈の件可決、東北局に内申に決す。△廣田外相、企畫廳總裁仰付けらる。△特別議會七月二十三日召集の旨閣議決定。△東北振興會社、東北六縣知事を丸の内工業俱樂部に招き懇談す。△關東北六縣水産大會、岩手縣宮古に二日間互り開催さる。△オリンピッ

ク冬季競技場、I.O.C會議に於て滿場一致札幌に決す。△仙臺鐵山監督局長立花俊一氏、燃料局總務部長に。鐵山局鐵政課長中村幸八氏、仙臺鐵山監督局長に宮城縣特高課長加藤澄藏氏、商工事務官に夫々榮轉、△東北五縣知事(小河青森を除く)官邸に近衛首相訪問。東北振興の援助要請す。尙同日企畫廳に井上次長内務省に赤松土木課長、農林省に戸田次官、大藏省に石渡次官等を訪問、夫々所管關係に於て振興援助の事を要請す。△帝人公判藤井裁判長は兩角判事の證言拒否から同判事の鬼頭東京刑事地方裁判所長宛答申書を皆川東京控訴院長の承諾を得て法廷に公開「被告間の信書授受許可の事實なし」と讀上げ、新たに豫審對檢事の重大問題と化す。△下獄七ヶ月元鐵相小川平吉氏突如假出所を許さる。△救世軍運動から改革同盟側が日本の自給自治の新教團を組織に決し綱領と聲明書發す。△ソ聯政府、前國防人民委員部長次長トハチエフスキー元帥を始め赤軍首腦部七將軍を逮捕の旨發表。△東北六縣自動車協會聯合會秋田市に開催さる

十一月 第二十五回東北六縣會役員會聯合會青森縣會議事堂に開催さる。△特別議會召集の詔書公布さる。△無條約第一年の海軍大演習、九月上旬より舉行(十一月名古屋で觀兵式)さる。旨海軍省發表。△ソ聯赤軍の巨頭八將軍、最高軍事裁判で「賣國奴」として銃殺宣告即日處刑、尙ソ聯政府は事件公表と同時に外國との國際電話遮斷、首都を警戒。△新任奉告の爲西下の近衛首相「既成政黨覺醒せば新黨結成の要なし」と車中談、△内、藏、農、商、鐵、選の六相技術系の中堅層、革新政策を叫んで聯合協議會結成。△京都皇宮御駐與の皇太后陛下大阪府下へ行啓遊ばさる。△ソ聯藝術祭に招待の日本代表三氏に突如招待を取消す。△産業組合岩手支會郡部會長會議、金森東北興業副總裁、樋口振興電力理事を迎へ、岩手日赤支部に開催さる。△盛岡市、堀江家三人殺し犯人熊谷喜代志檢舉送検さる。△皇后陛下、理化學研究所へ御初めて行啓遊ばさる。

△近衛内閣の財經三大政策を閣議で正式承認公表、具體化は日滿一體の見地から五ヶ年計畫に依る方針決定。△新生共產黨事件に連座した河上肇博士、五ヶ年振りで滿期(減刑)出所。△第四次金現送第一回分七百七百萬圓、鳴戸丸で神戸出帆。△本年度鐵道開業路線發表さる。△金光教獨立記念祭。△佛政府提出の金融全權委任法案下院で可決金融資本との抗争にブルーム内閣勝つ。△貴族院議長後任は松平頼壽伯に、副議長は佐々木行忠侯に決定。△東北興業總裁を前滿鐵副總裁八田嘉明氏受諾。△政友會代行委員鳩山一郎氏近く外遊と傳へられ政界に衝撃。△民政黨革新派代議士懇親會(東京會館)で急進分子は解黨更生の要を叫び、現状打破に意見一致。△米國務省、主力艦備砲口徑制限に付き列國に最後の要請す。△帝國藝術院官制、閣議決定を見る。△廣田外相、米大使に備砲制限拒否を正式に回答す。△貴族院制度調査會官制改正案閣議決定、副會長に馬場内相推さる

△民政黨の新指標「新全體主義國家建設」を政調小委員會で可決、△東北局參與會議、東北局に開催東北振興調查會總會の態度に付き評議す。△ソ聯飛行機A.N.T.二五型機モスコイ發、米國無着陸飛行の壯途に上る。△風見内閣書記官長以下六氏、東北振興調查會委員に補充任命さる。△英支借款(一千萬ポンド)の諒解なると傳へらる。△八田新總裁を迎へ東北振興兩會社役員初顔合せを東京支社に開く、△旅順沖航行中の我東平號は船内潜伏の怪支那人のため船長ら監禁され積荷ともに芝罘税關に拿捕抑留さる。△ナンガ・パレット登攀中の獨、ヒマラヤ遠征隊、大雪崩に遭ひ十六名歴死の報至る。△ソ聯機、米大陸太平洋岸に出で悪天候に難航の後ヴァンクラーヴアに不時着、モスコイ出發以來六十三時間二十五分。△帝國藝術院反對の横山大觀氏等、文部當局の「白紙」を條件に受諾決定、纏れ漸く解かる。△オリンピック東京大會主競技場問題、内務省途に條件付で議

歩し、神宮外苑に落つく。△佛國ブルーム人民戦線内閣は金融全權委任法案に對する上院の反對に違ひ總辭職に決す。△ベン俱樂部大會パリーで開かれ、我有島、久米兩氏出席。△問題の政務官は首相の英斷に依り、各省合せて二十四名を全部衆議から詮考(人選首相一任)する事に閣議決定。首相は割當てを政、民各十名、小會派四名と決定。△東北六縣々會聯盟更生第一回會合(赤坂三會堂)行はる。△佛國カミー・ショータン内閣成立。(佛國急進社會黨領袖)尙前首相ブルム氏も副總理として入閣。△世界重量量拳闘選手權大會、ブラドックKOされ、黒人ルイスに凱歌揚る。△帝國藝術院、美術騷動の終幕により成立を見ること、なり、文部當局より経緯を發表。△大谷拓相の還俗、光照法主の承認で本極り、△駐日滿洲國大使謝介石氏後任に阮振鐸氏發令さる。△政務官額觸れ決定、閣議後發表。△各省次官會議に於て國家的宣傳週間七種目決定。△東北

振興調査會第十回總會(首相官邸)開かる。△ソ聯の不法行為(國際水路閉鎖や滿人拉致)に滿洲國重ねて抗議。△ライプツヒ號襲撃問題を繞る四國會談決裂から獨體續々地中海へ集結、伊艦また出動。

二十五日 △貴族院制度改革は調査局案を放擲し一應白紙に還元して具體案を立てる事に閣議前の協議で決定。△物價對策委員會に消費代表五名を加へ、また鐵、石炭、必需品の三小委員會を新設することに閣議決定。△川越駐支大使、歸任。△前駐支大使有吉明氏急逝。△東北振興兩會社株主總會(仙臺市公會堂)に開催さる。△東北振興調査會特別委員風見章氏以下二十名、近衛會長より任命さる。△企畫廳調査官稻田周一氏(内閣書記官)以下十七名發令さる。△中日金融聯合會上海に創立さる。△チェンバレン英首相、議會で、歐洲の平和は戰禍のスペイン鎮定にあり」と演説。△スペイン反政府軍、ソモストを占據。

二十六日 △中央經濟會議委員三十四名決定企畫廳から發表。△第五次金現送約五千萬圓中第一回分約千七百萬圓神戸出帆の北海丸で

アメリカへ。△政民聯携を強化し常盤會と改稱。△後任東京市長選挙に小橋一太氏當選。△故有島武郎の面影慕ふスキスのチルダさん墓詣りに來朝。△黒龍江水路紛議眞相關東軍發表。

二十七日 △仙山線面白山トンネルの試運転、上乘の成績。△ヒ獨總統、ナチス黨大會で「自力で安全を擁護、他國議會の言議に掣肘されず」と演説。

二十八日 △秩父宮殿下、夕刻及日没の二回にわたりセンビル卿操縦の飛行機に御搭乗、ロンドン上空を御飛行、その間しばしば御自らも御操縦遊ばさる。

△産中中理理事長石黒忠篤氏仙臺に於て東北振興問題に關し重要談話を發す。△佛政府緊急命令を以て株式・商品兩市場の立會を禁止す

二十九日 △天皇陛下、陸士卒業式に行幸あらせ給ふ。

尙陸士は六十四年の歴史を牛込市ケ谷の校舎に残し、八月二日、神奈川縣藤岡村に移轉の豫定。

△イギリス皇帝ジョージ六世陛下パツキンガム宮殿に秩父御名代宮殿下の爲御別れの午餐會を催させ給ふ。

△明年年度豫算編成方針、閣議で「金」と「物」の兩建に依る賀屋新藏相の提議承認決定。△安部磯雄氏以下四氏臨時物價對策委員會委員を囑託さる。△物價對策委員會初總會。△内閣書記官長風見章氏以下六氏貴族院制度調査會委員仰付けらる。又内閣書記官稻田周一氏以下三氏同調査會幹事仰付けらる。△更生第一回文展の方針決定の爲顧問會議開催さる(文相官邸)。△近衛秀磨子(首相令弟)貴族院議員辭任。△兵庫縣加古川郡附近に國防部隊新設を姫路第十師團當局發表す。△佛政府更に金及外國爲替の支拂停止を布告す。尙新政府の財政全權法案、下院を通過、これに先立ちボネ蔵相はフラン再切下げの意向を言明す。△ソ聯我要求を容れ乾谷子島及金阿穆河島よりソ聯軍隊及軍艦を撤收することに同意す。

三十日 △近衛内閣の初政務官會議(首相官邸)開催され「黨派を超越して政府と民衆の接觸を圖る可く緊密に連絡」に意見の一致を見る。△東北振興調査會特別委員會(首相官邸)開催され、政府の振興策に對する熱意追究さる。△

黒龍江乾谷子島南側水道にソ聯三艇不法侵入、日滿軍應戰、一隻撃沈一隻大損害、更に一隻遁走、八月東京に開催の世界教育會議へ議長モンロー博士ら來朝。△置造紙幣犯人首魁井上力(盲人)門司にて逮捕さる。

△乾谷子島事件に關し帝國政府「ソ聯の態度極めて不可解なるものとして嚴重抗議する様」重光大使宛訓令を發す。△第十三回資源審議會總會(首相官邸)工作機械施設の擴充對策」に關し審議。

七月

一日 △ソ聯砲艦の不法射撃事件で首相官邸に首相、外、陸、海の四相會議、モスコイ政府の出様嚴戒に意見の一致を見る。△重光大使、リトヴィノフ人民委員と會談即時撤兵方を提議したが彼は「同時撤兵」と賠償を主張して應ぜず物別れ。現地にはソ聯砲艦十隻頑張り軍用機附近を偵察、挑戰的行爲を續く。△滿洲國政府、ソ聯に對し安全と聯絡の爲には自衛上斷乎たる手段に出づる旨警告を發す。△太平洋對岸ソ聯國境部隊反亂説傳へらる。△駐ソ米國大使、重光

大使を訪問、乾谷子島事件不擴大を切望。△企畫廳參與帝大教授那須皓氏以下十七名任命さる。△中央經濟會議官制公布さる。△持念「かもめ」東京、神戸間運轉開始。△仙臺保健事務打合せ(仙鐵會議室)に於て専門家を招聘、思想對策に就き懇談す。△植村瀆職元中將事件民間側の豫審終決、同夫人も共同正犯として有罪の認定。△青森縣廳に特産課設置さる。△山形縣加茂町都市計畫法適用都市に指定さる(内務省)。△鮎解禁さる。

二日 △重光、リトヴィノフ再會談、現地に日滿軍一兵も駐在せずとの我通告と強硬要求を容れ、ソ聯側遂に現地兵力撤收方同意、直に現地に訓令すべき旨を述べ。△乾谷子島占據はソ聯極東軍司令官ブリュツヘル元帥の專斷說並同元帥の監禁説傳へらる。△杉山陸相閣議に於て「自衛上已むなし」と乾谷子島事件説明。△オリソピツク東京大會事務局長久保田敬一男、不健康を理由に辭職。△日大生殺し徳田親子求刑、父寛は死刑、母はまは無期、娘榮子は徵役八年。△東京の世界教育會議に「滿州が参加せば支那は脱退」と支那代表

岡々長胡適博士主張。△米女島人イヤーハート女史操縦の「空の實驗室」號、世界一週の途ニユーギニア島出發後遭難、南太平洋上にSOS斷續。△スペイン内亂不干渉委員會暗礁に乗上げ危機を孕んだ日通過した財政金權法に基き一九三七、六、二八日現在の價格以上に物價引上げし者を嚴罰に處する旨新法令發布、△一道六縣耕地協會協議會(青森市)開催され、東北廳設置要望の聲高し。△第十六回東北六縣並北海道産業組合協議會(秋田市記念館)に於て一道六縣産組聯合會結成さる。△青森縣町村長會に於て第二回拂込みの見透し立たず東北振興電力株式競賣に決す。

三日 △乾・金兩島のソ聯兵と艦艇の撤收殆ど完了、滿洲國は航政局員を兩島に配置し原狀を回復「重ねて侵犯せば隨時斷乎たる處置」と關東軍聲明。△近衛首相週末休養、鎌倉に於て記者團に對し重大時局談を發す。△元「ひとの道」教團の土地建物五十五萬圓で身賣り。△草間和子(十五歳)さん國立バリ音楽院のピアノ、コンク

ルに首席の榮冠を得。△ル大統領非戰闘員爆撃禁止等を含む空軍々縮案を考慮中と米國政府筋語る。△社大黨中央委員會で特別議會に對する全面的開争方針を決定。△ポーランドからスペイン不干渉委員會の崩壊を防ぐ妥協案出づ。

五日 △兩陛下葉山に行幸啓。△ソ聯兵の不法、前後三回に亘り滿ソ東部國境(半截河東南側山)を越境し來り日本軍監視所を襲撃我軍その都度撃退大打撃を與ふ。△各政黨の對特別議會準備進む。△イヤーハート機より「これ以上我を水に釘づけすな」の無電ホノルで聴取。△衆議院各派農村議員團國民保健法實現に關し政府に要請。

六日 △秩父宮殿下ロンドン御發りヴァブールに向はせらる。△貴族院制度調査初總會で首相から「改革案を通常議會に提出したい」と言明。△爲替制限強化の改正案、大藏省の管理委員會で可決。△神戸市電從業員組合、解雇問題からゼネ・スト。争議團員六百六十名淡路島に渡り六ヶ所に籠城。△農林行政の根本建直しを企圖し

た有馬農相、閣議の承認を得た農林政策綱要を發表。△米國政府よりイヤーハート機捜査協力申出を受けた我海軍當局欣然これに應じ南洋方面に行動中の特務艦膠洲に協力方電命す。△ル大統領、各省の支出一割節約方を嚴命。△スペイン反政府軍、各國へ交戰團體承認を要求。△乾谷子島事件詳報關東軍司令官發表す。△社大黨代表内相訪問、地方大衆課税の輕減方を要望。△宮城商業組合協會結成さる。(宮城縣會議事堂)

七日 △皇太后陛下御駐泊の名古屋御發沼津御用邸に入らせらる。△新任四知事、任地替六知事の異動發令。△東北振興調査會第二回特別委員會(首相官邸)開催さる。△豐臺駐屯の我部隊一ヶ中隊夜間演習中蘆溝橋附近に於て支那側より數千發の射撃を受く(七日午後十一時四十分)△保健社會省新設に伴ふ簡易保險事務の移管を通信省同意に決定。△明治神宮外苑管理署評議委員會オリソピツク大會主競技場として外苑改造を條件付で認む。△英國、條件付きで反政府政權承認。

八日 △蘆溝橋北方龍王廟附近の支那軍砲撃隊中の我部隊に對し再び不法射撃、我軍自衛上やむなく應戦し龍王廟を占據、さらに永定河の中州を占領、深更日支兩軍の撤退交渉成立支那軍は永定河右岸へ撤退を約す。△遣英訪獨艦足柄、四月振りで母港佐世保に歸る。
△地方官部長級の大異動發令、總數九十七名の多數に上る。
九日 △紀元二千六百年の奉祝會と萬國博の總裁に秩父宮殿下を奉戴、長くも勅許あらせらる。△支那軍、曉來公約を破つて三度發砲我反撃に會ひ沈黙、午後零時二十分漸く永定河右岸地區に撤退。△保健社會省の組織大綱、企畫廳立案の原案を閣議で承認。△熊谷陸軍機、仙臺、盛岡の航空ベージュメントに参加の途森雨の爲福島縣の安達郡大木戸村に墜落、搭乗の同校々長長澤少將、操縦士中西中尉重傷。△日本各地を行脚講演を續けてゐたヘレン・ケラー女史、大阪發鮮滿へ。△スペイン反政府軍政權の交戦團體承認要求に佛國絕對反對の態度表明。
十日 △支那軍、撤退協定を蹂躪し再び砲撃を開始、我軍夜襲して

敵陣地を占據し蘆溝橋線を確保。
△南京政府外交部我日高參事官の抗議に對し、文書を以て逆抗議を提出し來る。△臨時地方財政補助金委員會官制公布さる。△東京、札幌定期航空、上下各一便増發、二往復となる。
十一日 △政府緊急閣議を開き支那側に反省を促すため自衛權發動に基づき北支出兵を決定。而して更に擧國一致處理を申合せ、近衛首相より上奏御裁可を仰いだのち派兵の主旨を中外に聲明、南京政府へは日高參事官より決意を通告△政府首相官邸に言論界、財界の中心勢力招致、北支事變に關して支援を要請、何れも協力する旨挨拶。△北支事變の重大化に鑑み支那駐屯軍司令官に香月清司中將任命さる(田代中將病氣替養中のため更迭)。同中將は空路立川發任地へ向ふ。△中央軍續々北上を開始八寶山方面の支那軍も發砲挑戦す。△北平の邦人に對し支那兵の暴行頻々、午後八時全城門を閉鎖す。△警察政務委員長宋哲元、引籠中の山東省樂陵より天津に歸來。△仙臺に大航空ベージュメント舉行さる。△福島郡相馬野馬追

一千年大祭。
十二日 △天皇皇后兩陛下、畏くも葉山御駐泊の御豫定を御繰り上げ遊ばされ宮城に還幸啓あらせられる。
△皇太后陛下、關西行啓の御日程滞りなく御三十八日振りに帝都へ還啓遊ばさる。
△支那軍曉來前進して我軍に對し射撃を開始、我方向應戦せず午後四時半馮師長は撤兵辦法を約定したが信を措き難し。△蔣介石、盧山に緊急協議し敢て對日抗戦を辭せずと結論、又南京に軍事秘密會議を開き列國の援助を期待して長期作戰を決定、全軍出動を下命し軍事發令を公布。△北京の邦人續々引揚げを開始。△ハル國務長官、齋藤大使、應尙德支那參事官と會見し、北支事變に關する米國政府の見解を表明。△關東州一帯に燈火管制實施。△百十歳伊藤東一郎翁(名古屋)一行富士の頂上を極む。△ソ聯機またモスコイ北極―北米間無着陸飛行に飛出し快翔。北極を通過。△パス、上り急行列車と衝突(常磐線木戸驛南方踏切)相馬野馬追見物客二十二人乗車のバス慘破、即死八名、

重傷十四名。
十三日 △北平南郊馬村を自動車で通過中の我軍小部隊へ支那軍が射撃したので直に應戦退却、更に又我軍の北平入りで妨害する爲北寧線を永定門附近で破壊。(以下北支事變直接關係事項は別項「北支事變」との重複を避け省略す)△安東奉天に燈火管制。△市場北支事變の衝撃で總崩れ、爲替最低點を割り、公債、綿絲も慘落。△英政府吉田大使に北支事變の平和解決を要望又米代理大使、支那大使とも會見。△神風の東京・ロンドン間世界新記録公認を國際航空聯合會から通知し來る。△八田總裁を圍む東北振興座談會岩手縣廳に開かる。
十四日 △稅父宮兩殿下、ロンドン御出發、スイスに向はせらる。△樞府定例本會議の後で、各顧問官に首相代理廣田外相及び杉山陸相より北支事變の説明をなし諒解を求む。△陸軍見習士官の習得期間四ヶ月を二ヶ月短縮することに決定、省令公布さる。△南京に戦時氣分横溢、抗州の空軍北方鄭州方面へ大移動。△公債擔保、日銀利子一厘方利下げ、明十五日より

實施の事重役會決定。△ソ聯機カナダのサンジャントに着陸。モスコイよりの無着陸破産に六、六二五マイルの世界新記録。△東北振興調査會第十一回總會(首相官邸)にて同特別委員會答申案原案通り可決。△十和湖鮭鱒漁業權問題(青森縣對、和井内貞時氏)和井内氏の大衆的議歩で圓滿解決。△警察官不祥事件の頻發に鑑み池田青森警察部長、警察官監察刷新の決意を語る。△中野正剛代議士東方會青森支部結成の爲來青。
十五日 △緊急地方長官會議(首相官邸)開會、關係各相より北支派兵の大義を闡明し、擧國一致の熱援を要望。△時局の重大性に鑑み井上在郷軍人會長より全國郷軍人に訓示。△北アルプス白馬嶽頂上に我國最初の高山無線電話局店開き。△第二回東北六縣農會會長會議(青森縣農會事務所)開催さる。△全國高専校柔道大會東北豫選に學院高等學部を制し北大豫科優勝す。
十六日 天智天皇を奉齋する官幣大社近江神宮の創建(紀元二千六百年記念祝典までに舊大津市外に御造營)を内務省神社事務打合せ

で内定。△稅制調査會官制事項閣議で決定。△生産力擴充に伴ふ技術者及熟練工養成機關設置に關する大綱閣議で決定。△農村負債整理資金特別融通及損失補償法案要項を農林省發表。△前支那駐屯軍司令官田代中將、天津の司令官官邸にて逝去。△米海軍のイヤハート機捜査打ち切り、遂に絶望となる。△スペイン内亂不干渉委員會で獨、伊、佛英國案を受諾。
十七日 △大日本青年航空團緊急理事會で時局に鑑み第二空軍の充實を急ぎ事業促進計畫を決定。△東京大會主競技場として明治神宮外苑改造を兒玉神社局長から正式許可。△諸威から水上選手招聘をスケート聯盟臨時代表委員會で決定△對日戰強行中の四川省重慶對岸江北にある華西火薬工場爆發、工人ら四百餘名死傷。△第八回北日本高等蹴球大會、山高校を破りて二高優勝。(東北帝大工學部グラウンド)
十八日 △杉山陸相、在郷將官八百名を軍人會館に招待、北支事變の經過と決意を詳説し協力を要請△學生航空聯盟の十四名、北支の風雲を望んで最初の空の義勇軍た

らんと從軍を願出づ。△不安の北平を脱出した邦人第一陣三十六家族八十七名門司歸着。日本主義を標榜する日本革新黨結黨大會(芝協同會館)舉行さる。△政友會代協委員鳩山一郎氏東京發外遊の途へ△日米レスリング初の對戦四對三で日本勝つ。(西宮球場特設リング)△朝鮮咸鏡北道慶興對岸滿洲國五家子附近でソ聯ゲ・ベウが不法越境し滿洲國監視員を射撃、滿軍直ちに應戦退却しそのまゝ對峙。△滿洲國清原附近の討匪で岡田茂少佐等十二勇士壯烈な戦死、傷。
十九日 △日大生殺し判決―父親は死刑、母親は無期、娘のみ求刑より軽く六年。△許世英駐日支那大使、事態緊迫の眞中、神戸着歸任。△五家子附近でソ聯側兵力を増して二度越境、滿軍も應援隊を増して應戦。△八田總裁を圍む山形縣民東北振興座談會(山形縣會議事堂)開催さる。△菅野善左衛門代議士(福島縣第一區)に當選無効の判決言渡さる(地裁)同氏は直に控訴。△煙草耕作組中央會總會福島市に開かる。
二十日 △政府、午後七時四十分

緊急閣議を開き急迫せる北支の事態に處し自衛上適切の處置を講ずる事に決定。△中央經濟會議初總會(首相官邸)特別委員會を設置して諮問事項を付議に決定。△東洋大會委員會に比島参加に決定の旨報告さる。△植田關東軍司令官特命全權大使の資格を以て重大論告を發し非常時の覺悟を促す。△無線電信の父イタリイ學士院長マルコニー侯逝く。△宮城縣會議員補缺選舉、仙臺市棄權七割五分三厘の空前の記録を作る。△河北新報山形版創刊、裏日本に躍進。
二十一日 △北支事變應急經費壹千拾九萬八千二百二十三圓を第二豫備金より支出する旨勅裁を経て公布さる。△皇軍將士後顧の憂を一掃するため軍事扶助法實施の具體化に就き陸軍、内務の關係當局打合せ開始。△文部省外局として新設の教學局官制公布、同時に事務を開始。△貴族院議員古島一雄氏、長野縣教育會に於て行つた軍民離間的講演の件に就き東京憲兵隊に召喚取調べらる。△釜石市制祝賀會盛大に舉行さる。
二十二日 △「ひとの道」元教長御木等、八丈島の孤島に據つての妖

教再建の計畫曝露し、一味檢擧さる。△羽越線三瀬で崖崩れの爲機關車、貨車十六輛脱線、崖下に轉落。幸ひ人畜に被害なし。

二十三日 △第七十一議會召集、衆議院正、副議長に小山(民政)金光(政友)氏當選、貴族院は即日成立さる。△東北振興同盟、新陣容整備の爲總會開催(衆議院議長官舎)さる。△東北振興博覽會、絶対に中止せずと澁谷仙臺市長聲明す。△宮城縣名取郡下増田村に陸軍飛行場設置の旨、第二師團發表す。

二十四日 △議會成立衆議院の部屬決定。△筆記試問はなるべく一科目にと安井文相、試験地獄緩和の通牒を發す。

二十五日 △議會開院式、酷暑中長くも天皇陛下親臨遊ばされ優渥なる勅語を賜ふ。

△北支事變の追加豫算九千六百八十萬圓(新起債)大藏省議で決定△例の颱風九州全土を荒す。△本社後援報恩會主催「寶物展覽會」一週間の豫定で開催さる。(仙臺齋藤報恩會)

二十六日 △健保案の特別議會提出は見合せ、次の通常議會に提出

することに関議決定す。△大日本生産黨總裁、黒龍會主幹内田良平氏逝去す。△近畿防空演習開始さる。(向ふ五日間)

二十七日 △貴衆兩院に於て近衛首相、廣田外相の施政方針、外交方針演説のほか陸海軍兩相より北支事變に處する態度を闡明、兩院は在支陸海軍將兵に對する感謝を決議す。△近衛首相、衆議院本會議で北支事變に關する決意を披瀝し、尙「政府の所信」と題する講演を全國民に放送。△日銀總裁池田成彬氏病氣のため前藏相結城豊太郎氏新任發令。△北支事變出征軍人遺家族の救済事業に萬全を期する様、内務省より地方へ通牒を發す。△デ孟、十一月振りで大西洋を渡り英より米の手に歸す。△岩手縣陸軍護岸改修起工開始、六ヶ年繼續、十一萬圓の豫算。△東北五縣知事(秋田を除く)「今次の事變に關し縣民各位に告ぐ」と題し放送す。

二十八日 △北支事變追加豫算、衆議院豫算總會で滿場一致可決さる。△「事變の重大化に對して」と題し杉山陸相全國に放送す。△原田汽船貨物船盛運丸(四、七八〇ト

ン)犬吠岬沖で英船と衝突沈没に瀕し乗組員全部救はる。△三申小泉策太郎氏逝去。△東北六縣市長會議開催され、地方財政補助金問題に付きその特殊性を強調、特別交付要望。△宮脇東北局書記官東北振興兩會社業務監査の爲來仙。△仙臺選信局管内東北六縣中、小電氣會社綜合或は合併に依る、東北電氣事業に一大統制を加へんとする、關係主要會社の初打合せ(簡保仙臺支局に)開催さる。△仙山線新區間を仙鐵管内とする旨正式通牒さる。

二十九日 △北支事變追加豫算貴族院の可決を経て成立す。△山陽線岡山驛構内で停車中の特急「富士」へ臨時急行列車が信號手の錯誤から追突、死者三名、重傷者四十名の大慘事を惹起。△岩手縣諸名士、金森(興業)副總裁を圍んで東北振興に關する座談會開催。(縣公會堂)

三十日 △聖上、時局を御軫念あらせられ近衛首相を御召しあり、首相委曲奏上退下す。

△近畿防空演習、統制の美果を收めて五日間に亘る全行事を終る。

△英支借款七百萬ポンド成立傳ふ

△山形縣一圓、豪雨の洗禮を受く降雨量百六十六ミリ。

三十一日 △杉山陸相、貴衆兩院で北支事變經過を説明千萬人といへど行かんの意氣を示す。△出征の場合後顧の憂ひなからしむる爲子弟授業料減免や學用品給與などを文部省より全國に通牒。△陸軍憲兵學校の新設公布さる。

八月

一日 △香月北支駐屯軍司令官職火の天津より「國民に對する挨拶」を放送。△國民心身鍛練運動、朝のラヂオ體操の會、安井文相の講演から始まる。△本社後援第七回東北選手權大會(日本漕艇協會東北帝大主催)で青森中學(中等學校ノ部)仙鐵(一般ノ部)優勝。

鹽釜港―第十九回全國中等學校蹴球選手權大會東北豫選決勝に盛岡中學、東北學院を破つて勝つ。

二日 △陸軍八月定期大異務進級二、五〇〇名、轉補三、四〇〇名待命五〇〇名發令、東久通宮殿下陸軍航空本部長に御就任あらせらる。

△北支事變財源補充のため増稅案を今議會に提出することに臨時緊急開議で決定。要項發表さる。増

稅總額約一億圓。△第七回世界教育會議、東京帝大で豪華な幕を開く。△オリソピック東京大會馬術競技代表陸軍側選手西、岩橋兩大尉ほか五新銳決定さる。△滿洲拓殖會社設立條約、新京で日滿兩國代表間に調印成立を了す。

三日 △暴利取締令公布、即日實施さる。

四日 △各皇族殿下から炎天下の北支將兵に對し、長くも御慰問品御下賜の御沙汰あらせらる。

△政府増稅案を「北支事件特別稅法案」の名稱で衆議院に提出、本會議に緊急上程さる。△宇垣一成氏農村事情・東北視察の途路來仙、「東北振興問題に關してはあせらず進め」と語る。

五日 △皇后陛下、北支の戦傷勇士へ長くも綳帶、義肢、義眼を下賜あらせられ、右御下賜品を捧持して陸軍省官房附木下中佐東京驛發現地向ふ。

△政府北支事變費第二次追加豫算案(四億一千九百六十萬圓)を衆議院に提出。△日本空輸の旅客機(日滿聯絡下り特急機A・T型かとり號)羽田出發の際滑走路をはぐれ鐵塔に激突大破、待合室の一

名即死、四名負傷。

六日 △仙臺七夕、北支を外にその豪華を誇る。△北支事變に關する政府鞭撻學國協力の衆議院各派共同決議案決定。本會議に上程された全會一致可決。△特別稅法、追加豫算の兩案衆議院を通過、貴族院に送付さる。△帝人事件第二百三十七回公判を開催、原告側にお家騷動訴訟控訴審、原告側に勝訴の判決(正家の家督相続權回復を確認)△朝鮮平安北道に去る一日以來三日間に亘る水害あり、死者二百餘名と判明す。△山形・宮城經濟線の動脈、關山トンネル開通。△東北・北海道市長會議小樽市に開催さる。△山形縣下一帶豪雨に見舞はれ米坂線不通となり、水田冠水被害甚大。

七日 △秩父宮兩殿下、流行性感冒御症狀後の御静養の爲、今後大陸御旅行は一切御取止め、御回復を待ち御歸朝の事に決定の旨宮内省發表。

△事變費豫算、特別稅法案とも貴族院を通過成立。陪審法改正を除き政府提出案悉く成立し特別議會の會期満了す。△世界教育會議成

功裡に終る。△二高主催、本社後援第十二回關東、東北、北海道劍道大會(仙臺二高)に福島商業強豪小牛田農林を破り再度制覇す。

八日 △第七十一特別議會開院式△衆議院の皇軍慰問、各派三團に分ち派遣することに交渉會で決定△日本文化の建設を目指す財團法人日本文化中央聯盟結成式舉行さる。△世界教育會議出席の米國代表三十四名松島に來遊。△町尻侍従を御差遣、第八師團管内簡閱點呼狀況を視察遊ばせれる。

九日 △楊子江沿岸、廣東、香港からの引揚邦人六百五十餘名秩父丸で神戸着。△大日本青年航空團第一回訓練大會結成式(明治神宮外苑青年會館)舉行さる。△新任前田第八師團長弘前驛着任。

十日 △學校配屬に豫備將校を起用し得ることに陸軍省新特例を公布△外課防止懇談會釜石市に開催さる。△山形縣、八十に及ぶ觀光ルート確立發表す。

十一日 △帝人事件の十六被告に全部懲役を求刑(島田元臺銀頭取に二年、中島男に一年、三土氏に六月)△十三年度振興豫算獲得のための六縣經濟部長會議(内關東

北局に)開催さる。△平市初代市長に青田鋒太郎氏滿場一致推薦さる。△青森縣下大豪雨被害甚大。

△秋田油肥工業株式會社(東北興業の子會社)設立認可さる。

十二日 △臨時特別稅法施行規則公布實施さる。△帝人公判辯論に入り、今井辯護士全面的に無罪を力説。△三重苦の聖女(レン・ケラー)女史郵船秩父丸で横濱出帆歸國の途に就く。

十三日 △オリソピック東京大會事務總長(局長を改稱)に前特命全權大使永井松三氏就任。△第二十三回全國中等學校優勝野球大會甲子園に開かる。△秋田縣下豪雨田畑の被害甚大。△桑原東北局長振興事業狀況視察のため、一週間の豫定で青森、秋田、山形縣下を廻る。

十四日 △今井參謀次長病氣靜養のため、陸軍小移動發令さる。即ち參謀次長兼陸軍大學校長は多田駿中將(第十一師團長)第十一師團長に山室宗武中將轉補。△陸海軍に赤心献金千二百萬圓突破。△二月事件民間四被告に判決ありたる旨陸軍省發表あり―北一輝、西田稅に死刑、龜川哲也に無期禁

鋼、中橋照夫に禁錮三年。△米國來征陣參加の、全日本水上選手權大會始まる。(明治神宮プール)△北極圏通過のソ聯三番機、アラスカ上空からの無電を後に消息を絶つ。

十五日 △米内海相「帝國海軍の決意」を全國民に放送。△衆議院の皇軍慰問隊東京出發。△全日本水上四百メートル決勝で牧野、旅疲れのメデイカに雪辱し、七年振の宿望成る。△全國日本國艦選手權大會(向島)に津中學を五艇身の差を以て破り青森中學優勝。

十六日 天津の支那駐屯軍司令部で今回事變で護國の神となつた英靈へ感謝の合同慰靈祭を執行。△全日本水上二百メートル平泳決勝で葉室世界最高記録を作る。(2分40秒4)△京都府宇治火藥製造所で夜間作業中爆發。

十七日 △政府は臨時議會を九月三日に召集會期五日間とするに閣議で決定。△尾去澤ダム決潰事件に關し、鐵山側に對し秋田檢事局は法律的責任なしとして不起訴の斷案を下す。△新鐵。米の品質を損ぜぬ對期的輸送試験を山形縣酒田驛を中心に開始す。(一週間の豫

定)△東北・北海道社會並に職業課長會議(宮城縣參事會室)開催され、銃後の對策につき協議す。△米國政府、上海の事態に鑑みサレンデイエロ駐屯部隊千二百名を至急上海に派遣する旨發表す。△英國五相會議を開催。極東對策及び地中海自衛權發動を決す。

十八日 △國母陛下。日支事變滿洲事變關係關東軍傷兵軍人に綏帶御慰問品御下賜の御沙汰あらせらる。

△鐵道省。北支事變戰歿軍人、軍屬遺族運賃割引實施。△東京駐劄代理大使ドツツ氏、堀内外務次官を訪問「上海戰闘停止案」を提出す。△有馬農相、近衛首相に「戰時内閣への再編成を進言す。△ポルトガル、チエツコスロバキヤとの外交關係破棄を宣言。

十九日 △さきに東京陸軍々會議で死刑の言渡を受けた北輝次郎西田税、村中孝次、磯部淺一等四名の刑執行された旨陸軍省發表。△戰時給與特令公布さる。△貴族院政務委員會解散、江朝宗氏北平市長に就任。△沈青島市長治安聲明を行ふ。△佛・英の戰闘停止案を受諾。

二十日 △皇后陛下、上海並に江南各地で勇戦負傷した海軍將兵に對し畏くも綏帶、義肢など御下賜の御沙汰あらせられ、米内海相恐懼拜受す。

△通州遭難者に祭料御下賜の長き御沙汰あらせらる。

△近衛首相、抗日支那政權斷乎廢の所信を記者團に語る。△新設陸軍憲兵學校長に榮轉の岡村部隊參謀長島本正一少將歸仙。二師團各部隊訪問挨拶、尙該部隊の討匪狀況を語る。△浦東上空の日支空中戦の最中、浦東稅關碼頭附近にありし米國極東艦隊旗艦オーカスタ號の上甲板に高射砲一發落下。米國水兵一名即死、十八名重傷。該砲彈は支那側のものと傳へらる。△民間爲替銀行の市中相場協定成立、二十三日より實施と決定。△第二十三回全國中等學校優勝野球大會。中京商業(對熊本工業)の優勝に終る。

二十一日 △日高參事官(駐支大使館)南京より歸京、直ちに廣田外相を訪問、南京政府の動向、並に日支關係の見透しにつき重要報告をなす。△上海引揚邦人をのせて樂天丸大阪に。富士丸と安洋丸

長崎に歸る。

二十二日 △臨時議會に提出すべき臨時資金調整法案、大藏省議で本極り。△濟南邦人(山東・河北兩省の避難者)二千三百十六名を乗せ黒龍丸門司に歸る。△東北興業會社の子會社、秋田米糠搾油會社の發行人總會秋田市に開かる。

二十三日 △政府、貴衆兩院代表者を首相官邸に招待(二十四日の兩日に亘る)時局に對する政府の根本方針と決意を披瀝。△陸軍武官服役令の一部改正公布さる。△米國ハル國務長官、日支兩國政府に對し「戰爭に訴へぬ様」要請した正式聲明を發表。△危機を孕む青島から邦人(婦女子大多數)避難者一千五百六十餘名を乗せて靖國丸神戸に歸る。△新任駐日ソ聯大使スラウツスキー氏敦賀着來任。

二十四日 △臨時議會召集に關する詔書公布さる(九月三日召集、會期五日)

△政府は日支事變現勢狀に鑑み自衛權發動を擴張強化する方針に決定上奏した。△昭和十三年度豫算編成方針閣議の決定を見る。△政府と衆議院小會派代表との懇

談會に於て、杉山陸相、支那中央軍の平漢線及津浦線に依る北上部隊約三十個師、四十萬と説明す。△伊國上海に一大隊派兵す。

二十五日 △本年度及第一回赤字公債二億圓を發行。△陸軍は時局擴大の爲オリソビツク馬術競技準備を中止に決定。△陸海軍に對する國民の赤心、獻金額千五百萬圓突破す。△第七十一議會通過の資金特別會計法施行さる。△九月一日實施豫定の京阪間省線電化は無期延期となる。

二十六日 △近衛首相、國公訪問後重大時局談を發表。△陸軍異動發表。新教育總監兼軍事參議官に畑俊六中將任ぜらる。寺内前教育總監に關する發表なし。△日高參事官歸任の途につく。△帝國燃料株式會社設立に關する政府、財界有力者の懇談會に於て(首相官邸)財界舉げて政府に協力する態度を明にす。△上海に於て駐支英國大使ヒューゲツセン流彈に倒る。△英政府、駐支大使負傷事件に關し「詳報到着次第日本政府に對し適當の行動を執ることゝならう」とのコミミニケを發表。

二十七日 △東北航空路を守る、

仙臺航空無線局の鐵塔十基の工事も初まる。今十一月完成の見込)△東北六縣町村長會長、宮城縣參事會室に勢揃ひして、仙臺稅務監督局長に對し「東北地方地租半減方」を陳情、△南京政府、九月一日より五億元の公債を發行し軍費調達を爲す旨傳へらる。△本社、木谷七段、橋本、吳兩六段以下の名人指導團基四大計畫を決定發表。(九月より開始)

二十八日 △八田東北興業總裁、近衛首相を官邸に訪問、兩會社の事業狀況を報告。△英駐支大使負傷現狀は我空軍の偵察調査に依り戰闘區域と確認の旨海軍武官室發表す。△山形縣立青年學校男女教員養成所(山形市外瀧山村字平清水)全國のトップを切つて竣工。△日米對抗競技大會(神宮競技場)開始さる。

二十九日 △日支事變費第三次追加豫算二十億四千四百萬圓見當と傳へらる。△ソ支不可侵條約締結國民政府外交部より發表さる。(全五ヶ條より成り、八月二十一日日附調印)△ヒューゲツセン大使負傷事件に關する英國政府の對日通牒内容發表さる。

三十日 △臨時肥料統制案に關する農林、商工兩省協議會開催され兩省共臨時議會提出に意見の一致を見る。△二科會の入選發表さる。△秋田縣下大豪雨。大館町五百戸浸水五十年以來の洪水。△支那飛行機。吳淞港外に假泊中の米國汽船プレジデント・フーバー號に爆彈投下大損傷を與ふ。(航行には差支へなし)

三十一日 △陸軍省に達した日支事變國防献金一千六萬九千七百七十七圓にのぼる。△企畫廳專任總裁設置の件、閣議の決定を見る。△企畫廳次長井野碩哉氏農林次官に任ぜらる。△オリソビツク東京大會に關し、首相、文相要談す。政府としては従前通り開催援助の方針で進む旨と文相語る。

九月

二日 オリソビツクの父タール男急逝、享年七十五

四日 天皇陛下の親臨を仰ぎ奉り第七十二臨時議會開院式を舉行さる。

五日 長谷川第〇、吉田第〇艦隊兩司令長官、第三國の租借地及青島を除き中華民國領海全沿岸の交通遮斷を中外に宣言。

八日 貴族院本會議に於て二十億二千餘萬圓の事變費を含む豫算案無疵通過す。△宮城縣臨時縣會開會さる。

十二日 十一日夜來より十二日にかけて暴風雨襲來し各縣とも多少の被害あり。殊に秋田、青森等影響甚し、青森縣民間浦に津浪あり。△國際聯盟支那提出の日支問題に關する決議案を採擇。

十三日 皇軍上海市政府を占領。△郷土出身の〇〇騎兵隊勇躍山西軍の最要地大同に入城。△政府支那事變に處する國民精神總動員計畫の實施要綱を發表。

十七日 北日本工藝品展二十三日まで仙臺市の齋藤報恩會館並宮城縣商工獎勵館に於て開催。

十八日 滿洲事變勃發六周年記念日、仙臺市では小田原陸軍基地の參拜旗行列等あり夜は防空演習を舉行。

十九日 本日付を以つて長谷川第三艦隊司令長官は列國外交機關並一般支那人に對し二十一日正午以後支那軍略の中心地南京を爆撃する爲自發的避難を勸告。

泉、酸性泉、硫酸泉、アルカリ泉、放射能作温、土類泉の順である。

宮城縣 (温泉三〇、冷泉一) 苦味泉九、アルカリ泉、硫酸泉各五、単純泉六、食鹽泉酸泉各二、単純炭酸泉一、酸性冷泉一
福島縣 (温泉二六、冷泉二) 単純泉一〇、苦味泉五、酸性泉四、食鹽泉、硫酸泉各二、土類泉、アルカリ泉、硫酸泉各一、放射能作冷泉二、岩手縣 (温泉一三、冷泉一) 苦味、硫酸各五
岩手縣 (温泉一三、冷泉一) 苦味、硫酸各五
青森縣 (温泉六〇、冷泉一) 苦味泉二六、食鹽泉二二、単純泉九、酸性泉八、炭酸泉、硫酸泉各二、食鹽冷泉一
山形縣 (温泉二四、冷泉三) 食鹽泉一〇、苦味泉七、アルカリ泉、硫酸泉各二、単純泉、硫酸泉酸性各一、炭酸冷泉一、硫酸冷泉一
秋田縣 (温泉二二、冷泉二) 食鹽泉九、単純泉七、酸性泉、硫酸泉各二、炭酸泉、硫酸泉各一

東北の主なる瀑布

Table with 4 columns: 名稱, 所在, 高度(米), 成因. Lists various waterfalls like 白糸瀧, 仙人瀧, 秋保大瀧, etc.

東北の主なる湖沼

Table with 4 columns: 名稱, 所在, 面積(ヘクタール), 成因. Lists lakes like 八郎瀧, 猪苗代湖, 小和原湖, etc.

東北の主なる河川

Table with 4 columns: 名稱, 延長(キロ), 水源, 末端. Lists rivers like 北上川, 阿賀川, 只見川, etc.

土地・人口

Large table with 4 columns: 名稱, 所在, 高度(米), 成因. Lists numerous waterfalls like 鳳鳴瀧, やんぶつ瀧, 割水山瀧, etc.

山脈

阿武隈山脈

南は久慈川口より北阿武隈川口に亘る、南北凡そ一七〇キロ、東西最大五〇キロ、脈相風雨に削磨して大部分は準平原化してある、山地の表面は全體的に東に上り西側に下り海抜五、六乃至七、八百メートルに過ぎぬが、残丘として最高點大瀧根山(一九三メートル)矢大臣山(九六五メートル)を挙げ、火山岩構成としては龜山(八〇五米)関御井岳(六〇五メートル)がある

北上山脈

奥羽分水嶺

奥羽分水嶺は北緯海峽の大間峠に設け、南走して關東帯河山脈に接する延長四〇〇キロ、東北表裏日本への給水を受ける東北文化に對する文字通りの源泉である、海抜平均一〇〇〇メートル、和賀嶽(一四四〇メートル)川府山(一四三三メートル)を最高峰とするが、地勢險峻耕放牧に適せず大部分は森林地であるが、之に配する那須火山脈は雄大な活潑で各所に崇高なる山相を示し、恐山、八甲田山、岩手山、安達太朗山、磐梯山等の諸名山を包含してゐる、比較的近代の海抜が隆起した部分で海抜平均四、五百乃至七、八百メートル、所以によつては丘陵性を呈し且つこの脈相は、米代、雄物、最上の諸川に中斷せられて數個の山塊に分れそれ、奥羽山脈と連接し一見支

越後山脈

脈の威きへある、高峯としては太平山(一七〇メートル)白神山(二二三〇メートル)がある、最上山以南に於ける出羽山脈の延長は朝日飯野、駒ヶ嶽の諸山脈となつて急に海抜を加へ、山形、福島、新潟縣境に重疊する、地勢峻峻、山相頗る雄大、駒ヶ嶽(二二二二メートル)大日嶽(二二八メートル)等その尤である、その屬するもの、岩木山、森吉山、鳥海山、月山、いづれも北越前山脈に沿つて秀麗な山容を示してゐる、男鹿半島、寒風山に起り南方日本海上の飛鳥、栗生島を経て越後の彌彦に達し、一方米代、雄物川の堆砂によつて男鹿半島をつくり那須火山脈を合す

鳥海火山帯

男鹿半島、寒風山に起り南方日本海上の飛鳥、栗生島を経て越後の彌彦に達し、一方米代、雄物川の堆砂によつて男鹿半島をつくり那須火山脈を合す

東北の原野

宮城縣 遠田郡鮎川村一ヶ村に亘る短臺谷地(三六八町歩)を筆頭に面積百町歩を超えるもの十八ヶ所、その總面積八三三町歩
福島縣 百町歩以上のもの八十九ヶ所、總面積二七、八三三町歩
岩手縣 岩手郡、膽澤郡に最も多く、その代表的なもののみで五十を算す、この總面積一、一、五七五町歩
青森縣 五百町歩以上のもの二十三ヶ所、上北郡十和田郡仙ノ澤原(一、八〇三町歩)を最とし、五百町歩以上の原野總面積は二〇、〇〇〇町歩に上る
山形縣 北村山郡と最上郡に多く、百町歩を超えるもの二十一ヶ所、總面積六、三〇九町歩
秋田縣 南秋田、由利、仙北、山本の各郡下に多く、百町歩以上のもの百一ヶ所、北秋田郡大野岱(四、九三三町歩)を筆頭に總面積四五、九一三町歩に上る

海岸と港灣

海岸延長百五十八里、牡鹿半島によつて仙臺灣、松島灣を形成する、半島の東北一帯の海岸は屈曲多く氣仙沼、志津川、女川港、西南に鹽釜、石巻港
延長四十里十七町、小名濱港、松川浦、江名中の作、鹽岡、四倉、久ノ濱、請戸の漁港
延長訂額百三十六里、北半は單調、南半は屈曲多く、宮古、山田、大槌、釜石、大船渡港
延長三百五十六里、概して屈曲少く良港乏し太平洋岸に八戸、泊、白糠港、津輕海峽に大畑大開港、日本海に小泊、深浦、鯨ヶ澤港、陸奥灣に大湊、青森港
延長二十里北方出入乏しく、南方に酒田、加茂港
延長五十七里、土崎、能代、本莊港

東北の島嶼(周圍二里以上)

名稱	所在	周圍	面積
宮城縣	宮城縣宮城郡	一里	〇・四四
岩手縣	岩手縣上閉伊郡	一里	〇・四四
岩手縣	本吉郡	一里	〇・四四
岩手縣	下閉伊郡船越	一里	〇・四四
岩手縣	山田	一里	〇・四四
岩手縣	山田	一里	〇・四四
岩手縣	山田	一里	〇・四四
岩手縣	山田	一里	〇・四四
岩手縣	山田	一里	〇・四四
岩手縣	山田	一里	〇・四四

有租地

郡縣	面積
宮城縣	三三六、四七〇・五五
福島縣	五二六、八五三・五七
岩手縣	七〇九、四六二・九
青森縣	三三六、五五二・四
山形縣	三五六、一三三・八〇
秋田縣	二、六七五、九六六・五〇

有租地種類別

種類	面積
田	三、五三九、二〇
畑	三、四九二、四
園	五九、九九六
池	一、四六六・〇
沼	一、四六六・〇
林	一、四六六・〇

無租地

郡縣	面積
宮城縣	三、三三三・〇
福島縣	三、三三三・〇
岩手縣	三、三三三・〇
青森縣	三、三三三・〇
山形縣	三、三三三・〇
秋田縣	三、三三三・〇

有租地縣別

縣別	面積
宮城	三三六、四七〇・五五
福島	五二六、八五三・五七
岩手	七〇九、四六二・九
青森	三三六、五五二・四
山形	三五六、一三三・八〇
秋田	二、六七五、九六六・五〇

帝國版圖内の世帯及人口(國勢調査)

世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
昭和十年十月一日	男 女	昭和五年十月一日	男 女	大正十四年十月一日	男 女
總數	男 女	總數	男 女	總數	男 女
帝國內	男 女	帝國內	男 女	帝國內	男 女
朝鮮	男 女	朝鮮	男 女	朝鮮	男 女
南洋	男 女	南洋	男 女	南洋	男 女
關東州及附屬地	男 女	關東州及附屬地	男 女	關東州及附屬地	男 女
南滿洲	男 女	南滿洲	男 女	南滿洲	男 女

人口總數 大正九年の國勢調査に五五、九六三千人の帝國人口が大正十四年には八四、五六七千人となり更に昭和五年の國勢調査には約七百萬人増加して九一、七九三千人となつたが昭和十年には一億を突破して一〇一、一一三千人となつてゐる。

歐米諸國最近の國勢調査に依ると北米合衆國は一二二、七七五千人(昭和五年四月一日獨逸は六五、二一八千人(昭和八年六月十六日)英國(北部愛蘭を除く)は四四、七九五千人、佛國は四一、二二八千人(昭和六年三月八日)となつてゐる、推計ではあるが支那は四七四、七八七千人(昭和三年)ソ聯は一四七百萬(昭和元年十二月十七日)と報告して居るので列國及我國は第四位となつてゐる。

人口分布 各府縣の人口は甚だ不同で昭和十年に最も多いのが東京で六、三七〇千人、最も少ないのが鳥取縣で四九〇千人、その比は實に一三對一となつてゐる、第二位は大阪府の四、二九七千人、第三位が北海道で三、〇六八千人、兵庫、愛知、福岡が二百萬、百萬以上二百萬迄が新潟縣を筆頭の一府二十三縣に達し、百萬以下が十七縣である。

人口密度 昭和十年の内地人口密度は一方軒に付一八一人で地方により甚だしく不同であるが最も稠密なのは東京の二、九七〇人、續いて大阪の二、三六九人、遙に下つて神奈川の七八二人、愛知の五六三人、福岡の五五

七で、二百人以上は香川県ほか十二府縣、最も低いのが北海道の三五人、岩手の六九人、秋田の八九人である、

男女別 男女の割合は各地域とも男は女に超過するがその程度は様々でなく、女一〇〇に付内地では男が一〇一で殆ど均衡を保つてゐるが、朝鮮と臺灣は一〇四となつてゐる、南洋では一二七、樺太一二八、關東州では一五一となつて男子超過の程度が甚だ高くなつてゐる。

人口自然増加 わが国内地の昭和十年の人口自然増加は百二萬八千餘人で昭和七年の百萬七千餘人の記録を破つてゐる。元來我が國の人口自然増加は漸増を示し、昭和七年には百萬人を超え、大正七、八年當時に比べると僅に十數年間に二億乃至三億の飛躍的增加を見るに至つた。然し同年を絶頂として漸減して大正十四年以降の最少記録を作つたが翌十年になつて新記録を作るに至つた。

從つて人口自然増加率も逐年増加して大正十五年、昭和元年には千人に付一五・六と最も最高記録を作つた、以後昭和六年までは一三乃至一四臺に留まり、七年に再び一五臺に上つたが八年に一三臺、九年に一四臺と云ふ最近十數年來の最低記録を作つた。然し、昭和十年に至つて急に反撥を示し一躍一四・九の高率を示した。

出生、死亡 近年自然増加の内容は出生率比較的安定したため、死亡率の上下するこ

三十八位二二〇人、福島縣第四十位一一五五人、青森縣第四十四位一〇〇人、秋田縣第四十五位八九人、岩手縣は最低位北海道の上位で第四十六位六九人となつてゐる。

男女別 昭和五年國調以來の比率を保ち昭和十年にも福島、岩手、山形は女性が多數を占めてゐる。

人口自然増加率 大體全國の増加率と同じ趨勢を辿つてゐるが常に全國の率よりも遙に高位にあつて一五・六の最高率を示して昭和元年には實に二二・〇で、昭和七年の全國一

東北六縣現在人口増加趨勢 (國勢調査)

Table with columns for Prefecture (縣別), Year (年), and various categories (職別). Rows include Miyagi (宮城), Iwate (岩手), Aomori (青森), Akita (秋田), Yamagata (山形), and Fukuoka (福岡). It shows population counts and growth rates for different professions like Agriculture (農業), Industry (工業), and Commerce (商業).

とで左右されてゐるらしく、昭和十年の自然増加では出生率が三一・六三で數年前に比べて低い方であるが死亡率が二六・七八となつて人口動態統計が整備した明治三十二年以來の低率である。近來保健衛生施設の普及徹底に伴ひ死亡率は次第に低下して居り、昨年は殊に顯著だつた爲異常な人口増加となつたものである。

東北の人口

昭和十年國勢調査人口

Table showing population statistics for the six Tohoku prefectures (Miyagi, Iwate, Aomori, Akita, Yamagata, Fukuoka) in 1935. It lists total population, male and female counts, and growth rates.

都市 從來の十四市が昭和十二年に入ると岩手縣釜石町が五月五日に市制を施行し、福島縣平町が六月一日に隣接の平窪村と合併して市制を施行し計十六市となつた。それで一縣一市は僅に秋田縣だけとなつたが同縣を初め各縣の主要町村中でも最近東北振興計畫の實施と共に非常な發展をしてゐるものが多くあるので近く新市が増加すること、豫想される。

河北年鑑

Table with 2 columns: 縣別 (Prefecture) and 人口 (Population). Rows include 秋田, 山形, 青森, 岩手, 福島, 宮城, 計 (Total).

最近十ヶ年の自然人口増加 (千分比)

Table showing natural population increase rates for 1910-1920 for various prefectures and the national average.

最近十ヶ年出生率 (千分比)

Table showing birth rates for 1910-1920 for various prefectures and the national average.

出生數及率 (昭和十年)

Table showing birth numbers and rates for 1920 for various prefectures and the national average.

婚姻及離婚千分比 (昭和十年)

Table showing marriage and divorce rates for 1920 for various prefectures and the national average.

六縣別世帯數と人口密度

Table showing household counts and population density for six prefectures: 宮城, 福島, 岩手, 青森, 山形, 秋田.

土地・人口

四二

Table showing population statistics for 1920, including total population and gender distribution.

最近十ヶ年死亡率 (千分比)

Table showing death rates for 1910-1920 for various prefectures and the national average.

最近十ヶ年婚姻率 (千分比)

Table showing marriage rates for 1910-1920 for various prefectures and the national average.

都市人口の増加數及比率

Table showing urban population increase numbers and ratios for various cities.

農村人口の増加數及比率

Table showing rural population increase numbers and ratios for various towns and villages.

備考

Footnote explaining the data source and methodology for the population statistics.

四三

秋田縣郡部

Table showing population data for Aomori Prefecture, including county-level counts and a total for the prefecture.

一世帶當人口別

Table showing population by sex and age group for Aomori Prefecture.

乳兒死亡數及死亡率

Table showing infant mortality statistics for various prefectures and the national average from 1916 to 1920.

死産數と對出生數比率

Table showing the ratio of stillbirths to live births for various prefectures and the national average from 1916 to 1920.

府縣別世帯及人口

Large table showing population statistics by prefecture, including total population, male and female counts, and population density.

土地・人口

政治

一、猫眼の政局

廣田内閣總辭職……宇垣内閣流産……林内閣成立……

昭和十二年一月二十三日、廣田内閣は終に總辭職の已む無きに至つた。即ちその前一月二十一日再開された第七十議會は無氣味な空気を孕んで進行しつゝあつたが再開に先立つて行はれた恒例、各政黨の黨大會の氣勢は案外強硬なものが感ぜられ、特に政友會に於て然りであつた。その尖鋭化した雰圍氣は翌二十二日に至つて簡單に爆發してしまつた。

宇垣の態度は、宇垣氏初めその組閣參謀たる今井田清徳氏等の努力を水泡に歸せしめ、一月二十九日大命拜辭。我國内閣史上清浦奎吾氏の流産に次いで第二回目の鰻香内閣に終つた。

- 任農林大臣兼逓信大臣 山崎達之輔
任海軍大臣兼鐵道大臣 伍堂卓雄
任商工大臣兼鐵道大臣 大橋八郎
任内閣書記官長 川越丈雄
任法政局長官 從三位勳二等 大橋八郎
從四位勳三等 川越丈雄

に必須なる國防軍備を充實すると共に生産力の増進を圖る等國力の基元に培はんことを期す。内外の經濟情勢に適應したる産業の綜合的發展を企圖し保護の施設と共に適切な統制を實施し而も國民創造力の發揮企業心の勃興を助長せんことを期す。

故に和を以て貴しとなし事由自から通ずべし、現内閣は私を減し公に奉じ偏黨あるなし、今や大命を拜し施政を奉行するに方り赤誠を披瀝して一意革新の方途を講じ以て洪猷翼贊の途を全うせんことを期す。

二、波瀾の第七十議會

議會解散奏請理由書……第七十議會成績一覽……第七十議會通過の新法律……議會解散史

第七十議會は昭和十一年十月二十四日召集同二十六日臨時會を仰いで新議事堂最初の開院式が行はれ、一旦年末年始の休會に入り、昭和十二年一月二十一日再開された。然るに當日衆議院に於ける議事即ち例の腹切り問答から二十二日、二十三日の二日間停會となり二

十三日には廣田内閣總辭職。議會はしばらく休會するに至つた。二月二日林新内閣は成立したが、議會に臨む準備を整へる爲同月四日より十日迄七日間及び十一日より十四日まで四日間の二回、連續停會が奏請されるに至つたのである。

二月十五日再開兩院に於て審議が進められたが、會期滿了日たる三月二十五日に至り、三十一日迄六日間會期延長、その終了日に至つて突然衆議院の解散、貴族院の停會となつたのである。政府發表の解散奏請の理由は次の如くであつた。

出額は二十八億千三百九十三萬七千九百七十一圓となつたが、衆議院に於ては三月八日貴族院に於ては三月二十九日夫々可決されたのである。

第七十議會通過の新法律

以下第七十議會を通過した法律案をかゝり、國民として、特に東北人として是非諒解すべきものには解説を付して収録する事にする。

1 樺太市政 (法律第一號)

2 郵便法中改正法律案 (三月二十五日公布)

3 臨時租稅増徴法 (法律第三號)

此の法律に依る増徴額に對しては地方團體の附加税が認められて居ない。その名の如く臨時應急の措置に止めらるゝものである故に地方團體の附加税に付いての増減はないのである。

A 所得税

最近の法人企業の趨勢に照して第一種所得即ち法人所得は比較的負擔力あるものと認められ、その普通所得の税率を十割引き上げ、現行の百分の五を百分の十とした。これに伴ひ清算所得の税率も引上げられ、又第三種所得税の引上げと關聯して同族會社の加算税に付いても五割方の増徴を見た。次に第三種所得即ち個人所得に關しては、所得金額の多少に應じて増徴割合を異ならしめ二割乃至七割程度の増徴を行ふこととなつた。尙一般に税率の引上げを行ふ際、國債のみを課税外に置くことは適當ならず見られ、百分の二の税率に依り新たに課税することとし、第三種所得に綜合するべき配當所得に付いては、現在の四割控除を改めて二割控除にすることになつた。

B 營業税

營業收益税に付いては個人の方は現行通り、法人に對してのみ、其負擔力に顧みて若干の増徴を行ひ、其税率は百分の三・四を百分の四に引上げる事になつた。

4 法人資本税法 (法律第四號)

これは法人企業の發展に伴ふ資本の集積に擔稅力ありと爲され、法人の拂込資本金、出資金又は基金を積立金の合計額に對し、千分の一の税率を以て課するのである。繰越損金あるときは資本金額より之を控除する、尙營業を目的とせざる法人にして所得税法その法律に依り所得税を課せられざる法人には課税せず、又所得及積立金なき法人に合ても本税を免除することとなつてゐる。

5 外貨債特別法 (法律第五號)

揮發油代用燃料の生産促進を圖ると謂ふ燃料國策の見地より發せられたもので、製造場、又は保税地域より揮發油を引取る際、その引取人より本税を徴収するもので、税率は一キロリットルに付十三圓二十錢、一ガロンに付五錢である、燃料國策の見地より石炭、油母頁岩等を原料とする人造揮發油、又揮發油にアルコールを混用した場合にも本税は免除される。

7 有價證券移轉税 (法律第七號)

國債證券、地方債證券、社債券、株券等有價證券の買入、交換、贈與等に依る移轉の場合に課税するので有價證券の取得者を納稅義務者とし、税率は取得價額の萬分の一乃至八である。

8 昭和十二年度一般會計歳出入財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律 (法律第八號)

他の法律に依り起債し得る金額の外昭和十二年及十三年に於て條文の目的の爲四億八千七百五十萬圓を限つて公債を發行し又借入金を爲すことを得ることとしたものである。

9 一般會計歳出入財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律 (法律第九號)

政 治

延長會期最後の三月三十一日解散となつた同議會の成績は大別次の如くである。

- 政府提出法律案 八十三件
① 兩院を通過成立したもの 四十八件
② 貴族院で修正衆議院に廻付され不成立となるもの 一件

●貴族院を通過し衆議院で不成立となるもの 十六件
●衆議院を通過し貴族院にて不成立となるもの 五件
●衆議院にて審議未了となるもの 十三件
●議員提出法律案 六十一件 全部不成立
●建議案
① 貴族院一件可決
② 衆議院二百四十六件内可決したもの二百四十四件
●懲罰事犯 二件可決

C 資本利子税

資本利子税は地租、營業收益税等の収益税との權衡上相當増徴力ありと認められ、十割の増徴を行ひその税率百分の二を百分の四に引き上げた。

D 相続税

我國の相続税は元來尙きに過ぎた、今回、相続財産の價額に應じて二割乃至十割の増徴を行つたが、相続財産中不動産の割合多きものは、納稅上の便利を考慮して、年賦延納の期間を七年より十年に延期した。

E 釀業税

釀業税中の醸山税に對しては法人營業收益税の増徴、最近に於ける釀業界の状況に顧みて、二割の増徴を行ひその税率百分の五を百分の六に引上げることとなり、又釀業税を免除されてる金鐘又銀鐘に付いても、最近の状況に照らして新たに千分の十三の特別釀業税を課することとなつた。

F 臨時利得税

時局の影響を受ける産業は猶々伸張の傾向あり、臨時利得税の増徴を行ふこととなり、法人の税率百分の十を百分の十五に、個人税率百分の八を百分の十に引上げ、尙同法の施行期間を此後一ヶ年延長することとなつた。

G 酒税

酒税については、酒造界の現状に酒類消費の趨勢に留意し、酒造税は一割程度、麥酒税は四割程度酒類及酒精含有飲料は二割程度夫々増徴を行ふこととなつた、税率の詳細に關しては省略するが、一例を挙げれば普通度の精酒即ち酒精分二十三度以下の酒類の税率は一石に付き四十圓を四十五圓に、麥酒の税率は一石に付き二十五圓を三十五圓に引上げる事になつた。

H 砂糖消費税

砂糖消費税に付いても平均一割五分程度の増徴を行ふた。(税率は省略)

I 取引税

10 一般會計歳出入財源ニ充ツル爲大藏省豫金部特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律 (法律第十號)

昭和七年法律第一號中改正法律 (法律第十一號)

11 滿洲事件に關する經費支辨の爲起債し得る金額の限度を更に二億六千五百九十萬圓増したものである。

12 對支文化事業特別會計法中改正法律 (三月二十日公布)

東京農業教育專門學校創設二件、帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律 (法律第十三號)

13 尙此れと關聯して三月三十一日勅令第四十五號自至第四十七號の三件が公布せられ四月一日より施行せられた。

14 朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律 (三月二十日公布)

朝鮮事業公債法中改正法律 (法律第十四號)

15 絲價安定施設法 (法律第十五號)

絲價安定施設特別會計法 (法律第十六號)

16 繭絲價の騰落の防止を圖り、繭絲業の安全とする發達を期する目的を以て制定せられ、繭絲業者は本法に基いて主務大臣の認可を受けて絲價安定施設組合を設立しこの目的達成の爲活動することになつてゐる、尙同法は勅令第五十一號 (三月三十一日公布) を以てその施行期日を四月一日と定められた。

17 この法律に基いて爲す政府施設に關する歳入、歳出の爲には絲價安定施設特別會計法が制定され昭和十二年より施行せられた、尙この兩方に伴ひ絲價安定施設法施行令 (勅令第五十二號) 絲價安定施設特別會計規則 (三月十一日公布勅令) が制定せられた。

18 救護法中改正法律 (三月三十一日公布)

最近救護者の増加に伴ひ、救護費支出額の増嵩を來し、國庫補助率は漸次低下するに至つたので、國庫補助率を確定し、本法の圓滑なる運用を圖る爲、救護費及救護施設費に對する國庫補助率「二分の一以内」と定められてゐたものを、府、縣、市及私人の負擔に係るものに對しては「十二分の七」の確定率を爲す等の爲に改正を加へられたものである。

- 19 母子保護法(三月三十一日公布)
 - 本年鑑「社會事業」の項にて解説す。
- 20 軍事救護法中改正法律(三月三十一日公布)
 - 以來相當の實績を擧げて来たが現下の社會情勢に鑑みてその適用範圍を更に一步すみゆその徹底を期したものであり、擴張せられたその範圍は、イ、故意又は重大なる過失なく、在營中又は應召中傷病を受け又は疾病に罹り、一種以上の兵役を免除せられたもの及びその家族、遺族をも扶助する。ロ、下士官兵又は傷病兵に依つて扶養を受くべきもので、同一の家にならざるも同一の世帯に在るものは扶助する。ハ、下士官兵の家族に對する扶助は、下士官兵又は召集解除の日より二十日以内これを繼續し得ること。ニ、扶助を受くべきものは生活し能はざるものに限らず生活困難なるものをも扶助すること。等々。
- 21 北海道舊土人保護法改正法律(三月三十一日公布)
 - 輸出補償法中改正法律(三月三十一日公布)
- 22 漁船再保險特別會計法(三月三十一日公布)
 - 漁船及漁具に對する損害を填補し、漁船の資金化を容易にし、漁業經營の改善を期し漁業者の生業を保障することを目的として制定せられたもの、適當な地域毎に漁業者は漁船保障組合を設立しこの組合に於て相互主義の元受保險を爲すことを定め尙、更に危険を分散する爲その再保險を政府が管掌し、その經營の爲特別會計を設置することを定めたものである。
- 23 森林火災保險特別會計法(三月三十一日公布)
 - 森林火災保險特別會計法(三月三十一日公布)
- 24 森林火災保險特別會計法(三月三十一日公布)
 - 火災に依る森林の被害は巨額に達し特に幼齡林の被害甚だしいのに鑑みその損害も填補し再造林を容易にして林地の荒廢を防止し林制の保護を圖り、林業の振興を期する爲林齡二十年未満の森林に對し、國營保險制度を樹立し之を經營する爲特別會計を設置したものであつて、保險金額、森林火災國營保險法の施行期日は勅令に依り定めらる。
- 25 地方鐵道補助法中改正法律(三月三十一日公布)
 - 地方鐵道の普及發達を目的とする現行補助制度を改め地方鐵道の經營を保持し效用を増進せしめることを目的とする新補助制度を設けるもので、

- 26 建設費の百分の四に相當する金額より益金を控除した殘額を限度とし運輸數量に基き命令の定める所に依つて計算した補助金を交付するもので、四月一日より施行される。
- 27 會計検査院法中改正法律(三月三十一日公布)
 - 昭和十二年度一般會計歳出入財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關する法律(三月三十一日公布)
- 28 公債の發行額は五千二百二十萬圓。
- 29 神戸商業大學移轉改築費ニ充用シタル金額の補填ニ關スル法律(三月三十一日公布)
 - 明治四十年法律第二十一號(樺太ニ於ケル租稅ニ關スル法律)中改正法律(三月三十一日公布)
- 30 アルコール專賣法(三月三十一日公布)
 - 尙本法の制定に關聯して勅令第六十號、六十二號、第八十一號、第八十二號、第八十三號の計五件の改正が行はれた。
- 31 日本銀行參與會廢止法律(勅令第三十三號)
 - 日本銀行條例中改正法律(三月三十一日公布)
- 32 昭和七年法律第十二號中改正法律(四月一日公布)
 - 帝國ノ滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿州鐵道附屬地行政權ノ調整乃至移讓ニ件ヒ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律(四月一日公布)
- 33 橫濱鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律(四月一日公布)
 - 日本銀行買入法中改正法律(四月一日公布)
- 34 揮發油及アルコール混用法(四月一日公布)
 - 鐵道敷設中改正法律(四月一日公布)
- 35 鐵道敷設中改正法律(四月一日公布)
 - (四月一日以後公布の重要法律は重要法律法の項に收録す)

林内閣。組閣當初の政綱に於て「故に和を以て貴しと爲す、事理自ら通ず可し」と高唱した林内閣は既成政黨に對して、遂に挑戦の刃を抜いた。此の議會最終日の解散は事理の上からして當時誰一人として豫想しなかつたところである。前廣田内閣の下に再開されて以來の第七十議會は正に波瀾萬疊と言へ、兎角前述の如く二十八億と言ふ空前の老犬豫算が公布されて居り、その他多數の法案も亦同時に官報によつて公布施行されて居る。その當日に突如として解散が行はれ様とは、少くとも政治的常識を持つ者にとつては想像し得ない事象であつた。「最近衆議院に於ける審議の狀況は極めて誠意を缺き云々」と言ふ解散理由は、此の政治的常識に反した解散に十分に理據を與へる者なりや、と世論騒然たる内に四月三十日施行の總選舉の詔書は公布された。

此處に一應議會解散の歴史を瞥見する事にする。

議會刷新と言ふ理由の下に林内閣は第七十議會の歴史の解散を斷行した。當時衆議院に於ける審議の狀態に就いては政黨側の態度に極めて遺憾の點ありとされた事は事實であるが議案滯滞の罪を議會側にのみ歸せしむる事の不可は勿論であると論ずる向が多かつた。何は兎もあれ「和を以て貴と爲す」林内閣に於てはその解散の決意が全く意表に出たのみでなく、即刻理由書を發表し更に間髪を入れず選舉期日を公表する等々、その事務手續きの敏速は「審議滯滞」を以て解散理由とする政府に、電光石火と言つてよく、由來越境將軍の異名を持つ果斷迅速

の林將軍の眞價を國民の前に示して餘りあるものがあつた。政府は解散理由に「此際國民の公正なる良心に訴へ、是非を天下に問ひ、以て帝國憲法の本義を顯する階梯たらしめると共に、此の時期に於て國民の堅實なる政治的自覺の確立を期し、朝野協力、今日の重大時局打開に力をいたさん事を望み」止むを得ず解散を奏請したと言ふた。尙三月三十一日解散直後首相自ら新聞記者に語つた所に依ると「總選舉後衆議院の素質が向上されない場合は、政府は再解散を行ふかも知れぬ」と。

一體國民は與へられた政治的發言權を何處に、如何なる形で表現したらいのか。時に新黨樹立の聲が高々と響いて來た。がその事も容易に實現されず、四月三十日投票の日は來た。

議會解散史

1	年月日	内閣	事由
2	三月三十一日	伊藤	建艦費その他否決
3	三月三十一日	伊藤	對外交、官紀振肅
4	三月三十一日	伊藤	失政上奏案
5	三月三十一日	伊藤	内閣不信任
6	三月三十一日	伊藤	増稅案否決
7	三月三十一日	伊藤	對露外交彈劾案否決
8	三月三十一日	伊藤	朝鮮増稅案否決
9	三月三十一日	伊藤	内閣不信任案

議會刷新と言ふ理由の下に林内閣は第七十議會の歴史の解散を斷行した。當時衆議院に於ける審議の狀態に就いては政黨側の態度に極めて遺憾の點ありとされた事は事實であるが議案滯滞の罪を議會側にのみ歸せしむる事の不可は勿論であると論ずる向が多かつた。何は兎もあれ「和を以て貴と爲す」林内閣に於てはその解散の決意が全く意表に出たのみでなく、即刻理由書を發表し更に間髪を入れず選舉期日を公表する等々、その事務手續きの敏速は「審議滯滞」を以て解散理由とする政府に、電光石火と言つてよく、由來越境將軍の異名を持つ果斷迅速

正總選舉取締對策協議の爲の會合、六日の内務省に於ける全國警察部長會議、八日同省の全國刑事課長會議、十四日法相官邸に於ける控訴院長會合等誠に手廻しよく、それと並行して十三日林首相、河原田内相、泉二檢事總長等の日比谷公會堂に於ける街頭演説。

三、第二十回總選舉

A 肅選運動

四月一日附、四月三十日施行の總選舉の詔書公布さるゝや、政府は神速其の對策を樹立した。即ち四月五日の首相官邸に於ける地方長官會議、同日司法省に於ける檢事長檢事

等徹底的に自家擁護乃至肅選強行の爲の努力が拂はれた。政府側の總選舉對策の諸會合に於ける林首相、河原田内相、或は鹽野法相等の訓示、演說等の公表に依り當局の對總選舉方針は明確に認識し得るが此處には「内務相指示事項」として地方長官に傳達されたものを記し當局の意圖を汲む事にする。

内務省指示事項

- (一) 衆議院議員選舉事務の執行に關する件
選舉事務の執行に關しては夫々準備中なるべきも本件に關しては本月一日附通牒の趣旨に遵ひ尚昨年執行の場合に於る實績に徴し選舉公營制度の運用は勿論各般事務の遂行に當り克く吏僚を督勵して措置宜しきを制し萬遺漏なきを期せられたし。
(二) 選舉肅正運動に關する件
選舉肅正運動に關しては一昨年開始以來引續き各地に於て此が目的達成に努めつゝある可き所なるべきも今次衆議院選舉に際しては、現下時局に鑑み更に一段の努力を加ふるの要あるを認めるに依り、従來實施したる經驗をも基礎とし一層國民の政治的理解を深からしむる機致し度し。
(三) 選舉取締に關する件
選舉取締りは豫め法定の周知徹底を圖りて犯罪を未然に防止すると共に眞に嚴正公平の態度を堅持し苟くも買収その他惡質犯罪は徹底的に此を排除することに最善の努力を致すことを要す、併して言論文書に依る選舉運動は法の許す限り此を尊重して以て明瞭潤滑なる民意の暢達を圖るべきも

直接行動を煽動し又は軍民の離間を策するが如き不穩煽動なる論議に對しては、もとより制壓を加へざるべからず。各位は選舉界多年の積弊に鑑み選舉の取締りが一に選舉界淨化にあるを念とし、斷乎所信に遵進せられたし。
(四) 官吏の言動に關する件
官吏たる者は選舉事務に關係あると否とに拘らず、その言動に細心の注意を拂ひ苟くも法に觸れ選舉事犯に問はれる事なきは勿論所管事務に付いては、公正なる態度を以て此を處理し、一黨一派に偏する如き疑惑を招かざる標指導せられ度。以上は内務省の指示事項であるが中央に於ける肅選運動の大筋は國民大衆の頭上に物の怪に憑かれた様にはためいた。

中央に於ける肅選運動

- 1. 肅選特輯號の發行
政府は今回の總選舉に際し其眞意義を國民に徹底せしめると共に政府が今回の解散に依つて庶幾した議會政治刷新と選舉肅正の目的を達成する爲、或は講演にラヂオに總ゆる宣傳方法を講じて居たが、更に内閣情報委員會で發行して居る「週報」を選舉特輯號として約百三十萬部を四月十五日發行頒布した。その内容は次の如くである。
一、今次總選舉の意義(林首相)
一、總選舉と國民の覺悟(河原田内相)
一、選舉と國民の務め(文部省)
一、今日の選舉肅正(内務省)
一、選舉違反について(司法省刑務局)

地方に於ける肅選運動

- 1. 選舉運動について(内務省警保局)
2. 政府の肅選三標語
政府は今次の總選舉戦に臨み、左の三標語を作成してあらゆる機會を利用して此を宣傳することとなつた。
標語
自覺の一票―時局の打開
時局の認識―躍進日本
滅私奉公―政治の基調
3. 例に依つて選舉肅正中央聯盟の活動が活發に續けられた。同聯盟では今次の總選舉に際して全國一千四百萬有権者を目標に、當面の選舉に對する國民の心得として
「その人物に就き國民の選良として大政を翼賛するに足るか否かを見、その主張について國家の爲、なる程と心から納得し得るものゝ支持に當らねばならぬ。そも、總選舉の意義は一は以て人格、識見、能力等人材の選出にあり、一は以て民意の暢達にあり、前者は人物の検討であり、後者は主張の批判である。」
と選舉メッセージを發表お手前肅選を強調し四月十八日夫々各地方廳を通じて全國に配付した。
4. その他首相のラヂオ放送を始め、種々の方法を以て當局の意志發表並に肅選を強調した。

る。總選舉が地方自治體の議員選舉と期を同じくした事もその努力に拍車をかける因を爲したと一應考へられた。

① 六縣知事は夫々早くも總選舉に關する諭告、訓令、聲明書等を發して縣民に對し當局の意志を明かにすると同時に肅選を強調した。此處には繁を避けて全部を見る事なく好例青森縣のそれを稍長いが全文をかゝげて以て全般を知らう。

青森縣諭告第一號

凡そ憲政に自治の特質は廣く國民に參政の權を與へ、其堅實なる輿論を基礎として政治を行ふに在るのであります。我國に於ては既に普通選舉も實施せられ國民は皆政治の責任を分擔して居るのであります。従つて之が輿論を代表する議員を送り出す選舉を最も自由且公正に行ふと言ふ事は即ち、極めて重要な國民の義務なのであります。幸にして前二回に亘り全國を搖り動かして行はれたる朝野の熱誠なる肅正運動に依り、選舉の本義に對する國民の理解と關心とは漸次昂揚つゝあるものであります。勿論未だ決して充分なりと言ふ事は出来得ないのであります。申すまでも無く我々が選舉權を與へられ國政に參與し、自治政に携はることの出来るのは幾くも深く國民の福祉を御軫念あらせられたる明治大帝の、有難き御聖旨に基くのであります。我々の行使する一票には、實に國家郷土の運命と我々國民自身の幸福とが懸つてゐるのであります。一死君國に報ずる忠誠なる我國民は又必ずや此の平時に於ける忠義奉公の道たる憲政に自治擁護をも全

よし得る國民である筈であります。

殊に長くも秩父宮兩殿には一年有四月の氷い間此の選運の本縣に御滞在あらせられ、親しく我々縣民を御激勵遊ばされたのであります。我々百萬の國民は其の宏大無邊なる御仁慈を偲び奉ると痛感する次第であります。今や衆議院は解散を命ぜられ來る四月三十日を期して、其の總選舉が行はれんとして居り又之と前後して近く縣下大部分の市町村に於ては其の興廢をも決すべき市町村會議員の總選舉が執行せられんとして居るのであります。これ方に國民として又縣民として、協力一致積年の惡弊を根絶し愛郷報國の力強き至情を如實に發露して災禍に依る苦惱を受け被弊せる郷土の更生に邁進し國家の隆昌に寄與すべき絶好の機會であります。惟よに現下國際時局に於ける我國の使命は益々重大を加ふるの秋に方り我々愛する百萬國民各位は候補者と云はず有権者と云はず婦人も青年もその日常の生活と密接なる關係を有する選舉の重大意義を深く自ら反省せられ、利慾に惑はず、私情に泥まず斷じて棄權せず、貴重なる一票行使を誤ることなく、清淨公正なる選舉に終始し克く國民として又公民としての本分を盡し以て憲政自治の基礎を確保しその有終の美をまたらずに格段の御協力を切望して熄まない次第であります。

昭和十二年四月十三日 青森縣知事 小河正義

肅選強調デモ

各地方長官は前述の如く訓令、諭告等々を發すると同時に肅選強調週間乃至選舉肅正デモ1を定めて徹底的肅選強調を開始した。その

例として宮城縣の場合を挙げよう。

宮城縣では四月二十三日を選舉肅正強調デーと定めて小学校児童二十五萬人を動員して日の丸に「正しい選舉」と記した小旗をかざして縣下一帯に旅行列をなせしめ、同日は又各婦人團體の應援を得て二市三十ヶ町村の街頭で通行人に肅選メツチを印刷物を配布して氣勢を擧げ、空には飛行機を飛ばし夜間は縣廳と市役所にイルミネーション乃至ネオンサインを施し、大いに肅選気分をあぶり尙十五日からは仙臺市内の各常設館に於て、輝く日本の憲政」を上映する等々その萬善を期した。

B 各政黨の選舉對策

⑤ その他各地縣廳、自治體独自の立場から全智囊をしばつての肅選運動、例へば講演會座談會、立看板、ポスター等々が行はれ事であつた。

民政黨

解散直後三月三十一日院内に於て開かれた民政黨前代議士會に於ける町田總裁の演說要旨は大體次の如きものであつた。

町田總裁演說要旨

「(前略)今期の議會は會期中に内閣更迭し種々の事件の爲甚だその會期が短かつたに關らず我黨は、時局の重大性に鑑み全力を傾けて其の打開に

露辱して来た。議案の審議に當つても國家全體の利害の上より誠意を以て政府原案の審議に當つた(中略)斯くて多數の重大法案を通過せしめたる今日に至つて解散を奏請した現内閣の態度は頗る諒解に苦しむ所、人或は此を憲法解散と言ふかも知れぬが、立憲政體の下に於てはあり得べからざる事である。政界は吾々の力で相當程度淨化された。總選挙に臨んでは吾等が主張と政界淨化の精神を以て國民多數の共鳴を得、我黨自ら多難なる時局擔當の決意を以て進まねばならぬ」と

△民政黨の政策

- 一、強い国防 固い財政
一、國際は信義 社會は正義
一、明るい政治 楽しい生活
△選舉肅正 政界淨化
一、皇國の興廢此の一票
一、清い政治は正しい選挙
一、天下の公黨一人の公心から
一、打倒林内閣
一、日本精神に開けなれ
一、總選挙から總辭職へ

②政友會

政友會も民政黨同様三月三十一日本部で前代議士會を開催し安藤幹事長より「審議遅延を理由として最終日の今日解散を断行した現内閣は許すべからざる非立憲の行爲なり」との憤然と怒りに満ちた挨拶に次いで鳩山代行政委員の次の如き演説が行はれた。

「時局重大の折に政黨は協力せずと解散理由に述べて居る現内閣こそ、朝野の協力を疎外するものである。吾々は斯る非立憲極まる内閣は断じて排撃、諸君と共に再び議政壇上に見え、斯る内閣は粉砕せざるは止まぬ決心である」と、而して選挙対策に熟議を重ねた政友會は次の如きスローガンを擧げて、必死政戦に臨んだのである。

- (一) 正しい政治、國家躍進
(二) 與黨政治が 獨善主義か
(三) 暗い官僚 明るい政黨
(四) 雄々しい政黨、女々しい官僚
(五) 卑怯な解散 雄々しい國民
(六) 時局認識 借物政策
(七) 滅私奉公 喰逃げ解散

③社大黨

社大黨は解散に對し左の如き聲明を發した。

聲明會

(前略)選挙肅正を汚し選挙違反者を救済せんが爲の選挙法改悪をめざす既成政黨の醜取引要求が此の解散を招來する直接原因である。我等はその退きを嘆ずる者である。國民生活安定を無視する極大算算を通過せしめ、社會政策を蹂躪しつゝしたる審議の現狀は、時代が既に既成政黨を越へて進める事を立證する、私等は第七十議會を顧み林内閣内閣、政友、民政兩黨何れも時局を擔當する資格なきものと断じ、來る可き選挙を通じて一切の既成勢力を粉砕し新興大衆の燃え上る躍進力を以て新議事堂を埋め盡さん事を期す。」

選挙スローガン

- 一、既成政黨排撃
一、革新動向の促進
一、御用新政黨反對
一、廣義國防の擔荷
一、大衆課税反對

④國民同盟

國民同盟は三月三十一日解散直後院内に前代議士會を開き、政民兩黨の醜狀を爆撃一路國政改革へ邁進する事を決し、左の如き聲明書を發表して、その進路を明かにした。

聲明書

庶政一新の第一著手は政黨の改革である。政民兩黨の數日來の所進退を見るに(中略)立法院の任務を盡しておらぬ。吾々は肅正選挙に依り明期なる議會の生れん事を熱望する。我々は政黨改革のほかに電力問題の解決、學制の改革、航空省の設立、中央地方を通じての税制刷新に永年主張する行政機構の改革の問題を掲げて國民の批判を求めんとする。

C 政戦々況

各政黨は前述の如く解散直後夫々前代議士會に於て決せられたものである、その全文をかかげて同黨の指針を明にし様。

尙其の宣言並決議は慎重な態度を以て黨大會に於て決せられたものである、その全文をかかげて同黨の指針を明にし様。

宣言

三十億に達せんとする極大軍事豫算の重壓は今や我國全體を以てインフレの脅威に戦かしめ、數千萬勤勞大衆の生活を破壊に陥れんとし、現下我國未曾有の難局の因つて來るところ外にあり、實に内に存する。姑息なる現狀維持を以てしては既に難局打開の方途を見出し得ないのである。國家革新資本主義打倒は最早口舌の論議の域を脱し、痛切に現實の必要と化した。併も何人がこの大業に任ずるものぞ、フアツシヨに非ず軍部官僚の團體内閣にあらず、況んや厚顔無恥にして信を天下に失したる既成政黨ではあり得ない。重慶に抗して二十年、國民生活安定の爲に闘ひ抜いて來た所の我社會大衆黨を指して断じて他にあり得ない事を確信する。

決議

- 我々は左記事項の實現を期す。
一、國民生活の安定
一、物價騰貴の抑止とを民衆負擔の軽減
一、重要産業の國營
一、政治機構の改革
一、フアツシヨ粉砕 勤勞議會政治の確立
一、國民外交の確立

①昭和會

昭和會は御大内田前鐵相の收容に依り、相當の打撃を受けたと見らるゝも尙當時頻りに傳へらるゝ新黨の中心勢力として自任してか

積極的に總選挙に乗り出し、比較のおそまきながら四月十日日本部に選挙委員會並に前代議士會を開催し協力の結果十大政策を決定、左の如き聲明を發した。

聲明

(前略)此際國民と共に深く内外の事情を認識し政界の弊害を刷新して國家本位の政黨と眞の學國一致内閣の實現を促し非常時局に順應する云々。

⑤東方會

東方會では新黨運動に全然關與せず、第七十議會に於ても林内閣に對しては完全なる野黨の立場で闘争し、今回の總選挙にも勿論此の建前を以て行く事に決定。四月十日御大中野正剛氏談の形式で左の如き聲明並にスローガンを發表した。

聲明

東方會は林内閣豫算案に反對し佐藤外交を排撃し、官僚獨善を叱正したる前議會の繼續戦として總選挙に臨むものである。東方會は内閣の興亡御用政黨の結合など一切眼中に無く、從來の革新勢力の先鋒たる建前を強化して一路邁進するものである。

全國候補者黨派別 (四月二十日現在)

Table with columns for political parties (e.g., 民政, 友政, 和昭, 大社, 盟國, 方東, 派諸, 立中, 計合) and regions (關, 東, 北, 東). It lists candidates and their party affiliations across various regions like 東京, 神奈川, 千葉, etc.

Table with 10 columns (North, East, Sea, Near, Middle) and 10 rows of data, likely representing election results or statistics.

Table with 10 columns (National, Four, Nine, State) and 10 rows of data, likely representing election results or statistics.

此を昨年の總選挙に於ける立候補總數八百七十九名に比して五十余名の減少を見た事は...

全国的に白熱して来た政戦。その政戦中特に東北六縣のそれを展望する前に、此處に總選挙開票前の政民兩黨に對する國民の一般的動向を一言して以てその結果として現はれんとする事象に對するきづなとしよう。

林内閣と似た様な内閣が現れるものと見る向きが多かつた。政民兩黨の言ひ分は大體分るが、併し國民の關心事が奈邊にありやを考へると、それは決して林内閣を倒すか倒さないかあるのではない。と國民一般の關心事は林内閣が退却した後にあつた。

政民兩黨共に、今回の政戦に於て絶對現状維持を目標に、徹底的に林内閣の非立憲を叫んで立つた。が併し來らんとする立憲的内閣を明確に國民に示して居なかつた。叫ぶ打倒非立憲内閣とその後に来る可き立憲内閣との間に何等の關聯を置かなかつた。其處に、其處にこそ政黨、特に政民兩黨には何等の進歩性がないと考へられた様である。

東北六縣の政戦

さて東北六縣の政戦々況は如何と言ふに、此の地のみ全國的戰塵の外にある譯は無く、寧ろその歴史的、傳統的特性の故にか、猛烈さの點で全國に冠たるものがあつた。東北に於ては政民兩黨に比して社大黨の出足が誠に迅速であつた。特に擧げる事とする。東京本部に於ける解散直後の社大黨前代議士會に次で、同黨は四月五日盛岡にその東北支部協議會を開催して、東北六縣に對する選挙對策を練つた。而して同黨最初の試みとして選挙對策事務局を盛岡支部に設置し更に左の如き東北六縣特殊共同スローガンを決議し、此を市町村會議員選挙及國會議員選挙スローガンとする事に申合せた。曰く

- 一、東北振興が叫ばれる折柄小学校建設に國庫全額負擔
二、國有林開放
三、火災保險の地方自治の經營
東北六縣候補者數は左の如くである。

東北地方候補者數

Table with 10 columns (Regions: 選挙區, 民, 政, 昭, 社, 國, 養, 中立, 派, 諸, 計) and 10 rows of data.

以上四百六十六の金的を狙ふ全國八百二十餘の各候補は白熱的な戦ひ戦ひ續けたのであるが、要するに選挙作戦としては、老巧な既成政黨に分あり、無産黨又張り切つて躍進に

拍車をかけつゝあつたが、國民の上に浮き上つた恐る可き泡沫政戦の結果を見る事を懸念する向きの多かつた事は、注意すべき投票直前の事象であつた。

四、第二十回總選挙の結果

五月一日國民大衆の無言の意志は兎角現はされた。左に新當選者の所屬數と解散直前の數を明かにし其増減を見る事とし様。

Table with 2 columns (Candidate, Party) and 10 rows of data.

解散直前 選挙區 選挙區 選挙區 選挙區 選挙區 選挙區 選挙區 選挙區 選挙區 選挙區
増減 △ 〇 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
これに依つて見るも、既成政黨は依然として強く、極力努力した現状維持の作戦を奏し、民政黨二十六名の減少を見るも、尙三名の増加を見た政友會に比して四名多く第一黨に座り得たのである。

此處に注意すべきは社大黨の驚く可き躍進である。これを全国的に見るも東京全區に於ける壓倒的優勢を初め近畿、中國、九州、四國、東北と既成政黨の地盤に喰ひ込み、解散前十八名の勢力を一躍倍加して三十七の議席を獲得するに至つた。

「今日の總選舉戦に依ける我黨の全國各地

に於ける壓倒的勝利は我等が多年闘争の成果であるが、又國內改革断行を要求する國民大衆の總意の現れである。(中略)我等は我黨の大捷を過信する事なく寧ろ現下の諸情勢に顧み(中略)十分自重し内部統制を強化し大衆の要望に應へねばならぬ。我等は大衆の支持に依つて躍進せるこの勢力を庶政一新断行の爲に捧げんことを誓ふ」と

次表に依り全國的な當落成績をみよう。

各派當落成績表

Table with columns for political parties (民政, 政友, 社大, 昭和, 國同, 東方, 其他, 中立, 總計) and rows for regions (畿近, 海東, 越信, 東關, 北東, 道海北). It lists candidates and their election results.

東北六縣の總選舉結果は次の如くである。

宮城縣

第一區 (定員五名)

- List of candidates for Miyagi Prefecture, District 1, including names like 内ヶ崎 作三郎 and 菊地養之輔.

第二區 (定員三名)

- List of candidates for Miyagi Prefecture, District 2, including names like 村松 久義 and 小山倉之助.

福島縣

第一區 (定員三名)

- List of candidates for Fukushima Prefecture, District 1, including names like 栗山 博 and 村松 久義.

青森縣

第一區 (定員三名)

- List of candidates for Aomori Prefecture, District 1, including names like 小笠原 八十美 and 藤 鐵男.

岩手縣

第一區 (定員三名)

- List of candidates for Iwate Prefecture, District 1, including names like 田子 一民 and 高橋 壽太郎.

政治

Table showing election results for various districts in Iwate Prefecture, including candidates like 田宗吉 and 仲川啓四郎.

Table showing election results for various districts in Aomori Prefecture, including candidates like 小笠原 八十美 and 藤 鐵男.

山形縣

第一區 (定員四名)

當選 二六、六九八票 木村武雄 (東再)
同 二五、三九二票 高橋熊次郎 (政再)
同 一九、三二七票 西方利馬 (政再)
同 一〇、三〇六票 佐藤啓 (國再)

第二區 (定員四名)

當選 二、七〇九票 岡俊三 (政再)
同 一、三五四票 熊谷直太 (政再)
同 一〇、八九六票 伊藤五郎 (民新)
同 一〇、六三二票 清水徳太郎 (民再)

秋田縣

第一區 (定員四名)

當選 一八、四二九票 町田忠治 (民再)
同 七、五九二票 無黨、當選九回

同 一三、九三四票 中田儀直 (政元)
同 一三、二三四票 信太儀右衛門 (民政)
同 一二、二七六票 中川重春 (民再)
同 四、八八二票 海運業、當選二回

當選 一九、七三三票 川俣清香 (社再)
同 一五、五五六票 小山田義孝 (政再)
同 一四、七八八票 土田莊助 (民再)
同 五、〇〇〇票 農業者、當選二回

五、總選舉結果種々相

A 投票・棄權

今回の總選舉は政府による政黨腐敗を目標として決行され、政黨は此に對して憲政の擁護を旗印として選挙民に呼びかけ、官僚政治か、政黨政治かを國民の總意に問ふべく行はれたが、當初から選挙民の期待は極めて薄く其投票結果は前回の總選舉に比較して、全国的に棄權率が著しく増加した。此の事に關して五月二日の河原内相の言は一應國民の注意をひいたものである。即ち

依る投票狩出しが少くなつた事等が考へられるが、特に注目されるのは今回の政戦に於て政黨側の大家に對へた主眼目は擧つて議會解散の非を鳴した點であるが、斯る抽象論では既に大衆の政治的關心を惹きつける事が出来なくなつてゐるものと思はれる。即ち今日の國民大衆は抽象論でなく、具體的政策を要求して居るのであつて、政黨の選挙戦に於ける主張には何等の共鳴を有たなくなつたのではなからうか、殊に郡部よりも都市に於て棄權率の多かつたのは知識階級の人々に於て斯る傾向の多い事を示してゐるものと見て良いだらう。此の現状が今後我國の政治の動向を測るに重要な鍵として政府も政黨も亦國民も考察しなければならぬと思ふ。これに對して政黨側は又自己の觀點よりし

て「現内閣の非立憲的態度に對する國民の無言の反駁。肅正選挙の非常識な取締に對する國民の『觸らぬ神に祟なし』の『萎縮』等を擧げたのであつた。

要するに恐る可き棄權率の激増であつた。此の傾向は都市に於て特に著しく、棄權率五割突破の新記録を出したのは布施市(大坂府)の五割六分七厘を筆頭に宮崎、大阪、函館の諸市で、四割臺に上る者京都以下八市を教へ三割臺に至つては二十指を屈する状態であつたが、就中注目を惹くのは名古屋市を除く五大都市が何れも三割方を示して居る事で、棄權率増大の都市合計百二十九を示して居る、この悪傾向は單に都市にのみ止らず、各府縣に於ても明確に知り得るが、更に地域的に觀察すると東日本よりも西日本に於て一般に棄權率が高い事が判明して國民の注意を惹いた。次表を以て全國一般の棄權率を見る事にする

全國一般棄權率

Table with columns for region (市, 郡, 都, 府, 縣) and voting rate (棄權率, 前同棄權率, 增加). Includes data for 東北六縣 and 全國總計.

東北六縣棄權率

政治

Table showing voting rates for various regions: 宮城縣, 青森縣, 秋田縣, 山形縣, 福島縣. Columns include 棄權率 and 前同棄權率.

全國投票狀況

(昭和十二年五月四日內務省發表)

Table showing election statistics: 選舉當日の有權者, 投票者數, 投票率, 棄權者數, 棄權率, 無効投票總數.

東北地方黨派別得票表

Large table showing party vote counts for various regions in the Tohoku area: 宮城縣, 青森縣, 秋田縣, 山形縣, 福島縣, 全國總計. Columns include party names and vote counts.

各派得票內譯並増減比較
其各派別得票內譯は次表の如く、政民兩黨及び國同の得票の増減に比して、社大其他の無産諸派並に其他の團體の得票數が著しい躍進の跡を示して居る事が注目される。

Table for party vote trends: 各派得票內譯並増減比較. Columns include party names, current votes, previous votes, and change.

B 違反

今回(第二十回)の總選舉は、肅選運動の徹底からか、或は軍資金の缺乏の爲か、兎角前回と比較して選舉違反は多少の減少を見た。その點一應肅選の實効がれり等と見る向もある。

昭和十二年六月十四日現在の警保局調査に依る違反數を前回のそれと比較するに次の如くである。

選舉違反比較表

(今回の分は昭和十二年六月十四日現在)

違反種別	今回(第二十回)		前回	
	件數	人員	件數	人員
違反總件數	八、四二五	一、五〇三	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
投票買収件數	八、〇〇〇	一、〇〇〇	九、〇〇〇	一、〇〇〇
ブローカー件數	二、〇〇〇	二〇〇	二、〇〇〇	二〇〇
その他件數	四、四二五	三〇三	一、〇〇〇	一〇〇

全國的選舉違反數

(昭和十二年六月十四日現在)

買	件數	人員
收	八、六六	四、九二

全國選舉違反被疑者別調

(昭和十二年六月十四日現在)

種別	件數	人員
候補者	一、〇〇〇	一、〇〇〇
事務局長及補佐	一、〇〇〇	一、〇〇〇
事務員	一、〇〇〇	一、〇〇〇
選挙委員	一、〇〇〇	一、〇〇〇
その他	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	五、〇〇〇	五、〇〇〇

更にこれを犯罪被疑者別に見ると次の如くである。

東北地方選舉違反別調

(昭和十二年六月十四日現在)

縣名	件數	人員
岩手縣	三	三
宮城縣	三	三
秋田縣	三	三
山形縣	三	三
福島縣	三	三
青森縣	三	三
合計	一八	一八

東北地方選舉違反被告資格別表

(昭和十二年七月十六日現在)

縣名	起訴	不起訴	合計
青森縣	一	一	二
秋田縣	一	一	二
山形縣	一	一	二
福島縣	一	一	二
合計	四	四	八

前回の總選舉は代議士自身の四十名、事務局長及補佐、選挙委員、事務員、その他、合計六十名に達したが、内現在まで確定判決を言ひ渡されたものは鹿兒島、富吉榮二、北海道、深澤吉平、新瀉、内藤久一郎、郡馬、畑桃作、高知、田村實の五氏の外北海道三井徳賈氏の上告取下げがあつたのみで、尙競争中

のもので今次の總選舉で當選した者は左の十一氏である。

- 東京六區田中源(政再)、神奈川三區河野一郎(政再)、埼玉二區横川重次(政再)、青森一區小笠原八十美(政再)、北海道四區南條徳男(政再)、大阪五區田中萬逸(民再)、大阪六區松田千代(民再)、京都二區田中好(政再)、岡山一區行吉角治(政再)、鹿兒島二區寺田正(政再)、沖縄盛島明長(政再)
- 此等の新代議士は罰金以上の確定判決を言渡された場合、議院法七十七條に依り當然失格するわけである。
- 今回の總選舉終了後の東北地方代議士異動は次の如くである。

東北地方代議士異動調

(宮城縣) (昭和十二年六月十日現在)

A 林内閣居残り聲明

總選舉の結果社大黨が二倍の躍進を示した爲既成政黨に於て多少の減少を見たといへ依然として政民兩黨は三百五十四の絶對多數の議席を占めることになつた。而して政民兩黨を始め社大、東方の各派は何れも開票終了後即夜聲明書を發し、擧つて林内閣の退却を

六、總選舉後の政局

要求し、政府は立憲政治の本義に依り深く國民總意の審判に服すべしと強調力説した。政府としては今後の根本方針確立に迫られ五月三日、林首相談としてその向ふ所を中外に闡明した。若干長いが全文を見る事にする。

「現下内外の情勢を稽ふるに時局は正に容易ならざるものがある、これを克服するが

爲には因循を排し矯激を戒め時世に適合したる革新を斷行するの外なきを信する、さきに大命を拜して内閣を組織しこの信念の下に第七十帝國議會に臨んだのであるが、議會の刷新は實に庶政革新の基調であり帝國憲政の本義を顯現するの楷梯であると認め慎重熟慮、政策に超越して衆議院の解散を奏請したのである、既に總選舉は公正に施行せられ、新たに選出せられたる議員は私を滅し公に奉ずるの精神を以て國體の本義に基き華國の理想を顯揚してわが國獨特の憲法政治の發達を圖り正しき時局認識の下に大政翼賛の實を擧ぐるに努められることを衷心より期待するものである、而してこの期待は各方面における心ある人々の齊しく懐く心持ちであると思ふ、政府は如上の信念とこの期待の下に至誠奉公の誠を效し時局に對處して最緊要なりと認められる諸般の政策の遂行を期せんとするものである、國民諸君において政府の意の存するところを十分に諒とせられ舉國一致國運の伸張に協力せられんことを望んで已まざる次第である。」

この「居残り聲明」は俄然各方面の注意を惹いた。即ち政民兩黨、社大衆等即日反駁的聲明を發して政府に迫り政局の前途感々混迷して豫測を許さぬものがあつた。此處には各政黨の反駁聲明中政友會、社大黨のそれを以て代表的なものとして採る。

政友會に於ては五月三日、安藤幹事長談の形式を以て次の如く反駁聲明した。

「政府は今後の政局に關し本日聲明を發したが、その言ふ所は支離滅裂、その行ふ所は憲政の發達を阻害するものである。政府は聲明に於て議會の刷新は庶政革新の基調であると言ひ、又正しき時局認識の下に大政翼賛を期待すると言ふが、我黨は深く時局を認識し庶政革新を斷行するが故に第七十議會に於て、民政黨と協調し豫算を始め諸重大法律案の成立に誠意を以て努力したのである。然るに此の政黨の努力を無視して朝野の協力を破り無謀な解散を斷行したのは政府自身である。かくの如き聲明を爲すは政治的責任を解せざる立憲政治の反逆者である。併も政府は解散の理由に於て「此際國民の公正なる良心に懇へ是非を下に問ふ」と堂々聲明し、更に組閣聲明に於ては「民意に察し輿論に聞き公明なる政治の運行を期す」と發表した。選舉の結果は政府の聲明通り「選舉は公正」に行はれ民政兩黨は絕對多數を制し、政府支持の昭和會は激減した。此の歴然たる事實に對して政府は斷然總辭職をなすべきは當然である、然るに國民の公平なる良心に背き殊更に言を構へ居据りを策せんとする如きは全く立憲政治を蹂躪し、天下の國民を欺瞞するものである。我黨は斷々乎としてこの陰險陋劣なる政府の態度を排撃するものであ

る。」と更に社會大衆黨は麻生書記長談を以て次の如き聲明を發して居る。

「政府の聲明を觀るに、相變らず獨善的で己れ獨り正しとなし、其謂ふ所は抽象論一點張りであり、自己の認識を以て、他の認識に於て何等具體的事象に依らず、徒らに批判して居るのみであり、第七十議會に於ける政府の態度は革新政策の没却、廣義國防の拋擲、狹義國防への轉換、國民生活安定の無視以外の何ものでもあり得ない。斯る政府の施政方針よりするも林内閣は須く桂冠すべきであらう、若し聲明の如く政權に懸々として居据るならば、來る可き特別議會に臨むに當り、從來の如き抽象的神隱りの言動を排して、眞に革新的具體政策を堂々發表して、其可否を國民に問ふべきである。吾等は政府、既成勢力の如何なる態度にも關せず、黨本來の使命に鑑み、黨獨自の立場を以て國內改革斷行、國民生活安定に邁進するものである。」と以上如く總選舉直後の林内閣の聲明に對する壓倒的反政府諸黨の反駁、それに抗する政府陣の強腰。時に語られた貴族院側の言は暗示に富んだものであつた。即ち

B 政、民聯携その他

(一) 政民聯携 林首相の「居据り聲明」は各方面に大きな波瀾を生む直接の因を爲した。例へその後に來るものを明確に示さない迄も一應從來の黨派的感情を清算して、只一途「林内閣打倒」に突進する政、民兩黨の足並を揃へしめた事は、即ちその一つである。五月十四日、兩黨幹事長會見、同十九日第一回兩黨代表委員會と兩黨聯携運動は急速に進展、終に五月二十八日東京會館に政、民兩黨所屬貴族院議員並に全國支部長等約五百名會同して「林内閣打倒兩黨大懇談會」の開催を以て絶頂に達したものである。而して

次の如き共同聲明を發してその態度を明にした。若干長いがその全文を収録する。

共同聲明

國家内外の情勢凡そ今日より急なるはなし、この秋に際して大政處理の任に當るもの須く時局の認識を刷新し、上聖明を體し奉り、下民意を基礎として庶政を革新し、時局を克服して國運の進展に邁進すべきなり、我等兩黨が第七十議會において慮心担懐小異を捨て大同を採り、全力を以て朝野の實を擧げたる所以は一に國家本位の根本精神を發揮せしむに在り。然るに林内閣は組閣の始めに於て政黨を拒否し、議會に處して極力政黨の支援を求め、會期盡さんとするに際して、再び政黨に挑戰して非立憲の解散を決議す。而も公平なる國民の審判は歴史的多數を以て、林内閣の不信任を表明するや忽ち辯を、我國獨特の立憲政治に藉りて妄りに國民の總意を無視し恣に自我獨善の態度に執着して以て天下の大事を誤らん。かゝる「國民の公正なる良心に懇へ是非を天下に問ふ」の聲明は今何處に在りや。抑々國家百年の計を爲すは今日に在り、須く外には東亞安定の大計を確立し、内には國防を充實し産業を振興し、國民生活を安定して民意の一新を圖るべきなり。而してこれが爲には憲政の本義を闡明し、國民の總意を基調とし、眞の舉國一致内閣の出現を必要とす。此時に當つて林内閣は健全に調査機關の設定に没頭して明徹せる經緯を盡せず、國務の濫濫を招來して人心の安定する所を知らず、而も自ら省す故に特別議會の召集を延引して政局を濁濁せしめん。何ぞ重大時局の認識を缺く甚しきぞや、若し我我我我憲法に自我主觀の解釋を濫にし五十年の憲法政治を蹂躪せんに至つては、其罪斷じて許すべからず。今や天下の輿論は定まり民心の向背は決す、大勢の趨く所火を賭しより明なり。林内閣は速かに自覺して大政扶翼の道を正し直に閣下に伏して骸骨を乞ひ奉り、以て罪を天下に謝して國政の進路を開くべきなり、敢て宜す。此の懇談會を契機として倒閣の氣運は更に具體化され、五月三十一日その第二段工作として丸の内會館に「倒閣本部」の開所を兼ね

第一回倒閣實行委員會を開催した、實行委員は民政永井柳太郎以下二十四氏、政友濱田國松以下二十四氏計五十名を以て組織されたものである。

一、現内閣の存在は一日も許すべからず、故に倒閣の目的を達する爲めの方法を講ずる事

以下三項に亘る申合せを了して實行委員會が散會した其の時、五月三十一日林首相は重大決意をして居たのであつた。

五月三十一日林内閣總辭職、爲めに「林内閣打倒」を唯一の目的とした政、民聯携倒閣本部の意義消失。五月四日倒閣本部及び實行委員は解散、聯携運動の今後の措置に關しては兩常事務長に一任と言ふ事で局を結んだ。

(二) 昭和會解消

今回の總選舉に於て「政府與黨」乃至「新黨母體」と銘打つて臨み、比較的に榮な戦を戦ひながら、二十四代議士から一轉十九名に減ずると言ふ惨敗を喫した昭和會は、五月二十一日本部に總選舉後最初の代議士會を開き同黨長老望月圭介の解黨提議を全員一致承認に決定、突如として代議士會の決定として解黨を斷行した。當日の望月長老の提議は大體「今日の時局に處し眞に國家の爲政府に對して又政黨に對しても、各々反省自覺して至誠奉公、皇猷扶翼の大義に殉ずべく、その立場を捨て私を忘れよと要望するに於て、「先づ陣より始めよ」と言ふにあつた。政、民兩黨はこの解黨を以て當然起る可き結果と爲し、更

(三) 社大黨

社大黨では政、民聯携の林内閣打倒運動に賛意を表したはしたが、その態度を兩黨が倒閣の理由として何等政策問題に觸れてゐない所謂アルチョア政權の盟廻しの倒閣と考へ、自黨獨自の立場より林内閣の打倒を唱へ、物價昂騰に依る國民生活不安増大その他對内的凡ゆる不合理矛盾を排除し、革新政策を具現すると断乎として林内閣の退陣を要求した。

(四) 貴族院

貴族院各派は政局の動向、政府の方針に就き靜觀的態度を持して居たが、政府が輿論の全面的な反對を受けつゝも尙依然として居据り特別議會に臨む方針を見るや果敢活動を開始した。即ち同成會に於ては、政情を不安

のまゝ放任するに於ては國家の爲誠に遺憾なりとし、五月十五日昭和會館に例會を開き慎重協議の結果、各派にも提議し、政府に對し辭職勧告の決議を提示し、速に處決を促す事を決定した。

同和會も同様例會を開き時局問題協議の結果大體同成會と同一意見に一致した。貴族院各派が時局に對し斯の如き重大關心を示し、積極的に乗り出した事は、近來にない事で、その態度は各方面より頗る重視されたものであつた。

(五) 右翼諸派

右翼諸派の活動は如何と言ふに政、民連繫林内閣打倒懇親會に對抗してこの日、即ち五月二十八日右翼諸團體(新日本國民同盟、生産黨、建國會國粹大衆黨、純正維新共同青年隊大日本青年黨會)が赤坂三會堂に開催した「全日本維新團體協同聖戰政黨排擊同盟」の

結成準備會は注目されたものであつた。

時協の松本勇平を座長にして進行した同會は參加諸團體有志交々立つて血を吐くが如き『既成政黨撲滅、昭和維新斷行』の叫びをあげ左の如き宣言決議を滿場一致で決定し、可及的速なる時期に政黨排擊の國民大會を開催する事を決定した。

宣言

皇國政治道より離反せる民主主義的既成政黨に亡國思想を根柢とする赤色無産黨は、單に存在價値の皆無なるのみならず、天壤無窮の國體を冒瀆し、國民思想上及國民生活上に大害を及ぼすもの、今にして斷乎これが撲滅を敢行せんば、祖國の將來眞に憂慮に堪へず、茲に吾等は國民的至誠と情操とを以て同志相計り既成政黨に赤色無産黨の排擊同盟を結成し、萬難を突破して所期の目的達成せん事を天地神明に誓ふ者である。

決議

反國體的既成政黨に亡國赤色無産黨(社大黨、日本無産黨)の解容を期す。皇國政治道を歪曲する自由主義思想の撲滅を期す。西洋極權の議會中心主義を排し天壤無窮の皇道議會の確立を期す。

七、近衛内閣の成立

施政大綱……各方面の批評……新黨問題と近衛首相

五月三十一日、林内閣は四面楚歌の裡に、「過般の政府の解散奏請に關し衆議院の一部との間に一種の行きがかりを生じ」、爲めに生じた「國內の相剋」を恐れ「政策遂行の重責を盡さざる」事を恐懼しつゝ、遂に閣下に

骸骨を乞ひ奉つた

此處に去る二月二日成立僅か三ヶ月と二十六日の短命、林内閣は瓦解した。

翌六月一日、組閣の大命貴族院議長近衛文麿公に降下、公謹みて拜受、少時の猶豫を乞

丈け相剋摩擦を緩和して行きたい。利害、情實、黨派、因縁による對立は出来るだけ、現下の非常時局に鑑み各人の自制に依つて少くして行く事が望ましい。時代の認識の相違に基く對立は或る程度まで已むを得ぬが内外情勢を眞面目に検討して、お互に自分の立場を離れて話し合ひをしたならば、その極端な對立も無くなるのではないかと言ふても、唯唯良くなれと言ふのでは無理であり、一つの指導原理の下に對立をなくすべきリーダーシップを取る事が内閣の使命であると思ふ。具體的の事はこれから何れ閣議でもいづれ意見が出ようが、差當つて私の氣持としては對外的には單純な現状維持の平和ではなくして、國際正義に基づく眞の平和を確立する事に努めたい。國內に於て社會正義に基く施設を出来るだけ實現する事に努力する。今日は内外に改革すべき事が山積してゐるから一つの内閣でも何も片づける事は出来ないであらうが、けふの初閣議においても各閣僚に對し國內一體同心小異を捨て、大同に就く氣持で全力を擧げてやつて行きたいと述べておいた。

兎角國民全部と手を握つて革新と言ふか國家の進運のため力を盡したいと考へてゐる。具體的のことはいづれ後日發表するが、今日の氣持としては、たゞ國民全體と手を握り、また國民全體の御援助を願ひたいと思ふ。と同夜新首相はAKよりラジオを通じて全國民に新内閣成立とその持つ抱負を語つてゐる

る。六月七日閣議に於て政府は次の申合せをした。

申合せ

「内閣の指導精神はさきに總理大臣が六月四日新聞記者團との會見の際に於ける談話、及び同日夜のラジオに依つて放送せる所に盡きてゐるから諸般の政策は、この指導精神に則つて検討樹立すること」

斯くて近衛内閣に於ては、從來の各内閣の採り來たれる方針に反して、所謂、政綱政策を簡條的に闡明する事なしに、事に臨んで誠心検討樹立する事になつた。

此事は六月七日の閣議に於て(近衛内閣の政策はこの日發表さるゝ豫定であつた)劈頭首相より次の如く述べられた。

新内閣の政綱政策と言ふた形式的なものを發表することを止め、専ら革新諸政策の實行に努力することとして舉國一致事に當ることにした。各閣僚これに賛し、從來の型を破つた政綱政策の聲明を行ふこととなつた。近衛内閣の施政の根本たるべき指導精神は要約次の如くである。

一、我崇嚴なる國體に對する觀念、即ち日本精神の發揚顯現を期すること。
二、國內の相剋對立を緩和し、舉國一致の實を擧げるため指導原理を確立すること

ひ率り、直に組閣に着手した。同四日組閣成り

- 任總理大臣 正二位勳一等 近衛 文麿
- 任外務大臣 從一位勳一等 廣田 弘毅
- 任内務大臣 正三位勳一等 馬場 鏡一
- 任大藏大臣 從四位勳三等 賀屋 興宣
- 任文部大臣 從四位勳三等 井 英二
- 任農林大臣 從三位勳三等 吉野 信次
- 任工商大臣 從三位勳三等 永井 柳太郎
- 任逓信大臣 正三位勳一等 中島 知久平
- 任鐵道大臣 正五位勳一等 大谷 尊由
- 任拓務大臣 勳 四等 大 谷 尊由
- 陸軍大臣(兼對講事務局局長) 陸軍大將 杉山 元
- 海軍大臣 海軍大將 米内 光政
- 司法大臣 鹽野 季彦
- 任内閣書記官長 勳 四等 風見 章
- 任法制局長官 正五位勳三等 瀧 正雄

更に即日、初閣議の席上次の如き決定を見た。近衛首相は六月四日初閣議後、新内閣の政綱政策を談話の形式で次の如く聲明した。

近衛首相の聲明

「政綱政策の具體的の事は未だお話し出来ないが輕い意味の氣持で大體のお話しをしたいと思います。組閣の大命を拜した時にお話しした様に從來の様な對立相剋を國內で續けてゐては外國から侮られるのが非常に心配であり、出来る

一、現状維持の平和でなく、國際正義に基づく眞の平和を確立すること。
一、社會正義に基く諸般の施設を實行に移すため庶政革新を行ふこと。

その後近衛内閣は國民の絶大な信賴の裡に着々「社會正義に基く諸般の施設を實行に移す爲」努力した。六月十五日の「財經三大政策」の閣議決定公表(別項参照)同十八日の貴族院制度調査會官制改正案の決定(別項参照)同二十二日政務官全部の衆議院議員中より銓衡決定、同二十四日の帝國藝術院の確立、更に二十五日の物價對策委員會への消費代表の參加承認、その他東北振興調査會(一九、六、二五)、企劃廳(一九、二五)、中央經濟會議(六、二六)等々諸機關の整備、明年度豫算編成方針の決定(六、二十九)等短期間の内に實に驚くべき「庶政改革」振りであつた。

各方面の批評

時相次ぐ乾谷子島、並に北支兩事件の勃發である(別項参照)近衛内閣は慎重對策を練り善處すると同時に、多數の革新案を持つて第七十一、特別議會に及んだ。

事と、近衛公の出馬が久しく待望されてゐただけに各方面とも喝采を迎へ、何となく清新明朗な気分が横溢して来た事は事實である。...

へ、最も重要な外相の地位に廣田前首相を、更に官界から新進逸材安井大府知事を得た事は先づ成功と見て良からう。...

新黨問題と

近衛首相

近衛内閣の閣僚中には廣田内閣當時に於て新黨樹立運動を熱心に唱導した人々が入閣してゐる。...

時特に目立つた。新黨の中心勢力たる人物としては常に近衛公が常識的に豫想せられたところであるが、近衛公大命拜受組閣成り、六月十二日新任奉告の爲西下の車中談は、新黨問題からんで特に注目を惹いた、それは即ち新黨問題に關する最高權威に依る最後の判定の如く。...

八、第七十一議會

開會直前の兩院各派勢力...成績...通過諸案

第七十一議會成績

その成績は次の如くである。

- 一、豫算案九件(可決)
一、決議案三件(可決)
一、事後承諾案二件(可決)
一、政府提出法律案三十五件(内三十四件可決、一件審議未了)
一、議員提出法律案十五件(内二件可決)
一、衆議院百三十六件(内可決百三十一件)
一、貴族院一件(可決)
一、衆議院三百七十七件(内採擇三百二十八件)
一、貴族院六十五件(内採擇三十七件)
一、衆議院七件(内可決四件)
一、貴族院一件(可決)

政府提出法律案三十五件中審議未了となつたものは陪審法中改正法律案一件で修正可決されたものは製鐵事業法案一件だけ他は全部原案通り可決された。

第七十一回帝國議會は、去る三月三十一日解散せられた第七十議會帝國議會の特別議會として、七月二十三日召集、同月二十五日、天皇陛下親臨の下に開院式が行はれ、會期十四日間にして八月七日終了、翌八日閉院式が舉行せられた。

Table with 2 columns: 貴族院 (議員三名) and 衆議院. Lists various committees and their members.

七月二十七日貴族院に於ては、内閣總理大臣の庶政一般に關する演説及廣田外務大臣の外交に關する演説があり、同日衆議院に於ては、内閣總理大臣、外務大臣の演説の外、賀屋大藏大臣より財政に關する演説があつて、議事は以來まことに圓滑に進められたのである。

案、燃料國策に關する建議案を滿場一致可決し衆議院では北支事變將兵感謝決議案の外、政府鞭撻決議案を滿場一致可決した。

豫算案 九件

- 第一號昭和十二年度歳入、歳出總豫算追加案
○第二號昭和十二年度歳入歳出總豫算追加案
○特別第一號昭和十二年度特別會計歳入歳出豫算追加案
○特別第二號昭和十二年度各特別會計歳入歳出追加豫算案

械工、石炭鑛現場係員及高等海員等の養成に關する經費、商工省所管産産金獎勵に關する經費、保健社會省所管保健社會省新設に關する經費等、歳出金額の總計は七百三十餘萬圓、而して之が財源は、主として金資金特別會計からの繰入金及前年度剩餘繰入金を以て充てたる。

○特第三號昭和十二年度右特別會計歳入歳出豫算追加案

大藏省所管造幣局、國債整理基金、金資金及關東局、文部省所管學校及圖書館、逓信省所管通信事業、拓務省所管朝鮮總督府、臺灣總督府、保健社會省所管簡易生命保險並に郵便年金の各特別會計に關するもの。

○特第四號昭和十二年度歳入歳出總豫算追加案

さきに日支事變に關し、第一號昭和十二年度歳入歳出總豫算追加案が提出せられたが、日支事變その後の推移に鑑みて、再び日支事變に關する經費として四億千九百六十餘萬圓を追加豫算に計上したものであつて、これが財源として日支事變特別費六千六百五拾餘萬圓、特別會計より日支事變費財源受入二百八十餘萬圓、日支事變費の財源に充つべき公債の増加三億千餘萬圓、日支事變の財源に充つべき借入金三千六百五十餘萬圓、前年度剩餘繰入金の増加三百四十餘萬圓が充てられる。

○特第四號昭和十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

國債、整理基金、公債金、關東局、通信事業、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に關するものであつて、右の内、外地特別會計に屬するものは、何れも日支事變特別費創設に

件よりの一般會社への繰入金等に關するものもあり、又通信事業特別會計に屬するものは郵便局に於ける國債の賣出募集並に買上に關する事務増加に伴ふものである。

○追第一號豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件

これは前述の借入金に關するものである。次に、政府が議會に提出した法律案は三十五件であつた。その内三十四件は何れも兩院の議決を経、陪審法中改正法律案のみが衆議院に於て審議未了に終つてゐる。尙その外に衆議院提出の大正十二年法律第五十二號中改正法律案が貴族院を通過した。

政府提出法律案 三十四件

- 一、農村負債整理資金特別融通及び据置補償法
二、人造石油事業法
三、帝國燃料工業株式會社法
四、船員法中改正法律
五、北支事變に關する經費支辨のため公債發行に關する法律
六、紀元二千六百年記念日本萬國博覽會抽籤券付回数入場券發行に關する法律
七、關稅定率法中改正法律
八、昭和七年法律第四號中改正法律（輸入稅の從量稅率に關する件）

九、大正十四年法律第五十一號中改正法律（關東州の生産にかゝる物品の輸入稅を免除する件）

- 十、鐵の輸入稅免除に關する法律
十一、大正九年法律第五十三號中改正法律（關稅法及び關稅定率法等の朝鮮に於ける特令に關する件）
十二、產金法
十三、金準備評價法
十四、金資金特別會計法
十五、日本銀行金買入法改正に關する法律
十六、朝鮮銀行法中改正法律
十七、臺灣銀行法中改正法律
十八、外國爲替管理法中改正法律
十九、通信事業特別會計に於ける簡易生命保險及び郵便年金事務の取扱に要する經費に關する法律
二十、橫濱正金銀行條例中改正法律
廿一、北支事變特別稅法
廿二、昭和十二年法律第四十九號中改正法律（北支事變公債追加發行に關する件）
廿三、特別會計における北支事變特別費收入に相當する金額を一般會計に繰入れる事に關する法律
廿四、裁判所構成法中改正法律
廿五、大正十年法律第百二號中改正法律（停年による退職判事檢事の恩給に關する件）
廿六、刑事訴訟法中改正法律
廿七、貿易及び關係産業の調整に關する法

律

- 二十八、貿易組合法中改正法律
二十九、工業組合法中改正法律
三十、百貨店法
三十一、労働組合法中改正法律
三十二、軍機保護法中改正法律
三十三、兵役法中改正法律
（以上三十三件政府原案通り可決）
三十四、製鐵事業法（修正可決）

議員提出法律案 二件

第七十一議會通過の新法律（公布分）

1 北支事變ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律

（七月二十九日公布）

北支事變に關する經費（第一號追加豫算）支辨の爲、九千六百萬圓を限つて公債を發行し又は借入金を爲すことを得ることとしたのである。

2 昭和十二年法律第四十九號（北支事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件）中改正法律（八月十日公布）

北支事變に關する經費（第四號追加豫算）支辨の爲昭和十二年法律第四十九號（前述）に依り起債し得る金額の外、更に三億二千二十萬圓を限り公債の發行限度を増加する爲改正したものである。

3 特別會計ニ於ケル北支事變特別費收入ニ相當スル金額ヲ一般會計ニ繰入ルコトニ關スル法律（八月十五日公布）

一般會計に於ける北支事變に關する經費の財源に充てる爲、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける北支事變特別費收入額より徵稅費を控除した殘額に相當する金額を、豫算の定める所に依つて、當該特

承 諾 二件

- 一、昭和十二年度勅令第百三十號（鐵の輸入稅免除に關する緊急勅令）
二、昭和十年度乃至十一年度豫備金支出の件（十一件）
第七十一回帝國議會通過の法律案の内昭和十二年八月十二日迄に公布になつたものについて次にその概要を見る事にする。

別會計より一般會計に繰入れることにしたものであつて、其の施行の期日は勅令を以て定められる。

4 人造石油製造事業法（八月十日公布）

我國に於ける液體燃料供給の實狀に鑑み、人造石油製造事業の確立を圖り、以て液體燃料の供給を確保することは、産業上及國防上喫緊の要務であるので、人造石油製造事業を政府の許可事業として其の統制ある發達を圖ることとし、獎勵金の交付、租稅の免除等の保護助成を爲すと共に、政府の指導監督を加へて事業の合理的經營を促進せんとするもので、其の施行の期日は勅令を以て定められる。

5 帝國燃料興業株式會社法（八月十日公布）

人造石油製造事業の急速且統制ある振興を圖る爲には巨額の資金を必要とするのであるが、この資金の圓滑なる調達に對し適當なる援助を與へなければ所期の目的を達成することは困難であると認められるので、半官半民の資本組織に依る資本金一億圓の帝國燃料興業株式會社を設立せしめ、政府は之に對して五千萬圓を出資すると共に、配當補給、社債の元利支拂の保證租稅の免除等特別の保護助成を與へようとするものであつて、其の施行の期日は勅令を以て定められる。

6 酒造組合法中改正法律（八月十日公布）

酒造組合の圓滿なる發達と組合員の福利増進を期せんが爲に、組合員の營業に關する統制の規定を設けたらむ、酒造組合が定款の定めたる所に依つて組合員の營業に關する統制を行ふ場合に於ては、之に關する規定を定めて政府の認可を受けることとし、政府は特に必要ありと認めるときは、酒造組合の組員に對し、其の組合の統制に従ふべきことを命ずることを得ること等にしたのであつて、昭和十二年十月一日より施行せられる。

10 大正十四年法律第五十一號改正法律(八月十一日公布)
關東州の生産に係る大豆油を原料として關東州に於て製造した大豆硬化油は、本法に依つて一般税率よりも低減した税率になつてゐるのであるが、之を全額免除することとし、又最近關東州に於て生産を見るに至つた硝酸「アモン」に於ても、之が輸入に便する爲その輸入税を免除したものである。

11 産金法(八月十一日公布)
12 日本銀行金買入法廢止ニ關スル法律(八月十一日公布)
産金法は、從來日本銀行をして行はしめられてきた金の買入を今後政府に於て行ふことに改むると共に、産金業の助成、監督等に關し必要事項を規定したものであつて、日本銀行金買入法は右法律の制定に伴つて廢止されることになつた。而して右兩法律の施行期日は勅令を以て定められる。

13 金準備評價法(八月十一日公布)
14 金資金特別會計法(八月十一日公布)
金の價格は世界的に騰貴して居るにも拘らず、兌換銀行券の金準備は貨幣法の規定に基き純金七百五十兩に付き一圓即ち一匁五圓の低い價格で評價せられて居る爲、相當多額の金準備を擁して居るに拘らず、其の實態を表示せざるの嫌がある。仍りて日本銀行の金準備充當價格に付て改定を行ひ、國際的時價に近き程度に引き上げ、純金の量二百九十兩に村一圓十匁即ち一匁十二圓九十三匁を評價換することとし、朝鮮銀行及臺灣銀行の準備に充當せらるる金に付ても同様の評價換を行ひ之に依つて生ずべき評價益等に依り特別の資金を設けし、本資金は總額五千萬圓を限り豫算の定むる所に依り産金の増加を圖る爲に使用し、又大藏大臣の定むる所に依り金に運用して外國爲替資金の調整の爲に活用し、餘裕あるときは國債に運用し得ることとし、尙其の歳入歳出は之を一般會計と區別して經理する爲、特別の會計を設置すること等を定めたるものであつて、兩法律の施行期日は勅令を以て定められる。

15 朝鮮銀行法中改正法律(八月十一日公布)
尙本法制定に伴つて公布せられた勅令次の如し
イ、北支事變特別税法施行規則(八月十二日公布)
ロ、明治四十四年勅令第八十六號砂糖消費稅織物消費稅等の徵收に關する件中改正の件(八月十二日公布)
ハ、臺灣に於ける明治四十四年法律第四十五號の特例に關する件(八月十二日公布)
ニ、樺太北支事變特別稅金(勅令第四百二十二號)
ホ、南洋群島臨時利益配當稅金(勅令第四百二十三號)
ヘ、間接國稅犯則者處分法施行中改正の件(八月十二日公布)
ト、大正十一年勅令第五百二十六號間接稅犯則者處分法を臺灣に施行するの件中改正の件(八月十二日公布)
チ、國稅徵稅法施行規則中改正の件(八月十二日公布)

8 昭和七年法律第四號(輸入税ノ從量税率ニ關スル件)中改正法律(八月十一日公布)
(一) 現在本法に依つて關稅定率法に依る税率の三割五分を増課せられてゐる物品の中で、國民生活又は國內産業等に重要な關係を有するものと認められる砂糖外十四品目に付ては、物價調整に資する等の爲、之を本法の別表に追加し以て三割五分増課の範圍から除外し
(二) 今回の關稅定率法中改正法律に依つてその税率を改正せらるべき物品の中、新たに從來税率を定めたるものは、前例通り之を本法の別表に追加したものであつて、(一)昭和十二年十月一日より施行される。

9 鐵ノ輸入税免除ニ關スル法律(八月十一日公布)
鐵の輸入税は四月十五日公布勅令第三百三十號を以て昭和十三年三月三十一日迄免除されてゐるのであるが、鐵の生産、輸入、需給等の狀況に顧み昭和十

16 臺灣銀行法中改正法律(八月十二日公布)
臺灣銀行券の仕拂準備中に兌換銀行券を加へ、其の保證發行制度を從來二十萬圓であつたものを五千萬圓に擴張する等の爲改正せられたものであつて、其の施行の期日は勅令を以て定められる。

17 橫濱正金銀行條例中改正法律(八月十二日公布)
現在我國の外國爲替事情に顧み、橫濱正金銀行と日本銀行との緊密なる連絡を保つ必要があるので大藏大臣が必要と認めるときは、橫濱正金銀行に副頭取を一名増置し、日本銀行理事をして之を兼ねし得ることとし、尙之に伴つて日本銀行理事の定員を一名増加したもので、その施行の期日は勅令を以て定められる。

18 北支事變特別稅法(八月十三日公布)
北支事變費の一部に充てる爲、北支事變特別稅を設けたものである。

近衛内閣の試練として迎へられ、而も準戰時體制下に開かれた第七十一議會は、以上の如く貴衆兩院共に終始舉國一致を反映して協贊の任をつくり、諸般の議案は各黨各派の全幅的な支援の下に可決成立して居る。八月八日第七十一帝國議會の終了後の衆議院各派代表は次の如く語つてゐる。

政治

【民政黨】・櫻井主任總務談
今期議會は僅かに二週間の會期に過ぎなかつたが頗る意義深き議會であつた、即ち普通追加豫算二千餘萬圓の外約五億二千萬圓に上る北支事變並に一億圓に上る増稅案をも可決した、我々は現在の時局に鑑み又財政の現状に見て之に同意することは國民の意思なりと信じ之に協贊を與へた次第であるなほその他

四年六月三十日迄免除する必要があるので、之に關する法律を制定し之と同時に右緊急勅令を廢止することとしたものである。尙本法は朝鮮、臺灣、樺太にも施行せられ又南洋群島に於ける關稅に關しても本法に依ることとなつた。

【政友會】・松野幹事長談
今特別議會は二週間の短期間であつたが、

て政府の提案に賛成の意を表した、この短期議會に力闘した問題は出征兵士家族扶助、軍需工業の國營化、物價騰貴の抑制、電力料金の値下、労働時間の制限、肥料の値下等國民生活安定に關する事項であつた、而して我々がこの非常時局を通じて看取し得ることは多年我々の主張し來つた政策が凡ゆる場面に通じて實現の一步を踏み出し來つたといふ事實であり、我々は我黨の政策のみが非常時局打開の唯一の方策であるといふ見透しと確信を得た。

【第一議員俱樂部】
第一議員俱樂部では第七十一議會終了に際し次の如き聲明を發した。

九、新審議機關の設立

貴族院制度調査會……臨時物價對策委員會……企劃廳……文教審議會……帝國藝術院……中央經濟會議……臨時地財委員會……地方制度調査會

1 貴族院制度調査會

貴族院制度改革問題は帝國の政治的宿題の最も大なるもの一つである。遅播ながら廣田内閣當時その解決の緒に就き、次で林内閣に次で近衛内閣の出現に會ふや、正に一步前進の機運に恵まるに至つた。

聲明書
我々は今日の時代に鑑み黨議の拘束を用ひざる新しき組織を以て一議會の經驗を終つた、俱樂部員は全會期を通じて完全に意見の一致を見、各種の問題に向つて同一の行動を取ることを得たこれは俱樂部員の思想に相通するものがあるからである。この組織は現時の政界に確かに一指針を與へたものと思ふ。時は頗る重大である、過去に拘泥せず何者にも制限せられざる自由の立場にある我々に課せられた任務は甚だ大である、今後相互に相勵まし一致協力時艱克服の任務を盡さんとす。

近衛文麿公にとつてこの問題解決は宿命的でさへあると見られてゐる。即ち二月事件以來學國的庶政一新の風潮に鑑みて、貴族院それ自體の中に貴族院制度根本的革新を呼ぶ聲が強まつて來た。昭和十一年三月二十日頃公正會の阪谷芳郎男その他有志から、内閣調査局と協力して、貴族院改革の實をあくべしとの第一聲が發せられた。次で同三月、火曜會

方面にも一層強力な改革運動が起り、その積極的率先者が、當時の貴族院議長、身は攝關家の隨一、公爵近衛文麿氏であつた。十一月四月十三日と同日二十日には各派交渉會が開かれ、同五月五日第三回交渉會を院内に開催、小委員會に依つて決したところの、貴族院機構の改正に關する建議

當今庶政一新の機運に鑑み貴族院をして一層機能を發揮せしむるため、その機構の改善すべき點につき政府は有效適切な調査を遂げ速かに成案を提出せられんことを望む、右建議す。
との建議案を十二日の貴族院本會議に上程、満場一致即決可決した。

公は今や首相として、己の説を己の手で解決すべき當面の責任者となつたのである。貴族院それ自體の缺陷は、成立以來の歴史が推察に示してゐる。肉體的に活動不能に陥つても更に辭する必要な終身制の勸選議員自己に關係ある事業議案にのみ目の色を變へる多額議員、等々その積弊は多く、互選華族議員の弊に至つては驚くべきものがある。その弊害の表面化したものを順次此處に拾ふ事は紙数が許さないが、その主なるものを擧げても昭和二年第五十二議會に於ける若槻内閣提出の震災手形法案に對する貴族院の態度、同年五月田中内閣の臨時議會での七億圓といふ巨額の財界救済案の四時間貴族院通過、昭和六年第五十九議會で濱口内閣提案の減稅關係諸

法案の審議に對して採つた研究會幹部の態度等その醜狀は山積して、國民のなげきを買つてゐる。

貴族院が新展開を求め飛躍を期してゐる國民の前に振舞はれる單なる政治的ゼスチユアである事は、國民の承認せざるところ、貴族院は既に必然的に改まるべき段階に到着してゐる。

近衛首相は貴族院の相當強力なる反對（既に豫期されてゐた）と勇敢に闘ひつゝ、改革の第一歩を踏み出した。近衛公は自らも亦貴族の責任を感じてゐる。國民の公に對する期待は絶大なものがある。

貴族院制度調査會官制

(昭和十一年十一月九日公布)
(勅令第三百九十一號)

第一條 貴族院制度調査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ貴族院ノ機構ニ關スル事項ヲ調査審議ス
第二條 貴族院制度調査會ハ會長一人及委員二十七人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
特別ノ事項ヲ調査審議スル必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名ス

ル委員其ノ職務ヲ代理ス
第五條 貴族院制度調査會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
第六條 貴族院制度調査會ニ書記ヲ置ク關係各廳判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

官制中改正ノ件公布

(昭和十二年六月二十二日)

第二條第一項中「會長一人」ノ下ニ「副會長一人」ヲ加フ
第三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
副會長ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス
第四條第二項中「會長」ノ下ニ「及副會長」ヲ加ヘ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
第五條第二項中「會長」ノ下ニ「及副會長」ヲ加フ
第六條第二項中「會長」ノ下ニ「副會長」ヲ加フ

貴族院制度調査會委員

(昭和十二年八月末現在)
會長 近衛 文麿 副會長 馬場 鐵一
委員 藤沼 庄平 次田大三郎 吉田 茂
村上 恭一 湯澤三千男 長 世 吉

一條 實孝南 弘渡邊 千冬
黒田 長和 酒井 忠正 深尾隆太郎
小坂 順造 濱口儀兵衛 岩田 宙造
水野鍊太郎 岡 實 小野塚 喜平次
堀切善次郎 佐々木行忠 郷 誠之助
下村 宏 添田敬一郎 植原悦二郎
牧野 良三 松本 忠雄

貴族院制度調査會官制は前記の如く、昭和十一年廣田内閣當時その公布を見、更に同十二年六月近衛内閣に至つて組織構成の改正勅令を見たのであつた。
昭和十二年七月六日、近衛内閣最初の總會が（首相官邸）持たれたのであるが、近衛首相の改革意見は可なり急進的なものがあり、早くより佐々木、松平、黒木伯等と交換し、更に首相として馬場、大谷、有馬等の貴族出身閣僚と諮つた所の意見は、貴族院を相當程度明朗化するものと期待されてゐる。
本年鑑は左に近衛内閣初の總會に於ける首相の挨拶、並に審議要旨を収録することにした。

近衛首相挨拶 (昭和十二年七月六日)

(内閣初の貴族院調査會に於て)
本日こゝに貴族院制度調査會第四回の總會を開催するに當り一言御挨拶を申し上げたいと存じます、現下我國内外の時局は極めて重大でありまして内治外交國防等凡ゆる方面において困難なる問題の累積しつつあることは寔に痛心に堪へない所でありませう。この難局

を打開し更に進んで興隆日本の實を擧げるには眞に舉國一心、國民の全能力を傾倒して事に當るの外ないものと信ずる次第であります。

顧みるに帝國憲法の御制定に依り臣民翼賛の道を廣めさせ給ひてより既に五十年に垂んとしてをります、その間時運の推移と國力の進展に伴ひ立法行政等の諸機構は著しく發展擴充せられたのであります、特に帝國議會は貴衆兩院を通じてその組織内容漸次整備改善せられ大政協賛の機關として憲法政治に寄與する所少くなかつたのであります、しかしがらや今や内外非常の時艱に際會し且又産業經濟の飛躍的發展に伴ひ國政愈々複雑多岐となりつゝあることは御承知の通りであります、従つてこれが措置經營に當つては豊富なる實際的知能經驗に缺つべきもの益々多きを加へつゝある次第であります。

この故に政治行政の機構を刷新して普く國民の能力經驗をこゝに吸收攝取するためこの際一段の工夫改善を加ふることが急務であると認めます、政府においてはこの點に鑑み一面において官吏制度その他行政機構につき必要なる改善を行ひたいと考てをります、他面において議會制度の改革につき格段の努力を致さんことを期してゐる次第であります。

貴族院令は憲法付屬令の一としてこれが改正については特に慎重を期せなければなりません、従つて政府は具體案の作成につき特に本調査會の御審議を煩はし最も妥當適切な成案を得たいと存じてゐる次第であります、貴族院機構の改善はすでに述べました意味において我憲法政治の眞髓を發揚する上において極めて重大なる關係を有するものでありますから各位におかれてもこの點に鑑み十分御審議あらんことを御願ひする次第であります。

審議要目

- 一、貴族院機構改善の目標
- 二、貴族院議員の種別及び員數
- (一)華族議員の種別に関する問題
- (二)勅任議員の種別に関する問題
- (三)貴族院議員の總數に関する問題
- (四)華族議員數及び勅任議員數に関する問題
- (五)各種勅任議員數に関する問題
- 三、貴族院議員の資格要件及び任期
- (一)貴族院議員の資格要件に関する問題
- (二)貴族院議員の任期等に関する問題
- 四、貴族院議員の選任
- (一)華族議員の選舉方法に関する問題
- (二)勅任議員の選任方法に関する問題
- 五、その他貴族院機構改善に関する問題

2 臨時物價對策委員會

臨時物價對策委員會は昭和十二年五月十日、高物價抑制のため政府が設置したものであるが、同委員規定左の如し。
臨時物價對策委員會規定
第一條 臨時物價對策委員會は内閣總理大臣の監督に屬し、關係各大臣の諮問に應じて物價對策に関する重要事項を調査審議す。
第二條 委員會は會長一人、副會長三人及び委員二十人以内を以てこれを組織す、特に必要ある時は特別委員を置く事を得。
第三條 會長は總理大臣を以てこれに充つ、副會長は大藏大臣、農林大臣及び商工大臣と以てこれに充つ、委員及び特別委員は關係各省高等官及び學識經驗ある者の内より、内閣に於てこれを命ず。又は囑託す。
第四條 會長は會務を總理す、副會長は會長を補佐し、會長事故ある時は會長の指命する副會長その職務を代理す。
第五條 委員會に幹事を置く、内閣に於てこれを命じ又は囑託す。幹事は會長の指揮を受け庶務を整理す。
第六條 委員會に書記を置く、内閣に於てこれを命ず。書記は上司の指揮を受け庶務に従事す。
〔理由〕
近時我國に於ける物價は世界的物價騰貴と國內的原因と相俟つてその騰勢著しきものあり、この趨勢を放置するに於ては、國民生活の不安を激成するは固より、政府は其豫算殊

3 企劃廳

企劃廳官制(全文)(昭和十二年五月十四日公布) 勅令第九百九十二號
第一條 企劃廳は内閣總理大臣の管理に屬し左の事務を掌る。
一、内閣總理大臣の命に依り重要政策及びその統合調整に關し案を起草し理由を添へて上申すること。
二、各省大臣より閣議に提出する重要政策案を審査し意見を添へて内閣に上申すること。
三、重要政策及び其統合調整に關し調査すること。
四、重要政策に關する豫算の統制に關し意見を添へて内閣に上申すること。
前項の事務を行ふにつき必要あるときは、企劃廳は關係各廳に對し資料の提出又は説明を求むるを得ること。

第二條 企劃廳に左の職員を置く。
總裁 次長(一人、勅任)、秘書官(一人、奏任) 調査官(專任二十人、奏任)、書記官(專任一人、奏任)、副調査官(專任二人、奏任)、理事官(專任二人、奏任) 屬(專任四十八人、判任)
總裁は各省大臣の内より之を勅命す。秘書官は企劃廳高等官の内よりこれを兼ねしむ。
第三條 前條の調査官の外内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳高等官の内より内閣に於て調査官を命ずることを得。
第四條 企劃廳に常任參與を置き、常時廳務に參與せしむ。

に參與せしむ。
常任參與は内閣總理大臣の奏請に依り各廳勅任官の内より内閣に於てこれを命ず。
第五條 企劃廳に參與を置き廳務に參與せしむ。參與は勅任官の待遇とす。但し本官を有するものに付いては本官の受くる待遇とす。參與の任期は二年とす。但し特別の事由ある場合に於ては任期中これを解任することを妨げず。
第六條 企劃廳に特別の事項を調査せしむるため委員を置く事を得。
委員は内閣總理大臣の奏請に依り學識經驗あるもの、内より内閣に於てこれを命ず。委員は當該特別の事項に關する調査を終了したるときは解任とす。
第七條 總裁は廳務を統理し、所部の職員を指揮監督し、判任官の進退を專行す。
第八條 次長は總裁を扶け廳務を掌理す。
第九條 秘書官は總裁の命を受け機密に關する事務を掌る。
第十條 調査官は上官の命を受け、調査、審査及立案を掌る。
第十一條 書記官は上官の命を受け事務を掌る。
第十二條 副調査官は上官の命を受け調査官を扶けて調査、審査及立案を分掌す。
第十三條 理事官は上官の命を受け事務を掌る。
第十四條 屬は上官の命を受け庶務に従事す。

に軍事關係豫算の施行上甚だしき困難に逢着すべく、更に國內物價の高騰は輸出の伸張を阻止し以て國際貸借を悪化せしめ、延いては我國産業經濟の健全なる發展を阻害するの憂なしとせず、仍つて政府は速かに物價騰貴の原因を究明し、此に對する有効適切な對策を樹立し、以て非常時局に對應する國策の遂行上遺憾なきを期せざるべからず。而してこれが爲には關係各省官吏の外學識經驗ある者を以て委員會を組織し、慎重審議をなすの要あるに依る。

〔委員〕

- 池田 成彬 兒玉 謙治 矢野 恒太
 - 各務 謙吉 三宅川 百太郎 南條 金雄
 - 小倉 正恒 藤原銀次郎 井坂 孝
 - 津田 信吾 平庄鈺三郎 鮎川 義介
 - 松本健次郎 大河内正敏 山崎覺治郎
- 臨時物價對策委員會委員を囑託す。(昭和十二年五月十日)
此の委員會は林内閣に依つて創設されたものであるが、發表と同時に企業代表のみを以て組織し、消費代表なきこの委員會に對し相當悲觀的觀測が下された。
小川郷太郎 大口 喜六 安倍 磯雄
石黒 忠篤 佐藤 寛次

附則 本令は公布の日よりこれを施行す。内閣調査局官制はこれを廢止す。

〔理由〕 國策統合機關の機能發揮を十分ならしむるため内閣調査局を改組して企劃廳を設置するの要あるに依る。

企劃廳は昭和十二年五月十四日開始して、國策の統合並に樹立に着手する事になつたが同十三日次の如く人事發表が行はれた。

大藏大臣 結城豊太郎
企劃廳總裁被仰付
農林省蠶絲局長 井野 碩哉
任企劃次長
營繕管財局書記官 原口 武夫以下十六氏
任企劃廳調査官
尙昭和十二年六月四日近衛内閣成るや同月九日外相廣田弘毅企劃廳總裁被仰付

4 文教審議會

文教審議會は林内閣に依つて昭和十二年五月二十六日創設された。創設當時、林首相の意圖するところを綜合して次の如く傳へられた。

『文教審議會は教學刷新評議會の如き狹義の文教刷新を目的とするものでなく、教育以外に廣く政治、經濟、外交、の各般に亘つて所謂國體の眞姿を政治上に顯現し、日本精神を基調とする國民思想の統一原理と

も言ふべき言ふべきものである。』と、

文教審議會官制(昭和十二年五月二十一日公布)要綱

一、文教審議會は内閣總理大臣の監督に屬しその諮問に應じ、國體觀念の徹底及國民精神の作興に關する重要事項を調査審議す。

一、文教審議會は會長一名、副會長二名並に委員若干名を以て組織す。

一、會長は内閣總理大臣、副會長は内務大臣、文部大臣を以て宛て、委員は内閣總理大臣の奏請に依り學識經驗あるもの、内より内閣に於てこれを命ず。

一、文教審議會に幹事長及幹事を置く、幹事長は内閣書記官長を以てこれに充て、幹事は總理大臣の奏請に依り内閣に於てこれを命ず。

〔委員〕 昭和十二年五月二十六日左の諸氏が文教審議會委員を命ぜられた。

- | | | | |
|-------|---------|----------|---------|
| 樞密顧問官 | 原 嘉 道 | 貴族院議員 | 永田 秀次郎 |
| 同陸軍大將 | 河 合 操 | 廣島文理大學教授 | 西 晋一郎 |
| 同海軍大將 | 有 馬 良 橋 | 東京大學教授 | 寛 克彦 |
| 貴族院議員 | 三 上 參 次 | 法學博士 | 米 山 梅 吉 |
| 文部大臣 | 小 西 重 直 | 元學博士 | 野 村 吉三郎 |
| 文部大臣 | 松浦鎮次郎 | 海軍大將 | 阿 部 信 行 |

〔諮問第一號〕 昭和十二年六月二日首相官邸に文教審議會初總會が開催され、次の諮問に付審議した。

一、國體觀念の徹底ならびに國民精神作興に

八〇 關し實施すべき基本的方策如何。

5 帝國藝術院

帝國の藝術向上の爲の根本機關として帝國藝術院は昭和十二年六月二十四日輝かしい誕生を見た。

帝國藝術院官制(全文)

(昭和十二年六月二十四日公布)勅令第二百八十號

第一條 帝國藝術院は文部大臣の管理に屬し藝術の發達を圖り文化の向上に資するを次以て目的とす。

第二條 帝國藝術院は藝術に關する重要な事項を審議す、帝國藝術院は藝術の發達に資する必要な事業を行ふことを得。帝國藝術院は藝術に關する重要な事項につき文部大臣に建議することを得。

第三條 文部大臣は藝術に關する重要な事項につき帝國藝術院に諮問することを得。

第四條 帝國藝術院は院長一人、會員八十人以上を以てこれを組織す。

第五條 院長及會員は藝術に關し識見闊歷卓越せる者の中より文部大臣の奏請に依り内閣に於てこれを命ず。院長及び會員は勅任官の待遇を受く。

第六條 院長は院務を總理す。院長事故ある時は文部大臣の任命する會員その職務を代理す。

第七條 帝國藝術院に主事を置く。文部省内の高等官の中より文部大臣の奏請に依り内閣に於てこれを命ず、主事は院長の指揮を受け庶務を整理す。

第八條 帝國藝術院に書記を置く。文部省内の判任官の中より文部大臣これを命ず、書記は上司の指揮を受け庶務に従事す。

〔附則〕 本會は公布の日よりこれを施行す、帝國美術院官制はこれを廢止す、本令施行の際現に帝國美術院長又は帝國美術院會員たるものに辭令を發せざる時はそれ、帝國藝術院長又は帝國藝術院會員を命ぜられたるものとす。

帝國藝術院會員

- ▽文藝 幸田露伴、徳田秋聲、岡本綺堂、泉鏡花、菊池寛、武者小路實篤、谷崎潤一郎、千葉胤明、井上通泰、佐々木信綱、齋藤茂吉、高濱虚子、河井醉茗、國分青崖、三宅雪嶺、徳富蘇峰
 - ▽音楽 幸田延子、橋本重、多忠龍、豊時義
 - ▽建築 梅若萬三郎、實生新
 - ▽書道 伊東忠太、塚本靖
 - ▷書道 比田井天衛、尾上柴舟
- なほ會員中美術關係の方は官制附則により院長と共に辭令を用ひずして舊帝國美術院會員がそのまま、藝術院會員として任命されたがその氏名は左の如くである。

(四十六名)

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 竹内 栖鳳 | 横山 大觀 | 橋本 關雪 |
| 西村 五雲 | 西山 翠嶂 | 川合 玉堂 |
| 鍋木 清方 | 川端 龍子 | 安田 靱彦 |
| 川村 曼舟 | 前田 青邨 | 松田 桂月 |
| 小室 翠雲 | 結城 素明 | 松岡 映丘 |
| 荒木 十畝 | 石井 柏亭 | 小林 古徑 |
| 菊地 契光 | 岡田三郎助 | 和田 英作 |
| 中澤 弘光 | 和田 三造 | 中村 不折 |
| 梅原龍三郎 | 藤島 武二 | 山下新太郎 |
| 小杉 放庵 | 南 薫造 | 有島 生馬 |
| 建島 大夢 | 藤井 浩祐 | 内 藤 伸 |
| 朝倉 文夫 | 山崎 朝雲 | 齋藤 素巖 |
| 北村 西望 | 佐藤 朝山 | 坂谷 波山 |
| 香取 秀眞 | 津田 信夫 | 清水六兵衛 |
| 平櫛 田中 | 富本 憲吉 | 清水 魚藏 |
| 安井哲太郎 | | |

6 中央經濟會議

政府は日滿を通ずる総合的産業計畫を樹立する爲、朝野の有力者を集め中央經濟會議を新設する事になり昭和十二年七月一日、左の如くその官制を公布今日、議員の任命を見た。

中央經濟會議官制

(昭和十二年七月一日公布)勅令第二百九十五號

第一條 中央經濟會議は内閣總理大臣の監督に屬し、その諮問に應じて左の事項を調査

審議す。

一、内外地間の総合的經濟政策

二、前號の政策に基く實施基本案中央經濟會議は前項各號の事項に關し内閣總理大臣に建議する事を得

第二條 中央經濟會議は議長一人、副議長一人及議員若干名を以てこれを組織す。前項の議員の外必要なる時は臨時議員を置く事を得。

第三條 議長は内閣總理大臣を以てこれに充つ、副議長は企劃廳總裁を以てこれに充つ、議員は内閣總理大臣の奏請に依り學識經驗ある者の内より、内閣に於てこれを命ず、臨時議員は内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳勅任官の中より内閣に於てこれを命ず。

第四條 議長は會議を總理す、副議長は議長を輔任し議長事故ある時はその職務を代理す。

第五條 中央經濟會議に幹事長と幹事を置く、幹事長は企劃廳次長を以てこれに充つ、議長又副議長の指揮を受け庶務を掌理す、幹事は内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳勅任官の中より内閣に於てこれを命ず。上司の指揮を受け庶務を整理す、企劃廳常任委員は幹事の地位を有す。

第六條 中央經濟會議に書記を置く、書記は内閣に於てこれを命ず。上司の指揮を受け庶務に従事す。

(附則) 本會は公布の日よりこれを施行す。

一般議員(十八名)

- 日銀副總裁 津島 壽一
元正金頭取 兒玉 謙次
貴族院議員 酒井 忠正
...

7 臨時地財委員會

附臨時地財補給金道府縣交付六縣割當額
昭和十二年七月十日公布
臨時地財補給金委員會官制

第一條 臨時地財補給金委員會は内務大臣

臣の監督に屬し、その諮問に應ず。
第二條 委員會は會長一名及び委員十六名以内を以てこれを組織す。
第三條 會長は内務大臣を以てこれに充つ、委員は内務大臣の奏請に依り關係各省高等官及學識經驗ある者の中より内閣に於てこれを命ず。

第五條 委員會に幹事を置く、内務大臣の奏請に依り内閣に於てこれを命ず。

- 委員長 内務大臣 馬場 鏡一
内務次官 廣田 永吉
内務參事官 勝田 久忠
...

尙同委員會は特別委員會を設けて内務省原案を審議して居るが、七月十六日次の如くその決定を見た。

- 一、道府縣補給金三千萬圓を二千七百五十萬圓に減額すること。
一、市町村補給金七千萬圓を七千二百五十萬圓に減額すること。
一、道府縣補給金配分標準のうち道府縣の課税力は逆比例的に配分する、金額は壹千萬圓を七百五十萬圓に減額すること。

附則
本會は公布の日より之を施行す。
尙右官制に基く委員は次の如く任命された

8 地方制度調査會

近衛内閣がその施政の根本指導精神の一つである所の「社會正義に基く諸般の施政を實行に移すため庶政革新を行ふ」ことの現れの一つがこの地方制度調査會である。地方行政の制度に關する事項を調査審議する事になつてゐる。地方行政制度の徹底的再批判が要求されてゐる今日、その活潑な活動が期待されてゐる。官制並に委員は次の如くである。

地方制度調査會官制

第一條 地方制度調査會は内務大臣の監督に屬し、その諮問に應じて地方行政の制度に關する事項を調査審議す。
第二條 調査會は會長一人及委員三十五人以内を以て組織す。
特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得。
第三條 會長は内務大臣を以て充つ、委員及臨時委員は内務大臣の奏請に依り内閣に於てこれを命ず。
第四條 會長は會務を總理す、會長事故あるときは内務大臣の指令する委員その職務を代表す。

- 第五條 調査會に幹事を置く内務大臣の奏請に依り内閣に於てこれを命ず。
幹事は會長の指揮を受け庶務を整理す。
第六條 調査會に書記を置く、内務大臣之を命ず。
書記は會長及幹事の指揮を受け庶務に従事す。
附則
本會は公布の日より之を施行す。
尙右官制に基く委員は次の如く任命された

- 委員長 内務大臣 馬場 鏡一
法制局長官 瀧 正雄
企業廳次長 井野 碩哉
...

附その一

臨時地財補給金道府縣交付六縣割當額

Table with columns: 縣別/日, 補給金額, 人口一人, 道府縣に對する割合. Rows include 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島.

附その二

臨時地財補給金市町村交付六縣割當額

Table with columns: 縣別/日, 補給金交付額, 補給金の人口一人當り額, 同一世帯當り額. Rows include 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島.

尙市町村交付額は七千二百五十萬圓であるが前述の如く「人口五萬以上の市に對しては補給金を交付せざること」との臨時地財委員會の態度明となるや、東北六縣十六都市の市長は一丸となつて東北市長會を結成、その地金を出して臨時地財補給金獲得のため狂奔した。雀の涙金頂戴の主唱者は村井郡山市市長の實行委員としては澁谷(仙臺)村井(郡山)鈴

同 山道襄一
同 中野邦一
同 武田德三郎
同 淺沼稻次郎
同 堀切善次郎
同 潮惠之輔
同 館哲二
同 渡邊宗太郎
同 伯爵酒井忠正

池田宏
岡崎勉
野村嘉六
宮脇梅吉
大岩勇夫
田邊七六
松尾國松
千石興太郎
木村増太郎

八四
總務 小川郷太郎 大藤 唯男 川崎 克
高田 耘平 田中 武雄 永井柳太郎
内ヶ崎作三郎 松本忠雄
議員總會々長 紫安新九郎
同 副會長 中崎 俊秀 土屋 寛
同 副部長 三好榮次郎
同 副部長 清 寛 野田 武夫
同 副部長 中井川 浩 尾崎 重美
同 副部長 中村 梅吉 尾崎 重美
同 副部長 中村不二夫
同 副部長 森下 國雄 古島 義英
同 副部長 山樹 儀重 南雲 正朝
同 副部長 北 吟吉
同 副部長 小山倉之助
同 副部長 喜多壯一郎 長野 長廣
同 副部長 勝 正憲 松村 謙三
同 副部長 村上紋四郎
同 副部長 加藤 一郎 工藤 鐵男
同 副部長 八並 武治 木村三郎 小坂 順造
同 副部長 齊藤 隆夫 一松 定吉 斯波 貞吉
同 副部長 土屋清三郎 山道 襄一 小山 松壽
同 副部長 勝田 永吉 中島彌次 末松借一郎
同 副部長 田島勝太郎 池田 秀雄 鶴見 祐輔
同 副部長 清水徳太郎

十、政 黨

立憲民政黨……立憲政友會……國民同盟
立憲民政黨……立憲政友會……國民同盟

○ 立憲民政黨 (芝罘新樓田町)

【政綱】
一、國民の總意を帝國議會に反映し、天皇統治の下議會中心政治を徹底せしむべし。
二、國家の整調に依つて生産を旺盛にし、分配を公平にし、社會不安の禍根を芟除すべし。
三、國際正義を國交の上に貫徹し、人種平等資源公開の原則を擴張すべし。
四、品性を陶冶し、獨創自發の個性を啓き學習の機會を均等にし、進んで教育の實際化を期すべし。
五、立法行政及び地方行政に浸潤せる時代錯誤の陋習を打破し、以て新興氣運に順應すべき改造の實現を期すべし。

【役員】(昭和十二年四月一日現在)
總裁 町田 忠治 幹事長 小泉又次郎
幹事 岡田 春夫 最上 政三 原 玉重
岡野 龍一 川崎榮五郎 田村 秀吉
小林 三郎 (以上常任)
古田喜三太 今成留之助 川 副 隆
塚本 三 成島 勇 卯尾田毅太郎
山田 清 伊倉銀重郎
常任顧問 富田幸次郎 頼母木桂吉 依孫一 櫻内 幸雄
政務調査會々長 櫻井兵五郎
同 副 會 長 中村三之丞 村松 久義

誤の陋習を打破し、以て新興氣運に順應すべき改造の實現を期すべし。
【役員】(昭和十二年四月一日現在)
總裁 町田 忠治 幹事長 小泉又次郎
幹事 岡田 春夫 最上 政三 原 玉重
岡野 龍一 川崎榮五郎 田村 秀吉
小林 三郎 (以上常任)
古田喜三太 今成留之助 川 副 隆
塚本 三 成島 勇 卯尾田毅太郎
山田 清 伊倉銀重郎
常任顧問 富田幸次郎 頼母木桂吉 依孫一 櫻内 幸雄
政務調査會々長 櫻井兵五郎
同 副 會 長 中村三之丞 村松 久義

【近 狀】
民政黨では政黨腐敗の國民的反抗黨の叫びに會ふや、深い自己批判を爲し、その更生は黨費の關係を明確ならしめるにありとの見地から、黨費の公募及公開を行ふ事に決定、昭

和十一年九月以降全國的大運動を開始すると同時に政黨更生の爲に努め、政權尙政黨を離れ居ると言ふも然も、別項の如く國民の相當の支持を得て、良く戦ひつゝある。

○ 立憲政友會 (豊町區内山下町)

【政綱】
余等同志は謀りて立憲政友會を設け、忠誠以て皇室に奉じ、國家に對する臣民の分義を盡さんと欲す。其趣旨とする所の要領左の如し。
一、余等同志は憲法を恪守し、其條章に循由して統治權の施用を全からしめ、以て國家の要務を擧げ、以て各箇の權利自由を保全せんことを期す。
二、余等同志は維新中興の宏謀を遵奉し、之を翼賛して以て國運を進め、文明を扶植する事に勉むべし。
三、余等同志は行政の機能を完全にして、その公正を保たんことを望み、選叙を精にし、繁務を省き、責守を明かにし、規律を正し、處務を徹活にして時運の進歩と相伴はしめんことを努むべし。
四、余等同志は外交を重んじ、友邦の誼を厚くし、文明の政、以て遠人を倚安せしめ、法治國の名實を全からしめんことを務むべし。
五、余等同志は中外の要務に應じ、國防を充

實するを必要とし、常に國力の發達と相伴行して、國權、國利の防護を完全ならしめんことを望む。
六、余等同志は教育を振作し國民の品性を陶冶し、公私各々國家に對する負擔を分つに耐ふるの懿徳良能を發達せしめ以て國礎を堅くせんことを希ふ。
七、余等同志は農商百工を奨め、航海貿易を盛んにし、交通の利便を増し國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしめんことを欲す。
八、余等同志は地方自治をして隣佑團結の實あらしめ、その社會上及經濟上の協同を完全ならしむることを圖るべし。
九、余等同志は國家に對する政黨の責任を重んじ、専ら公益を目的として行動し、常に専ら戒飭して宿弊を襲ふことなきを勵むべし。

【役員】(昭和十二年九月一日現在)
代行委員 鳩山 一郎 前田 米藏
島田 俊雄 中島知久平
總務 安藤 正純 今井 健彦 志賀和多利
板谷 順助 植原悦二郎 加藤榮四郎
福井 甚三 砂田 重政 名川 侃市
金光 庸夫 東郷 實
幹事長 松野鶴平
政務調査會々長 大口喜六
同 副會長 松村光三 久山知之 芹田 均
幹事 宮崎 一 篠原 義政 葉梨新五郎

【近 況】
岡田内閣以來黨勢頓と振はず、最近の總選舉に於ても民政黨大に壓迫され、鈴木前總裁の落選、更に二月事件に關係した御大久原氏の失脚事件等が起つて相次ぐ打撃に苦惱の色が濃かつた。黨内には今にも破裂せんばかりの對立的黨運動あり、終に鈴木總裁の引退、黨内の對立をそのままに代行委員制の採用の今日になつてゐるが、前途益々多難なるものがある模様である。

○ 社會大衆黨 (日本橋區吳服橋二丁目)

【綱領】
 一、我黨は労働者、農民、一般勤勞大衆の生活権擁護のために戦ふ。
 二、我黨は資本主義を打破し無産階級の解放を期す。

【役員】（昭和十二年四月一日現在）
 中央執行委員長 安部 磯雄
 顧問 堀内 長英 高野岩三郎 杉山元治郎
 鈴木 文治 今井 嘉幸 濱田國太郎
 山崎今朝彌 馬場 恒吾 賀川 豊彦
 松岡 駒吉
 會計監督 吉川守因 和田 操 齋藤五郎
 常任中央執行委員 岡崎 憲
 政務調査委員長 片山 哲
 同委員 三輪壽壯 河上丈太郎 松永 義雄
 組長 須永 好
 組織部長 淺沼稻次郎、議事部長 河上丈太郎
 選舉部長 小山 壽夫、宣傳部長 松本 淳三

青年部長 中村高一、機關紙部長 渡邊年之助
 婦人部長 角田藤三郎、調査部長 龜井貫一郎
 國際部長 吉川末次郎、連絡部長 細野三千雄
 出版部長 平野 學、教育部長 阿部 温知
 労働委員長 河野 密
 農村委員長 三輪 壽壯
 市民委員長 阿部 茂夫
 財務委員長 松永 義雄
 無任所常任 菊川忠雄 原虎一 山川宗彬
 【近況】
 第十九、並に二十回總選舉に於て意外の勝利を得、以來その動向は全國民の注目を惹いてゐる。

【綱領】
 一、立國の精神を擴充し、國際正義の再建を

（四）國民同盟（總事務所、内務省）

期す。
 一、統制經濟を確立し、大衆生活の保證を期す。
 一、政界の積弊を打破し、國民政治の徹底を期す。
 【役員】（昭和十二年四月一日現在）
 總裁 安達 謙藏 幹事長 清瀬 一郎
 幹事 伊豆 富人 高岡 大輔 鈴木 正吾
 顧問 大竹 貫一 佐藤 敬
 總務 野中 徹也 議員總會々長 伊禮 肇
 政務審査部長 中村 繼男
 【近況】
 昭和十年六十八議會を前に脱黨者相踵ぎ、十一年十二月富田氏の民政黨復歸を以て遂に交渉團體の資格を失ひ僅に十一名となつた。安達氏と離れた中野正剛氏を中心とする東方會は昭和十一年五月二十五日結社届出を完了十一名の黨員を擁してゐる。

歴代内閣一覽表（表中●印は兼任、▲印は臨時、×印は代理）

成立	總理大臣	外務大臣	内務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	商工大臣	逓信大臣	鐵道大臣	拓務大臣
明治 一六、三、三	伊藤 博文	井上 馨	山縣 有朋	松方 正義	大山 巖	西郷 從道	山田 顯義	森 有禮	谷 壽夫	西郷 從道	榎本 武揚		
三、四、三	▲三條實美	大隈 重信	山縣 有朋	松方 正義	大山 巖	西郷 從道	山田 顯義	▲森 有禮	▲谷 壽夫	▲西郷 從道	▲榎本 武揚		
三、三、三	山縣 有朋	青木 周藏	西郷 從道	松方 正義	大山 巖	西郷 從道	山田 顯義	▲森 有禮	▲谷 壽夫	▲西郷 從道	▲榎本 武揚		

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
10、11、12	七、九、元	三、四、一六	三、四、一六	三、二、〇	元、二、二	元、八、三	三、七、一四	元、一、七	三、六、二	三、一〇、九	三、二、八	三、六、三	三、一、三	元、九、八	三、八、八	三、六、六
高橋 是清	▲原 正毅	寺内 正毅	大隈 重信	山本權兵衛	桂 太郎	西園寺公望	桂 太郎	西園寺公望	桂 太郎	伊藤 博文	山縣 有朋	大隈 重信	伊藤 博文	松方 正義	伊藤 博文	松方 正義
内田 康哉	内田 康哉	後藤 新平	石井 菊次郎	加藤 高明	加藤 高明	加藤 高明	小寺 正毅	加藤 高明	小寺 正毅	加藤 高明	青木 周藏	大隈 重信	西郷 從道	西郷 從道	西郷 從道	榎本 武揚
床次竹二郎	床次竹二郎	水野 錬太郎	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信	▲大隈 重信
高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清	高橋 是清
山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造	山梨 半造
加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎	加藤友三郎
大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉	大木 遠吉
中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎	中橋徳五郎
山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄	山本 達雄
野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎	野田卯太郎
元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇	元田 肇

21	加藤友三郎	内田 康哉	水野謙太郎	市來 乙彦	山梨 半造	加藤友三郎	岡野敬次郎	鎌田 榮吉	荒井賢太郎	前田利定	大木遠吉
22	▲内田康哉	山本権兵衛	後藤 新平	井上準之助	田中 義一	財部 彪	平沼騏一郎	岡野敬次郎	岡野敬次郎	犬養 毅	山之内 次
23	清浦 奎吾	松井慶四郎	水野謙太郎	勝田 主計	字垣 一成	村上 格一	鈴木喜三郎	岡野敬次郎	岡野敬次郎	藤村義朗	小松次郎
24	加藤 高明	幣原喜重郎	若槻禮次郎	字垣 一成	財部 彪	財部 彪	小川平吉	岡田 良平	岡田 良平	野田卯太郎	犬養 毅
25	加藤 高明	幣原喜重郎	若槻禮次郎	字垣 一成	財部 彪	財部 彪	岡田 良平	岡田 良平	岡田 良平	高橋 是清	高橋 是清
26	若槻禮次郎	幣原喜重郎	若槻禮次郎	字垣 一成	財部 彪	財部 彪	岡田 良平	岡田 良平	岡田 良平	早速 整齋	早速 整齋
27	田中 義一	田中 義一	田中 義一	字垣 一成	財部 彪	財部 彪	岡田 良平	岡田 良平	岡田 良平	早速 整齋	早速 整齋
28	幣原喜重郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	字垣 一成	財部 彪	財部 彪	岡田 良平	岡田 良平	岡田 良平	早速 整齋	早速 整齋
29	若槻禮次郎	幣原喜重郎	幣原喜重郎	井上準之助	南 次郎	安部 清輝	渡邊 千冬	田中 隆三	町田 忠治	櫻内 幸雄	小泉 又次郎
30	犬養 毅	犬養 毅	犬養 毅	荒木 貞夫	大角 孝生	川村 竹治	川村 竹治	山本 徳二郎	町田 忠治	櫻内 幸雄	小泉 又次郎
31	齋藤 實	齋藤 實	齋藤 實	高橋 是清	大角 孝生	川村 竹治	川村 竹治	山本 徳二郎	町田 忠治	櫻内 幸雄	小泉 又次郎
32	▲後藤文夫	▲後藤文夫	▲後藤文夫	高橋 是清	大角 孝生	川村 竹治	川村 竹治	山本 徳二郎	町田 忠治	櫻内 幸雄	小泉 又次郎
33	▲後藤文夫	▲後藤文夫	▲後藤文夫	高橋 是清	大角 孝生	川村 竹治	川村 竹治	山本 徳二郎	町田 忠治	櫻内 幸雄	小泉 又次郎
34	林 銑十郎	林 銑十郎	林 銑十郎	高橋 是清	大角 孝生	川村 竹治	川村 竹治	山本 徳二郎	町田 忠治	櫻内 幸雄	小泉 又次郎
35	近衛 文麿	近衛 文麿	近衛 文麿	高橋 是清	大角 孝生	川村 竹治	川村 竹治	山本 徳二郎	町田 忠治	櫻内 幸雄	小泉 又次郎

最近内閣書記官長並法制局長官

内閣書記官長 法制局長官

22 同 三 山本 榊山 資英 松本 燕治

20 同 二 加藤 宮田 光雄 馬場 鉄一

19 同 七 原 高橋 光威 横田 千之助

18 同 二 加藤 宮田 光雄 馬場 鉄一

17 同 三 山本 榊山 資英 松本 燕治

重要新法令

自昭和十一年十月至昭和十二年七月

1 地方社会事業職員制中改正の件(昭和十一年十一月二十一日公布)

社会事業の推移に依り、各種社会立法の整備や各種社会施設の整備の爲、社会事業行政に關する事務は益々繁劇を加ふるに至つたので、之に従事する社会事業主事二十八名、同主事補四十五名を増員したのである。

2 鑛山監督局に於て行ふ受試験の手續料に關する件(勅令第三八二號)

鑛山監督局に於て新たに當業者その他より石炭坑用爆發器又は機械器具の試験の依頼に應ずる事になつたので、之に關する手續料を定めたのである。

3 産鹵處理統制法の一部施行期日の件(勅令第三八三號)

産鹵處理統制法第一條第四號の規定に依り鹵の處理方法を定むるの件(勅令第三八四號)

4 産鹵處理統制法第一條第四號の規定に依り鹵の處理方法を定むるの件(勅令第三八四號)

産鹵處理統制法は各規定に付き勅令を以て其の施行期日を定むることとなつてゐたが、今同法の第一條第四號、第五條、第六條第二號及第七條乃至第十條の規定を本年十二月一日から施行することとし、尚同法第一條の施行せられる結果、當業者の依るべき鹵の處理方法は、同條に規定せられた方法に依るが、同條の第四號に「勅令ヲ以テ定ムル方法」と言ふがある、これを今同勅令を以て「糸線ノ製造設備ヲ有スル者ニ委託シテ行フ製絲加工」所謂委託製絲とし、これを當業者の依るべき鹵の處理方法の一つと定めたものである。

5 衛戍病院令中改正の件(十一月十四日公布)

最近の陸軍編成の複雑化及従来の經驗より、原則として衛戍病院所在地高級團隊長に特屬して居た衛戍病院長を團長又は軍司令官に特屬せしむる事となつた、又従來數

6 昭和十一年法律第十號蠶絲業組合法中改正法律施行期日の件(十一月七日公布)

我國蠶絲業の現状に鑑み、さきに制定せられた蠶絲業組合法(第六、法律)に依る蠶絲業團體の自治的統制の強化に相俟つて、蠶絲業組合、蠶絲業組合(一種)の構成者その他に關し之が團體制度を整備する爲、本年五月十六日に公布せられた法律第十號蠶絲業組合法中改正法律に於て蠶絲業組合の設立、組合員の範圍及びその組合員たるべき蠶絲業實行組合の地位、設立、事業、分合、解散、その他蠶絲業組合に關する規定等蠶絲業組合に相當範圍の改正を加へられたが、その改正法律施行の期日は勅令を以て定むることとなつて居たので、今同勅令を以て之を十一月より施行することと定めたのである。

7 蠶絲業組合法施行令中改正の件(十一月七日公布)

右改正法律の施行に伴つて、蠶絲業組合法施行令中改正の必要を生じた、即ち蠶絲業組合の解散、合併又は、分割を爲さんとする場合の組合員の同意その他に關する規定併に依りこれを設立せんとする場合の組合員の同意、合併に依りこれを設立せんとする場合及分割を爲さんとする場合の方法又は合併、分割の決議を爲したる場合の財産目録の作製、債権者に對する公告、及催告並に登記其他手続乃至分割の効力に關する規定等必要な改正を加へ、或は新しき規定を設け、改正法律と同時に十一月より施行せられたのである。

8 肥料製造業組合令(十一月十一日公布)

本年五月二十九日、法律第三十號を以て公布せられた重要肥料業統制法を十一月十五日より施行することとし、之に伴つて肥料製造業組合の名稱事務所設立手續、登記、役員、總會、會計、解散及清算に關する事項等、組合に必要な規定を制定した。

9 重要肥料業統制法施行期日の件(十一月十一日公布)

重要肥料業統制法施行令(十一月十一日公布)

10 方面委員會(十一月十四日公布)

- 11 救護法施行令改正の件(十一月十四日公布)
 - 社務事業の項に解説す
- 12 思想犯保護観察法施行期日の件(十一月十四日公布)
 - 勅令第四〇〇號
- 13 思想犯保護観察法施行令(十一月十四日公布)
 - 勅令第四〇一號
- 14 米穀自治管理委員會官制(十一月二十一日公布)
 - 勅令第四〇七號
- 15 都市計畫委員會官制改正の件(十一月二十八日公布)
 - 勅令第四一七號
- 16 退職積立金及退職手当法施行期日の件(十一月三十日公布)
 - 勅令第四一三號
- 17 退職積立金及退職手当法施行令(十一月三十日公布)
 - 勅令第四一四號
- 18 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 19 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 20 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 21 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 22 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號

- 32 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 33 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 34 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 35 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 36 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 37 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 38 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 39 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 40 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 41 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 42 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 43 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 44 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 45 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 46 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號
- 47 昭和三十五年勅令第三十一號勅令改正の件(二月十三日公布)
 - 勅令第三十三號

82

奏任文官特別任用令中改正の件(勅令第二百六十三號)
陸海軍下士官兵で結核の爲兵役を免されたものを收容する爲に國立結核療養所を設

83

教學刷新評議會官制廢止の件(勅令第二百六十五號)
教學刷新評議會は教學の刷新振興に關する重要な事項を調査審議する爲に設置せ

84

特許局官制中改正の件(勅令第二百六十六號)
特許局の官制を改定し、特許官一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

85

國際觀光局官制中改正の件(勅令第二百六十七號)
國際觀光局の官制を改定し、局長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

86

鐵道調査部官制(勅令第二百六十八號)
鐵道調査部の官制を改定し、部長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

87

高等官々等俸給令中改正の件(勅令第二百六十九號)
高等官々等俸給令を改定し、俸給額を改定し、官位階級を改定し、官位階級を改定し

88

奏任文官特別任用令中改正の件(勅令第二百七十號)
奏任文官特別任用令を改定し、任用資格を改定し、任用資格を改定し、任用資格を改定し

89

拓務省官制中改正の件(勅令第二百七十一號)
拓務省の官制を改定し、局長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

90

昭和十二年法律第二十號軍事救護法中改正法律施行期日の件
軍事救護法施行令中改正の件(勅令第二百七十二號)

91

軍事救護法施行令中改正の件(勅令第二百七十二號)
軍事救護法施行令を改定し、施行期日を改定し、施行期日を改定し、施行期日を改定し

92

南洋群島に於ける傷病兵、其の家族若は遺族又は下士官兵の家族
若くは遺族の扶助に關し軍事扶助法に依るの件(勅令第二百七十七號)

93

昭和十二年法律第二十號軍事救護法中改正法律の施行期日を昭和十二年七月一日と定

94

文部省官制中改正の件(勅令第二百七十九號)
文部省の官制を改定し、局長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

103

馬政局官制中改正の件(勅令第二百八十號)
馬政局の官制を改定し、局長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

104

高等官々等俸給令中改正の件(勅令第二百九號)
高等官々等俸給令を改定し、俸給額を改定し、官位階級を改定し、官位階級を改定し

105

家畜再保險審査會規定中改正の件(勅令第二百九號)
家畜再保險審査會規定を改定し、審査資格を改定し、審査資格を改定し、審査資格を改定し

106

潜水作業に従事する者に一時賜金を給與するの件(勅令第二百九十二號)
潜水作業に従事する者に一時賜金を給與するの件を改定し、給與額を改定し、給與額を改定し

107

昭和十二年法律第四十一號結核豫防法中改正法律施行期日の件
結核豫防法施行令中改正の件(勅令第二百九十三號)

108

内務省官制中改正の件(勅令第二百九十四號)
内務省の官制を改定し、局長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

109

臨時地方財政補助金委員會官制(勅令第二百九十六號)
臨時地方財政補助金委員會の官制を改定し、委員長一人、委員十六名以内を以て組織せ

重要新法令

95

美術研究所官制中改正の件(勅令第二百四十一號)
美術研究所は帝國美術院に附置せられてきたものであるが、同院の廢止に依つて文部

96

外務省官制中改正の件(勅令第二百九十六號)
外務省の官制を改定し、局長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

97

水産講習所官制中改正の件(勅令第二百九十八號)
水産講習所の官制を改定し、講習官一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

98

大正十二年勅令第五百二十八號司法警察官吏の職務を行ふべき者
の指定等に関する件(勅令第三百三十三號)

99

農林省官制中改正の件(勅令第三百四號)
農林省の官制を改定し、局長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

100

農林省官制中改正の件(勅令第三百四號)
農林省の官制を改定し、局長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

101

關稅調查委員會官制(勅令第三百十七號)
關稅調查委員會の官制を改定し、委員長一人、委員十名以内を以て組織せ

110

司法省官制中改正の件(勅令第三百十八號)
司法省の官制を改定し、局長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

111

高等官々等俸給令中改正の件(勅令第三百十九號)
高等官々等俸給令を改定し、俸給額を改定し、官位階級を改定し、官位階級を改定し

112

奏任文官特別任用令中改正の件(勅令第三百二十號)
奏任文官特別任用令を改定し、任用資格を改定し、任用資格を改定し、任用資格を改定し

113

商工省官制中改正の件(勅令第三百二十一號)
商工省の官制を改定し、局長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

114

貿易局官制(勅令第三百二十三號)
貿易局の官制を改定し、局長一人、書記官一人、看護婦長一人を置き、所長は醫

115

高等官々等俸給令中改正の件(勅令第三百二十四號)
高等官々等俸給令を改定し、俸給額を改定し、官位階級を改定し、官位階級を改定し

116

奏任文官特別任用令中改正の件(勅令第三百二十五號)
奏任文官特別任用令を改定し、任用資格を改定し、任用資格を改定し、任用資格を改定し

117

保健所法施行期日の件(勅令第三百三十四號)
保健所法施行令を改定し、施行期日を改定し、施行期日を改定し、施行期日を改定し

118

保健所法第三條第一項但書の規定に依り市を指定するの件
(勅令第三百三十五號)

119

保健所法第六條の規定に依る國庫補助の件(勅令第三百三十六號)
保健所法第六條の規定に依る國庫補助の件を改定し、補助額を改定し、補助額を改定し

120

昭和十二年法律第四十二號保健所法の施行期日を昭和十二年七月十五日と定め同法第

九五

121

區域に在つては例外的に市がこれを設置するものとすなはつてゐるのであるが今回この條に基いて東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の諸市を指定し、又同法第六條に依れば保健所に関する經費の支出を爲す公共團體に對し、その支出額の二分の一以内を補助することとなつてゐるのであるが、今回保健所の創設費及之に伴ふ初年度調辦費に對しては二分の一以内、その他の諸費に對しては三分の一以内を補助することに定められたのである。

122

税制調査會官制(七月二十日公布 勅令第三百四十五號)
さきに帝國議會の協賛を経て實施せられた臨時租稅徵收法は臨時應急の措置であつて現行租稅制度の全般に亘つて檢討を加へて國民負擔の實際に顧み、國及地方を通ずる恒久的稅制の確立を圖ることが必要なので、大藏大臣の監督に屬する稅制調査會を設置したものである。會長一人(藏相)及委員三十五名以内を以て組織される。

123

高等官々等俸給令中改正の件(七月二十一日公布 勅令第三百四十八號)
奏任文官特別任用令中改正の件(七月二十一日公布 勅令第三百四十九號)
我國現下の趨勢に鑑み、我國體の本義に基き教學の刷新振興を圖ることが必要であるが現在の恩賜局の機構を以てしては十分にその機能を發揮することが出来なから、新たに教學局を設置して、國體の本義に基き教學刷新振興に関する事務を管掌せしめるもので、同局には長官の外部長二名、書記官一名、事務官、理事官、教學官計十一名等を置き又局務に參與せしむるため委員を置いたものである。

124

鑛山監督局官制中改正の件(七月二十一日公布 勅令第三百五十三號)
近年鑛山に於ける主要災害は埋没その他の土木工事、各種電氣施設の缺陷に依るものが多いため之等鑛山の諸施設に對する監督を嚴にし以て鑛山災害の防止を期するため土木又は電氣に關する事務に従事する技師四名技手六名を増員したものである。

125

地方社會事業職員別中改正の件(七月二十一日公布 勅令第三百五十八號)
方面委員會の制定に伴ひこれが指導監督に従事せしむる爲に、母子保護法の制定、救護法及軍事救護法等の改正實施、各種社會施設の整備に依り社會事業行政に關する事務繁敷を加ふるに至つた爲社會事業主事(三十八名)、技主事補(四十四名)を増置したものである。

126

恩給給與規則中改正の件(七月二十一日公布 勅令第三百六十號)
恩給證書は從來失文又は毀損の場合に限り再交付を申請することが出来ることに定められてゐたのを、その呈示困難な場合にも裁定官廳の判斷に依り證書の再交付を爲し得る様に定められた。

127

造幣局官制中改正の件(七月二十七日公布 勅令第三百六十四號)
造幣局の事務増加に伴ひ、技師一名技手二名を増員したものである。

128

廣田内閣が標榜してあつたところの「庶政一新」の重要項目たる、増稅六億、減稅三億を超える稅制整理案は、「祭政一致」の林内閣の結城藏相に依つて削減修正を加へられて第七十議會に上程を見たのであるが、當時左の如く

稅及財政

一、稅制改革案と地方稅及財政

1. 改革案

廣田内閣が標榜してあつたところの「庶政一新」の重要項目たる、増稅六億、減稅三億を超える稅制整理案は、「祭政一致」の林内閣の結城藏相に依つて削減修正を加へられて第七十議會に上程を見たのであるが、當時左の如く
今回の稅制改革はその意義に於て將又その規模に於ても我が國稅制史上劃期的のものである、これにより負擔の均衡を是正し直接間接に國民生活の安定に資すると共に相當程度の増收をあげ、財政の強化を圖り、幾多重要國策の遂行を容易ならしめんとするものである、なほ稅制の弾力性といふことに就いても深甚の考慮を拂つたが、これは現下内外の情勢に鑑み極めて重大なる意義を有するものと考へる、今回の稅制改革は以上の見地よりして徹底した案たらしむべきである。

聲明を發した馬場藏相の稅制整理案の國稅の全部及び地方稅の大綱は次の如きものである

九七

129

絲價安定委員會官制(七月二十八日公布 勅令第三百七十號)
絲價安定法施行に伴ひ(昭和十二年四月一日)生絲の賣渡價格買入價格の決定の他同法施行に關する重要事項を調査審議せしむるため、農林大臣の管理に屬する絲價安定委員會を設置したものであつて會長一名、及委員二十五名以内を以て組織され又特別事項調査審議のためには臨時委員を置く。會長は農相、委員及臨時委員は農相奏請による關係各縣高等官及學識經驗ある者の中から内閣に於て任命、附屬職員として幹事、書記を置く。

130

地方產業職員制中改正の件(七月三十日公布 勅令第三百七十一號)
地方產業に關する事務増加の爲、地方農林主事四十八名、農林主事補三百九名、地方農林技師二百十六名農林技手六百九十二名を増置した。

131

軍馬補充部令中改正の件(八月二日公布 勅令第三百七十二號)
軍馬補充部の増加に伴つて之が供給及育成に任ずる補充部支那一箇を新設する等の爲必要な改正を行つたものである。

132

陸軍航空本部令中改正の件(八月二日公布 勅令第三百七十三號)
航空本部に於て土地及建造物の經營、航空通信に關する事項等を掌らしむるに共に本部の組織に於て第三部を設け又各部に所要の課を置く事とし、且つ本部長をして航空各器の取扱及保存に關し航空兵科諸軍隊を指導せしむることとする等に必要なる改正を加へたものである。

133

陸軍航空廠令中改正の件(八月二日公布 勅令第三百七十四號)
陸軍航空廠令中改正の件(八月二日公布 勅令第三百七十五號)
陸軍工科學校令中改正の件(八月二日公布 勅令第三百七十六號)
陸軍航空技術研究所令中改正の件(八月二日公布 勅令第三百七十七號)
陸軍憲兵學校令(八月二日公布 勅令第三百七十八號)

134

從來憲兵練習所に於て實施しつ、あつた憲兵科將校を爲すべき他の各科の將官及憲兵科少尉候補者の教育を各憲兵隊に於て實施しつ、あつた憲兵上等兵を爲すべきもの、教育を併せ實施する爲に憲兵學校を設けたもので、同校學生は甲種學生(各兵科「憲兵科を除く」)の諸官を以て之に充て、憲兵科將校に必要な學術を修習せしむる修學期間概ね一年、乙種學生(憲兵科少尉候補者を以て之に充て、憲兵科將校に必要な學術を修習せしむる修學期間概ね一年、丙種學生(同憲兵科士官を以て之に充て、充て實務に必要な學術を修習せしむる修學期間概ね六月)の三種で、通常毎年一回入校せしむることとなつてゐる。

135

陸軍憲兵學校令中改正の件(八月二日公布 勅令第三百七十九號)
陸軍憲兵學校令中改正の件(八月二日公布 勅令第三百八十號)

136

陸軍憲兵學校令中改正の件(八月二日公布 勅令第三百八十一號)

137

陸軍憲兵學校令中改正の件(八月二日公布 勅令第三百八十二號)

138

陸軍憲兵學校令中改正の件(八月二日公布 勅令第三百八十三號)

改革の目標

- 一、中央、地方を通ずる稅制の根本的改革を行ひ國民負擔の均衡を圖ること
 - (一) 地方的負擔の不均衡を是正すること
 - (二) 動産と不動産との間における負擔の不均衡を是正すること
 - (三) 法人と個人との間における負擔の不均衡を是正すること
 - (四) 租稅收入の増加をはかり以て國民財政の基礎を確立すると共に現在の國費を漫然後代の國民の負擔に残すが如きことなからしめること
 - (五) 中央地方を通じ弾力性ある稅制を確立すること
- ### 一、國稅
- (一) 直接稅體系は所得稅を中樞とし收益稅及財產稅を以て補充すること
 - (二) 所得稅に左の改正を加へこれが整理擴充をはかること
 - (イ) 増徴の割合を比較的多からしめること
 - (ロ) 個人に比し法人に重課すること
 - (ハ) 第二種所得稅の源泉課稅はこれを廢止し第三種所得として綜合課稅すること
 - しかし當分の中國債政策上國債及び預金の利子については納稅義務者の申請ありたる場合に限り利子支拂の際課稅し得るものとすること
 - (三) 所得稅を補完すべき現行收益稅制度は國稅たる地租、營業收益稅及資本利子稅を以て組成せらるゝも家屋稅を地方稅として存置するは理論上實際上適當なるざるを以て家屋稅はこれを國に移管し以て收益稅制度を整備擴充すること
 - (四) 所得稅の補充稅として收益稅のみを以てしてはなほ補充作用に欠くところあるを以て第二次的補充稅として輕微なる財產稅を創設し以て直接稅の體系を完備すると共に稅制に弾力性を賦與すること
 - (五) 負擔の不均衡を是正すると共に收入の増加をはかるため資本利子稅及相續稅に對し相當程度の増徴をなすこと
 - (六) 間接稅にあつてはいはゆる社會大衆の生活を脅威せざる程度に増稅を止めること
 - (七) 負擔の均衡をはかると共に弾力性ある稅制を確立するため新たに流通稅として有價證券移轉稅及賣上稅を創設し輕微の課稅をなすこと

二、地方税

- (一) 負擔の不均衡は特に地方税に著しきを以て現行地方税制度に根本的整理改廢を加へること
- (二) 國税に對する附加税は左の通りとすること
 - (イ) 地租、營業收益税及家屋については道府縣及市町村とも附加税を徵收し得るものとすること
 - (ロ) 所得税については道府縣に限り一定限度附加税を徵集することはこれを廢止すること
 - (三) 右收益税（資本利子税を除く）に對する附加税率は一定限度に統一し特別の場合を除くの外制限外課税を認めざること
 - (四) 雜種税中には不適當なるもの多きを以てその種目及税率について整理輕減を行ふこと
 - (五) 戸數税は課税法適正を缺くのみならずその負擔極めて重く國民租稅負擔不均衡の根本をなしたるを以て所得税増徴並に財産税創設の機會においてこれを全廢すること
- 三、地方財政調整
 - (一) 地方團體の財政を調整するため地方財政調整交付金制度を擴充すること
 - (二) 地租營業收益税及家屋税の本税はこれを市町村に對する地方財政調整交付金の財源とすること

改革の要項

- (三) 市町村立尋常小學校教員俸給費中現在市町村負擔分はこれを道府縣の負擔とすること
 - (四) 資本利子税の全部及所得税の一部（本税に對し約二割程度を附加徵集したる額）を道府縣に對する地方財政調整交付金の財源とすること
- #### 一、所得税
- (一) 第一種所得税（附加税を含む）は現在負擔額に對し八割程度の増税をなすこと
 - (二) 第二種所得の源泉課税を廢止して綜合課税（一定率の控除を行ふ）に改むること
 - (三) 國債利子の免税を廢止して綜合課税（一定率の控除を行ふ）をなすこと
 - (四) 貯蓄銀行及産業組合の定期積金を除き貯金及預金（原本二千圓を超えるもの）の利子に對しても綜合課税（一定率の控除を行ふ）をなすこと
 - (五) 當分の中公債政策上國債預金及貯金の利子に對しては納稅義務者の申請ありたる場合に限り利子支拂の際課税し得るものとすること
 - (六) 第三種所得（附加税を含む）は現在負擔額に對し平均七割程度の増税をなすこと但しその程度は少額所得者に輕く多額所得者に重くすること

- (七) 第三種所得の課税最少限一千二百圓に引下げること
 - (八) 株式所得の四割控除を廢止し株式所得に要したる負擔の利子を控除すること
- #### 二、地租
- (一) 地租の税率は現行法通りとし改正せざること
 - (二) 地租免除の範圍を相當程度擴大すること

三、營業收益税

- (一) 個人營業收益税の課税最少限四百圓を六百圓に引上げること
- (二) 法人は現在負擔額（附加税を含む）に對し一割弱の増税をなすこと
- (三) 個人の純益金額一千圓以下の部分には税率を引下げ二千圓を超える部分には多少の引上げをなすこと

四、資本利子税

- (一) 國債利子の税率は現行法通りとしその他は相當程度の引上げをなすこと
- (二) 貯蓄銀行及産業組合の貯金積金を除く貯金及預金（原本二千圓を超えるもの）の利子に對しても課税をなすこと
- (三) 本邦人の所有する外社債に對し相當程度の課税をなすこと

五、家屋税

現行地方税、家屋税を國に移管し國税及附

加税を通じて相當程度の減税をなすこと

六、相續税

- (一) 十割程度の増税をなすこと
- (二) 相續財産一定額以下の家督相續の場合においては家督控除の制度を設けること

七、酒税

- (一) 酒類に對しては各酒類の負擔の均衡に留意し平均二割程度の増税をなすこと
- (二) 酒類の法定納期制度を倉出課税制度に改むること
- (三) 酒精及燒酎については專賣制度を採用すること
- (四) ビールの税率は六割程度の引上げをなすこと

八、織物消費税

- (一) 一割程度の増税をなすこと
- (二) 絹及毛、メリヤス、レース、フェルトに課税すること

九、砂糖消費税

- (一) 二割程度の増税をなすこと
- (二) 飴に對し課税をなすこと

十、取引所税

相當程度の増税をなすこと

十一、登録税

不動産につき相當程度の免税をなすこと

税及財政

十二、鑛業税、印紙税

相當程度の増税をなすこと

十三、財産税

- (一) 法人にありては拂込資本金及積立金の合計額（繰越決算額控除）に對し一千分の一、五の課税をなすこと
- (二) 個人にありては三萬圓以上の財産（負債控除）に對し一千分の一の課税をなすこと
- (三) 財産原價に關する規定を設け原價の適正公平を期するために不動産重課の弊を避けることなほ本規定を相續税及登録税にも準用すること

十四、賣上税

- (一) 賣上金額に對しては一千分の一の課税をなすこと
- (二) 但し百貨店に對しては一千分の三とするものと
- (三) 賣上金額三萬圓以上のもののみ課税すること
- (四) 米、繭、肥料等負擔物品を認めること

十五、有價證券移轉税

有價證券の移轉に對し國債一萬分の一、その他の千分の一の課税をなすこと

十六、揮發油税

揮發油に對し一ガロン五錢の税率をもつて

課税すること

地方税

- 一、左記の諸税は廢止すること
 - (一) 戸數割
 - (二) 市町村の所得税附加税
 - (三) 家屋税
- 二、左記の諸税は輕減すること
 - (一) 雜種税
 - (二) 營業税
 - (三) 特別地稅
 - (四) 各收益税附加税

税制改革による收入増減關係の概要

- 一、中央地方を通ずる税制の根本的改革を行ひたる結果地方税において初年度約二億二千萬圓平年度約二億九千萬圓の減税となること
 - 二、右による地方費の缺陷はその全額を地方財政調整交付金を以て補填すること
 - 三、國庫の收入は初年度約二億圓平年度約三億圓の増加を來すこと
- なほ、地方税の細目に關する内務省の發表は次の如くである。

地方税制の改革

地方税制の改革は地方税制にして國の税制改革を通じて國民負擔の不均衡を是正することを目標とし殊に農山漁村住民の負擔輕減並

に社會政策的廢減稅の實行を圖らんとす地方
稅制の改革による地方稅の減收は初年度二億
二千萬圓、平年度約二億九千萬圓に達する見
込みなり。

改革の要領

- (一) 所得稅に對する附加稅は道府縣につ
てのみ、これを認め且つその附加率はこれ
を一定限度(大體本稅の一割をなす見込み)
以内に限定し制限外課稅を認めず
- (二) 家屋稅を國稅に移管しこれに對し道府
縣及市町村をして附加稅を賦課せしめ家屋
稅の國稅移管は昭和十三年度よりこれを實
施する見込みなるも現行家屋稅及同附加
稅の總額に比し移管に於ける家屋稅及同附加
稅の總額は全體二割程度の減額を來す見込
みなり
- (三) 地租營業收益稅及家屋稅に對する附加
稅の賦課制限率は各稅を通じてこれを均一
(道府縣及市町村を通じて合計大體本稅の
十三割となす見込み)となし特別の場合を
除く外制限外課稅を認めず
- (四) 土地の賃賃價格の改正並に附加稅賦課
率の引下げにより地租附加稅(反別割に於
ては一般經營のため地租附加稅に代へて附
加するものを含む)については全體四割程
度特別地租及同附加稅については全體五割
程度の減稅となる見込みなり
- (五) 小商工業者の負擔輕減のため營業收益

稅及同附加稅につき全體五割程度の減稅を
なす見込みなり
(六) 主として社會政策的見地において雜種
稅及同附加稅輕減につき全體總額の三割程
度の減稅をなす見込みなり
(七) 戶數割はこれを廢止す

財政調整制度の確立

地方稅制の改革と併せて恒久的なる地方財
政調整制度を創設し地方團體の財政の確立を
期せんとす。

- (一) 所得稅の一部(大體本稅の二割程度相
當額)及資本利子稅はこれを道府縣の財源
として交付す
- (二) 地租營業收益稅及家屋稅はこれを市町
村の財源として交付す
- (三) 市町村立尋常小學校教員の俸給費はこ
れを道府縣の負擔とす

現在地方稅總額(百萬圓)

種別	道府縣	市町村
地方稅總額	六四九	二二七
地租附加稅	二二	三六
營業收益稅附加稅	六	九
家屋稅及同附加稅	一〇七	四〇
特別地租及同附加稅	二四	一
產業稅及同附加稅	一〇六	七
雜種稅及同附加稅	一七	一
戶數割	二七	一
其他	五	三

100
現在市町村立尋常小學校
教員俸給總額(百萬圓)
市町村負擔 八三 國庫負擔 一六

2. 自治性の喪失

この稅制改革に於て先づ第一に注目すべき
は、改革の範圍を地方稅制の改革特にその減
稅と地方財政調整交付金制度の擴大強化であ
る。國稅と地方稅を一緒に改革しようといふ
點が馬場藏相の聲を大にして劃期的改革と稱
する一つで所謂負擔不均衡の是正である。ま
たこれに關し時の潮内相は大要次の如き談話
をなしてゐる。

今回の稅制改革は過重負擔の輕減を目標と
し就中農山漁村の負擔輕減並に都鄙を通じて
社會政策的廢減稅の實行に意を注ぎ、そ
の結果國民負擔の均衡を得、國民生活の安
定に資するところ大なるものがある、稅制
改革に依り生ずる地方團體の財源不足を補
填する爲には國庫より新に充分なる財源を
提供し、これを道府縣に交付することとな
つてゐるから稅制改革によつて歳入に缺陷
を生じ、財政經濟に困難を來すような團體
は生じない、なほ道府縣に對する交付金中
には小學校教員俸給費道府縣移管に要する
財源に充當する分をも考慮されてゐる、次
に戶數割の全廢及家屋稅の國庫移管から從

來負擔力を顧慮せず彈力性を求めてゐたに
比すれば地方財政全體より見てその彈力性
が合理化せられ従つて強化せられるものと
信ずる、殊に戶數割廢止の善後措置に關し
ては慎重の用意を有し代り財源を附與する
と共に一面市町村財源の重疊たる小學校教
員俸給を道府縣の負擔に移管することとし
てゐる、なほ家屋稅は從來獨立稅とはいへ
相當尙嚴重な制限を附してゐる實狀でこれ
を國稅に移管するも事實上大なる支障はな
い。

地方稅制の改革要項は前掲の如くであるが
政府の計算によれば、これによつて平年度に
於て二億九千萬圓、初年度二億二千萬圓の減
稅を道府縣全市町村に齎すのであるが、こ
れは現行地方稅の約半分に相當する金額であ
る、府縣及市町村の財政は稅制改革によつて
平年度二億九千萬圓の收入減となる故に改正
案としてはこれを補填せねばならない。とこ
ろが地方財政、殊に農村財政の窮乏は甚だし
く、そして稅源の總てが國家にある我が國に
於てはこれを地方自治體の協同的自主經濟に
求むべくもないので地方財政調整交付金制度
なるものが案出せられた。これはつまり政府
が新稅を新設し、また或る稅を國稅に移管(今
回の家屋稅の國稅移管はその實例)し、その
收入を中央に集めこれを一定の標準によつて
地方に分配する制度である。即ち稅としては
減らし、その減稅に當る分の金は國稅收入の

方から府縣市町村に分けてやるといふのであ
る。いはば地方稅源の中央滲過であつて右の
如く地方減稅が二億九千萬圓に上るのである
から中央の壓力によつて地方に分けらるゝ交
付金は増大せざるを得ない。そこでこれに關
聯して起る問題は、この中央滲過設備のため
廢せられた諸稅はそのため新設せられたため
よりも地方の爲に合理的であるか否か、また
かくの如き租稅の中央統制は果して地方自治
の財政的獨立を奪ひはしないかといふ問題で
ある。市町村の財政に就ては今後國稅附加稅
と調整交付金とが殆んど稅收入の全額を占め
從來の戶數割は全廢せられるのであるから、
他に財產收入を持たぬ市町村は如何なる意味
に於ても自立の意味を持つことはなくなる。
その上小學校教員俸給費は府縣に移管される
のであるから自治性が喪失するに至るもので
中央從屬性と官治性はより増大せざるを得な
い譯である。

3. 交付金中心主義

馬場案による増稅は先づ主力を國稅におい
てゐる、所得及營業に對する増稅が多少の社
會政策を加味し、小所得、小營業に對して減
稅を行ひ、大營業には從來より重課せられる
のが特色といへる。次にこの所得及び營業に
對する増稅でなほ所要金額に至らないので消
費に對して課稅しようとするものである。こ
の消費稅は性質上大衆課稅たるを免れぬもの

で酒稅、織物稅及び砂糖稅の増稅、ガソリン
稅の新設等によつて概算一億九千萬圓の増大
を見込んでゐる、更に準戰時稅と見るべき賣
上稅、財產稅を新たに起してゐる。この兩稅
の特長の一つは營業的課稅であるかの如く觀
られるが實際は消費課稅であり、又所有課稅
の如き外觀を呈したが實は所得課稅と見るべ
きものである。以上が増稅の重點であるが一
方地方稅を却つて輕減しその不足を國稅から
交付金として廻してゐる。地方稅で大きい問
題は戶數割の全廢である。一億三千六百七十
餘萬圓に上るものをとり除いてゐる。家屋稅
は附加稅とともに一億四百七十餘萬圓に達し
てゐるが、本稅の四千萬圓見當を國稅に移管
し、その上二割程度の減稅をなすものである。
家屋稅の附加稅に道府縣市町村を通じて十三
割を限度として道府縣七割、市町村六割とい
ふ割合である、附加稅については地租も營業
收益稅も家屋稅附加稅と同じく十五割を限度
とするのであるからこれも著しい輕減であ
る。

地方稅を輕減するためその不足を補ふ交付
金がここで問題となる。交付金は減稅の不足
に對するほかに市町村負擔の尋常小學校俸給
費を道府縣に移管し國庫より廻すことになつ
てゐる。元來、教育費は地方財政歳出中四割
一分の巨額を占め最大の重壓を加へてゐるも
ので、財政不如意のため教員俸給不拂の町村
は全國を通じて七百町村、百五十萬圓に達し

てゐる、地方財政の深刻な窮乏は、資本主義経済発展に伴ふ富の都市集中が豊漁山村経済力を超過する負擔の不均衡を招來し、打撃く災禍のため豊漁山村は極度に窮乏して歳出は膨張の一途を辿るに拘らず歳入は右の事情で減るとも増すことのない状態に因るものであつて年と共に窮乏の程度は加重の傾向にある。斯る財政状態にあるが爲義務教育費國庫補助等のみにては到底匡救し得べくもないのである。こゝに交付金が問題となるのであつて平年度三億圓にも達する交付金の財源を何處に求めるかといへば、馬場案は、市町村に對するものは、地租四千五百萬圓、家屋税三千三百萬圓、營業收益税六千五百餘萬圓合計一億四千三百餘萬圓を以てし、道府縣に對するものは所得税の二割と資本利子税を合した一億四千萬圓とを以つてするもので、かうした結果地方財政のそらばんはどうなるかといへば市町村では三億九千萬圓の税収入が減税によつて一億六千萬圓となり、交付金を合して約三億五百萬圓となるが差引不足額は教員俸給として府縣を通じ國庫が負擔してバランスを合はすのである。道府縣に於ては改革後

二、馬場案修正と地方税

世を擧げて不評を買つた馬場案の次に据つた結城藏相は勿々數日の間に馬場案を修正

の税収入と交付金とで三億五千五百萬圓となる。現在の税収入二億八千萬圓との間に生ずる八千五百萬圓の剩餘額を市町村の教員俸給費としてふり向けられることになつて地方財政は現状維持に關する限り調整されることになる。この交付金の使途は二通りあつて、一は地方に於て徴收した額をそのまま當該町村に分つものであり、他の一は資力の貧弱關係等を考慮して分配するところの所謂地方財政調整交付金である。

以上のように相當思ひ切つた改革が市町村等の自治體に何り影響するかといへば矢張り交付金問題が中心であるがこれによつて自治體は現在の窮乏状態を打開し得るのであるが問題は前述の如く中央統制が自治體の財政的獨立を奪ひはしないかといふ點で、自治體の本質からいふて中央支配と官治性の増大は自治體の没落を意味するものといはねばならないのである。

臨時租税増徴要綱

當分の内所得税、法人營業收益税、資本利子税、相続税、遺産税、酒造税、砂糖消費税、取引所得税及び臨時所得税を増徴し、國債の利子に所得税を課し、金銀及び銀鏡に特別税を課する事、但し右の増徴額及び特別税に對しては特別附加税を課するを得ざるものとする事。

一、所得税

(一) 第一種所得税

イ、普通所得税につき十割の増徴を行ふことこれに關聯して精算所得税についても同様の増徴を行ふこと、なほ國債利子に課税することとしその七割に相當する金額を普通所得より控除して課税すること

ロ、超過所得税についてはこの際増徴を行はざること

ハ、同族會社の加算税額については現行税額の五割を増徴すること

(二) 第二種所得税

第二種所得税については現行税額の五割を増徴すること

なほ國債利子に課税することとしその税率を百分ノ二とする事

(三) 第三種所得税

(イ) 第三種所得税については現行税額に

對し二割乃至七割(平均五割程度)の増徴を行ふこと(所得金額税率)

- 二千圓以下 二割
- 三千圓以下 三割
- 一萬圓以下 四割
- 十萬圓以下 五割
- 百萬圓以下 五割
- 百萬圓超過 七割

(ロ) 現行配當所得四割控除を二割控除に改むること

二、法人營業收益税

法人營業收益税については現行税率百分ノ三・四を百分ノ四に引上げる事

三、資本利子税

資本利子税については十割の増徴を行ふ事

四、相続税

イ、相続税については現行税額に對し二割乃至十割の増徴を行ふ事

- 一萬圓以下 二割
 - 三萬圓以下 三割
 - 五萬圓以下 五割
 - 十萬圓以下 八割
 - 十萬圓超過 十割
- ロ、相続財産額中不動産の價格が五割以上を占むるものは年賦延納の期間を十年以内とする事

五、遺産税

税及財政

イ、現行遺産税の税率遺産物の價格千分五を千分六に引上げる事

ロ、金銀及び銀鏡に對し遺産物の千分十三の税率を以て特別遺産税を課すること

六、臨時所得税

臨時所得税について現行税率法人百分ノ十を百分ノ十五に個人百分ノ八を百分ノ十に改むること

七、酒税

イ、酒造税に付いては大體現行税率を一割程度引上げる事

ロ、麥酒税に付いては現行税率を四割引上げる事

ハ、酒精及び酒精含有税に付いては現行税率を二割程度引上げる事

八、砂糖消費税

現行税率に對し一割五分程度の増徴を行ふ

九、取引所得

取引所得については取引所營業税の現行税率を一割引上げると共に株式の賣買取引に對する取引税の税率を八割引上げる事

新税創設要綱

この際法人資本税、外貨債特別税揮發油税及び有價證券移轉税を創設すること

一、法人資本税

(一) 法人資本金(積立金を含む)に對し年百分ノ一の税率を以て課税すること

二、外貨債特別税

(一) 内地に居住する者が本邦内において外貨債を所得する時は外貨債特別税を課すること

(二) 税率は外貨債については利率年五分を越ゆる利子相當額の十分ノ七、その他の外貨債については利率年五分五厘を越ゆる利子相當額の十分ノ七とする事

三、揮發油税

揮發油に對し一キロリットル十三圓二十錢の税率を以て課税すること

四、有價證券移轉税

有價證券の移轉ありたる時は取得者に對し取得價格の萬分ノ一乃至萬分ノ八の税率を以て課税すること

關稅改正要綱

一、關稅定率法の改正

- イ、鑛油の關稅率を引上げる事
- ロ、自動車部分品及び自動車用内燃機關の關稅率を引上げる事
- ハ、ヨード、針、布、軸受及び同部分品ならびにカワサバルトの關稅率を引上げ變性糖蜜の關稅率を引下げる事
- ニ、燃料用鑛油の免稅を廢止すること

均衡を計るためには現行爲替管理を續行、或ひは場合によつては多少これを強化すること

公債政策

生産力擴充のために資金需要が増加し、その結果日銀手持公債の量が増加し、また公債

日銀の手持公債が増加しても通貨の量と物資の量とが均衡を得てをれば悪性インフレを起すものではないから、手持の増加によつて直ちに金融の前途を憂ふるには及ばない。

金利政策

現在の金融界の情勢では低金利政策を以て上強行する事は出来ないが、根本方針として低金利政策を續けて行くには變りはない。

物價政策

物價對策委員會によつて物價問題の根源を明確にするるとともにさし當り、生産力擴張、物資配給の改善、暴利取締り思惑防止等の方策を實行して行く。

財政政策

國際收支の均衡が破られ、ひいては通貨價值が維持されなければ國防計畫も國民生活の安

定もすべてが破壊されることになるので國際收支の均衡の範圍内で財政計畫を樹立する。

以上が賀屋財政なるもので、結城財政が公債限度の觀點からこれを尺度として豫算をまかなふ建前であつたに對し、賀屋財政は輸出促進に主力を傾注して、國際收支適合に尺度をおき、金利反騰は暫時靜觀の態度を取つたことは結城財政に比して異なるところである。

七月廿五日より開かれた特別議會は時恰も北支事變勃發に際會したので賀屋蔵相による二千餘萬圓の普通追加豫算を始めとして、四億一千萬圓に上る北支事變費、一億萬圓に上る臨時増稅案は、各政黨の舉國一致の建前によつて、殆んど審議、検討もなされず通過したのである。

四、昭和十二年度成立豫算

北支事變の勃發によつて、我が國財政は急速に戰時體制の方向に移行しつゝあるが、今回の特別議會に提案された北支事變費其他追加豫算を加へて本年度豫算總額は三十四億を突破し、公債發行額は十三億七千萬圓へと飛躍的な膨脹を示すに至つたが、豫算總額、公債發行額事件費追加豫算額の内譯を示せば次の如くである。

Table with 2 columns: Category (e.g., 豫算總額, 前議會成立豫算) and Amount (e.g., 二八,七二一,三三五).

五、北支事變費追加豫算

北支事變費第二次追加豫算は、八月五日閣議決定の上、昭和十二年度特別會計の第四號追加豫算案として衆議院に提出されたが、その總額は四億一千九百六十萬圓で、その内譯は次の通りである。

なほ大藏省所管の六千三百四十萬圓のうち經常部三百二十萬圓は公債利子、臨時部六千二十萬圓は北支事變費、第一豫備金の増額六

税及財政

第四號追加豫算

Table with 2 columns: Category (e.g., 公債發行額, 北支事變費) and Amount (e.g., 四,九六〇,〇〇〇).

千萬圓(陸軍四千五百萬圓、海軍約一千五百萬圓)と北支事變特別稅徵收費二十萬圓とである。

内譯

一般會計

Large table with multiple columns: 外務省, 陸軍省, 海軍省, 特別會計, 關東局, 朝鮮局, 臺灣局, 樺太, 通信事業, 右特別會計のうち各外地特別會計の分約三百萬圓は外地に於ける増稅收入の一般會計繰入れ額で通信事業特別會計の十萬圓は事變關係以外の事業である。

九千六百萬圓と合して總額四億四百萬圓となつた。

六、北支事變臨時特別稅

政府は八月二日の院內緊急閣議に於て北支事變財源の一部に充當する臨時増稅案を決定し、特別議會に提案、滿場一致可決を見たが増稅案大綱は次の如くである。

- 一、所得稅の増徴
- 第一種一割、第二種（國債利子）五分、第三種七分五厘

- 二、臨時利得稅の増徴
- 法人、個人共一割五分の増徴

- 三、配當金及公社債利子に對する特別稅（新稅）

配當金に付ては配當金中年七分を越ゆる金額の一割（七分以上配當するものに付ても七分以下の金額に對しては課稅せず）、公社債利子に付ては國債は利率年四分、地方債及び社債は利率年四分五厘を越ゆる金額の一割（四分以上の國債分は四分五厘以上の地方債、社債に付ても四分以下又は四分五厘以下の金額に付ては課稅せず）

- 四、特殊消費稅の賦課（新稅）

左の物品に對し從價二割を賦課す
(甲) 樂器及其の附屬品、寫眞器及び活動寫眞

大藏當局の細目的説明

新増稅案に關する大藏當局の細目的説明は左の如し。

- 一、所得稅臨時利得稅の増徴はいづれも本稅及臨時租稅増徴法による稅額の合計したものに賦課する。
- 二、第一種所得稅は本年八月一日から明年七月三十一日までを終る事業年度の所得につき稅額の一割を賦課する。
- 三、第二種所得稅に對する増徴は本年八月一日より明年八月三十一日までの所得につき賦課する。
- 四、第三種所得稅の増徴は既に納付済みの十二年度一期分はそのままとし二期より四期までの分につき稅額の一割を賦課する、つまりその結果十二年度稅額の七分五厘を増徴することになる。
- 五、臨時利得稅は、法人の場合は本年八月一日より明年七月三十一日までを終る事業年度の分につき増徴、個人の納稅期は八月と一月になつてゐるので本年八月の分から増徴する。
- 六、配當金及び會社債利子に對する特別稅は總べて源泉課稅として公布實施後支拂はるゝ分について課稅し明年七月末を期限とする課稅はそれぞれ一定の基準率を超過する部分についてのみ課稅するものである。
- 七、特殊消費稅の實施期は公布實施の日より

同程度のものを実施する事となつてゐる、全體から見て増徴の結果、有價證券類の利廻計算に對して大影響はないやうになつてゐる。

豫算編成方針

昭和十三年度

政府は支那事變の擴大に伴ひ財政政策調整の必要あるに鑑み八月二十日の閣議に於て本年度並に明年度豫算の一般的經費を極力節約繰延することに方針を決定したがその方針は次の如くである。
一、新規要求に就いては今回の事變に關する緊急なる施設に要する經費のほか原則としてこれを計上せざること
二、既定經費に就いては國防上緊要なるものを除き、出來得る限りの節約をなすこと、昭和十二年度豫算に關しても關係各省協議の上下趣旨に基き速かに節約の實行をなすものとす
右の方針に基き各省に對して概算要求を命じたが支那事變の擴大によつて十二年度豫算は巨額の追加を見て既に三十四億圓を突破す

十三年三月三十一日までとす、品目中甲に屬するものは生産者に課稅し、同じく乙に屬するものは販賣業者に課稅する、しかして課稅方法は毎月生産高販賣高を申告、翌月納入せしめる。
なほ、賀屋藏相は二日の閣議決定後、増稅案につき左の如く語つてゐる。

賀屋藏相談

事件費は既に一億圓を支出し今後とも相當巨額となるやうである、この際國民が舉國一致時艱克服に當るべきであること考へ國防獻金を合理化し、廣く國民一般に負擔せしめるといふのが今回増稅の趣旨である。
固より一年度きりのもので永久的の増稅ではない、一方公債も既に十億近く出でゐるところへ又相當巨額出する事となつてゐるので、通貨政策をも考慮し、公債の出しつばなしでなくこれを補整する手段として必要であると思ふこの際のこと故大衆課稅は極力避け比較的負擔力あるものに對して課する事とした、總額は一億二百萬圓で案が議會で成立すれば印刷公布する方針で、外地についても大體

地方歳入一覽表

(昭和十一年度豫算)

縣別	地方歳入				地方歳出			
	市	町	村	合計	市	町	村	合計
宮城	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岩手	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
秋田	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山形	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
福島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
茨城	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
栃木	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
群馬	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
埼玉	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
千葉	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
東京	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
神奈川	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山梨	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
長野	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岐阜	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
愛知	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
三重	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
滋賀	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
京都	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
大阪	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
兵庫	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
奈良	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
和歌山	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
徳島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
香川	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岡山	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
広島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山口	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
徳島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
高松	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
愛媛	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
高松	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
香川	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岡山	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
広島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山口	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
徳島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
香川	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岡山	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
広島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山口	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
徳島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
香川	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岡山	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
広島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山口	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
徳島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
香川	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岡山	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
広島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山口	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
徳島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
香川	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岡山	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
広島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山口	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
徳島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
香川	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岡山	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
広島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山口	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
徳島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
香川	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岡山	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
広島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山口	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
徳島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
香川	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岡山	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
広島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山口	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
徳島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
香川	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
岡山	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
広島	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000
山口	1,111,000	1,111,000	1,111,000	3,333,000	1,111,000	1,111,000	1,1	

關する斡旋を請求することを得ること

一、小作關係の當事者は合意を以つて農地委員會に將來に向つて小作料その他の小作條件の改定を請求することを得ること

裁判所は當事者又は小作官の申立に依り農地委員會の決定著しく不當なりと認むるときはその決定を取消すことを得ること

一、道府縣、市町村の團體が自作農創設維持の事業をなす場合に於ては一定の條件に依るものとすること

自作農創設維持事業のため必要ある場合に於ては農地の所有者は農地の處分に當りその事業又は農地委員會にその旨通知するものとすること

一、道府縣、市町村等の團體が農村の經濟更生のため自作農創設維持の事業をなし又は農地の貸付を爲す場合に於ては行政官廳の認可を受けて土地所有者等と土地の譲渡に付て協議し得るものとすること

一、自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者は一定期間行政官廳の認可を受けるに非ざればその自作地の譲渡、貸付、物權の設定又は自作廢止を爲すことを得ざること

一、自作農創設維持の事業により創設又は維持せられたる自作地の所有者が前號の規定に違反したる場合又は年賦金の支拂を怠りたる場合に於ては年賦金の一時償還その他適當なる處理をなすものとすること

一、自作農創設維持の事業により創設又は維持せられたる自作地に付てはその旨登記をなすこととしその登記をなすに非ざれば之を以て第三者に對抗することを不得ること

一、貸借はその登記なきも小作地の引渡しありたるときは爾後その小作地につき物權を取得したる者に對しその效力を生ずること

民法第五百六十六條第一項及第三項の規定は登記せざる貸借の目的たる小作地が買買の目的物なる場合に之を準用すること

民法第五百三十三條の規定は前項の場合に準用すること

一、小作料に關する條件が事情の變更に因り著しく不相當なるに至りたるときは當事者は將來に向つて小作料の額の増減その他の條件の變更を求むることを得ること

一、賃借人は賃借人の承諾あるときと雖も小作地を轉貸することを不得ること但し疾病その他己むことを得ざる事由に因りて自ら耕作すること能はざるため一時轉貸する場合はこの限りにあらず(現在存する轉貸借は二十年内は存続するものとすること)

前項の規定は市町村その他營利を目的とせざる團體が賃借したる小作地を更にその住民又は團體員に耕作せしむる場合には之を適用せざること

賃借人第一項の規定に違反し第三者に小作地の使用又は收益をなさせしめたるときは賃

貸人は貸借の解除をなすことを得ること

一、賃借人が小作料の支拂をなさざる場合に於て賃借人が二月を下らざる期間を定めてその支拂をなすべき旨を催告しその期間内に支拂なきときは特別の事情ある場合を除くば賃借人は貸借を解除することを得ること

一、當事者が貸借の期間を定めたるときは期間満了前六月乃至一年間に相手方に對し更新拒絶の通知又は條件を變更するに非ざれば更新せざる旨の通知をなさざるときは貸借は特別の事情ある場合を除き存続するものとすること

一、賃借人は農地の用途の變更、自作又は賃借人に債務不履行その他都合の行爲ある等正當の事由に基かずして不當の理由により濫りに解除の申入をなし又は更新を拒むことを得ざること

一、永小作權の期間満了の後永小作地の所有者が異議なく永小作人に耕作を繼續せしむる場合に於ては存続期間二十年の永小作權の設定ありたるものと推定すること

一、永小作地の所有者が永小作權の繼續に異議を述べたる後一月内に永小作人が賃借借の申出をなしたる場合には當事者に於て之に付協議をなすものとすること

一、小作地又は永小作地返還の場合に於て賃借人又は永小作人が權限に因り作付したる作物又はその農地に附屬せしめたる工作物

あるときは賃借人又は永小作人は時價を以て之を買取を求め得ること

但し信義に反し買取らしむる目的を以て作付し又は附屬せしめたるものは之をなし得

農村負債整理資金 特別融通及損失補償法

昭和十二年八月に開かれた近衛内閣による臨時議會に於て前議會々期中審議未了のまま解散の浮目に會ひ通過しなかつた重要法案たる農村負債整理資金特別融通及損失補償法案は兩院を通過遂に公布を見るに至つた。

同法は昭和八年の八月より實施された農村負債整理組合法の延長に過ぎざるもので實施後の負債整理事業が何う行はれてゐるかを先づ昭和十一年八月末現在の農林省調査によつて見るに、設立組數四千四百七十六、損失補償契約額三千四百二十九萬七千二百七十六圓供給決定額一千六百四十一萬六千九百四十四圓となつてゐる。これを十年十二月末に比較すると大體組數に於て一千三十二、損失補償契約額六百四十四萬六千圓、供給決定額五百八十萬圓の増額を示してゐる。この増加率は從來の成績に比して相當の好成績といへるが全體的に負債整理計畫を見ると手續の煩雜預金部融資條件の困難等に災されて豫定の十分の一の成績すら收め得ず停滞してゐる状態

ざるものとすること

一、本法の適用を免るる目的を以て請負その他契約は之を貸借と看做すこと

である。而してその根本的原因はいへば現行の負債整理組合法は一番肝要な農家負債の切下げに對して殆んど無力だといふ點に歸着する。

農村負債の問題は極めて多様な角度より觀察さるべきで、或ひは間接的な土地所有の問題であり、或ひは土地集積の過激的な問題であり、或ひは資本の農民農業支配の問題だからである。従つてその重要性については農地法案と些したる懸隔のあるものでない。

農村現下の負債總額は四十一億圓を突破しこのうち急を要するものが十三億圓に達し整理狀況が前記の如くで現行整理組合法を以つてしては十分なる効果を期待し得ぬ實狀にあり仍つて政府は負債整理組合のほか産業組合中央金庫及び勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行の三機關を經由して負債整理資金を融通すると共に從來不動産融資及損失補償法における融資が農村負債整理資金融通銀行の申出に限り行はれてゐた煩雜な手續を相當思ひ

切つて簡易化してゐる。即ち債務者側の直接の申出に依つて整理資金を融通し得ることにしてゐるが負債整理資金としては既往の失敗で大蔵省豫金部より二億圓を五億に擴げ充の上融通すると共に整理組合法も改正されてゐる。

今回の整理目標たる十三億圓に就ては高利債整理の急を要するものを合したもので條件の緩和その他農村經濟更生計畫中負債整理に際して切捨られる四億圓をも見込んでゐる。

そもそも負債整理の目的は借金苦に喘ぐ農民をその奴隸的狀態より救ひ出すことにあり。これらの農民は多く小農、貧農階級で擔保とすべき耕地等を全く有せず而も低金利政策にもあつて手も足も出ないのだ。農家の負債總額中僅かに二割八部強が勸業、農工、拓殖の特殊銀行其他普通銀行等の金融機關により過半の五割六分強までは依然として高利貸その他の個人貸によるもので前者による負債農家は擔保とする土地を持つ中農以上の富農階級である。貧農階級は全く最近の低金利政策の恩恵には浴してゐない。而も病氣治療費、前借利子、子弟教育費等の消費經濟上の負債が大部分を占めるもので、今回、同法の施行によつて彼等の負債がどれだけ整理されるかは疑ひなきを得ない。有馬農相はなきに優るとの建前から提出したといひ、同法案が極めて不徹底であるとの非難を是認してゐる。

一方農地法案はといへば十分検討の上強化し、緊迫した土地問題調整に適應したものを立案する必要があるとの理由で提出を普通議會にまで見合した。前にも述べた如くその重要性に於て今回の負債整理特案も農地法案に劣るものではない。それに假令時局重大下の臨時議會とはいへ殆んど審議らしい審議も行はれずなきに優る法案を議會も又呑み込んだのである。政府當局は農地法案同様十分検討をなした上普通議會に提出すべきであつた。

農村負債整理資金特別融通及損失補償法

第一條 市町村又は産業組合中央金庫ハ負債整理事業ヲ助成スル爲必要アリト認ムルトキハ負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ニ對シ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得

リ負債整理事業ヲ行フ法人ニ對シ負債整理資金ヲ融通スル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ信用組合ニ對シ之ヲ爲スモノトス

第二條 市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ前條ノ規定ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本法ノ施行ノ日ヨリ十年間トシ其ノ融通ノ期限ハ本法施行ノ日ヨリ二十年間トシ其ノ超ユルコトヲ得ズ

ルトキ之ニ對シ其ノ特別融通總額ノ十分ノ三以内ノ金額(市町村ニ對スル損失補償金)ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第六條 政府ハ第一條ノ規定ニ依リ特別融通ヲ爲スニ因リ産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ産業組合中央金庫ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ三以内、融資銀行ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ二以内ノ金額ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

圖ヲ超ユルコトヲ得ズ

第九條 第一條ノ規定ニ依リ特別融通ヲ爲シタルニ因リ市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行ノ受ケタル損失及其ノ額ハ負債整理資金特別融通損失審査會之ヲ決定ス

一項ヲ加フ

負債整理組合ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業遂行ノ爲必要ナル土地ヲ取得スル場合亦前項ニ同ジ

災禍に喘ぐ農村

昭和六年の大凶作に次いで翌七年の三陸大震災、九年の大冷害、加へて十年の大水害と連年災害は相繼いで、その影響、被害は全国的に重大なるものがあつたが、殊に東北地方の災禍は周期的、宿命的のもので打續く凶作のため農村は極度に疲弊困憊して容易に立ち直る餘裕を持ち得ない状態に置かれたのである。

農家の窮乏は全く慢性的となり徒らに喰はんがために喘ぐのみ。わけて昭和九年の冷害は米高爾安の挾撃的重壓に拍車をかけて農村恐慌の頂上に達したのである。喰ふに食なく働くに仕事なく、家財牛馬を手放し最後に婦女子を金に換へなければ飢餓を凌ぎ得ない悲惨事を現出したのが當時の農村の實相であつた。従つて主食物の低下は多數の栄養不良、貧血、貧血、貧血を續出し、衛生設備の欠除は負債累加を招來し、女子の身賣、男子の出稼等が激増するに至つて、漸く東北農村の窮乏打破、救護運動の聲が起つて政治、經濟、社會問題化するに至つた。即ちこの打續く惨害と苦惱の現實を根本的に除去して振興に資すべき適切な方策を樹て、速かに實現

を圖り、農民に對し自力更生の意氣を興へんが爲に遅まきながら同年九月内閣に東北振興調査會が設けられ、更に翌十年五月東北振興事務局の設置を見、越えて十一年東北振興會社の設立を見て初めて東北救濟運動は具體化して振興の一段階に進展した。

もとより久しく窮乏のどん底に沈淪するを餘儀なくせしめられた東北農村の更生、振興は一朝一夕にして達成するは不可能であり振

農村經濟更生運動

著々と効果があがる

農山漁村に於て逐年之を實行し相當の實績を擧げてゐるが既に計畫を樹立した町村は六千五百九十九に達してゐる。

本運動の開始當初、農林省では一年に一千町村の經濟更生計畫を樹立實行せしむる豫定であつたが本運動は常に豫定を突破して進展し五ヶ年にして約六千町村、全國農山漁村の年計畫を兩三年に實行了り、更に第二次計畫に突き進んだ町村も尠くはない。計畫樹立

與兩會社の事業の發展のみで東北農村は救濟されるものではない。政府當局の農村根本對策と農民の振興更生の意氣と三者相俟つて災害凶作を克服し窮乏を打破して初めて振興の實績は期待されるのだ、現在の東北農村は振興の手がさしのべられたといふに過ぎず、まだ窮乏の域を一步も脱してはゐないのである

今般、振興兩會社の事業、並經營更生事業の進展と政府當局の施設助成宜しきを得て、農村工業の普及、多角的經營の強化は現金収入の増加によつて負債を整理し、産業組合による販賣、購買を合理化し着々と農村經濟を改善してゆくならば窮乏打破は必ず實現可能といひ得る。

實行以來、町村の各種機關團體が聯絡協調して更生の意氣に燃ゆる村民と協力して自村の更生は活潑なる活動を爲すやうになつたことは本運動の著しい効果と見ねばなるまい。

生活改善の申合せにより冠婚葬祭等經費節約は生活費を切下げ、豫算生活の實行、農家簿の記帳は農家經濟を合理化し農村生活は漸次改善されつゝある。

又町村を一有機體として之を綜合的に指導し特に農村指導者の方面で農林漁業の一部門に膠着することなく産業の多角化に依つて町村の經濟安定を圖る傾向に進み、漸次生産の綜合化多角化に發展し生産の増殖を圖り豫定以上の收量を擧げつゝある町村も尠くない。

更に又男女青年及婦人の修養的團體が經濟更生の爲に戸口調査を行ひ、或は農業開發の自發的研究を爲し、共同作業場の利用、共同開墾等に協同運動の先頭に立ち堅實な活動を見るに至つた事象は、打續く災禍に窮迫せる農村の立直しにかすかながらも光明を點するものである。

かゝる反面には又、更生の熱意と努力とに拘らず資力が無い爲重要な計畫事項が實行不可能となり其の爲計畫全部を放棄する虞れある町村も尠くない、他力を要する部面が閉却され居るのは本運動の遺憾な點である。

農林省では昭和十一年六月二十三日省令第十號を以つて農村經濟更生特別助成施設をなしたが特別助成を受けた農山漁村は之に依つ

農村と農業

て經濟更生の基礎的要素——土地、水面、共同施設等を整備して、産業經濟の全般を組織的計畫的にし、恒久的の更生の緒に就き經營收支の均衡を圖り、負債整理の幾分促進せられた町村が尠くない。即ち、この助成によつて更生計畫町村は、その計畫の實行を可能ならしめ村民の自力では實行出来ぬものを綜合的に達成し得る譯で自力更生の方向轉換でなく生成發展となるので自力更生に拍車を加へたものといへやう。

農民道場

農民道場は農村經濟更生と密接な關係を持つもので農村中堅人物養成所である。農山漁村經濟更生の徹底を期する爲には、農民精神を體得し、勤勞主義に徹底した中心人物を養成して農村に送り、其の人が自ら農業に従事して地方の儀表となり、率先して經濟更生に活躍することが必要とされるに至つた。斯様な見地より國庫補助に依つて農民道場は設立されたのである。

昭和九年度には修練道場が十九ヶ所、漁村道場一ヶ所が設立され、更に十年度に農村道場二ヶ所、十一年度に東北漁村道場、山村道場が新設され、又從來の施設に對し女子の短期訓練の施設が擴張された。

この農民道場は日本主義の再吟味に胎生した農業教育であり、實業教育が從來余りに非

農村的であつた反動として政府は農業政策の一ツとして創設したもので技術及學科を主目的とせず、地方農民生活の基礎に則して道場長を中心とし、修練、勞働を通じて眞の農民精神、百姓道を體得する共同生活にあり多分に日本主義を加味した、神社禮拜、國旗掲揚、勸語奉讀、國歌合唱等が朝夕の修練項目となつてゐる。晝間は農場に出て各種の農業經營、即ち耕作、家畜の飼養、畜産加工を始め鋸冶、大工、左官の仕事まで實習する。特に開墾事業に重きを置き農を以つて自家の更生を完成し更に農山漁村の更生を實行せんとするもので長期訓練の他、短期訓練も重視し、特に農村指導階級の訓練に力をつくしてゐる。

農民道場所在地

- △修練道場 青森縣北津輕郡金木町
- △六原青年道場 岩手縣膽澤郡相去村
- △海洋青年道場 岩手縣下閉伊郡宮古町、岩手縣立水産學校内
- △秋田青年修練農場 秋田縣南秋田郡天王村
- △同本莊分場 秋田縣本莊町
- △農學寮 宮城縣廣瀨村下愛子
- △青年修練農場 福島縣西白河郡中畑村

- △修鍊農場 茨城縣東茨城郡長岡村
- △箕輪青年道場 群馬縣群馬郡箕輪村
- △漁村修鍊場 千葉縣夷隅郡勝浦町
- △農民道場 富山縣東礪波郡北畠若村
- △御牧原修鍊農場 長野縣北佐久郡川邊村
- △集約農業實習所 岐阜縣稲葉郡那古村
- △追進農場 岡崎市美合町
- △幸禮農民道場 山口縣佐波郡幸禮町
- △農事講習所 香川縣仲多度郡榎井村
- △農事修鍊場 愛媛縣周桑郡庄内村
- △農業訓練所 長崎縣南高來郡湯江村
- △農民道場 熊本縣球磨郡木上村
- △茶臼農民道場 宮崎縣兒湯郡上穂北村
- △農民講習藍野塾 大阪府三島郡三島村
- △修鍊道場 鳥取縣東伯郡南谷村

凶作防止施設

農林省では東北地方凶作防止施設として九年度に七萬二千圓、十年度に四十二萬五千圓十一年度三十萬圓、十二年度二萬五千圓の經費で凶作地に適する新品種の育成並に栽培法の改善に關する試験を行ふと共に適良品種の普及耕種法改善の徹底を期し、他面氣象長期豫報に關する調査研究に努めてゐるが之等施設の概要を見るに、育種並に栽培方法改善に關する施設は農林省農事試験場で人工冷害試験を始め東北六縣試験場の試験地設置、凶作地方七三區域に反當八十圓以内の奨励金を交

付して試作地を設置してゐる。又適良種苗配給施設として、凶作地の水稻作付面積の八割に對し二ヶ年更新で適良品を配給し、耕種法改善指導としては凶作地市町村又は農會をして六百町歩の指導地を設け反當五圓の奨励金を交付して指導に當つてゐる他、經濟更生、氣象調査を配して、凶作防止網を整備してゐる。昭和十一年度に交付した奨励金は、凶作防止試験二十萬五千圓、試作地設置四萬二千圓、原種圃設置六萬一千圓、實地指導地設置五萬二千圓、右指導地二萬八千圓、耕種改善四萬圓、地方特殊事業一萬八千圓、其他を合した六十八萬八千圓となつてゐる。右の内、地方試験場で行つてゐる試験項目は、水稻に關するもの二十種、田稈一種畑作關係二十六種に達し適良種苗配給は左表の如くである。

地方試験場適良種苗配給調査 (昭和十一年度)

作物別	當該作付面積(千町)	毎年種苗配給面積(町)	第一次採種面積(町)
水稻	三六・五	一〇・三	一、八九・五
陸稻	〇・八	〇・三	一八・三
大豆	三・七	一・七	二一・七
小豆	五・八	二・五	二九・二
粟	二・四	一・六	五・七
稗	〇・三	〇・一	三三・九
玉蜀黍	〇・三	〇・二	一六・一
馬鈴薯	一〇・七	五・七	九・八
計	三三・二	一四・八	三〇五・七

次に耕種指導に就いては品種耕種法改善目

標は凶作地の實情に即すると共に平年状態を基準として安全性を確保し、早中晩品種の配合や耐病性品種の撰定、早播早植の勵行、灌排水設備の改善、施肥法、病虫害の防除に就いては強調指導をし、縣の統制下に關係機關職員を以て指導班を組織、地域分擔で指導に當り地元關係團體幹部、篤農家を指導員に囑託して印刷物、講習、講演、實地指導等に依つて徹底を期してゐるが本年までに設置された實地指導地は次表の通りである。

品種改善實地指導地 (昭和十一年度)

縣/種目	設置町村	指導地個所	指導地面積(町)
宮城	三三三	三三三	三三三
福島	二二二	二二二	二二二
青森	一一一	一一一	一一一
山形	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
秋田	六五五	六五五	六五五
計	六五五	六五五	六五五

農村工業 並に下請工業

現在に於ける我國の工業の分布状態を見るに工場過半数は六大都市及其近傍に福岡縣の一部に集中されて地方は僅かに繊維工業の一部及特殊工業の一部が分散してゐる他は僅かに家内工業又は手工工業の如き小規模の工業

が散在してゐるに過ぎない。斯かる状態を現出した所以は交通運輸、資本、原料材料關係其他特殊關係に基因するものであるが現時の我が國經濟情勢よりして工場都市偏在には慥かに不合理なるものがある、工業の各部門に亘つて検討するならば工場を地方に移し又は新設して經營することは依つて農村より直接に安い労働を得て生産費の低下を來し、企業を合理化し得るものが尠くない、即ち資本主義的工業の地方分散は交通、通信機關の整備による運送費及通信費の軽減、又は標準規格の普及等によつて昔日の如く多數の労働者を必要としないやうになつたのだから工業の地方化は農漁山村の季節的に生ずる餘剩勢力消化、未開發資源の開發によつて經濟更生に大に役立つものといへる然し之が爲には作業機械設備、製造技術經濟形態、販賣機關、それに資本等の關係に就いて充分な調査を必要とする、都市工業の農村進出は、都市工業資本の農村支配を招來して農村の健全なる發展を阻止する惧れなしとしないのであるからその開發指導方策に慎重を要する。

農林省では昭和十年に官民各方面の識者を集めて地方工業化委員會を設置して地方工業の實情調査を適地工業の振興、當業者の啓發に當つてゐるが未だその實情の見るべきものは甚だ尠い。農村工業の發展には協同の組織を必要とする

- 一、蔬菜果實を原料とするもの 七三
果實加工、蔬菜加工(漬物類)、蔬菜罐詰、味噌製造、其他農産加工品
 - 二、製油工業 二一
醤油、桐油等
 - 三、製粉工業 二六
小麦粉、甘藷粉、馬鈴薯粉、蕎麥粉等
 - 四、其他農産を原料とするもの 一七
製糖、製茶等
 - 五、畜産物を原料とするもの 四三
兔罐詰、兔毛皮、羊毛加工、バター、チーズ、イコン、ソーセイヂ、カゼイン等
 - 六、林産物を原料とするもの 一一四
竹細工加工品、キノコ罐詰、苜蓿詰、簡易製材、山茶罐詰、乾葉酸、製油等
 - 七、雑工業 二一
絹絲及絹絲加工、真綿加工、麻綿加工、漁網製造、製糖、製炭等
- 右が集計された統計で二三八個體に亘つてゐる、内譯が示すやうに雑多な原料を以つて各種の製品を造つてゐるがこれ等製品中には都市向きのものもあれば、農村それ自體の必需品も含まれてゐる故、販路も從つて適地主義に基かざるを得ない、産業組合の組織は販賣に關しては極めて原始的であるから生産された農村工業品を有利に迅速に販賣するに既存の營利的機關を利用する外適當なる手段はなからう。殊に東北地方の如き比較的交通便利が整備せず配給機關の不充分なる地方では一層販賣機關の聯絡を必要とする。

繞くる争議の増加である、殊に東北地方はこの「小作権関係又は土地引上げ」を原因とするもの即ち土地返還争議が最も多く、窮乏の深化、生活費の加重は一方に小作料滞納を呼び起し他方に於て中、小地主は土地移動、過剩勢力の存在を前にして或はより有利なる自作經營に移り、又は小作人の變更を爲す結果、種々なる名目の下に小作地返還を要求するに至つて小作人は小作契約の繼續、小作権の確認、作離料の支給等を主張して遂に争議の惹起となる。土地返還を繞る争議の最も多きは秋田、山形に最も多く岩手、宮城が最も少く、福島、青森の兩縣は最近著しく増加の傾向にある。

従來、小作争議の大部分を成してゐた小作料の値上げを中心とする争議は地主對小作人の土地争奪を中心とする争議の重心が移り量より質へと争議は深刻化して農村の窮乏を如實に反映してゐる。

農民組合運動

農村に於ける生活の窮乏は種々な形で農民組合運動を刺激してゐる。

農家の總所得と家計費並總負擔の比較

昭和	自作農 (△は不足)		差引過不足
	總所得	實計費	
五年	八七〇・〇	九一九・八	△一二一・八
六年	六四一・四	六三〇・八	一一〇・六

軍需インフレの波に乗つて物價の全面的昂騰は農産物價の昂騰を必然たらしめて農村に好況の兆しあるが、これは一部の地主富農階級に齎されるだけで全般的に農村の不況窮乏はなほ依然として救はれぬことは農林省に於て大正十年以來道府縣農會に委嘱し指定農家三四二戸(平均採用二九八戸)をして實情を記載せしめ昭和十二年發表した昭和九年度成績集計に就いて見ても明瞭である。即ち九年度の全國平均農家一戸當の總所得は七

昭和	諸負擔		差引過不足
	總額	過不足	
五年	一四三・六	△三四・四	△一〇九・二
六年	九六・三	△八五・九	△一〇・四

匡救されざる農村

總所得、總負擔、家計費の比較

二八・二八圓でこれより家計費六三四・五六圓を差引けば九三・七二の餘剰となり、更に諸負擔額(租稅其他)の平均五六・〇八圓を控除すれば僅々三七・六四圓を餘すに過ぎない、之は生活程度の極端な切下げによるもので不慮の災害を考慮すれば好況どころか前途は不安であるなほ之を自作、自作、小作及三者平均と分けて昭和五年以來の調査と比較すればその間調査方法に多少の變動あるも次の如き甚だ興味ある結果が得られるのである

昭和	自作農		小作農
	總所得	實計費	
五年	八七〇・〇	九一九・八	△一二一・八
六年	六四一・四	六三〇・八	一一〇・六

(三) 小作農

年	總所得	實計費	差引過不足
七年	六二一・七	五九〇・三	三二・四
八年	七〇〇・五	五九三・三	一〇七・二
九年	七九〇・四	六六七・三	一二三・一
五年	五九〇・四	六六一・八	△一二・四
六年	四八八・九	四七〇・〇	△一八・九
七年	五七六・七	四八六・七	△一一〇・〇
八年	六二一・五	五二一・五	一〇〇・〇

(四) 三者平均

年	總所得	實計費	差引過不足
九年	六三三・六	七二七・〇	△九三・四
八年	七三三・四	七三三・四	〇
七年	五五〇・七	六三三・四	△八二・七
六年	六三三・四	六三三・四	〇
五年	五九〇・四	六六一・八	△一二・四
四年	四八八・九	四七〇・〇	△一八・九
三年	五七六・七	四八六・七	△一一〇・〇
二年	六二一・五	五二一・五	一〇〇・〇

農業恐慌を發端とする農産物の暴落により農家所得は昭和五年より六年にかけて激減したが七年は秋期の農産物價格上昇に恵まれ、八年は米高、藪高によつて農家經濟は幾分好轉し、農家はやゝ愁眉を開いて將來に希望を繋ぐ形勢となつたが九年度が過年度に比して全體的に低下してゐるのは未曾有の大風水害による凶作の被害を蒙つた爲で農村の社會經濟に及ぼす影響の甚大なることを如實に示し、依然農村對策の急務なるを思はしめた。前表によれば農家の收支は多少赤字を示してゐるものの左の諸事情より決して農家一般經濟の向上を意味せず獨り好況來の恩恵に浴するものは少數の地主階級で小農階級は依然として負擔は軽減せず、收入所得は増加せず救はれざる階級であることが實證されるのである。

一、調査農家は比較的優良農家で農家の大部分を占めてゐる貧農は含まれてゐるが、二、平均に於ては餘剰を生じてゐるが、九年度に於ては差引不足を生じた農家が百七戸あること

農村と農業

東北地方の小作組合数は小作争議件數増加と歩調を合はして増加してゐる。大正十年には宮城縣に二、福島に一、合計三つの組合しかなく、大正十四年に一躍一八組合が結成され、昭和二年に二二六と躍進的に増加し更に昭和八年には四〇〇組合を數ふるに至つた。

三、農家一般の臨時特別支出はこの表には示されずこれは臨時収入より遙かに大であること
四、この程度の餘剰では不慮の災害に備ふるに不十分なること
五、生活程度の極端な切下げによつてこの僅少な餘剰を生じてゐること
六、家計費の中には負債の中で家事用負債のみ合んで他の負債利子及元本の銷却を含んで居らぬこと

農業では食へぬ

農家の經營狀態

農林省の農家經濟調査によつて判明したわが國上層農家による農業經營(九年度)の斷面は、いま耕作面積一町三段二畝(内借入八畝：外に山林三段四畝)を耕作する自作農、一町一段五畝(内借入一町一段七畝：外に山林八畝)を耕作する小作農につきその經營狀態を見ると次の如くである(全府縣平均)先づ一ケ年間の農業總收入を見ると、

一ケ年間の農業總收入 (昭和九年度)

種別	自作		小作	
	金額	割合	金額	割合
總收入	1,000.00	100%	1,000.00	100%
米	580.00	58%	580.00	58%
麥類	100.00	10%	100.00	10%
其他	320.00	32%	320.00	32%

右によると、農業總收入の五割以上は自作小作とも米作収入で占め蔬菜、果實、畜産其他副業を合せた収入は自作農では二割九分、小作農では二割八分に當つてゐる、次に之等農家が一ケ年間に販賣した農産物を見ると、次表の如く自作農では、米が總額六七〇圓の四割九分を占め、藪が一割二分、青果、畜産物、農産加工品等が三割二分に當り、小作農に於ては總額四二六圓の三割が米、一割一分が藪、青果、畜産物、農産加工等が四割八分を占め自作農と小作農の販賣收入に明かな相違が認められる。

農家の生産品販賣額 (昭和九年)

Table showing agricultural production sales by category (rice, wheat, etc.) and region (self-cultivated vs. small plots).

さて以上の収入を挙げるに要した農業經營費を見ると、主なる費目の割合は次の如くである。

Table of agricultural operating expenses (農家經營費) categorized by type (total, self-cultivated, small plots).

作農では經營費の五割二分は小作料で次いで肥料代の一割九分、兩者を合して實に七割一分を占めてゐる、斯くて收支は、自作農で六七三圓、小作農で四四九圓の赤字となる譯だがこの農業所得で自作農は六・四四人、小作農は六・六〇人の家族を扶養するので家計費を見ると、左表の如く何れも農業所得以上で結局農業だけでは食へない事實を暴露してゐる。

農家収入と家計費 (昭和九年)

Table comparing household income and expenses for self-cultivated and small plot farmers.

教育費と役場費

農村財政の重壓

農林省調査による、全國農村百七十九ヶ町村の財政状態を見るに平均一村經常費は四萬八千八百二十三圓でこの經費内容は次表の如く教育費が最も多く四割一分を占めこれに役場費の一割二分六厘を合すると實に五割三分余に上り、事業費と見るべき土木費、勸業費補助金は一般會計に於て僅かに一割二分七厘に過ぎない。

農村の財政

Table of expenses by category (education, medical, etc.) with amounts and percentages.

右の内勸業費の内訳は農業關係が經常部、臨時部を合して三九八圓(〇・八二%)、農業關係補助費金が二九二圓(〇・六%)に過ぎず教育費及役場費の重壓の下に農村生産力發展の爲に投ずる事業が如何に貧弱であるかを知るべきである。この最少限度の經費が農業恐慌後如何なる動向を示してゐるかを見れば、農業關係補助費に就いては昭和五年の二三八圓が六七年と激減し、八年には二三七圓、九年には一九六圓、十年三九八圓と再轉して若干の増加を示した。

農家の負債整理

農家の負債整理は現在不動産融資損失補償法及整理組合法が實施されてゐるが未だ充分な効果を擧げ得ぬ實状にある。

農村の負債整理

農家の収入關係は米、麥、繭の三つを見ればあらまはわかる。慢性的農業經濟の窮乏は傳へられるところの好況に依つて果してど

農産物騰貴の好景氣

地主、富農層にのみ偏在

農家の収入關係は米、麥、繭の三つを見ればあらまはわかる。慢性的農業經濟の窮乏は傳へられるところの好況に依つて果してど

農村と農業

農林省の調査(昭和十一年八月末現在)による負債整理事業の状況を見るに、設立組合数は四千四百七十六、損失補償契約額は三千四百二十九萬七千二百七十八圓、供給決定額は一千六百四十一萬六千九百四十四圓となつて十年十二月末に比較すると組合數に於て一千三百十二損失補償契約額は約六百四十四萬六千圓供給決定額五百八十萬圓の増額を示してゐる。この増加率は將來の成績に比較して幾分好成绩であるが、全體的に負債整理計畫を見れば手續の煩雜、預金部融資條件の困難等に災されて豫定通りに整理は進捗せざる状態である。

負債整理東北六縣狀況調

Table showing the status of debt restructuring in six counties (Aomori, Iwate, etc.).

は次表の如く庭先相場の昂騰により推定販賣価格は恐慌前の昭和四年を凌駕してゐる。

Table of commodity prices (rice, wheat, etc.) comparing current market prices with estimated selling prices.

大麥に於ても四年の實收七百一十一萬七千石に對し十一年は六百三十五萬五千石と減じた

が、庭先相場九圓三十六銭に對し十一圓に昂騰したためその總價額は六千六百七十萬圓から約七千萬圓に、その推定販賣収入は一千三百萬圓から一千萬圓に増加した、裸麥に於ても庭先相場が十二圓九八銭(四年)から十八圓(十一年)に躍進した爲實收高二百五十萬石減にも拘らず、總價格は九千五百萬圓(四年)から一億五百萬圓(十一年)に、推定販賣収入價額は一千九百萬圓から二千百萬圓に累進したわけである。斯くて米、麥、繭類の推定販賣収入額の合計は左表の如く恐慌後の四復騰を出でてはゐる。

Table with 2 columns: 年次 (Year) and 指數 (Index). Rows include 昭和四年, 昭和六年, 昭和十年, 昭和十一年.

以上の事實から見て抽象的な農家經濟は恐慌前の状態にすら達せず、而もこれを階層的に見ると、地主、富農層に偏在した景氣指標であることは否めない、殊に肥料其他の農業用品及農家生活品の昂騰に加へて小作料の騰貴は、中小農の經濟に重壓を加へ窮乏が窮乏を生む結果を招來するものである。

物價騰貴 並に農村經濟の將來 農業のみでは食へない農家經濟の今後の見

Table with 3 columns: 種類 (Category), 九年末 (End of 9th year), 十年末 (End of 10th year), 十一年末 (End of 11th year). Rows include 總平均, 農産食品, 布帛類, 小豆, 鶏卵, 茶, 内地材.

Table with 3 columns: 種類 (Category), 指數 (Index), 指數 (Index). Rows include 木炭, 硫安, 麥酒, 鐵力, 鐵子.

自作農維持創設

十ヶ年間の成績を見る

農林省調査による昭和元年以來實施されてゐる自作農維持創設の昭和十年に至る十ヶ年の成績を見ると数字的には相當の成績を収め貸付金額の總額一億四千萬圓に依つて創設維持された自作農地は七萬六千六百餘町歩でその農家數十七萬四千三百戸に及んでゐる。

Table with 4 columns: 年次 (Year), 貸付金額 (Loan amount), 創設維持面積 (Area), 同戸數 (Number of households). Rows include 昭和元年 through 昭和十年.

右表に依れば十ヶ年間資金貸付は約三割に満たないが創設維持面積は土地價格の値下りに依り六割五分に達してゐる。而し之を更に町村並に農家平均的に就いて見れば創設維持した農家は全國一町村平均十五戸で一農家當りの創設面積は僅に四段四畝維持面積四段一畝に過ぎぬ、これが資金償還に關しては昭和五年の農村恐慌對策として貸付資金償還措置

を始めとして同七年の時局巨救、九年及十年の災害對策、十一年の根本的改訂等の理由に於て創設維持地の途中放棄、小作地並小作爭議の逐年増加等の實情を照合すれば本施設の小作關係調整に於ける効果は全く期待に反してゐる。その實證として資金貸付後に於ける土地讓渡件數の昭和八年までの報告を見れば、

Table with 3 columns: 昭和八年 (Showa 8th year), 讓渡人數 (Transfered persons), 讓渡地段別 (By transfered land type). Rows include 果樹, 耕作地, 雑草, 未利用地.

となつてゐる。この原因としては家政整理努力不足、疾病轉業、家計不如意等多くの理由が擧げられてゐるが、要するに資金の融通利子の補給を受くるも弱小經營の結果は結局持續不可能といふ事に基因する譯で之等本施設の將來に當局の企圖するものとは相當に距離あるものを示唆してゐる。

更に之を自作地創設にすべき小作地賣却者の階級的調査をとりあげれば注目すべき現象が現はれてくる。即ち昭和元年より同八年までの累計に依れば、

Table with 2 columns: 町歩以上 (Above町歩), 町歩以下 (Below町歩). Rows include 賣却者數 (Number of sellers), 同百分比 (Same percentage).

て中小地主は漸次小作農に轉落してゐることを物語るものである。

Table with 3 columns: 自作地 (Self-cultivated land), 小作地 (Subsistence land), 創設 (Creation), 維持 (Maintenance). Rows include 一人當平均面積, 一人當貸付金額.

以上如く現行自作農創設維持の過去十ヶ年の成績に徴すれば結局中小地主の小作農への轉落及小作爭議の激増を見たのみで全く當初の期待を裏切つて居り新農地法の制定によつて更に自作農創設維持計畫を擴大するも結局小作調整の彌縫策に過ぎず、十五億圓で七十一萬町歩の自作農創設中には既墾地四十六萬町歩の購入創設を含み一段歩平均三百二十六圓といふ高地價を豫定してゐるがこれは農地の生産力收利力を遙かに超過する高地價であつてこれのみによつて創設後の自作農地の發展に多くを期待されないものである。

自作農の米生産費

帝國農會では、年々經營規模中庸の全國自作農を選び小郡市では一戸以上、産米額十萬石以上の郡市では二戸以上を指定し總戸數七百九十五戸に就き米の生産費調査を行つてゐるが昭和十一年度分の調査發表に依れば全國平均の副収入を差引いた玄米一石當生産費は二五圓八〇錢で、前年より一圓八六錢少く反當生産額七圓八七錢に對する反當生産費は七一圓一錢で、前年の反當生産額七〇圓八五錢に對する六九圓一八錢に比すればその收支經濟は余程好轉してゐる、次に反當生産費の内譯を見ると次の如くである。

種子	肥料	(内)自給	(内)賃	勞力	畜力	諸材料	以上直接生産費	土地改良費	農具費	建物費	租稅	土地資本	以上間接費	合計
二・〇六	〇・六六	〇・三三	〇・三三	二・五二	二・八五	二・四四	一・六六	〇・〇九	一・二五	一・二五	七・五五	三・三一	三・三〇	七・二一
二・〇三	〇・六三	〇・三〇	〇・三〇	二・四七	二・八二	二・四〇	一・六三	〇・〇六	一・二二	一・二二	七・五二	三・二八	三・二七	七・一八

即ち自作農に於ける米生産費の内、土地、資本、利子が最も多く、之は田地買價格に對する年利四分として計算し、これに稻作用農舍敷地、靱乾場の土地、資本利子をも加へたもので、地主的な計算方法である。更に副収入を差引いた米一石當生産費の最も多いのは廣島縣の二九圓三九錢で福岡の二九圓二一錢がこれに次ぎ、最低は奈良縣の二二圓三一錢となつて居り全國平均は二五圓八〇錢である、次に米生産經濟の地方性を窺ふ爲、全國府縣の反當生産額と同生産費を比較するならば別表の如くである。即ち東京、福岡、北海道の赤字を除けば最高反當二〇圓六九錢(奈良)から最低七八錢(富山)の收得となつてゐる。

府縣別	生産額	生産費	反當收得
青森	七六・一九	七〇・四〇	三九・九
岩手	六七・二六	六〇・三六	二九・三
宮城	六九・二六	六〇・三六	二九・三
秋田	五九・六六	五九・六六	一三・三
山形	七〇・四一	六九・九	三三・四
福島	七〇・四一	六九・九	三三・四
茨城	七〇・四一	六九・九	三三・四
栃木	六六・五五	六六・五五	二九・九
群馬	六六・五五	六六・五五	二九・九
千葉	七〇・四一	六九・九	三三・四
葉	七〇・四一	六九・九	三三・四

府縣別	生産額	生産費	反當收得
東京	六八・九	六〇・八	一・一九
神奈川	七〇・四	六六・七	二・六六
新潟	七〇・四	六六・七	二・六六
富山	七〇・四	六六・七	二・六六
石川	七〇・四	六六・七	二・六六
福井	七〇・四	六六・七	二・六六
山梨	七〇・四	六六・七	二・六六
長野	七〇・四	六六・七	二・六六
岐阜	七〇・四	六六・七	二・六六
愛知	七〇・四	六六・七	二・六六
三重	七〇・四	六六・七	二・六六
滋賀	七〇・四	六六・七	二・六六
京都	七〇・四	六六・七	二・六六
大阪	七〇・四	六六・七	二・六六
兵庫	七〇・四	六六・七	二・六六
奈良	七〇・四	六六・七	二・六六
和歌山	七〇・四	六六・七	二・六六
鳥取	七〇・四	六六・七	二・六六
島根	七〇・四	六六・七	二・六六
岡山	七〇・四	六六・七	二・六六
広島	七〇・四	六六・七	二・六六
山口	七〇・四	六六・七	二・六六
徳島	七〇・四	六六・七	二・六六
香川	七〇・四	六六・七	二・六六
愛媛	七〇・四	六六・七	二・六六
高知	七〇・四	六六・七	二・六六
福岡	七〇・四	六六・七	二・六六
佐賀	七〇・四	六六・七	二・六六
長門	七〇・四	六六・七	二・六六
熊本	七〇・四	六六・七	二・六六
大分	七〇・四	六六・七	二・六六
宮崎	七〇・四	六六・七	二・六六
鹿児島	七〇・四	六六・七	二・六六
鹿兒島	七〇・四	六六・七	二・六六

米作農家戸數 (昭和十一年) 第一表

府縣別	自作	小作	自作兼小作	米作準農家	總數	一農家當	米作農家
宮城	一七、三六	四四、六九	三、七五	一、三六	六六、八五	一〇・一	二一・二
福島	四、二一	四七、五五	四、六八	一、三六	五七、六〇	一五・五	一五・五
山形	三〇、三二	二四、二八	四、二六	一、三六	五九、二二	七・四	一三・五
秋田	一、九四	二九、八五	三、五三	一、三六	三六、六八	九・五	一三・三
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
岩手	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
宮城	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
福島	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
山形	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
秋田	一、八五	二八、三六	三、七二	一、三六	三五、二九	一〇・三	一三・七
青森	一、八五	二八、					

河北年鑑

Table showing rice production and price trends for various regions in Hebei, including columns for 'Production' (收穫高) and 'Price' (同價額).

Table titled '米作付反別表' (Rice Cultivation by Prefecture) showing data for 11 prefectures and a national average, including 'Production' and 'Price' columns.

九厘)の増加を見、其の作付反別は三百二十萬六千九百八十三町四段にして全國平均一段歩收穫高は二石一斗に當る。之を東北地方に見るならば其の收穫高は一石七十九萬六千三百三十八石にして、之を前年收穫高に比すれば二百七十三萬二千二百九石(三割三分九厘)を増加し、前五ヶ年平均收穫

米收穫高

農林省發表による昭和十一年の米收穫高は六千七百二十三石にして之を前年收穫高に比すれば九百八十八萬五千七百四十七石(一割七分二厘)を、前五箇年平均收穫高に比すれば、八百十九萬六千三百九十六石(一割三分

Table titled '米收穫高' (Rice Harvest High) showing data for 11 prefectures and a national average, including 'Production' and 'Price' columns.

府縣別米收穫高

Table titled '府縣別米收穫高' (Prefecture-wise Rice Harvest High) showing data for 11 prefectures, including 'Production' and 'Price' columns.

累年米收穫高並水稻作況

Table titled '累年米收穫高並水稻作況' (Multi-year Rice Harvest High and Rice Cultivation Status) showing data for 11 prefectures from 1925 to 1930, including 'Production' and 'Price' columns.

自作農創設維持成績表

Table titled '自作農創設維持成績表' (Performance Table for Establishing and Maintaining Self-cultivating Farmers) showing data for 11 prefectures and a national average, including 'Production' and 'Price' columns.

農林省發表に依る昭和十二年六月一日現在全國麥豫想收穫高及前年實收高との比較は次の如くである。

農村と農業

小麥 一、三三六、七五五(四分九厘減) 一、三三六、七五五(四分九厘減) 一、三三六、七五五(四分九厘減) 一、三三六、七五五(四分九厘減)

麥 豫想收穫高 (昭和十二年六月一日現在)

縣別	△大麥		△小麥		計
	作付反別	豫想收穫高	作付反別	豫想收穫高	
青森	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
岩手	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
宮城	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
秋田	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
山形	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
福島	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
官廳	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
計	7,000	7,000	7,000	7,000	28,000

縣別	燕麥收穫高 (昭和十年)		計
	作付反別	反當收穫高	
青森	1,000	1,000	2,000
岩手	1,000	1,000	2,000
宮城	1,000	1,000	2,000
秋田	1,000	1,000	2,000
山形	1,000	1,000	2,000
福島	1,000	1,000	2,000
官廳	1,000	1,000	2,000
計	7,000	7,000	28,000

縣別	裸麥收穫高 (昭和十一年)		計
	作付反別	反當收穫高	
青森	1,000	1,000	2,000
岩手	1,000	1,000	2,000
宮城	1,000	1,000	2,000
秋田	1,000	1,000	2,000
山形	1,000	1,000	2,000
福島	1,000	1,000	2,000
官廳	1,000	1,000	2,000
計	7,000	7,000	28,000

種目	類別	官城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
大麥	收穫高(石)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	28,000
小麥	收穫高(石)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	28,000
裸麥	收穫高(石)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	28,000
燕麥	收穫高(石)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	28,000
其他	收穫高(石)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	28,000

種目	類別	官城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
大豆	收穫高(石)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	28,000
小豆	收穫高(石)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	28,000
粟	收穫高(石)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	28,000
稗	收穫高(石)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	28,000
玉蜀黍	收穫高(石)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	28,000
黍	收穫高(石)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	7,000	28,000

品名	官城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
蕎麥 (收穫高石)	二,九一九	一,八〇〇	三,七三二	二,七〇八	八,二四九	五,一三三	一四〇	六六,七四
甘藷 (收穫高石)	二,四〇三	一,四三三	二,九六八	二,四五一	八,二九一	四,四〇一	一四〇	五,八〇,五九
馬鈴薯 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	一四〇	九五,三六九,三五
生産額合計(圓)	九,七九九,七五〇	一〇,一五五,八三三	一〇,一五五,八三三	九,〇〇三,六九九	四,八八八,一〇〇	四,四四九,九五六	一四〇	三三,三三六,〇〇〇
作付反別合計(町)	三,〇〇七,五五六	九,九八,八九九	五,四七五,五九九	三,四八四,五七六	一,八三三,五七	二,一五五,三三九	一四〇	一,四三三,七五〇

園藝農産物の收穫高 その一 果實 (昭和十年)

品名	官城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
梅 (收穫高石)	五,一七二	一〇,三三三	三,〇三二	四,九六二	三,〇三三	五,〇〇九	計	三四八,〇七九
桃 (收穫高石)	五,六〇六	一〇,三三三	三,〇三二	四,九六二	三,〇三三	五,〇〇九	計	四,六九三,九八六
櫻桃 (收穫高石)	一〇,一五〇	一〇,三三三	三,〇三二	四,九六二	三,〇三三	五,〇〇九	計	一,九六二,一四九
西洋梨 (收穫高石)	二,六〇六	一〇,三三三	三,〇三二	四,九六二	三,〇三三	五,〇〇九	計	一,二九一,二二六
生産額合計(圓)	二,七三二	一〇,三三三	三,〇三二	四,九六二	三,〇三三	五,〇〇九	計	一〇,五二六,八八一

園藝農産物の收穫高 その二 蔬菜 (昭和十年)

品名	官城	福島	岩手	青森	山形	秋田	計	全國計
豌豆 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	四八,四三三
菜豆 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	七,八一,九一四
胡瓜 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	三〇,九三九
南瓜 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	六,八九,四一四
西瓜 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	七,八一,九一四
甜瓜 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	六,八九,四一四
茄子 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	七,八一,九一四
蕃茄 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	六,八九,四一四
大根 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	七,八一,九一四
燕菁 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	六,八九,四一四
胡蘿蔔 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	七,八一,九一四
牛蒡 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	六,八九,四一四
里芋 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	七,八一,九一四
葱 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	六,八九,四一四
葱頭 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	七,八一,九一四
甘藍 (收穫高石)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	六,八九,四一四
生産額合計(圓)	二,三七一	一,三三三	三,九三三	三,四六一	一,五八九,〇七	九〇七,五五	計	七,八一,九一四

漬菜(收穫高價)	13,432,666	8,503,497	3,611,166	3,791,490	6,106,214
其他生産額(圓)	7,415,000	5,557,581	2,252,916	3,915,533	3,884,533
生産額合計(圓)	21,847,666	14,061,078	5,864,082	7,707,023	10,000,747
作付反別合計(圓)	2,785,597	3,181,911	1,094,311	1,101,011	3,019,479
〔備考〕其他生産額は蠶豆(ソラマメ) 越瓜(シロウリ) 花百合、蓮根、落花生の五種	10,301,066	13,371,764	7,655,000	9,110,000	9,467,000

東北の農業氣象概況 (昭和十一年)

宮城縣 (仙臺測候所調査)

一月より四月に至る間の天候は前年来の無軌道氣象を持續して頗る異常のものであり、殊に寒候期間の如きは本所創立以來の嚴寒大雪のことであつた。この四ヶ月間の平均気温は平年より二度一分の過低でこれまた創立以來の最低記録であつた。これは獨り本縣のみならず殆ど全国的の現象であつた。この異常寒氣も五月ころより漸次軌道に復し五月中の天候經過は略々平年に近いものであつた。六月以上降の稲作期間中は頗る順調に進み梅雨現象も至つて輕微に終り播種期間中は初夏の天候に恵まれ、七月中旬以後は完全なる夏型の氣壓配置で近年稀に見る天氣に恵まれ、分蘗、出穂、開花、成熟期を通じて一般に稲作に好適氣候であつた。十月の颱風期も亦天候は概して順調なる經過を辿つた。三日三陸を通過した颱風は管内各地に可なり豪雨をもたらした。稲田には相當の被害を與へたが幸ひに時期遅きため致命的のものでなく兎も角今年の稲作は好天氣に恵まれて近年稀に見る豊作となつた。十月中旬には全国的に可なりの寒波襲來し例年より逸早く各地に初霜、初雪、初氷の現象あり早くも冬の訪れを思はせ

たが間もなく平常に復し、十一月は一般に單調にして異常現象なく十二月には平年より稍々暖かく好時高過に經過した。これは要するに昭和十一年の氣候は別表に示すが如く一年を通じての平均値においては例年と大差なきも適時好適氣候を現はしたる結果近年稀に見る好良なる年であつた。

主なる異常現象

- 一、一月十八日の最低気温氷點下十一度五分は創立以來の最低記録にしてこの日市内の水道管の破裂百五十個所を超過せしむ。
- 一、四月二十六日櫻開花平年より六日遅し。
- 一、七月二十七日の最高気温三十五度、之は本年における最高記録であつた。
- 一、九月二十五日湯原に初霜。管内における初霜のトツツで平年より二十三日早し。
- 一、十月二十二日蔵王山に初雪。平年より一日遅し。
- 一、十月二十三日鳴子に初雪降る。管内における初雪のトツツで平年より二日早し。
- 一、十一月三日拂曉縣下全境に亘つて強震を感ず、幸ひに震を起さなかつたが壁に割目が入り、墓石、石燈籠は倒れ本所創立以來の最強地震であつた。震源は本所を去る約百餘分の福島縣東方沖。
- 一、十一月二十三日三陸沖通過の颱風は本年最終のもので珍らしい季節外れのものであつた。

福島縣 (福島縣測候所調査)

初冬以來特に寒氣厳しく降雪も亦絶えることなく積雪地の會津方面は勿論例年積雪の豊い阿武隈流域の中通りも海岸部北部等も全く雪に閉ざされたといふ現象を示し、全地方は殆ど昭和九年及觀測所開設以來の記録を破つてゐる。一例を會津地方の伊北村(南會津郡)にとると同村の最深積雪最近十年平均記録は二七九〇、昭和九年最深記録は四〇五〇種であるが十一年は五八〇〇種を出てぬが從來の記録昭和七年の四四〇種を遙に突破して八〇〇種に及び最高気温の最低位、日気温の最低月平均より見た日気温、最低等でも凡て開設以來の記録を示した有様である。而も寒氣は四月中旬迄續いて融雪は遅々として多積雪地方は稻播種に支障を來す事極度に憂慮された。苗代初期とせられる四月下旬から五月中旬までは氣温、日照共に好調となり縣下平坦部の作物も全く順調に進んだが會津山地は積雪なほ融けず播種は大々的に雪割作業を行つて施行した有様であつた。その結果灌溉水温は極度に低く憂慮された支障を來し

而も苗代後期から移植期までの天候は一般に梅雨型の險峻冷涼の日曇りあり、移植期の六月中旬は通常梅雨初期に相當し陰鬱性なのだが同年はその微なく、気温日照共に内陸部では平年を遙に凌駕したため苗代末期の氣象低悪を補ふ上に効果があつた、然し一面雨量少かつたので水利不便の地では水不足を來し移植が困難であつた。

分蘗期は初期には順調であつたが例年より見ると梅雨の最盛期なため初期末から梅雨の影響を強く受け中期からは陰鬱冷涼降雨が續いて發育分蘗の促進が極度に阻害され、末期である七月中旬の梅雨明け期はほぼ平年並に明け氣壓配置上から見ても夏の型式を示し天氣も回復して高温多照となり好調に終つた。海岸地方は五月中旬以後此の期に至る約二ヶ月間多くは平年以下の低温が續いたのは一般に喧嘩された通り海水が低温だつた影響かも知れない。

伸長期以後は海岸部、内陸部ともほぼ同一歩調をもつて進み、七月下旬の伸長前期は高温多照豪雨の結果各所に水不足が起こつた。八月二、三日極度に陰鬱冷涼であつたが長続きせず後期の八月半までは又高温多照雨量も稍少かつたが屢々來た驟雨のため水量が補はれ、伸長の助長促進上よりは素より各要素から見ても大豊作であつた昭和八年の同期に匹敵し分蘗の補足、出穂の促進上よりも完全な期を經過した譯である。

出穂開花期の前期は可成り低温稍寡照、經過不良であつたが後期の八月末から九月初日までは各要素とも急速に回復して高温の殘暑を呈し成熟期の初期九月初旬まで續く好調を示し、成熟中期は稍々寡照多雨だつたが気温高く末期の九月下旬は再び天候回復し雨量こそ平年の倍であつたが高温多照のためこれを補つて全期より見ると昭和八年の高温を遙に凌

駕してゐる。

以上伸長期より成熟期に亘る氣象經過は部分的に不順性を示したが二百十日等の厄日も無事に終り好調を辿つた結果伸長期以前の不順調も概して補足された感がある。その後の收穫期(十月三日より約一ヶ月も全期より見ると高温多照、その間三回に亘り季節外れの颱風が接近したため降雨の頻度並に量は多く殊に十月三日の颱風は當縣東方海岸二百軒の海上を北上するに當り縣下一帯は暴風圏内に入り局部的に稻の倒伏、穀の脱落を來した等多少の被害もあつたが稻作大勢に大した影響がなかつた、當所の初霜は十月二十四日で前年(十一月三日)及び平年(十月二十七日)に比較して夫々早く十一月に入つて支那大陸の高氣壓が漸く發達し、一面當縣東方洋上を北東に馳走する颱風はオホツク海方面に去る優勢な大陸低氣壓等月中夫々二回宛あり、その通過後は氣温急降したが大陸高氣壓の分離東漸して本邦を掩ひ好時を示したがこれが屢々平均から見ると平年と大差のない氣象狀況を示し、初冬十二月は氣壓配置上よりも漸く冬型を呈することが多く當所の初雪は十二月二十四日平年と同日で前年(十二月九日)より早かつたが平均から見ると稍々高温多照で特別異變がなかつた。

岩手縣 (中央氣象臺盛岡支臺調査)

年初頭から連日寒氣厳しく一月の平均気温は氷點下五度を示し平年より一度七分低く、又一月中で盛岡に於て気温が氷點以上に昇らなかつた日が十八日にも及び全く稀有の現象を示した。二月に入つて気温が漸く平年並に昇り、天候も順調を辿り三月に入つたが、月初頭で気温がまた低下し一日には最低気温氷點下十六度二に下つて冬季中の最低極を現し

青森縣 (青森測候所調査)

一月上旬と中旬は気温極めて低く、下旬から二月

中旬までは幾らか昇り気味になつたが平年気温に較べると稍々低い。

二月下旬から三月中旬まで著しく気温が低下し、三月下旬には幾分昇温の機運となつたが月末より再び著しく低温となり四月中旬に及んだ、又本各期に於ては降雪極めて多く総量九百三十四厘三に達し、酷寒のため積雪も深く近年稀に見る慮だつた爲、根雪の解消も遅れ、四月中旬に漸く消えた。

引續き気温は稍々低いが六月中旬から七月中旬の前半までは頗る低下、下旬に至つて稍々上昇したが八月に再び連日低温を續け日照も全期を通じて一般に寡照であつた。

九月に入り気温も上り、日照も比較的よく順調な気象経過を辿つたが十月三日北北上せる颱風と日本海の低気圧が合流して四日未明大暴風雨と高潮を齎し、縣下海岸一帯に被害を見た。十月及び十一月は気温は平年に比して稍々低いはは雖も大差なく、日照は平年に比して稍々多く十月二十二日に本年の初雪を見た。

十二月は初旬気温極めて低く降雪も多かつたが、中旬に入り気温急昇し、降雪寡く割合に平靜に歸し、積雪も漸次減少した。

山形縣 (山形測候所調査)

舊臘来の多雪の傾向は本年に入つて益々著しく縣の中部以南では近年未曾有の深雪に達し桑園果樹等の被害夥しく交通の支障甚かつた。寒烈荒天の傾向でも亦異例の年であつた。

三、四兩月中の気温過低下つたため積雪の融消期も殆ど未曾有の遅延を來し開花野菜期も遅れて來た。苗代期間は平年寡照で雨量が著しく減少したが六月

月の中旬以後は日照多く気温の上昇著しくなり灌漑水の上昇を促した。七月の前半は低温寡照に經過したが後半には村山、置賜地方に稀有の早天寡雨を來し、一方庄内最上地方では寡照多雨に經過した。八月は例年に比較して稍々低温だつたが山形方面の雨量と日照は平年大差がない。これに反して最上、庄内地方では著しい多雨の状態を呈した。九月は平年中第二位の高温を占め前半の殘暑は特に著しく晩秋の雨量減少を見た。十四日飽海郡に豪雨あり河川が出水をした。十月は乾燥多照で庄内地方に寡雨の傾向甚だしく一般に稲の收納に好適であつた。四日暴風襲來のため果樹に被害が多かつた。

秋田縣 (秋田測候所調査)

年頭は寒氣凛烈を極め朔風優勢で降雪多く日照時數寡少であつた。例年より二十日も早く前年十二月の下旬に降り積つた雪がそのまゝ融解せず根雪となつて春三月下旬の中頃やうやく融消したなど冬が長期に亘つたのは近年稀に見る現象であつた。積雪量は縣沿岸一帯に多く、その割合に例年の多雪地である縣南、縣北の平坦部に多くなかつた。然し、その割合に果樹、桑樹が非常な被害を受けたのは雪質が例年と異つた爲か或は積雪期間が甚だ長かつた爲かと思はれる。

春季は殘暑をうけ、ついで気温の上昇著しからず梅櫻の開花は平年より約五日も遅れ梅は四月の月末近くに櫻は五月に入つて咲き初めた。晩春は雨量甚だ少なかつた爲稲の播秧に際し水不足を告げ一時播秧不能に陥つた所も相當あつたが幸ひ六月中旬中頃から潤雨あつて播秧を満足に結了し得た。初夏六月中旬後は気温も大いに上昇し日照時數もほぼ平年並となつて漸く順調に復したが七月に入つて霖雨續いて気温低下し、同月中旬には縣下一帯に霖雨あり豊作物その他に著しい被害をうけた。而も稻分蘗の最盛期であるこの月の上中旬は著しい陰冷の天氣に終始して下旬に入り気温漸く上昇して稍々盛夏らしい暑氣を呈したが期間甚だ短く、八月に入つて又々陰冷多雨の天氣に戻つて盛夏期らしい暑氣に浴したことなくしてこの月を終つた。九月の初秋に入つて幾分殘暑を挽回し漸く好晴の天氣に惠まれたが下旬頃から早くも初冬の天候となり附近高山には例年より早く初雪降り、十二月初めには縣下一帯に積雪あり、引續き連日の降雪あつて時々吹雪を起こした等本格的に冬の状況となつた。然し、中旬中頃から暖濕の天候に戻り數次の降雨に接して地上の積雪は全く消えた。要するに同年の氣象は冬期は例年より一層酷寒多雪であり、春季は餘寒が續いて気温低く、夏季は陰冷多雨の天候に終り、唯初秋期だけが幾分温暖、好晴の天候に惠まれた丈で晩秋早くも初冬の状況に入つた。同年の夏季の陰冷多濕は去る昭和九年、十年の場合とは趣を異にし、太平洋上から吹いて來た冷濕風が主山脈を越へて縣内に及ぼし気温を下降せしめたのではなく、日本海上に低気壓の往來頻繁だつた爲天候不良となり、気温の昇降が妨げられたのである。それで同縣内でも沿岸一帯は特に陰冷、多雨の天候が多く、山寄り地方、縣南、縣北の平坦部は割合に日照時數多し気温も沿岸地方のやうに著しく低下しなかつた爲稲作も沿岸部は不良だつたが平坦部と山寄り地方は割合に良好な結果を得た模様である。

蠶絲業

糸價安定施設法要綱

竝糸價安定施設特別會計法要綱

糸價安定施設法要綱

(三月三十日公布法律第十六號)

- 【第一】 本法は生絲の價格の異常なる騰貴又は低落の防止を圖り蠶絲業の安定及發達を期することを目的とする
【第二】 製絲業者は米價の安定を圖り蠶絲業の改善發達を期す目的を以て主務大臣の認可を受け糸價安定施設組合を設立し得ること
【第三】 製絲業者糸價安定施設組合を設立せざる場合に於て主務大臣必要ありと認むるときは製絲業者に對し糸價安定施設組合の設立を命じ得ること
【第四】 糸價安定施設組合は法人とすること
糸價安定施設組合は營利を目的として其の事業を營むことを得ざること
【第五】 糸價安定施設組合の地域は全國の區域に依ること
【第六】 糸價安定施設組合成立したるときは製絲業者は總て其の組合員とすること

蠶絲業

輸出生絲問屋及生絲輸出業者並に本法施行地域外に於ける製絲業者は糸價安定施設組合に加入し得ること

【第七】 糸價安定施設組合は勅令の定むる所に依り一定の價格(賣渡價格)に依る賣渡の申込に應じて生絲の賣渡又は買入を爲すものとすること

【第八】 賣渡價格及買入價格は一定の制限の範圍内に於て競争織維の價格、滿生産費中に於ける現金支出額に自給費の一定割合の金額を加へたるもの及生絲の製造販賣に要する費用並に物價其の他の經濟事情を參酌して主務大臣之を定むること

【第九】 賣渡價格及買入價格は糸價安定委員會に諮問して之を定むること
【第十】 糸價安定施設組合は第七に掲ぐる事業の外左の事業を行ひ得ること
一、組合員の生絲共同保管
二、組合員の事業に關する統制
三、組合員の事業の改善に關する施設

四、組合の行ふ事業に要する費用に充つる爲の積立金の造成
五、前各號に掲ぐるものゝ外組合の目的を達成するに必要な施設

【第十一】 糸價安定施設組合は生絲の絲價が一定の價格以下に低落したる場合に限り生絲の共同保管を行ひ得ること

【第十二】 生絲の市價が第十一に依る價格以下に低落したる場合に於て主務大臣の必要ありと認むるときは糸價安定委員會に諮問して糸價安定施設組合に對し其の組合員の生絲の共同保管を行ふべきことを命じ得ること

糸價安定施設組合前項に依り生絲の共同保管を行ひたるときは政府は組合に對し其の所有する生絲を交付し得ること
【第十三】 主務大臣必要ありと認むるときは糸價安定委員會に諮問して糸價安定施設組合に對し其の共同保管する生糸に付保管の解除を命じ得ること

【第十四】 糸價安定施設組合は第七に規定する場合を除くの外生絲の賣渡又は買入を爲し得ざること
【第十五】 生絲安定施設組合の經費及過意金に付ては強制徴收を爲し得ること

【第十六】 糸價安定施設組合に總代會を置くこと總代會は理事長副理事長及總代を以て組織すること
【第十七】 左に掲ぐる事項は總代會に議決を

古く大正年代以降數次の蠶絲恐慌對策として、生絲の共同保管、出荷制限、操業短縮を始め、絲價安定融資補償法の發動、滞貨生絲の問題等種々の對策手段を講じ來つたのであるが近年に於ける蠶絲非常時は絲價安定に關する恆久策の確立が蠶絲業維持更生の根本方策の核心を爲すものとして重大視されるに至つた。

現在の蠶絲機構は複雑多岐を極めてゐるが爲に絲價對策實施の結果各業者への影響は頗る廣範圍に及ぶので一時は實現困難を傳へられてゐた。これは生絲が主として海外に販路を有し又代替競争品にして人絹が存在するので、一定の公道價格、乃至は小範圍に於ける價格統制の實施を至難ならしめたものである。然るにこの人絹工業の目覺ましい躍進は必然的に競争對抗して市場の安定を確保し且需要の増加を圖る爲には蠶絲價の異常なる低落、昂騰を防止せざるにあらざれば蠶絲業再建を期し得ざる状態に到つて絲價安定法の發動となつたのである。

さて一應本法の内容を見るに絲價安定の効果の手段方法として常時に於て相當價額の生絲資金を準備して高値抑制の爲に一定價格(賣渡價格)による買入の申込に應じて生絲の賣渡を行ひ、安値防止には一定價格(買入價格)による賣渡の申込みで買入れ、以て常に一定價格の範圍内に安定せしめんとするものが骨子となつてゐる。この賣渡價格及買入

價格が如何に定めらるゝかは本法運用の成果を決するもので、延いて蠶絲業の盛衰に影響を齎らす重要性を持つものである。價格決定には政府部内に關係各業代表者を網羅する絲價安定委員會なる諮問機關を設置し原則として毎年一月にその年の六月一日より翌年五月三十一日迄の價格を農林大臣が定むることになつてゐる。而してこの價格調節の當面の實行機關として組合製絲を含む全國の製絲業者を中心とした絲價安定施設を組織して基準價格による生絲の賣渡又は買入れを行ひ別に買入價格補充的施設として生絲の共同保管をも行ふことになつてゐる。

同組合は買入價格によつて生絲の賣渡、買入を行ふものであるが政府は絲價安定施設特別會計で現在の所有生絲約五萬俵と七千萬圓の資金を準備して賣渡價格、買入價格により組合に對し生絲を賣渡し、又組合より生絲の買入を爲すものである。

價格決定の標準はどうなつてゐるかといへば法令には詳細に規定せられてゐるが大體次の如くである。

(一) 賣渡價格

賣渡價格は本法制定の理由に基き競争織維の價格の一定倍數に相當する價格を基礎として爲替相場生絲運送費を參酌して定められた物價參酌値の上値三割と上値四割との内に於て定められるもので大體米國に於ける

「ウイニコース」の價格の三倍乃至四倍に相當する價格が適當とされてゐる、なほ物價參酌値は大體米穀統制法の場合と類似の方法により絲價指數を物價指數にて除したる各生絲年度の絲價率に付最小自乗法の方式によつて絲價率趨勢値を算出しこれを物價參酌値の算定せられる月の前六ヶ月間の平均物價指數に乘じたるものを八百十九圓六十一錢に乘じて算出するものであるが、唯米穀統制法の場合と異り、生絲の特殊性に鑑みこの場合に用ふる物價指數は日米物價指數の幾何平均により、又絲價率趨勢値は人絹發達後の趨勢を加味するため明治三十四年生絲年度を第一年次とする絲價率の趨勢値と大正十三年生絲年度(この年より人絹の世界生産數量は生絲の世界生産量を凌駕せり)を第一年次とする絲價率の趨勢値との幾何平均によることにしたのを特色とする。

(二) 買入價格

買入價格は異常なる繭絲價の低落により養蠶經濟が破綻を來すが如き事態の發生を防止するために繭生産費中の現金支出額に自給費の一定割合に相當する金額を加へたるものを基礎とし算出する生絲價格と物價參酌値の下値三割と下値四割との間に於て農林大臣の定むる價格との範圍内に於て定められるのである。但し買入價格の決定に就

いては勅令に於て一定の制限があり、生絲原價の八割五分に相當する價格又は物價參酌値の下値三割に相當する價格を越ゆることが出来ない。

而して右の賣渡價格及買入價格は白十四中D格の生絲につき定めらるゝ標準賣渡價格及買入標準價格とその他の種類及品位の生絲の白十四中D格の生絲に對する格差によつて定めらるゝものであり、又繭生産費中に於ける現金支出額及自給費並に生絲の製造販賣に要する費用に關しては毎年約八百戸の養蠶家及約二百の製絲業者につき詳細な調査を行ひこれ等の平均値によつて算出せられることとなつてゐる。

更に政府は絲價安定施設組合の事業遂行上次の如き補強施設を規定してゐる。

即ち基準價格維持に關する施設として前述の如く五萬俵の生絲と七千萬圓の資金とを以つて組合の申込により賣渡價格にて生絲の賣渡買入價格により生絲の買入を行ふ場合は組合の買入生絲を一定期間内に限り政府に賣渡を命ずると共に又政府の保有する生絲數量減少して賣渡價格を維持すること困難なる場合の生ずる虞れあるときは生絲の市價が賣渡價格の八割に相當する價格以下なる場合に限り市價に悪影響を及ぼさざる方法で市場より生絲を買入れ補充し得ることになつてゐる。又本施設に關聯する生産統制に關しては絲價安定施設組合及蠶絲業組合法に依り設立し

たる法人が蠶種、繭又は生絲の生産、保管を行ふ場合に農林大臣は必要に應じ組合員をして團體の統制に従ふべき旨の命令を發して強化することになつてゐる。更に繭及生絲の現在高並生絲の製造高、消費高に關する正確なる統計調査によつて需給狀況を闡明して本法運用の重要參考資料となし不自然なる繭絲價の變動を防止しようといふのである。

二、産繭處理統制法の實施と再吟味

昭和五年六月に於ける繭絲價の低落は生絲恐慌、養蠶恐慌の先驅をなして業界あげての諸對策も効果なく主要養蠶地方に在りては爲に社會問題化する實情をさへも呈した。爾來繭絲價は一進一退、わが蠶絲業は非常時下に苦悶の六ヶ年を経過した。この間本邦生絲の最大顧客たる米國の經濟界不況に依る購買力が減退し、一方人絹工業の驚異的發達は絲質の向上と價格の低廉とを武器として着々と生絲市場を侵蝕するに至り又沼津の春繭初取引の昭和

四年以來の高値を呼んだことは業界更生の曙光といへよう。

然しながら三大工作の中軸をなす産繭處理統制法が實施第一年の初頭に於て大混亂を呈し再吟味すべき運命に逢着したるに鑑み本法の實施に於ても種々懸念すべき點なきにしも非ずであるが養蠶家、製絲家が生産費の低下價格の統制、安定によつて安んじて生産に従事し得る見透しがついた譯であるから今後は政府當局並關係各業者の從來蠶絲業機構に伏在した種々なる缺陷を是正、改善しつゝ本法の運用を誤またざるに於ては蠶絲業更生も遠からずであらう。

絲業の全機構は業界各部門に於て對立摩擦關係を生じ延いてさまざま派生的問題を惹起するに至つた。こゝに至つて政府、民間ともに期せずして所謂根本策源の對策たる「蠶絲業更生に關する根本對策」を確立し具體的施設として考慮せられたる前述の三大目標が生じたのであつた。即ち(一)生産費低下による優良品の廉價生産、(二)繭絲類生産及販賣の統制、(三)繭絲類需要増進の三大指針を基調として矢繼ぎに各種の施設が實施されること

になり既に實施を見たものうちでも原蠶種
國家管理制度と今期第七十議會に於て漸く成
立を見た絲價安定施設と今春から全國一齊
に行はれた産繭處理統制法は蠶絲業再建の基
礎的な工作として最も重視されるものである
産繭處理統制法の實施第一歩を迎へた全國
各養蠶地方は多かれ少なかれ、混亂紛糾の情
勢を呈し、全國注視の的であつた沼津の乾繭
取引も公正なる取引の行はれたのは初取引だ
けで二日目よりは所謂特約取引となつた。又
三重縣松坂では助成金取上げ、取引禁止騒ぎ
が傳へられるなどの困惑ぶりであつた。これ
らを以て直ちに産繭處理統制法の功罪を問
ふものではなく寧ろ實施第一歩の過渡期に於
けるこの程度の混亂は已むを得ないと思はれ
るがこの混亂を招いた第一は生繭取引を禁止
して乾繭取引を變革されたことである。從來
の生繭成行取引を排して乾繭取引に變革せし
むることは理論的には正しいが長い間の養蠶
家の保守的な慣習と窮迫し居る農家經濟の必
然性とは總産繭の半ば近い割合を占める生繭
取引を一朝一夕にして改變せしめることは容
易な業でない。

三、繭生産費低減と

共同施設助成

る。春繭取引の混亂を通じて看取される傾向
の諸事情より見て農林當局、地方當局の指導
獎勵に拘はらず産繭處理統制法の主眼たる乾
繭取引が幾多の支障に逢着し伸び悩みの状態
を呈してゐるのは同法實施第一歩の現實を再
吟味すべき根本的實際的問題がひそむので
ある。その根本問題としては
一、現行の如き取引を純粹の乾繭取引と見
做し得るや否や。
一、現行の如き乾繭取引によつて果して養
元來、繭の生産費は桑葉代と勞賃が決定的
割合を占めてゐる。技術の研究の進歩に經營
の合理化は次第に生産費低減の傾向にあると
はいへ經濟的效果は當局の指導助成と科學的
な研究に俟つ現状にある。
農林省の繭生産費低減施設は、稚蠶共同桑
園の設置助成と稚蠶共同飼育所設置助成(何
れも國庫助成金交付率五割)、蠶蛆驅除豫防施
設助成(同二割八分)、繭質改善施設助成(同
五割)、蠶種製造設備設置助成(同四割)の各
施設を以て構成されてゐるが右の内最も重
要性を持つものは稚蠶共同桑園と稚蠶共同飼
育所である。
これ等生産費低減施設の參考の爲昭和十一

Table with columns for '費目' (Expense Item), '春蠶繭' (Spring Silk), and '夏蠶繭' (Summer Silk). It lists various costs like '桑葉代' (Silkworm feed), '勞賃' (Labor), and '諸費' (Miscellaneous) with their respective percentages and amounts for different regions.

なして來たが、これは根本的に不經濟であり
且不合理である。その理由は元來、稚蠶と壯
蠶の要求する食葉は成分的にも異なることは
勿論で稚蠶は健康本位、壯蠶は成繭本位の成
分を要求するが、同一肥料を以て育成した同
一桑園の桑葉ではこの要求に副はれない。又桑
園經營の方から見ると單位面積から多收穫を
期する爲に多肥栽培を行ふか壯蠶向の桑葉と
稚蠶向の桑葉では化學的にも自らその要求す
る肥料成分の割合を異にするので、最も合理
的能率的にするには壯蠶用と稚蠶用とを區別
して肥培管理をすべきである。然るに小規模
養蠶農家ではこの用途別肥培を爲し得る餘裕

四、繭檢定制實施品質の向上

農林省では繭質向上と産繭處理統制の萬全
を期してゐるが、最近繭檢定制に依る繭質向上
の跡は著しく全製絲聯(全國檢定制成績)の調
査に依れば、次表の如く三ヶ年間に著しい進
歩を示してゐる。

Table showing silkworm rearing statistics for 1928, 1929, and 1930. Columns include '對一時間繰絲量' (Spinning speed), '解舒絲長' (Fiber length), '小類' (Small class), and '繭織度' (Cocoon density).

蠶絲業

がない。そこで共同的に稚蠶桑園を設けて、
この技術進歩の要求に應ずることが最も經濟
であり且つ合理的であるといふ見地よりこの
助成は行はれてゐるのであるが、又飼育に於
ても最も繭質收量に影響の大なるそして最も
飼育の困難な稚蠶期を共同努力と共同設備を
以て集團的に行ふ方が遙かに有利であり、技
術的にも好都合であることはいふまでもな
い。以上の見地より農林省ではこの施設を一
層擴大して繭生産費の低減を相對的且科學的
に普及達成せんものと企圖したものである。
なほ東北六縣に對する繭生産費低減施設は
昭和十二年度の助成費は三萬六千圓である。

Table showing silkworm rearing statistics for 1928, 1929, and 1930. Columns include '對一時間繰絲量' (Spinning speed), '解舒絲長' (Fiber length), '小類' (Small class), and '繭織度' (Cocoon density).

一五一

Table showing silkworm rearing statistics for various regions in 1930. Columns include '山形' (Yamagata), '宮城' (Miyagi), '福島' (Fukushima), etc., with rows for '繭織度' (Cocoon density), '小類' (Small class), and '繭長' (Cocoon length).

即ち繰絲量の最高は高知の九六・三瓦、繭長
では奈良の六八八米、小類では山梨の九四點
織度では岩手の三・一一デニールである。

五、製絲業法施行狀況

農林省發表による中小製絲の整理合同過程に於ける製絲業法施行狀況によると操絲工程を行ふ工場数は營業製絲が千四百七十二工場、十九萬七千四百二十二釜、産業組合製絲が二百八十二工場、三萬八千五百二十二釜で兩者とも百釜未満が最も多い、こゝに同法施行當時(昭和七年十月)と現在の比較増減を見ると營業製絲にあつては工場數に於て五六・二%、釜數に於て三六・八七%の減少、組合製絲では工場數に於て四三・〇三%、釜數に於て二六・四%の減少を示してゐるが更に規模別増減では營業製絲に於ける百釜未満工場數は六一・二減釜數で五八・九八%減、百釜乃至百五十釜工場數は五五・九五%減、釜數五五・四三%減で殆んど半減し、百五十釜から五百釜未満のものも三〇%前後の減少を見てゐる。組合製絲にあつても百釜未満工場は五六・二%、釜數五五・九%減、百釜乃至百五十釜工場數も三〇・九%減、百五十釜乃至二百釜は三〇%の減少を示してゐるがこれは中小製絲家の没落を如實に物語るもので殊に昭和九年蠶絲再恐慌當時は彼等は急角度を以つて没落して行つたのである。工場閉鎖せるもの二千二百二工場、十二萬九千七百七釜の減少であり、この内二百釜未満の減少が一千九百八十八工場、九萬七千五百七十七工場に達してゐる。次に本年七月中旬に於ける運

轉狀況を見れば別表の如くで即ち運轉率は組合製絲に於て著しく劣り、總數工場運轉率はほぼ同様であるが、釜數に於ては僅かに五五・九八%しか運轉してゐない。殊に百五十釜未満の小規模工場に於ける運轉率は營業製絲が九割を維持してゐるに反し組合製絲は僅かに釜數の三四割しか運轉してゐない。これは産業處理統制後當局の期待を裏切つて養蠶家が特約取引に走つた結果特約組合が著しく進出したると組合製絲が産組主義に立籠つて大資本との協同を排し來つた爲資本の攻勢により供繭がひどく低下したに因るものである。

六、好況の昭和十二年

春繭初取引

待望の産繭處理統制法の實施による沼津の初繭市場を開けて見るに昨春蠶に更に輪をかけて昭和四年來の高値を示現し蠶絲恐慌前の水準に漸く復活するに至つたことは注目される。初取引を見るに黃繭最高入札價格は乾繭十貫目建百六十圓で生繭一貫匁に換算して六圓二十八錢といふ高値である。最低入札價格は乾繭百四十圓二十錢、生繭換算五圓二十錢

一五二

現に十一年度の特約取引は三千六萬五千六百貫に上り上繭總産額の四一・五%といふ増加を來してゐるを見て明かである。

製絲業運轉狀況

規模別	營業製絲		組合製絲	
	工場數	釜數	工場數	釜數
百釜未満	九・三	八・七	九・七	三・六
一〇〇—一五〇	九・三	八・四	九・〇	四・九
一五〇—二〇〇	九・三	八・五	九・〇	五・〇
二〇〇—三〇〇	九・三	八・六	九・〇	五・〇
三〇〇—四〇〇	九・三	八・七	九・〇	五・〇
四〇〇—五〇〇	九・三	八・八	九・〇	五・〇
五〇〇—一〇〇〇	九・三	八・九	九・〇	五・〇
一〇〇〇以上	九・三	九・〇	九・〇	五・〇
平均	九・三	八・八	九・〇	五・〇

で平均入札價格乾繭百五十三圓六十三錢、生繭換算五圓九十錢三厘、掛目四二・一となり、これを昨春初取引の買馴れ相場四圓九十四錢三十四掛に比べると九十六錢三厘、八・一掛の高値を示したのである。なほ白繭の平均入札價格は乾繭百十圓、生繭換算五圓三錢掛目三九・一であつた。この初取引より産繭處理統制法の變動に基いて乾繭による劃期的檢定取引に變革されたのであるが取引前に於て全國の養蠶家、製絲家は、絲價好調を傳へながら一脈

の不安を以つてこの取引の結果を凝視してゐたが、開札の結果は價格に於ては好調を示し、取引に於ては過渡期の最初の取引として少なからぬ混亂を呈したが漸次順調に取引の進められたことは或る程度まで産繭處理統制法の精神が時代に適合しつゝあると思はしめるものがあつた。然るに其後各地に於ける乾繭取引を見るに何れも困惑を示し實績の擧がらざる情勢を示して再検討を必要とされてゐるが過渡期の現象として已むを得ないことであらう。

今年の繭生産費

沼津乾繭取引の結果生繭當換算の平均價格は五圓九拾錢三厘となつたが、これは乾繭十貫匁平均價格の換算であるから直に養蠶家の純収入とはならない。一貫匁につき十三錢の乾燥料と賞當二錢の乾繭手數料とを控除しなければ昨年との生繭價格と比較することは出来ない。結局差引した純價格は五圓七十五錢で、これを昨年の初取引日の平均價格四圓九十四錢から差引いた結果は今年が昨年に比べて一圓二十一錢の増加である。一方養蠶家の生産費は四圓九錢となつてゐる。

桑葉代賃	昭和十二年	昭和十一年
桑葉	三・八〇	一・八七
種代	三・三三	一・七〇
賃	一・一〇	一・〇〇

建物	器具	蠶具	養蠶	保溫	雜費	諸稅	計
一・六〇	一・三〇	一・二五	一・三〇	一・二〇	一・〇〇	三・八〇	

であるが蠶糞その他の雜收入六十二錢五厘(昨年は三十二錢)を控除すると結局今年の純生産費は四圓九錢一厘となつてゐる。この結果平均純價格五圓七十五錢から差引いた養蠶家の収入は一圓六十六錢となり昨年より二十錢四厘の増加である。然し今年の生産費は物價騰貴により昨年比して六十錢六厘の増加を見込んでゐるが養蠶家として充分裕りのある生産費である。これは沼津の初取引を基準としたもので必ずしも全国各地の養蠶家の生産費の基準とはならないが約一割五分の生産費増加を計算してなほ昨年より二十錢四厘の収入増加は養蠶家としては養蠶時代の再來を想はしむるものである。

春蠶掃立豫想數量

農林省發表により昭和十二年四月末現在の春蠶豫想掃立數量は總數六千六百二十六萬八千三百九十グラムで内白繭は四千七百七萬二千四百十グラムで七割一分、黃繭は一千九百十九萬五千九百八十グラムで二割九分となつてゐる。これを前年の春蠶掃立數量六千五百五萬二千七百十グラムに比すれば百一十一萬五千六百八十グラム(一分九厘)の増加を示

してゐる。これは桑園整理事業によつて桑葉量の減收を見越し掃立を手控へたものもあつたが一方前年の桑樹の雪害によつて掃立數量を減少したる地方に於て特に掃立を増加したる模様である。

これを東北六縣に就いて見れば、各縣いづれも増加してその總量は六百五十七萬三千一百五十九グラムで前年より四十萬五千五百七十九グラムの増加となつてゐる、縣別に表示すれば次の如くである。

縣別	總量	白繭	黃繭	前年比
宮城	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	七・三
福島	二、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一八・二
岩手	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一七・九
青森	一、〇〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一七・九
山形	一、〇〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一七・九
秋田	一、〇〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一七・九

收繭高の豫想

晩場地方の北海道及東北地方に於ける本年六月末現在の春蠶豫想收繭高は總數四百六十五萬九千七百四十貫、内繭白繭三百九十萬四千八百貫、黃繭七十五萬四千五百四十貫にして前年春蠶收繭高四百二十八萬四千四百一十一貫に比すれば三十七萬九千二百九十九貫(八分九厘)の増加を示してゐる。

而して全國に於ける春蠶豫想收繭高を見るに總額四千二百三十三萬六千七百二十貫、之を前年春の收繭高四千三百三十九萬二千四百七十四貫に比すれば七十四萬四千三百四十六貫

(二分八厘)の増収を示した。東北六縣の豫想高は次の如くである。(△印減)

Table with 2 columns: 縣名 (County Name) and 總數 (Total). Rows include 岩手, 青森, 山形, 秋田, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 和歌山, 奈良, 徳島, 香川, 高松, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄.

七、十一年を顧る

A 産繭額

農林省発表による昭和十一年に於ける養蠶戸数は百八十七万七千六百六十四戸、蠶種掃立数量は一億四千五百六十三万七千八百六十六瓦(内譯春蠶六千五百五十二万七千七百十瓦、夏秋蠶八千九百九十九万五千五百五十六瓦)で産繭額は八千二百九十萬二千九百九十六貫、價額三億七千六百六十萬七千二百八十圓(内譯春蠶四千万三千九百九十六貫、價額一億九千九百九十六萬七千五百圓、夏秋蠶四千万五千五百五十二貫、價額一億八千九百九十六萬七千五百圓)にして前年に比すれば養蠶戸數三萬六千九百八十三戸(二分)減、蠶種掃立數量五百五十三萬八千八百六十六瓦(三分七厘)減(内譯春蠶四百三十三萬六千四百九十三瓦、六分二厘減、夏秋蠶百二十萬二千三百七十三瓦、一分五厘減)、産繭額八十三萬六千九百四十三貫(一分)増、價額三千万七百七十四萬六千八百五十三圓(一割二厘)増

減(内譯春蠶二百七十八萬三千五百五十二貫六分三厘減、價額三千八百一萬五千二百八十二圓二割三分五厘増、夏秋蠶三百六十一萬九千九百九十九貫九分六厘増、價額二千二百六十八萬四千四百二十九圓一分二厘減)である。なほ本年の産繭額を前五ヶ年平均に比すれば數量八百四十九萬九千四百四十五貫(九分三厘)減、價額六千六百六十六萬五千四百三十九圓(一割八分八厘)増を示した。蓋し本年は桑園の整理に依る段別の減少と雪害に基く桑葉量の減収を見越し掃立を手控へ又は全然養蠶を見合せたるものあつた爲に養蠶戸數及掃立數量は前年に比し前記の如く減少を示すに至つたのである。收繭高は春蠶に就いては掃立數量減少したると一部地方に於ては壯蠶期に多雨低温であつた爲め桑不足を生じ蠶兒を淘汰したものがあつた關係で前年に比し六分三厘の減収を示したが夏秋蠶に就いては掃立以來天候が概ね適順で蠶兒の發育良好であつたが爲掃立數量が

B 産繭處理狀況

昭和十一年に於ける上繭生産量(種繭を含まず)は七、七五、二三八貫で前年に比し三、四、五九八貫を微増した。この産繭處理の内譯を示せば次の如くである。(單位千貫、△印減)

Table with 2 columns: 特別取引 (Special Transactions) and 委託製絲 (Commission Spinning). Rows include 乾繭 (Dry Silk), 特別取引 (Special Transactions), 委託製絲 (Commission Spinning).

生繭取引 三五、三三五 △四% 其 他 四七 前年比較増 二% 特約組合數 三二、五五六 前年比較増 九% 組合員數 九九、二四四 二% 右の如く約二圓の開きを見せてゐる、而して昭和九年の相場は繭生産費を完全に一圓以上を割るものであつて、生産費のうち桑葉代四〇%、勞賃三五%であるから現金支出は平均一圓二十錢程度が實際であつた。東北の養蠶縣たる福島では當時五、六十錢まで切下げた實例さへあつた。飢餓線上にあつた養蠶貧農は生活苦から一時も早く現金に換へるべく賣急ぎをする爲足許を見られて現金支出を叩き削る程度までを目標に製絲家に繭價を叩かれた。それでもなほ彼等は生産費割れの繭安にも養蠶を止めることが出来なかつたのである。されば同年に於ける養蠶農家戸數減少は著しく、宮城七パーセント、福島二パーセント、山形三パーセント、而して青森の如きは實に四六パーセントの減少をさへ見るに至つた。斯くて凶作に加ふるに繭價の惨落は農村

八、東北蠶絲業特殊事情 宮城縣是共榮蠶絲の創立

連年の災禍による農業恐慌で最も痛烈な打撃を受けた養蠶農民は農村非常時の主動勢力の如く見られてゐたが昭和九年の蠶絲恐慌の再來で彼等農民は完膚なきまで叩きのめされて了つた。殊に東北農村のうけた打撃は甚大で餓死線上に彷徨する多數農民の現出して政治問題、社會、經濟問題化してあつたことに今なほ記憶に存するところである。東北地方養蠶地の春繭の出廻りは東海地方の早場地方より約一月遅れるので、そこを狙つて他府縣の製絲資本家より買叩かれるのが常であつた。いま、昭和四年來の高値と呼ばれる沼津の春繭初取引の高値と昭和九年の蠶絲恐慌再來當時の相場を比較すると

Table with 2 columns: 繭 (Silk) and 價 (Price). Rows include 白繭 (White Silk), 黄繭 (Yellow Silk), 繭 (Silk), 繭 (Silk).

右の如く約二圓の開きを見せてゐる、而して昭和九年の相場は繭生産費を完全に一圓以上を割るものであつて、生産費のうち桑葉代四〇%、勞賃三五%であるから現金支出は平均一圓二十錢程度が實際であつた。東北の養蠶縣たる福島では當時五、六十錢まで切下げた實例さへあつた。飢餓線上にあつた養蠶貧農は生活苦から一時も早く現金に換へるべく賣急ぎをする爲足許を見られて現金支出を叩き削る程度までを目標に製絲家に繭價を叩かれた。それでもなほ彼等は生産費割れの繭安にも養蠶を止めることが出来なかつたのである。されば同年に於ける養蠶農家戸數減少は著しく、宮城七パーセント、福島二パーセント、山形三パーセント、而して青森の如きは實に四六パーセントの減少をさへ見るに至つた。斯くて凶作に加ふるに繭價の惨落は農村

宮城縣是蠶絲會社

先づ宮城縣に於ける産繭狀況を見るに大體次の如くである。昭和十一年現在の農家戸數は十萬五千六百

十八戸でその三割一分一厘の三萬二千九百五十九戸が養蠶戸數で、産繭額は百四十八萬一千三百二十一貫、價格六百四十四萬一千四百圓となつてゐる。この桑園反別は一萬五千九百四十九町三反で昭和七年より同十一年までの整理桑園三千九百六十九町二反三畝、改植桑園一千五百二十八町六反七畝である。而して最近五ヶ年の産繭處理の實績は左の通りである。

Table with 2 columns: 種類 (Category) and 計 (Total). Rows include 産業組合製絲 (Industrial Association Silk), 特約取引 (Special Contract), 生繭取引 (Raw Silk Contract), 繭 (Silk), and 繭種 (Silk Variety).

この百五十萬を内譯すると縣内消費額七十二萬、縣外移出額七十八萬貫で、縣外移出額中縣外製絲家との特約取引で處理の安定せる三十五萬貫を除いた四十五萬貫の過剩繭は例年處理に窮して縣外よりの繭仲買人等に依つて不採算を承知で不當に買叩かれて來た、殊にも貧農の多い東北養蠶民は明日の五圓よりも今日の現金四圓を希望する程に窮迫してゐる故に生産費を制するやうな不當價格を承知で手離すことになる。こゝにも乾繭取引の歡迎されざる實際問題が存在する。

三、産繭品位の向上と規格統一を期すること
四、製絲業の經營改善と生絲の規格向上を期すること
五、縣内産繭にして處理に窮する繭數量はこれを縣内に於て消化の方策を講ずること
六、産繭處理統制法による繭處理形態の整備統制を期すること

乾繭組合よりの供繭全部を引受け、縣外特約の三十五萬貫及産業組合製絲宮城社の供繭區域を除き約百萬貫の産繭を盡く處理せんとするに至つたのである。
然るに一方同社設立に伴つて過剩釜數七百釜(操業釜數の約半數)の整理と縣下十四製絲工場中十一工場の廢止とは従業員三千人の大動搖を來し、男女工の失業問題、工場閉鎖に對する地元民の反對運動を惹起するに至り縣當局を狼狽せしめた。その結局、日本蠶絲聯合會より交付の整理獎勵補償金十九萬五千圓と縣是蠶絲から借受けた十三萬圓、合計三十二萬五千圓を以つて從來の十一工場を二工場に整理合同して管理工場となし現在の工場は雜繭整理工場として存続することに決して男女工も失業の憂き目を免かれた。

給を行つたがその不合理なるに痛憤せる養蠶農民は「産繭處理對策協議會」を結成して縣當局へ陳情書を提出する一方、各乾繭組合代表は最高六十五圓、最低五十五圓、平均六十圓と取引價格を決議の上同價格によらざる縣是蠶絲との取引は行はざる旨の通告をなした。又この不當取引價格のみならず、同社は縣下の個人乾繭装置十ヶ所を買収し、仲買人

の進出を阻止する等獨占的行爲による養蠶農民への壓迫は社會大衆黨をいたく刺戟し内容暴露、糾弾の旋風を捲きさしむるに至つた。官民一致の美名によつて設立された縣是蠶絲機構は最初の春繭取引に於てその包藏する矛盾と缺陷の重壓を縣下農民大衆の頭上に打ち下す結果となつたのである。今後、初秋蠶並晩秋蠶を控へて實施第一年

の産繭處理法と縣是蠶絲に對する反感と呪咀の聲は高まる一方である。蠶絲更生途上に於てなほ依然として救はれないのは養蠶農民と中小製絲業者である。經營、運用に關し素人である縣が監督權を有し、資本金の半額出資と經營運用の専門家たる片倉製絲を中軸とする宮城縣是共榮蠶絲の將來は全く多事多難である。

農家戸數及養蠶戸數 (昭和十一年)

Table showing the number of households and silkworm-rearing households by county. Columns include 縣別 (County), 農家戸數 (Total Households), 養蠶戸數 (Silkworm-rearing Households), and 養蠶戸數に對する百分比 (Percentage of Silkworm-rearing Households). Rows list 宮城, 福島, 岩手, 青森, 山形, 秋田, and 全國計 (National Total).

桑園反別 (昭和十一年)

Table showing the area of mulberry gardens by county. Columns include 縣別 (County), 桑園反別 (Mulberry Garden Area), and 養蠶者一戸當り桑園反數 (Mulberry Garden Area per Silkworm-rearing Household). Rows list 宮城, 福島, 岩手, 青森, 山形, 秋田, and 全國計 (National Total).